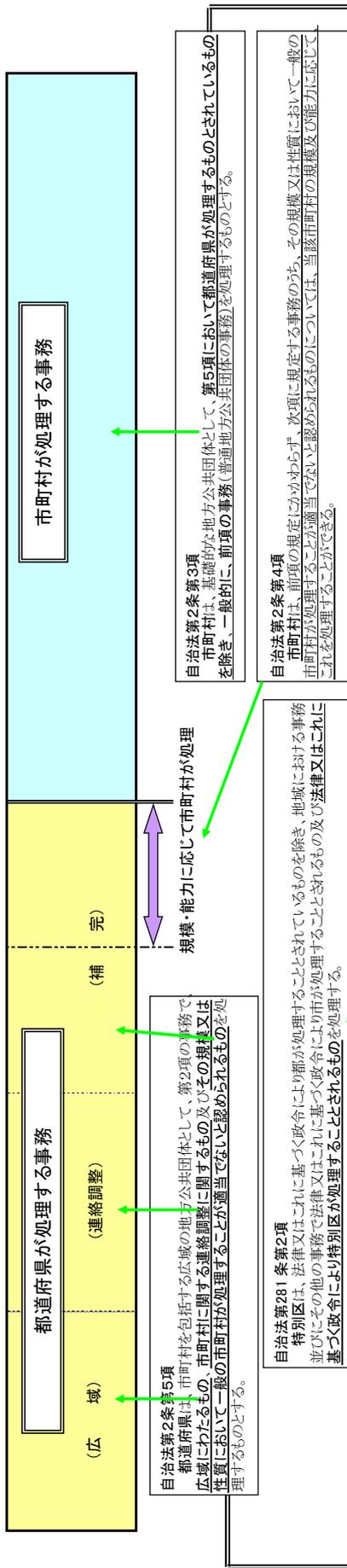
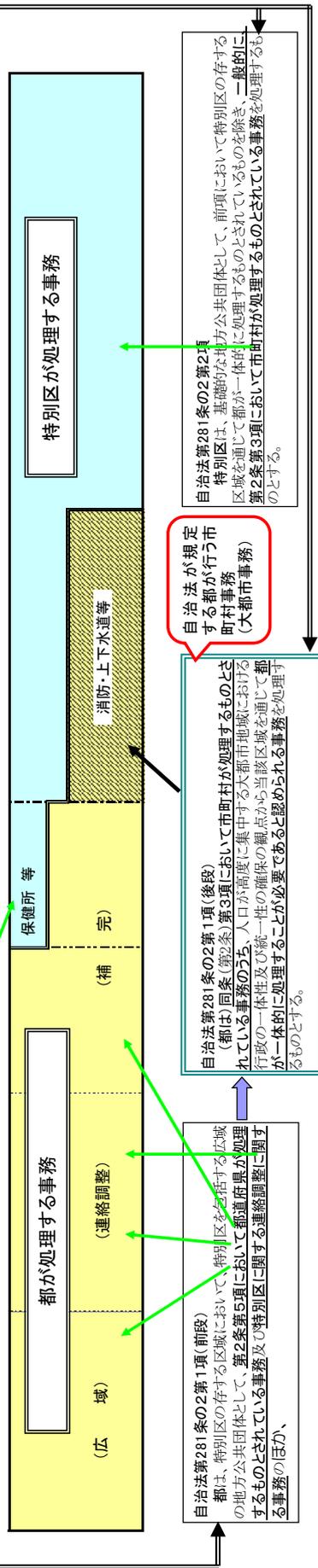


自治法上の都区の役割分担及び財源配分について

【一般的な道府県と市町村の役割分担】



【特別区の区域における都区の役割分担】



自治法第281条の2に関する都の考え方

- どの事務も、都が広域の自治体として行うもの。法律上、全て「都の事務」であって区別はない。
 - 自治法第281条の2は、特別区の区域において都と特別区それぞれが処理する事務の範囲を規定しているものであり、調整税など大都市財源の使途を規定しているものではない。(自治法第281条の2第1項後段の範囲という制約は受けない。)
- 平成10年自治法改正の際の国会答弁(抜粋)
- 「都道府県としての都でなく、市町村が処理する事務のうち、都がどの部分を担うのか、ごういことにつきましては(中略)、特別区が存在する区域を通じて一体的に処理することが必要であるかどうか、必要であると認められる事務に限って都が限定的に事務を担当する、特別区はそれ以外のものを一般的に担う」
 - 「調整3税を原資とする都区財政調整制度が、それぞれ市町村の事務を都と特別区で分担する割合に応じて財源配分がされるわけで(中略)、都に留保される一般であれば市町村が行う事務の財源としてこの調整3税の、要するに都に留保される分がそれぞれ財源保障の機能を持つ」

◎ 自治法は、都が限定的に行う市町村事務と、通常の府県事務を明確に区別

◎ 都の市町村財源の使途は、「一般的に市町村が処理する事務」の範囲

都区間財源配分関連規定等

<地方自治法>

(都と特別区との役割分担の原則)

- 第 28 条の 2 都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第 2 条第 5 項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の確保の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。
- 2 特別区は、基礎的な地方公共団体として、前項において特別区の存する区域を通じて都が一体的に処理するものとされているものを除き、一般的に、第 2 条第 3 項において市町村が処理するものとされている事務を処理するものとする。
- 3 都及び特別区は、その事務を処理するに当たっては、相互に競合しないようにしなければならない。

(特別区財政調整交付金)

- 第 282 条 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。
- 2 前項の特別区財政調整交付金とは、(中略：調整三税等)の合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

(都区協議会)

- 第 282 条の 2 都及び特別区の手続の処理について、都と特別区及び特別区相互の間の連絡調整を図るため、都及び特別区をもつて都区協議会を設ける。
- 2 前条第 1 項又は第 2 項の規定により条例を制定する場合には、都知事は、あらかじめ都区協議会の意見を聴かななければならない。

<地方自治法施行令>

(特別区財政調整交付金の総額)

- 第 210 の 10 地方自治法第 282 条第 2 項に規定する特別区財政調整交付金（以下「交付金」という。）の総額は、同項に規定する（中略：調整三税等）の合算額に条例で定める割合を乗じて得た額（次条第 2 項及び第 3 項において「交付金総額」という。）とする。

(交付金の種類)

- 第 210 の 11 交付金の種類は、普通交付金及び特別交付金とする。
- 2 普通交付金の総額は、交付金総額に一定の割合（次項において「普通交付金に係る割合」という。）を乗じて得た額とする。
- 3 特別交付金の総額は、交付金総額に一から普通交付金に係る割合を控除して得た割合を乗じて得た額とする。

(交付金の交付)

- 第 210 の 12 普通交付金は、地方自治法第 281 条第 2 項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法（昭和 25 年法律第 211 号）第 11 条から第 13 条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額（次項及び第 210 の 15 において「基準財政需要額」という。）が、
(中略：特別区が課する税及び特別区に交付・譲与される交付金、譲与金について、地方交付税で 75%でカウントされるものを 85%としたうえで、地方交付税法第 14 条に) 規定する算定

方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額（次項及び第 210 条の 15 において「基準財政収入額」という。）を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

- 2 各特別区に対して交付すべき普通交付金の額は、当該特別区の基準財政需要額が基準財政収入額を超える額（以下この項において「財源不足額」という。）とする。ただし、各特別区について算定した財源不足額の合算額（以下この章において「財源不足額合算額」という。）が普通交付金の総額を超える場合においては、次の式により算定した額とする。

当該特別区の財源不足額－当該特別区の基準財政需要額×（財源不足額合算額－普通交付金の総額）／基準財政需要額が基準財政収入額を超える特別区の基準財政需要額の合算額

（条例で定める割合の変更）

- 第 210 条の 14 普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なることとなる場合においては、地方自治法第 282 条第 2 項に規定する条例で定める割合の変更を行うものとする。

（参考）平成 10 年地方自治法改正時の都区間配分に関する考え方

（H10. 4. 7 衆議院地方行政委員会での自治省財政局長答弁から抜粋）

- 「都に留保される事務につきましては、本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものでございますが、したがって、そのために都と区の間で財源配分を適切に行う必要がございます。」〔二橋財政局長（衆 H10. 4. 7 中島武敏）〕
- 「いわゆる調整三税の調整割合を定めるということが都分と特別区分とのシェアを分けることになるわけでございますが、これにつきましては両者間で十分な話し合いを行って、あくまでもその基本となりますのは実際に行います事務分担に応じてその財源の配分を行うことでございますので、そういう実際に分担する事務分担を前提として十分な話し合いを行っていただきたい、その結果で調整割合を定めていくということになろうかと思えます。」〔二橋財政局長（衆 H10. 4. 7 太田昭宏）〕
- 「今後の事務の変動あるいは移管ということが行われます場合には、それに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていく」〔二橋財政局長（衆 H10. 4. 7 石井紘基）〕

（参考）＜地方交付税法＞

（この法律の目的）

第 1 条 この法律は、地方団体が自主的にその財産を管理し、事務を処理し、及び行政を執行する権能をそこなわずに、その財源の均衡化を図り、及び地方交付税の交付の基準の設定を通じて地方行政の計画的な運営を保障することによつて、地方自治の本旨の実現に資するとともに、地方団体の独立性を強化することを目的とする。

（用語の意義）

第 2 条 この法律において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 一 地方交付税 第 6 条の規定により算定した所得税、法人税、酒税及び消費税のそれぞれの一定割合の額並びに地方法人税の額で地方団体がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように国が交付する税をいう。

(運営の基本)

第3条

- 2 国は、交付税の交付に当つては、地方自治の本旨を尊重し、条件をつけ、又はその用途を制限してはならない。
- 3 地方団体は、その行政について、合理的、且つ、妥当な水準を維持するように努め、少くとも法律又はこれに基く政令により義務づけられた規模と内容とを備えるようにしなければならない。

(交付税の総額)

第6条 所得税及び法人税の収入額のそれぞれ100分の33.1、酒税の収入額の100分の50、消費税の収入額の100分の19.5並びに地方法人税の収入額をもつて交付税とする。

(交付税の種類等)

第6条の2 交付税の種類は、普通交付税及び特別交付税とする。

- 2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額は、前条第2項の額の100分の94に相当する額とする。
- 3 毎年度分として交付すべき特別交付税の総額は、前条第2項の額の100分の6に相当する額とする。

(特別交付税の額の変更等)

第6条の3

- 2 毎年度分として交付すべき普通交付税の総額が引き続き第10条第2項本文の規定によつて各地方団体について算定した額の合算額と著しく異なることとなつた場合においては、地方財政若しくは地方行政に係る制度の改正又は第6条第1項に定める率の変更を行うものとする。

(歳入歳出総額の見込額の提出及び公表の義務)

第7条 内閣は、毎年度左に掲げる事項を記載した翌年度の地方団体の歳入歳出総額の見込額に関する書類を作成し、これを国会に提出するとともに、一般に公表しなければならない。

- 一 地方団体の歳入総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 各税目ごとの課税標準額、税率、調定見込額及び徴収見込額
 - ロ 使用料及び手数料
 - ハ 起債額
 - ニ 国庫支出金
 - ホ 雑収入
- 二 地方団体の歳出総額の見込額及び左の各号に掲げるその内訳
 - イ 歳出の種類ごとの総額及び前年度に対する増減額
 - ロ 国庫支出金に基く経費の総額
 - ハ 地方債の利子及び元金償還金

(普通交付税の額の算定)

第10条 普通交付税は、毎年度、基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体に対して、次項に定めるところにより交付する。

- 2 各地方団体に対して交付すべき普通交付税の額は、当該地方団体の基準財政需要額が基準財政収入額をこえる額(以下本項中「財源不足額」という。)とする。ただし、各地方団体について算定した財源不足額の合算額が普通交付税の総額をこえる場合においては、次の式により算定した額とする。

当該地方団体の財源不足額－当該地方団体の基準財政需要額×((財源不足額の合算額－普通交付税の総額)／基準財政需要額が基準財政収入額をこえる地方団体の基準財政需要額の合算額)

令和4年度都区財政調整区別算定結果総括表（対当初見込み比較）

（単位：千円）

区 分		令和4年度 当初算定 ア	令和4年度 当初見込 イ	差引増(△)減額 ウ = ア - イ	増(△)減率 エ = ウ / イ		
交 付 金 の 総 額	調整税等	固定資産税	1,354,336,113	1,354,336,113	0	0.0%	
		市町村民税法人分	550,693,684	550,693,684	0	0.0%	
		特別土地保有税	10,000	10,000	0	0.0%	
		法人事業税交付対象額	74,610,240	74,610,240	0	0.0%	
		固定資産税減収補填特別交付金	3,000	3,000	0	0.0%	
	計	1,979,653,037	1,979,653,037	0	0.0%		
	条例で定める割合	55.1%	55.1%	—	—		
	当年度分	1,090,788,823	1,090,788,823	0	0.0%		
	精算分	18,547,645	18,547,645	0	0.0%		
	計 A	1,109,336,468	1,109,336,468	0	0.0%		
内 訳	普通交付金分 A×95%	1,053,869,645	1,053,869,645	0	0.0%		
	特別交付金分 A×5%	55,466,823	55,466,823	0	0.0%		
基準財政収入額 B		1,233,541,729	1,233,541,729	0	0.0%		
内 訳	特別区 税	特別区民税	894,642,466	894,642,466	0	0.0%	
		軽自動車税	環境性能割	344,055	344,055	0	0.0%
			種別割	3,502,896	3,502,896	0	0.0%
		特別区たばこ税	62,941,551	62,941,551	0	0.0%	
		鉱産税	0	0	0	—	
	小計	961,430,968	961,430,968	0	0.0%		
	利子割交付金	2,295,946	2,295,946	0	0.0%		
	配当割交付金	15,698,222	15,698,222	0	0.0%		
	株式等譲渡所得割交付金	17,878,059	17,878,059	0	0.0%		
	地方消費税交付金	200,958,303	200,958,303	0	0.0%		
	ゴルフ場利用税交付金	30,352	30,352	0	0.0%		
	環境性能割交付金	3,085,284	3,085,284	0	0.0%		
	地方特例交付金	6,173,663	6,173,663	0	0.0%		
	計	1,207,550,797	1,207,550,797	0	0.0%		
	地方揮発油譲与税	3,463,309	3,463,309	0	0.0%		
	自動車重量譲与税	9,861,610	9,861,610	0	0.0%		
	航空機燃料譲与税	947,470	947,470	0	0.0%		
	森林環境譲与税	997,428	997,428	0	0.0%		
	交通安全対策特別交付金	960,047	960,047	0	0.0%		
	合計	1,223,780,661	1,223,780,661	0	0.0%		
特別区民税特例加減算額	△8,671,445	△8,671,445	0	0.0%			
地方消費税交付金特例加算額	18,432,513	18,432,513	0	0.0%			
基準財政需要額 C		2,232,007,504	2,287,411,374	△55,403,870	△2.4%		
内 訳	経常的経費	1,871,519,286	1,919,254,943	△47,735,657	△2.5%		
	投資的経費	360,488,218	368,156,431	△7,668,213	△2.1%		
差引 (C - B)		998,465,775	1,053,869,645	△55,403,870	△5.3%		
内 訳	財源不足額	1,013,698,483	—	—	—		
	財源超過額	15,232,708	—	—	—		
交 付 額	普通交付金	1,013,698,483	1,053,869,645	△40,171,162	△3.8%		
	特別交付金	55,466,823	55,466,823	0	0.0%		
	計	1,069,165,306	1,109,336,468	△40,171,162	△3.6%		

都区間の財源配分等に関する特別区の見解

～第30次地方制度調査会への特別区提出資料から抜粋～

<H24.3.16 第8回専門小委員会提出資料から>

「総論」部分

- 現行の都区制度は、東京大都市地域における身近な自治と行政の一体性を共に確保する観点から、複数の基礎的な地方公共団体（特別区）と広域の地方公共団体（東京都）の特別な役割分担により対応する大都市制度である。
- 都区制度は、長年にわたる特別区の自治権拡充の取組みを経て今日の姿に至ったものであり、平成12年に施行された現行制度は、都と特別区が合意を得て国に法改正を求め、実現したものである。
- 都と特別区は、様々な課題に直面し、厳しい協議を重ねつつも、自主的に解決しながら制度を運用してきた。
- 現行制度の下での最大の課題は、都が一体的に処理する「市町村事務」の具体的な整理により、改正自治法の原則に則った役割分担の明確化と役割分担に基づく安定的な財源配分を確立することである。
そのことを通じて、住民に対する都区の行政責任の明確化を図り、基礎自治体である特別区の行財政基盤の強化と都が広域的課題に専念できる体制を確保し、都区の真のパートナーシップ確立による住民福祉の向上と大都市東京の発展を期するものである。

「都区関係の現状」「都区財政調整協議」部分

- 都区財政調整制度は、事務配分、課税権の特例及び23区間の財源偏在に応じた自治体間の財政調整の仕組みであり、地方交付税制度と並ぶ法律上の財源保障制度である。
- 都区間配分と23区間配分は、都区協議で定めることとされており、都区協議会の下に設定された「都区財政調整協議会」において毎年の協議を行い、都区協議会において合意する手順を踏んでいる。
- 都区間財源配分について
※配分割合＝特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように交付される特別区財政調整交付金の原資となる、調整3税（固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税）の一定割合

①都区の役割分担に応じた配分割合の合意はかねてよりの懸案事項である。

平成10年自治法改正時に整理された考え方（都が特別区の区域において一体的に処理する「市町村事務」は、特別区（基礎自治体）優先の原則により限定され、法定の事務のほか、都区の協議で決められるべきものであり、その事務の処理に必要な限りにおいて都が特別区の区域の「市町村財源」を留保するという考え方）に基づいて、都が、府県事務以外の、一体的に処理する「市町村事務」の範囲を明示し、それをもとに都区の協議により財源配分の整理を行うべきとするのが特別区の主張である。

現在は、都区協議会の下に設置した「都区のあり方検討委員会」において、今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方、税財政制度などを根本的かつ発展的に

検討する途上であり、都区の「大都市事務」（特別区の区域において市町村財源を充当して処理する事務）の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論に従い整理を図ることとしている。

②配分割合の変更については、一定の変更事由がある場合に限定することで合意している。

平成12年改革時に、「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する」との合意を行い、変更事由に該当する状況の有無を確認しながら毎年の協議を行っている。

現在は、平成19年度以降、都区のあり方検討を先行するに際して当面の財源配分として合意した配分割合である55%で安定している。

○特別区間の財政調整について

①特別区間の財政調整については、昭和50年制度改革時に、地方交付税の算定方法に準じた客観的・自動的算定を旨とする単位費用方式を基本とした改正を行って以降、毎年の協議の中で、時々の課題の整理と合わせて、基準財政需要額の算定方法の改善合理化を進めてきている。

②都区間の財源配分を行った後の区側の財源の配分については、特別区間の自主的な調整を基本に整理すべきとするのが特別区の主張であり、23区間の意見調整を行いながら協議に臨んでいる。

○その他、調整税の年度途中の減収に伴う特別区の減収補てん策、都市計画税が都税とされている中で特別区の都市計画事業への財源措置（都市計画交付金）のあり方、特別交付金のあり方等が懸案となっている。

<H24.3.16 第8回専門小委員会提出資料から>

(5)都と特別区の税財源の配分について、どう考えるか。都区財政調整制度は有効に機能しているか。

(都と特別区の税財源の配分について)

- ・現行の税体系を前提とする限り、平成12年都区制度改革時に移譲できるすべての税源を特別区に移譲したものと理解しており、都区間の税配分自体は、都と特別区の事業実施状況に見合った都市計画税の配分のあり方と調整税減収時の特別区の財源補てん策の取り扱いを除いては、基本的にこれ以上の改革は見込めないものと考えている。
- ・都区間及び特別区間の財政調整の財源として都税とされている調整税（固定資産税、市町村民税法人分及び特別土地保有税）については、都が一体的に処理する「市町村事務」の財源を都に留保しつつ、特別区間の著しい財源の偏在を調整し、東京大都市地域の行政の均衡を図る観点から特別区財政調整交付金として配分されるものであり、その配分が適切に行われれば、都区制度の趣旨に適った運用が期待できるものと理解している。
- ・ただし、調整税が年度途中で減収となった場合に、一般の市町村がとりうる減収対策に見合う特別区の対応策の整備が必要である。現在は、東京都の区市町村振興基金を活用することで対応することとしているが、赤字債としての活用も含めて可能となるようにすべきである。
- ・現在特別区の区域において都税とされている都市計画税については、本来基礎自治体の都市計画事業の財源であり、特別区が実施する都市計画事業に充当されてしかるべきものである。現在都区間では、都の独自制度として都市計画交付金を設けて一部特別区の都市計画事業の財源

としているが、今後の都区協議で都区双方の都市計画事業の実績に見合う配分ができないことが明らかになった場合には、何らかの制度的整理が必要になる。

- また、同じく都税とされている事業所税については、今後特別区への事務移譲が進み、現在の調整3税では不足する事態に至った際は、調整税に組み入れる措置を講じるべきである。

(都区財政調整制度の実際について)

- 都区財政調整制度は、都区協議会の下に実務レベルの協議組織が置かれ、毎年の協議の中で課題を確認し、順次改善を積み重ねながら運用している。
- その意味では有効に機能しているが、都区の「市町村事務」の役割分担に応じた財源配分についての合意が未解決であるほか、特別区間の財政調整に関する区側の自主的な調整の反映や、調整税減収時の特別区の財源補てん措置、都市計画税が都税とされている下での都区の事業実績に見合う都市計画交付金の配分、特別交付金の割合の縮小など、制度運用の根幹にかかわる事項について、都区の主張が折り合わず、解決が見通せない状況にある。
- 今後の協議での解決が不可能になった場合には、制度そのもののあり方の見直しが必要になる可能性がある。
- なお、都から特別区への権限移譲が進み、特別区への財源配分が増えると、各特別区の特別区財政調整交付金への依存度が高まり、財政モラルが維持できなくなるおそれを指摘する意見があるが、東京大都市地域の行政の均衡を図るために、役割分担に応じた都区間の財源配分と各特別区の税源偏在を是正する財源調整を行う都区財政調整制度の趣旨を踏まえるならば、論外の指摘である。

都区間財源配分を巡る都区協議の経緯

○都区の役割分担に基づく財源配分の整理は、昭和50年改革以来の懸案

◇昭50 都区制度改革

配分割合	昭50～	40%⇒43% (昭51～	44%)
------	------	---------------	------

昭50.3.31 都区協議会

「地方自治法の一部を改正する法律等の施行に伴う特別区事務事業移管等措置要綱」
「都区間における財源配分の基本的あり方については、別途検討を行うものとする。」

昭53.9.21 都区協議会

「財源配分都区検討会」の検討結果
(要旨)

地方交付税を基礎とする都区財源配分方式を検討したが、都区の考え方の相違及び地方交付税制度の不安定から、直ちに実施に移すことは困難。今後地方交付税制度の推移を見守るとともに、継続して問題点の解決に当たるべき。

※都区検討委員会 S54.10～S59.5 *都財政再建委員会 S54.7～

- 1 都と特別区の事務事業の見直し及び事務区分の明確化に関すること
- 2 都区財政調整に関すること
- 3 その他

※都補助事業等の財調振り替え S54～H2

都補助事業の財政調整振替え、移管事業の算定(配分割合の変更無し)
H6時点での影響額 1,785億円(調整税の12%に相当)
(国保会計繰出金、福祉手当等) *「区部財調、市町村補助」

※区長会が配分割合据え置きを要求 S59.1.7

S51から固定され、実質的に区側の財源となっている44%の範囲で年度間の需要の調整を図るべき

◇都区双方の財政需要を考慮した財源配分方式を検討

地方交付税を基礎とする方式は妥当性が見いだせず採用を断念。決算を基礎とする方式について、都の事務の分析で意見が一致しなかったものの、今後検討の必要性を確認。

昭56.11.28 都区検討委員会

「都区財政調整制度検討会」の検討結果
(要旨)

都と特別区が分担する大都市事務にみあった適切な財源配分が行われるよう、都区財政調整における財源配分方式を、都区双方の財政需要を考慮した方式に改め、かつ、都区間の財源配分率を一定期間安定させる必要がある。

- ①決算を基礎とする方式、②地方交付税を基礎とする方式について検討した結果、
①決算を基礎とする方式については、都の事務の決算の分析について意見が一致せず、配分率の合意には至らなかったが、今後とも事務の性格、分類等について、検討する必要がある。

*区の配分割合(昭54～56の移管事業調整後)

	昭54年度	昭55年度
都案	42.9%	42.4%
区案	46.5%	46.4%

②地方交付税を基礎とする方式については、現段階でこの方式を採用することは困難

昭 56.12.12 都区協議会

「都区間の財源配分のあり方（中略）については、引続き検討を行うものとする。」

※「都と特別区間の事務分担と財源配分」都主計部 S57.4～H6.4
都の大都市事務分析（かつて都自身が毎年16年間作成していた）
S53 決算時 都 66.9% 区 33.1%
H5 決算時 都 54.6% 区 45.4%

◇財源配分問題を都区制度改革の課題に引き継ぎ

昭 61.2.19 都区制度検討委員会「都区制度改革の基本的方向」

「財源の配分に当たっては、大都市区域における市町村税等の税源を、新しい都と新しい基礎的自治体の役割分担・事務配分に対応してそれぞれに配分する。」

平 4.10.8 都区制度改革推進委員会税財政検討会「中間のまとめ」

「都と特別区の大都市事務の需要を積み上げ、それぞれの大都市財源を充当し、都区双方の財源不足額の割合により、調整税の配分率を新たに定める。」

平 6.9.13 都区制度改革推進委員会「都区制度改革に関するまとめ（協議案）」

「調整税の配分割合を都と特別区の複数年度の決算額を基本に、それぞれの大都市事務の需要額を積み上げ、これに調整税を除いたそれぞれの大都市財源を充当した後の財源不足額の割合により定めることとする。」

※都区財政調整における需要算定の繰り延べ措置 H4～H9

H4～H8 累計約1兆3千5百億円

*区側が繰り延べ措置の分類整理 対象額を限定

- ・実質解消（算定見直し） 3,800億円
- ・将来に向け是正（償還元金繰延べ等） 6,700億円
- ・過去も含め復元対象（改築、大規模改修） 3,000億円

⇒実績見合分として 1,050億円を措置

（一般会計からの償還無しの借入 H5 350、H6 300、H10.11 400）

⇒改築等に係る将来需要分については、都区制度改革後の都区間の財源配分に係わる課題として協議

※H8、H9 都区財政調整算定方法等検討会

平成7年度の都区協議において、都区間の財源配分に係る様々な問題が浮彫りにされたことから、多岐に渡る課題の整理等を行うために設置

- ・人件費の算定方法の見直し
- ・改築経費等の繰延べ措置の復元への対応
- ・税制改革の影響への対応
- ・投資的経費、元利償還金の算定のあり方

○平成12年改革（平成10年自治法改正）により、東京大都市地域における都区の二層制と特別区優先の役割分担・財源配分原則が確立

◇平 10.5.8「地方自治法等の一部を改正する法律」成立（平 12 年 4 月 1 日施行）

都と特別区の基本的性格、役割分担原則、都区財政調整制度等を法定

*国会審議等を通じて整理された考え方

都が特別区の区域において一体的に処理する「市町村事務」は、特別区(基礎自治体)優先の原則により限定され、法定の事務のほか、都区の協議で決められるべきものであり、その事務の処理に必要な限りにおいて都が特別区の区域の「市町村財源」を留保する。

○「協議案」に基づく「大都市事務」の決算分析は合意に至らず

◇「協議案」に基づき、「大都市事務」に係る決算分析を行った結果、都が行う「大都市事務」の捉え方に相違があり、一致できず

平 11.3.30 都区制度改革推進委員会税財政検討会

税財政検討会ワーキンググループ「税財政制度改革に関する平成 10 年度の検討結果—税財政制度改革全体像の整理—

(要旨)

「協議案」に基づき、昭和 62 年度から平成 8 年度までの 10 年間について「大都市事務」に係る決算分析を行った結果、都が行う「大都市事務」の捉え方に相違があり、両論を併記することとした。このため、この決算分析結果を用いて都区間の配分割合を決定することは困難であることから、今後どのように検討を進めるかについて都区双方の見解が示された。

*財源不足額割合（昭 62～平 8 の 10 年間平均）

都案 都 60.6% 区 39.4% (S62 : 36.3% H8 : 43.9%)

区案 都 51.5% 区 48.5% (S62 : 44.2% H8 : 53.0%)

<主な見解の相違点> 5 大市レベル（法令上の政令指定都市の事務を除くことは一致）の事務を都の「大都市事務」の範囲に含めるか否か

○平成 12 年度の財源配分は、仮決着し、財源配分に係る 5 つの課題を都区で確認して、平成 17 年度までに協議することに

◇平 12.1.21 都区財政調整協議会「都の新たな提案を踏まえた財調協議会での協議結果」

「[配分割合の決定方法] 現行の配分割合 44%を基本に、従前の協議経緯を踏まえ、事務移管、特例廃止、その他の制度変更等に伴う変動を加味して決定する。

なお、今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等を踏まえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議する。」

*清掃事業経費についての協議結果（抜粋）

・現在清掃事業の実施主体である都が実施可能として示したものであることを踏まえ、都案の内容で整理。

・今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理。

（清掃工場建設に伴う還元施設補助 35、退職手当 105、既発債償還経費 529、職員費別途措置分 76 計 745 億円：配分割合 5%相当）

*清掃事業等の財源措置をめぐる都の対応

・清掃事業の一貫性から収集運搬だけでなく中間処理も含め全行程の対応が必要

・清掃事業を区に移管するが移管後都に一括委託 ×

・課税団体が自ら徴収した税の半分以上を他団体に渡すことはあり得ない ×

・清掃事業の経費を都区財政調整とは別枠の交付金で措置 ×

- ・既存経費の算定を見直せば配分割合 44%の範囲内で清掃事業も賄える ×
- ・ごみの減量トレンドで経費の減を見込み、数年間の平均値で当初算定（当初不足分を一時金で措置）
- ・清掃工場等の整備費に係る償還費等の財源は都に残し、配分割合に反映せず

◇平 12 都区制度改革 配分割合 平成 12～ 44%⇒52%

平成 12 年度都区財政調整方針 H12.2.10 都区協議会

「清掃事業の移管に伴う経費等を的確に算定し、財源配分に反映させるとともに、事業運営に支障が生じないように配慮する。」

＜都区協議会における確認事項＞

- ①今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて平成 17 年度までに協議する。
- ②今後の小中学校の改築需要急増への対応について、実施状況等を踏まえて協議する。
- ③今回の配分割合は、清掃事業について一定期間特例的な対応を図ること等をふまえたものであり、都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、今後協議する。
- ④都市計画交付金について、都区双方の都市計画事業の実施状況に見合った配分が行われるよう検討する課題とする。
- ⑤清掃事業の特例的な対応が終了する平成 17 年度の時点で配分割合の見直しを行うことは当然として、それまでの間、大きな制度改革やどうしても対応できない事態が発生した場合には、配分割合の変更について協議を行う。

◇平 12.3.28 都区協議会「地方自治法等の一部を改正する法律等の施行による都区制度改革実施大綱」

「平成 12 年 2 月 10 日開催の都区協議会における確認事項については、都区制度改革後に引き続き都区が協議すべき主要課題とする。」

○主要 5 課題の協議で、都が一体的に処理する「市町村事務」の範囲をめぐる都区の見解が大幅にかい離

◇平 15.3.20 都区財政調整協議会幹事会の下に、都区協議会（平成 12 年 2 月 10 日）における 5 項目の確認事項に関する都区検討会＜大都市事務検討会、清掃関連経費検討会、小中学校改築等検討会＞を設置

◇都の事務のうち「市」の財源を充てるべき範囲をめぐる、都区の見解は大幅にかい離し、他の課題も協議は難航

平 17.7.26 都区財政調整協議会

「都区協議会（平成 12 年 2 月 10 日）における 5 項目の確認事項に関する都区検討会の検討結果」

都が行う「大都市事務」を巡って見解が大幅にかい離、他の課題も協議は難航

*都が行う「大都市事務」の一般財源所要額（平成 15 年度決算数値での分析結果）

都案 232 事業 1,196,350 百万円（1,069,870 百万円）

区案 33 事業 680,254 百万円（1,024,639 百万円）

（ ）内は、都が留保している大都市一般財源

＜主な見解の相違点＞政令指定都市レベルの事務を含めるか否か

◇三つの都区検討会での検討（H15.3～H17.7）の後、都区財政調整協議会の集中検討（H17.7～H17.10）を経て、平成18年度都区財政調整協議会へ

平 17.10.28 都区財政調整協議会

「都区協議会（平成12年2月10日）における5項目の確認事項に関する都区財政調整協議会の検討結果」

「特別区の区域における大都市事務の具体的な範囲については、都区双方の考え方に大きな隔たりがあった。」

（主な相違点）

都：自治法は、都が行う大都市事務に範囲や、調整税等の大都市財源の用途を具体的に規定していない。

区：自治法は、都の「府県事務」と、「一般的に市町村が処理する事務のうち、都が一体的に処理する必要がある事務」を区別して規定しており、都は、後者の事務を行うために、市町村財源を留保するというのが法の趣旨である。

○事務配分をはじめ、都区のあり方を再度根本的かつ発展的に検討し、現行制度のもとでの都区関係の改革を目指すことに

◇主要5課題協議の決着を目指し、都議会、区議会を巻き込みつつ、区長会正副会長と都副知事の直接交渉等を重ねた結果、都区のあり方検討で仕切り直しをすることに

◇平 18.2.16 都区協議会

1 今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし、協議が整い次第、このための検討組織を都区共同で設置する。

都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論にしたいが整理を図る。

2 平成18年度都区財政調整協議において、清掃関連経費及び小中学校改築に係る課題を整理することとし、都は財政調整交付金とは別に200億円の特別交付金を平成18年度に限り設ける。

特別区都市計画交付金については、対象事業に市街地再開発事業（再開発組合等への助成）を追加する。

3 「三位一体改革の影響」への対応として都から提案された調整率の2%アップ（19年度以降）については、影響の全体像を見極め、平成19年度財調協議において合意できるよう努力する。

◇平 19.1.31 都区協議会

配分割合 平19～ 52%⇒55%

平 19.1.9 都区財政調整協議会

1 都区間の配分割合の変更

平成19年度から、都区の配分割合を東京都45%、特別区55%に変更する。

○三位一体改革の影響への対応

三位一体改革の影響に係る都区財政調整上の対応については、配分率を2%アップすることで整理する。

○都支出金の一般財源化

東京都の補助事業の一部を特別区の自主事業とし、配分率を1%アップすることで整理する。

2 普通交付金と特別交付金の割合の変更

交付金総額に対する特別交付金の割合を2%から5%に変更する。
(普通交付金95%、特別交付金5%)

*三位一体改革の影響額

区の主張 777億円(配分割合4.5%相当)

都の主張 365億円(配分割合2.2%相当)

(H18普通交付金総額－影響額を反映した財源不足額合算額)

→23区影響額622億円、うち不交付区の財源超過額249億円は反映せず

*都の特徴的な主張

- ・52%でも足りるが、区の影響への補てんは、財調制度で対応するよう国の指示を受けている。
- ・各区における影響額を積み上げて補てんに要する額を算出する。不交付区の財源超過部分は、影響額から差し引く必要がある。
- ・財調は、区ごとに積み上げた需要と収入の差を財調交付金として配る制度であり、普通交付金の総額は、各区の財源不足額の合算というのが基本的な考え方

*配分割合変更による増加額 354億円(三位一体改革分2%)

特別交付金の割合変更による増加額 304億円(2%→5%)

平成19年度都区財政調整方針 H19.1.31 都区協議会

1 三位一体改革による特別区民税の減収及び国庫補助負担金削減の影響に係る都区財政調整上の対応については、配分率を2%アップすることとする。

2 都区のあり方検討が開始され、東京都から特別区への更なる事務移管等の方向が出されたことを踏まえ、先行的に東京都の補助事業の一部を特別区の自主事業とし、配分率を1%アップすることにより、特別区の自治の拡充に資する。

○平 19.1.31 都区のあり方検討委員会・同幹事会が検討を開始

(平 23.12以降検討中断中)

○特別区が児童相談所を設置することに伴う配分割合の見直しについて、特例的な対応措置を講じたうえで令和4年度に改めて検討することに

◇令 2.1.28 都区協議会

配分割合	令 3～	55%⇒55.1%
------	------	-----------

令 2.1.20 都区財政調整協議会(児童相談所関連経費)

特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%とする。今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議する。

*R3 児童相談所需要額(フレーム)5,439百万円(配分割合0.3%相当)

令和2年度都区財政調整方針 R2.1.28 都区協議会

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は、中期的には安定的なものを定める必要がある。

しかしながら、配分割合に関しては、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、今回、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%とする。

今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することとする。

都区財政調整関係主要5課題協議のポイント

1 財源配分に反映させなかった清掃関連経費

- 745億円を都に留保 ⇒配分割合の5%
(職員費別途措置 76、還元施設補助 35、退職手当 105、既発債償還費 529)
- 移管時に清掃関連経費として都区で確認したもの
⇒本来 12 年度に配分されるべきであったものであり、特例期間終了後は当然に区の配分に加えるべき
- ※都は、償還費は引き続き都が負担、退職手当のみ検討との考え
- 清掃関連経費の需要算定内容は、区間配分の課題として整理が必要

2 小中学校の改築需要急増への対応

- 小中学校等改築需要急増への対処は、過去の繰り延べ問題以来の懸案事項
⇒18年度以降 20年間で2兆7千億円の規模
(1校30億円、同規模、築後50年で改築の場合)
- 深刻な課題であり、現実的に対応可能な財源措置が必要

3 都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方

- 改正自治法の規定に則った配分
(区優先の原則、都の事務は限定⇒財源はその限りで都に残す)
※都は、法改正後においても、区の必要額は算定するが、都の留保内容を示す必要はないとの考え
- 役割分担変更、税制改正等による変動に応じて配分割合を変更
- 都が留保している市町村税1兆円で実施する大都市事務の内容を明らかにし、区優先の原則に立った、財源配分、役割分担の確立が必要
(参考)・都税3兆9千億円(14年度決算)
(道府県税分2兆2千億円、市町村税分1兆7千億円)
・都に留保される市町村税分 1兆円
・特別区：区税等1兆円+財調交付金8千億円=1兆8千億円
- 都区双方の決算に基づく配分方式(協議案)は、都の事業展開次第で配分割合が変動するという限界あり
- 18年度の配分には、①役割分担に応じた財源配分のあり方②12年度の積み残し課題③12年度以降に生じた変動要素(三位一体改革等)の反映が必要

4 実施状況に見合った都市計画交付金の配分

- 16年度交付金予算 150億円(都市計画税1千9百億円の8%)
- 都区の都市計画費の区の割合は2割⇒380億円に相当
※都は、都区の実施状況に見合う配分の考えを否定

5 移管経費等の実施状況を踏まえ、必要に応じ配分割合を変更

- 配分割合はできるだけ安定すべきだが、固定されたものではない
⇒役割分担、財源関係等の変動があれば当然見直すべきもの

平成 17 年 8 月 10 日

東京都知事

石原慎太郎 殿

特別区長会

会長 高橋久二

都区財政調整主要 5 課題の協議に関する申し入れ

去る 7 月 26 日に、都区財政調整協議会が開催され、都区財政調整に関する主要 5 課題について、2 年余りに及ぶ「都区検討会」の検討結果の報告がなされました。

しかしながら、その内容は、全ての課題について、前向きな合意点を見出せず、大きく乖離した都区双方の見解を併記したにとどまるものとなりました。その原因は、5 課題の趣旨に即した解決を悉く否定するかのような都の姿勢にあり、区側としては極めて遺憾であります。

特に、最大の課題である「大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」に係る都の見解には、都区制度改革の根幹をなす自治法の役割分担原則を逸脱する考え方が含まれ、また、そのために生じた都区の見解の相違を理由に、この課題の解決を放棄するかのような主張がなされるなど、区側としては到底容認することはできません。

主要 5 課題に関する協議は、平成 12 年の都区制度改革によって法制度上確立した都区の分担原則に則り、現実の分担関係を明確にし、それに基づく財源配分を実現するものであり、住民に対する行政責任の所在を明確にすることを企図した改革の成否を問うものです。

このため、この現行制度の積み残し課題の解決が図れなければ、都区制度改革の意義が失われかねないとの危機感から、23 特別区は一致結束して重大な決意で都区協議に臨んでいます。

今後、都区財政調整協議会に検討の場を移して、5 課題の協議が進められることとなりますが、残された検討日程はごくわずかです。貴職と特別区長会が平成 12 年 2 月の都区協議会で確認した内容とそこに至った経緯を十分認識され、貴職の強いリーダーシップのもとで、下記の趣旨に沿って全面解決に向けた協議を行うよう申し入れます。

記

- 1 「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」は、都区制度の根幹をなす課題であり、他の具体的な課題とともに、今年度中の一括解決を図ること。
- 2 都が行う「大都市事務」については、あくまでも地方自治法に定める原則に則って整理を行うこと。従って、少なくとも政令指定都市が行う事務など、法令上明確な府県事務は取り下げること。
- 3 平成 12 年度の時点で都に留保した清掃事業関連経費は、今後都の負担が無くなっていくものであり、その財源を区側に移転し、清掃一部事務組合の償還費や灰溶融施設関連経費をはじめ、区側の切実な需要に振り替えること。
- 4 小中学校改築経費について、現行算定では改築単価が低く、償還費が見られていないほか、間近に迫る改築需要急増のピーク期への対応に欠けるため、現実的に対応できる財源措置を確実に行うこと。
- 5 都市計画税が本来基礎自治体の財源である趣旨を踏まえ、特別区の都市計画事業の実施割合に見合った都市計画交付金の配分が行われるようにすること。

<説明資料>

1 都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方

「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」は、都区制度の根幹をなす課題であり、他の具体的な課題とともに、今年度中の一括解決を図ること。

(説明)

都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方は、平成12年都区制度改革の成否がかかる都区間最大の課題です。

平成12年制度改革の目的は、それまで曖昧だった都区の役割分担と住民に対する行政責任を明確化することであり、そのために地方自治法に役割分担の原則が定められ、法制度の枠組みが整えられました。

この改革により、特別区は、法律上他の市町村と同様の基礎的な地方公共団体と位置づけられ、地方公共団体の事務を広く一般的に担うこととされました。一方、東京都は、従来基礎的な地方公共団体としての性格を併せ持つとされていましたが、改革によって広域的な地方公共団体に純化され、通常の府県事務の他、特別区の区域を通じて都が直接一体的に処理する必要がある事務に限って、通常市町村事務とされるものの一部を担うこととなったのです。

この法改正を受けて、都が例外的に担う市町村事務(=「都の大都市事務」)を明確化し、また、それに応じて市町村財源の一部を都に留保することで、都と区の役割分担とそれに応じた財源配分を明確にすることが必要となりました。

しかし、都が担うべき大都市事務が具体的にどの事務であるかは、法令ですべてが示されているわけではなく、また、都が有している府県財源と市町村財源の使途も別々に経理されていないことから、都区の協議によって整理していく必要があります。平成12年の時点では、この基本的問題の整理ができなかったことから、平成17年度までに解決することを都区協議会で確認し、都区検討会を設けて協議を行ってきました。

ところが、これまでの協議の中で、都は、大都市事務の範囲について都区間で見解の相違があり、これを整理、明確化することは困難であるため、平成18年度の配分割合は現実的対応を図って決めるべきとの考えを示しています。

しかし、都区間の役割分担と財源関係を曖昧のままに終わらせれば、平成12年制度改革の根幹をなす目的が達成できないことになり、国を動かして法改正を実現させた長年の取り組みが水泡に帰すこととなります。したがって、この課題をあたかも棚上げするような考え方は、断じて容認できません。

今回の協議を通じ、地方自治法に定められた原則に則って、役割分担を明確化し、それに基づく財源配分を行うことによって、法の趣旨に沿った都区関係を確立していくことが何としても必要です。その上で、平成18年度の配分割合は、財源配分に反映させなかった清掃関連経費の扱いや小中学校の改築需要急増への対応等、制度改革時に残された具体的な課題を解決し、さらに、三位一体改革をはじめ、平成12年度以降に発生し、あるいはこれから発生する、役割分担や税財政制度の変動を反映させて定めるべきです。

また、平成18年度以降、役割分担と財源配分について、法制度の趣旨に沿った運用を図るためには、都が留保する市町村財源の使途が恒常的に明らかにされる仕組みや、合意形成のためのルールづくりなども必要です。

これらの問題の解決によって、はじめて、平成12年制度改革は完遂されるのであり、したがって、「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」の整理を棚上げすることなく、今年度中の主要5課題の一括解決に向けて、前向きな協議を行うべきです。

《参 考》 地方自治法等の一部を改正する法律案に関する国会答弁（抜粋）

いわゆる調整三税の調整割合を定めるということが都分と特別区分とのシェアを分けることになるわけですが、これにつきましては両者間で十分な話し合いを行って、あくまでもその基本となりますのは実際に行います事務分担に応じてその財源の配分を行うということでございますので、そういう実際に分担する事務分担を前提として十分な話し合いを行っていただきたい、その結果で調整割合を定めていくということになるかと思えます。

（平成10年4月7日衆議院 財政局長答弁）

2 地方自治法の役割分担原則に則った整理

都が行う「大都市事務」については、あくまでも地方自治法に定める原則に則って整理を行うこと。従って、少なくとも政令指定都市が行う事務など、法令上明確な府県事務は取り下げること。

（説 明）

都区の役割分担の原則を規定する地方自治法第 281 条の 2 第 1 項は、都が行う大都市事務が、「一般的に市町村が処理する事務」の範囲で、かつ、特別区の区域を通じて「都が一体的に処理することが必要であると認められる事務」に限定されるものであることを定めています。地方自治法は、さらに、この「一般的に市町村が処理する事務」の範囲から、都道府県が処理する「府県事務」を除外しており、したがって、府県事務は大都市事務とはなり得ないこととなります。

ところが、都は、これまでの協議の中で、地方自治法の原則を認めながらも、これは一般的原則であり、実際の大都市事務の範囲は違うという主張を繰り返し、さらには、そもそも地方自治法の規定は、都の事務を整理するためのものではなく、都が行う大都市事務は制限を受けないまで主張しています。

しかし、都独自の判断で法と異なる運用が許されるとすれば、法で原則を定めた意味がなくなります。何よりも、曖昧だった都区の役割分担と行政責任を明確化するために都区共同で法改正を求め、平成 12 年制度改革が実現したのですから、改正された地方自治法の原則に則って具体的な役割分担を明らかにし、住民に示していくことは、都区双方の責務であるはずで

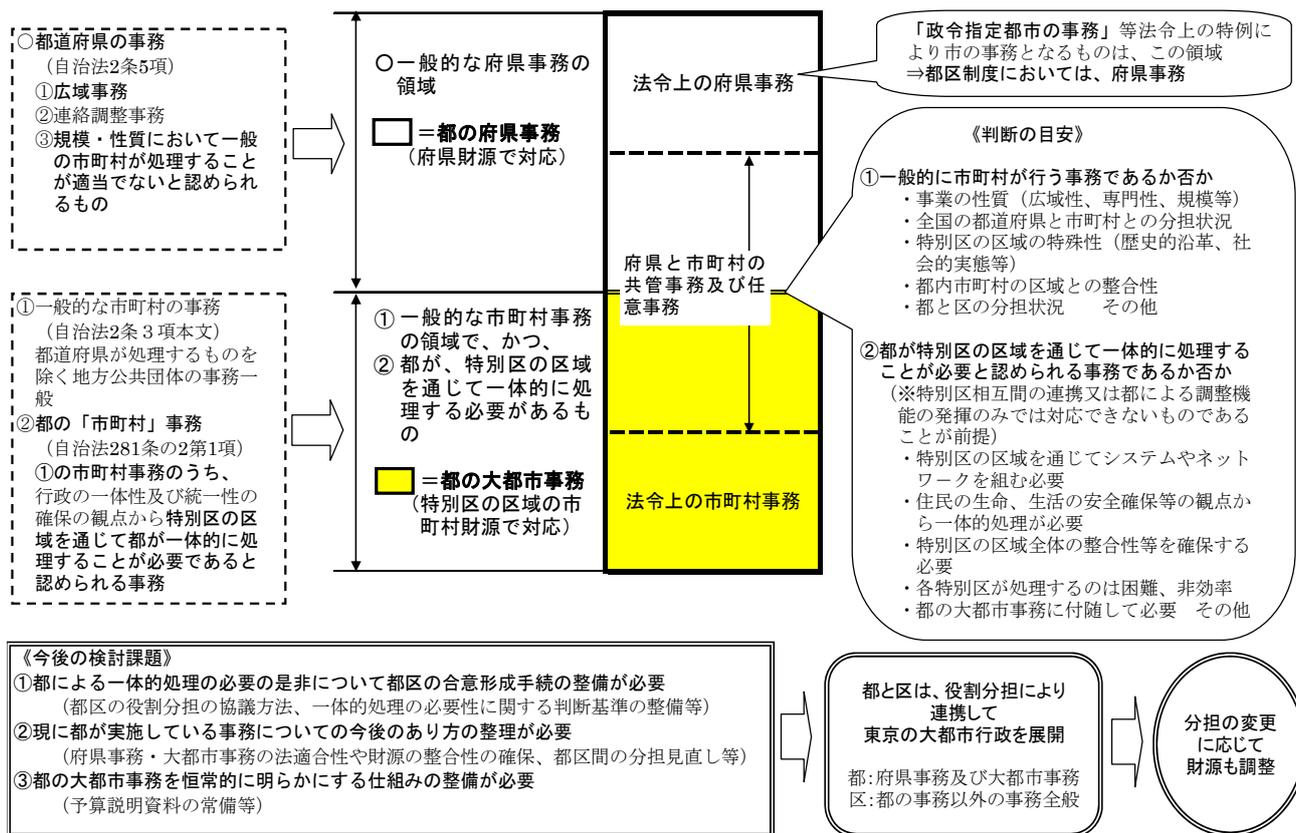
都は、特別区の区域を一つの「市」と仮定し、政令指定都市を上回る人口規模や財政力を有する実態があることを理由に、都の大都市事務の範囲は、政令指定都市が担う事務以上のものと主張しています。その結果、法律上府県事務であるものや、都内市町村の区域で都が府県事務として行っているものまで大都市事務としています。これは、都の府県としての役割や財源の大きさを顧みない考え方であり、地方自治法の役割分担原則にもとるものです。

もとより、単一の基礎自治体に府県事務の一部を担わせる政令指定都市制度に対し、他に類を見ない集中がある大都市地域であるが故に、政令指定都市制度ではなく、複数の基礎自治体によって基本的な事務を処理し、広域自治体が府県事務の他に市町村事務の一部を例外的に処理することとした都区制度は、根本的に異なる制度です。したがって、とりわけ、法律上府県事務である政令指定都市の事務まで都の大都市事務とする考え方は、制度論として無理があるのみならず、地方自治法の原則を明らかに逸脱します。また、平成 12 年制度改革前の都区協議の際に、都側自身が当初提示していた政令指定都市の事務を取り下げた経緯をもないがしろにするものです。

これは、単なる都区の見解の相違というレベルのものではなく、法の枠を外した議論であり、都区制度の根幹に係る問題です。

したがって、今後の協議にあたっては、少なくとも、法令上明確に府県事務とされているものは取り下げたうえで、議論を進めるべきです。

都が行う「大都市事務」を判断するための都の事務の分類整理



3 財源配分に反映させなかった清掃関連経費の取扱い

平成12年度の時点で都に留保した清掃事業関連経費は、今後都の負担が無くなっていくものであり、その財源を区側に移転し、清掃一部事務組合の償還費や灰溶融施設関連経費をはじめ、区側の切実な需要に振り替えること。

(説明)

区側は、これまでの協議を通して、平成12年度の清掃事業移管時に、財源配分に反映させなかった清掃関連4経費の財源745億円は、特例期間終了後の平成18年度の時点で、当然に区側の配分割合に反映させるよう求めてきました。

これは、清掃事業が特別区に移管されたことに伴い、本来であれば平成12年度の時点で、清掃事業に要する経費として都区財政調整の需要額にカウントし、配分割合に反映させるべきであったところ、円滑な事務移管を図るため、平成17年度までの特例期間中の経過的対応として、都に清掃事業の一部とその財源を留保したものであるからです。

現に、平成12年1月の区長会場で都総務局長から、新しい配分割合が52%となるとうえで、財調の財源配分に反映されないが、都が負担する清掃関連経費を合わせると「実質的には合計で57%となる」との説明があり、これを踏まえて、都区協議会場で、「今回財源配分に反映させない清掃関連経費については、区の財源配分に反映させる課題として整理し、都の実施経費を踏まえて、平成17年度までに協議する」ことを主要5課題の一つとして確認し、合意したところです。

こうした経緯を踏まえ、財源配分上の問題として整理することが必要です。

しかしながら、これまでの協議の中で、都側は、清掃関連4経費の事務が法令改正により区側に移管された事務ではないと主張し、区側の財源配分に反映させるためには、区側に具体的に引

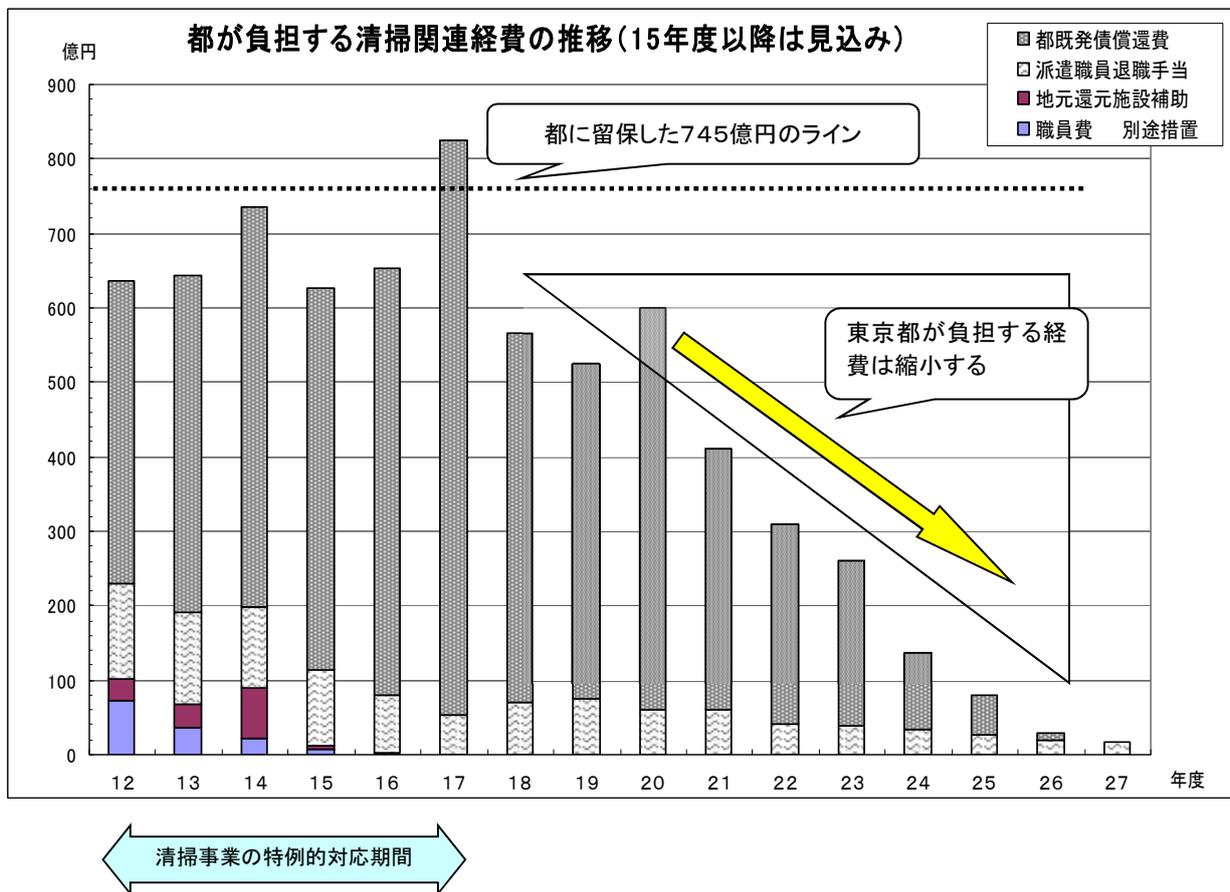
き継がれる事務と経費がなければならぬとしたうえで、18年度以降区側に引き継がれる経費は、身分切替え職員の退職手当のみであるとの考え方を示しています。

こうした都側の見解は、主要5課題の一つとして合意した財源配分上の課題整理の問題と都区財政調整交付金の基準財政需要額の算定方法とを混同させた議論であり、到底承服できるものではありません。

清掃関連4経費は、清掃工場等に係る起債の償還等が順次終了し、都が負担する必要がなくなることは明らかであり、都に引き続き財源を残す理由がありません。また、清掃関連4経費は、区側に移管された清掃事業に関連する経費であり、平成18年度以降、都が行う「大都市事務」として執行する法令上の根拠に欠けるものです。

このため、清掃関連4経費の財源745億円については、平成18年度の時点で区側の財源として移転し、清掃一部事務組合の起債償還経費などの清掃関連事業をはじめ、区側の切実な需要の財源とすべきです。

また、その際、平成12年度の時点で、区側の配分割合に反映されなかった灰溶融施設関連経費や中継施設の改築・大規模改修経費についても、区側の財源配分に加算し適切に需要算定すべきです。



4 小中学校改築需要急増への対応

小中学校改築経費について、現行算定では改築単価が低く、償還費が見られていないほか、間近に迫る改築需要急増のピーク期への対応に欠けるため、現実的に対応できる財源措置を確実に行うこと。

(説明)

この問題は、平成9年度にいわゆる「繰り延べ問題」を決着した際に、財源配分上の課題として都区間で協議することを確認したものであり、これまでの協議の中で、区側は、間近に迫った改築のピークに現実的に対応できる財源措置を行うよう求めてきました。

都側は、「繰り延べ問題」に係る都区の確認事項は、平成12年度までの協議で一定の決着をみているとの考えを示していますが、過去の協議で現行算定内容を合意したのは、「都区間の財源配分に関する課題」として協議することを都区で確認したからです。

平成15年度に都区共同で実施した調査の結果においても、一般的に建物の耐用年数と言われる建築後50年を超える小中学校校舎等が、平成18年度以降の20年間で約9百校に及ぶピークを迎えることが明らかになっています。

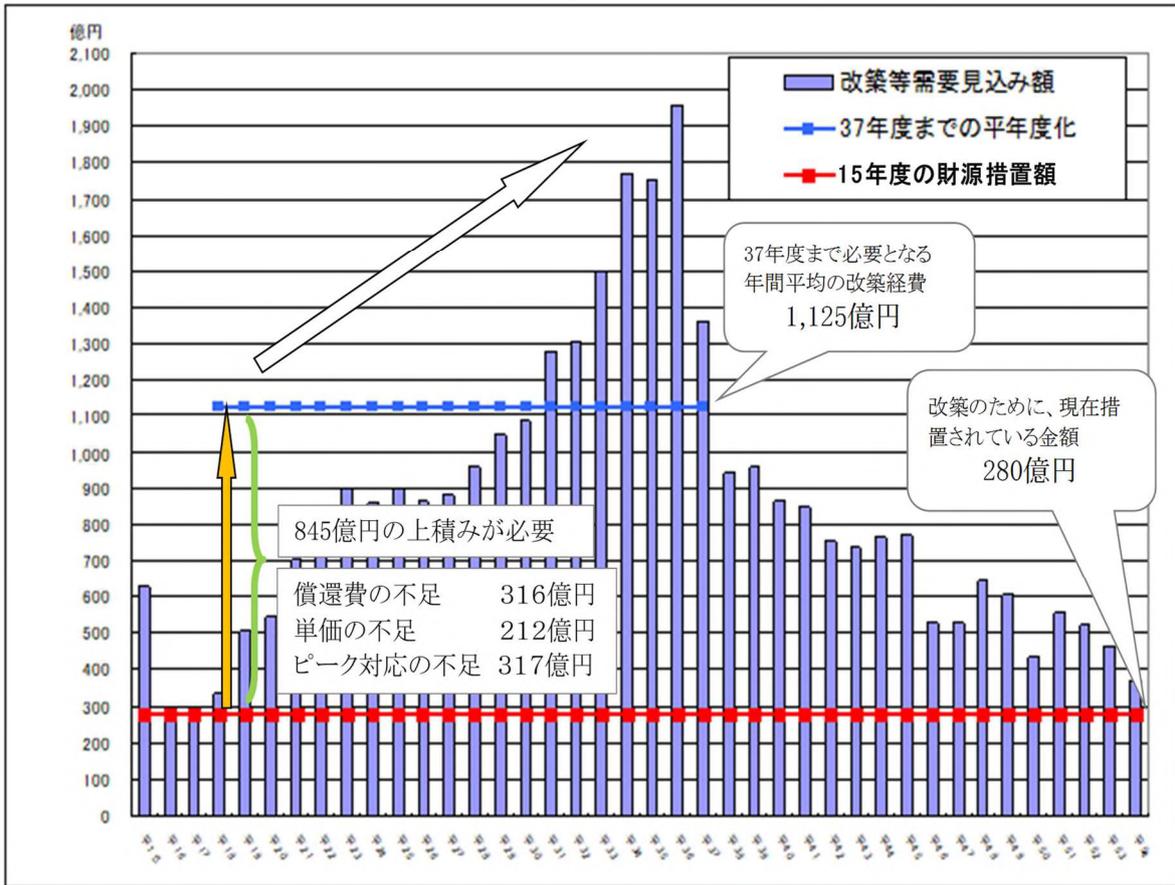
その規模は、仮に、建築後50年経った時点で、現行の規模どおり、1校当たり30億円で改築したと仮定すると、およそ2兆7千億円、平均して毎年度1千1百億円規模の経費が必要となる量に相当します。

これまでの協議の中で、都側は、現行算定で改築需要に対応しようとの試算を示しています。しかしながら、現行の算定では、改築単価等が実態からかけ離れ、起債の償還費が見られておらず、さらにピーク期に対応した集中的な算定となっていないことから、単年度で3百億円弱の需要額が見られているに過ぎず、到底、現実的な対応ができるものでないことは明らかです。

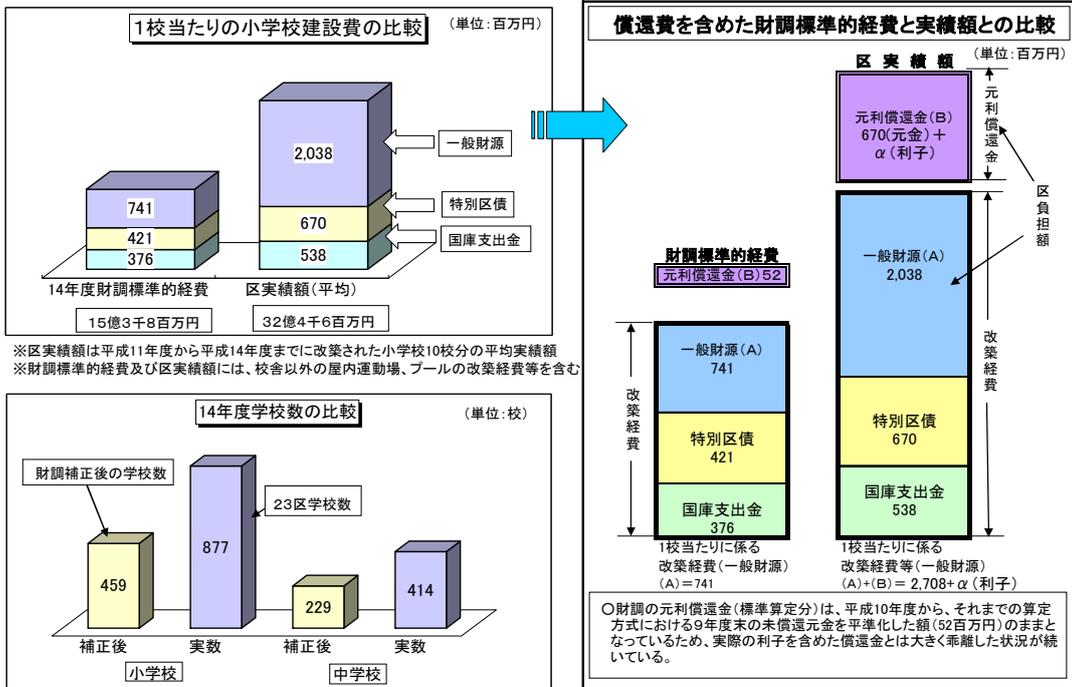
こうした点を踏まえて、区側は、現行算定額に年間平均845億円の上積みが必要であるとの考えを示したところです。

小中学校改築需要の急増対策は、まさに切実かつ深刻な財政需要であり、現実的に対応できる財源が財源配分に反映される必要があります。

今後の小中学校改築経費（概算）



改築経費に係る財調上の標準的経費と実績額等との比較



○年度事業量のあり方、単価設定のあり方、密度補正のあり方については、今後さらに検討する課題とする。(平成10年度都区財政調整協議における合意事項)

5 都市計画交付金のあり方

都市計画税が本来基礎自治体の財源である趣旨を踏まえ、特別区の都市計画事業の実施割合に見合った都市計画交付金の配分が行われるようにすること。

(説明)

この問題は、都から区に交付されている都市計画交付金の原資である都市計画税は、区部では、都市計画事業の多くを都が担っているという理由で都税とされているものの、本来、基礎自治体の行う都市計画事業に充てるための市町村税であるため、少なくとも区が実施している都市計画事業の割合に見合っただけで財源が配分されるべきであり、そのためのルールを都と区の創意工夫によってつくる課題です。

これまでの協議の中で、都側は、事業費が年度によって大きく増減することなどを理由に、実施状況を捉えることは困難であり、事業費の決算をもって財源を分け合うという考え方はなじまないという主張を繰り返し、都の都市計画事業の実施状況に係る情報を一切明らかにしていません。

都市計画事業の性格上、年度によって事業費が増減するのは当然ですが、都市計画税は安定しており、配分の支障にはなりません。また、都は、都区財政調整によって財源措置していると主張していますが、過去、区の都市計画事業の進捗に対応して、配分割合を引き上げたことは一度もありません。都市計画事業に対する都の都市計画税の充当率が8割台（推計）、区の都市計画交付金の充当率は2割台と著しいアンバランスがある状況を一刻も早く解消すべきです。

区側は、都区双方の実施状況を捉える指標として代替的に決算統計の都市計画費を用いると、都区の都市計画費の実績割合が概ね8対2で推移していることから、都市計画税 2 千億円弱の 2 割、4 百億円規模まで都市計画交付金を増額するとともに、交付率、交付対象事業の範囲などを見直すべきとの具体案を示したところです。

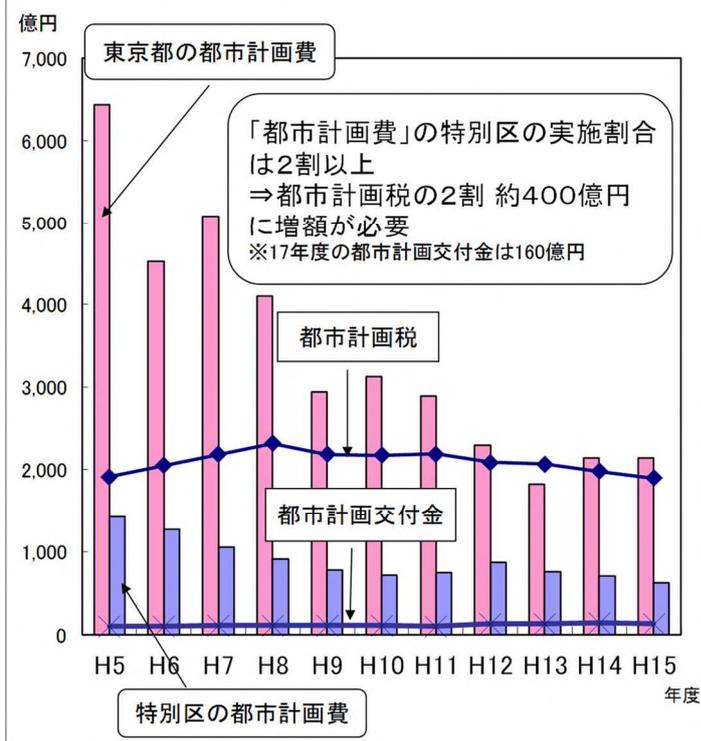
都側は、区側から示した具体案についても、現在の要綱を根拠に否定し、現行制度の枠組みで適切な対応がなされているという考えを示して、議論を振り出しに戻すような主張をしています。都区協議会で確認した本来の協議課題である都区双方の実施状況に見合った配分という観点から、都市計画交付金の充実を図るための協議を進めるべきです。

《参 考》 都市計画税及び都市計画交付金に関する国会答弁（抜粋）

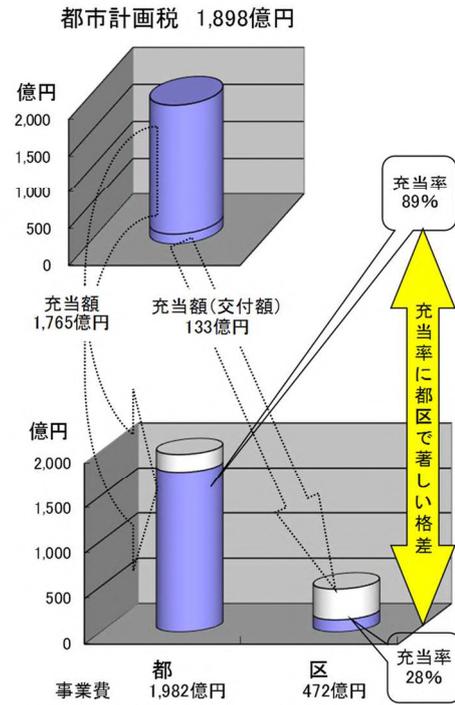
都市計画税の問題についてでございますが、ご指摘のように、特別区の存する区域におきましては、東京都だけでなく特別区も都市計画事業を実施しているところでありまして、その財源として東京都から特別区に対し都市計画交付金が交付される仕組みがあるということは承知してはございますけれども、この交付金の額をどの程度にするか、あるいは具体的な配分などにつきましては、やはり基本的に東京都と特別区において適切な調整がなされるべき問題であるというように考えております。

(平成 10 年 4 月 7 日衆議院 税務局長答弁)

都区双方の都市計画費等の推移



都市計画税の充当率



* 平成15年度決算値による推計 (H17・1・31現在)
 (事業費は起債償還費を含む一般財源負担額)

都が行う「大都市事務」についての検討結果
(平成17年7月 財調協議会幹事会)

都が行う「大都市事務」に係る大都市一般財源

単位:百万円

区分	一般財源総額	大都市一般財源		備考	
		都案	区案		
地方	市町村民税法人分	441,958	441,958	0	
	普通税	998,928	998,928	0	
	固定資産税	1,745	1,745	0	
	特別土地保有税	1,442,631	1,442,631	0	
	小計	89,671	89,671	0	
	事業所税	189,809	176,516	0	都市計画交付金相当額を控除
	目的税	10,734	10,734	0	
	国有資産等所在市町村交付金	1,732,845	1,719,552	0	
	市町村税相当額計	46,318	2,533	6,146	都区で見解が相違
	府県税相当	58,826	36,690	0	都区で見解が相違
自動車取得税	2,107,559	2,027	0	たばこ税調整額	
軽油引取税	2,212,703	47,396	42,836		
都民税その他	3,945,548	1,724,112	42,836		
府県税相当額計	343	343	0		
合計	2,302	1,530	442	1,088	都区で見解が相違
特別とん譲与税	454	254	0	254	都区で見解が相違
地方道路譲与税	145	0	0	0	
石油ガス譲与税	3,244	2,127	785	1,342	
航空機燃料譲与税	153,058	32,582	32,582	0	交付金調整額
計	142,379	34,374	34,374	0	
地方特例交付金	18	18	18	0	
減税補てん償	4,863	1,986	933	1,053	都区で見解が相違
国有提供施設等所在市町村助成交付金	1,838,035	1,792,804	45,231		
交通安全対策特別交付金	—	360,795	45,231		
調整3税等を除く大都市一般財源	—	1,069,870	45,231		
調整3税等を除く大都市一般財源	4,249,110	1,838,035	1,792,804	45,231	
都が留保する大都市一般財源	—	—	—	—	

※ 調整3税等は、市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税のほか、たばこ税調整額及び交付金調整額を加えたもの(都区の共有財源)。
 ※ 都が留保する大都市一般財源 = 調整3税等 × 48% + 調整3税等を除く大都市一般財源

都が行う「大都市事務」について(都案・区案)

単位:百万円

項 目	都 案	区 案	都案 - 区案
大都市事務数	232事務	33事務	196事務
大都市事務の一般財源所要額	1,196,350	680,254	516,096
大都市一般財源	1,477,240	1,477,240	0
調整3税等			
調整3税等以外	360,795	315,564	45,231
都が留保する大都市一般財源	1,069,870	1,024,639	45,231

※ 「大都市事務数」は、事務の一部のみを「大都市事務」とするものを含む。

※ 「調整3税等」は、市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税のほか、たばこ税調整額及び交付金調整額を加えたもの。

※ 都が留保する大都市一般財源 = 調整3税等 × 48% + 調整3税等を除く大都市一般財源

単位：百万円

No.	事業名	都案	区案	都案-区案	No.	事業名	都案	区案	都案-区案
1	都が徴収する市町村税に係る徴収事務	51,293	51,293	0	⑧	土地取引状況調査	1	0	1
2	水道法に基づく事務(水道事業会計支出金)	1,990	1,562	428	⑨	開発審査会の運営	7	0	7
3	工業用水道事業(工業用水道事業会計支出金)	955	398	557	⑩	運輸事業振興助成交付金	954	0	954
4	下水道法に基づく事務(下水道事業会計支出金)	194,407	194,407	0	⑪	区部の都市計画道路の新事業化計画策定調査	40	0	40
5 -	市場・と場	4,686	544	4,142	⑫	踏切対策基本調査	24	0	24
1	中央卸売市場会計支出金	1,659	544	1,115	⑬	管理費等	12	0	12
2	と場会計支出金	3,027	0	3,027	7	都市再生緊急整備事業等		0	0
6	市町村の建築主事の権限に属する事務のうち都が処理しているもの	327	0	327	①	都市再生緊急整備事業	256	0	256
7 -	道路	48,063	17,918	30,145	②	区部周辺部新たな公共交通の検討調査	20	0	20
1	道路管理	28,035	11,046	16,989	③	アジア大都市ネットワーク21共同事業	8	0	8
2	道路清掃	2,935	1,156	1,779	④	首都圏メガロポリスの圏域づくり	6	0	6
3	街路(首都高関連街路含む)	13,674	4,005	9,669	⑤	都市計画公園緑地緑の実態と緑資源動向調査	20	0	20
4	首都高道路公団出資等	3,087	1,544	1,543	⑥	総合都市交通体系調査	27	0	27
5	集中的な渋滞対策	149	75	74	⑦	外環及び周辺まちづくりに関する調査	12	0	12
6	違法駐車対策の推進	183	92	91	⑧	管理費等	4	0	4
8 -	交通	39,687	19,021	20,666	8	都市改造	10,255	10,255	0
1	交通事業会計支出金等	26,614	16,015	10,599	9	代替地購入費等	33,681	0	33,681
2	日暮里・舎人線整備事業	146	18	128	10 -	東京港	12,610	3,518	9,092
3	地下高速鉄道建設助成	12,927	2,988	9,939	1	東京港湾施設建設管理	5,540	2,770	2,770
9 -	都市整備	48,518	10,862	37,656	2	東京港海岸保全	1,495	748	747
1	都市開発資金会計支出金等	1,175	504	671	3	東京港廃棄物処理場建設	5,575	0	5,575
2	都市防災施設整備事業	505	55	450	11 -	河川	6,929	0	6,929
3	住宅市街地総合整備事業	10	0	10	1	河川	6,607	0	6,607
4	土地区画整理事業助成	1,216	0	1,216	2	河川清掃	322	0	322
5	市街地再開発事業に伴う公共施設管理者負担金	120	48	72	12 -	公園等	21,606	13,394	8,212
6	都市計画法に基づく開発行為に関する事務等				1	公園	20,034	13,459	6,575
①	都市計画法に基づく許可及び指導監察	30	0	30	2	動物園	1,701	0	1,701
②	宅地造成等規制法に基づく許可及び指導監察	20	0	20	3	霊園	△ 129	△ 65	△ 64
③	屋外広告物指導事務	30	0	30	13 -	住宅	16,677	6,205	10,472
④	東京都土地利用審査会の運営等	26	0	26	1	住宅	16,407	6,205	10,202
⑤	土地取引の届出等の事務	43	0	43	2	既設都営住宅移管	270	0	270
⑥	遊休土地に関する事務	7	0	7	14 -	清掃	1,160	1,243	△ 83
⑦	土地取引規制実態統計処理システム保守管理業務等委託	9	0	9	1	特別区清掃事業臨時特例交付金	1,243	1,243	0
					2	廃棄物処理(一般廃棄物)	△ 83	0	△ 83

※ 都案、区案の欄は、大都市事務経費の一般財源所要額。

No.	事業名	都案	区案	都案-区案	No.	事業名	都案	区案	都案-区案
15 -	環境対策	4,325	0	4,325	3	現代美術館	466	0	466
1	大気汚染対策				4	東京文化会館	299	0	299
①	総合企画及び総合調整等(自動車)	168	0	168	5	東京芸術劇場	440	0	440
②	自動車交通量対策	2	0	2	6	日比谷図書館	97	0	97
③	自動車単体対策の推進	3,063	0	3,063	21	東京国際フォーラムの運営等	787	0	787
④	ディーゼル車対策融資あっせん	404	0	404	22 -	スポーツ振興施設の運営等	1,041	0	1,041
⑤	自動車燃料対策の推進	2	0	2	1	東京体育館	265	0	265
⑥	道路沿道環境対策	10	0	10	2	駒沢公園総合運動場	276	0	276
⑦	大気環境改善指導	22	0	22	3	東京武道館	174	0	174
⑧	大気環境監視対策	407	0	407	4	辰巳国際水泳場	255	0	255
2	騒音振動対策	3	0	3	5	財団事務局	71	0	71
3	土壌・地下水汚染対策	71	0	71	23 -	学校	41,706	1,605	40,101
4	水環境対策の推進	173	0	173	1	大学の運営等	6,730	0	6,730
16	公衆浴場対策	207	0	207	2	高等学校の運営等	31,124	0	31,124
17	国際交流				3	工業高等専門学校等の運営等	903	0	903
	アジア大都市ネットワーク21	100	0	100	4	教育指導奨励(小中学校)	639	0	639
18 -	産業対策	9,990	0	9,990	5	看護専門学校等の管理運営	2,310	1,605	705
1	国際展示場の運営	1,706	0	1,706	24	私学助成			
2	地域中小企業振興センターの運営等	316	0	316		私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業	2,857	0	2,857
3	創業支援機能の運営(ファッション関連、情報関連拠点の設置支援)	237	0	237	25 -	消防	170,956	169,814	1,142
4	その他の中小企業対策				1	消防組織法及び消防法に基づく事務	169,814	169,814	0
①	創業支援センターの運営	13	0	13	2	消防学校	1,142	0	1,142
②	経営安定支援	19	0	19	26 -	地域福祉の推進	1,452	0	1,452
③	販路開拓支援	129	0	129	1	福祉情報提供事業	101	0	101
④	ネットワークづくり支援(産学公連携)	22	0	22	2	福祉情報総合ネットワーク	64	0	64
⑤	技術支援	226	0	226	3	福祉サービス第三者評価システム	123	0	123
⑥	創業支援(学生起業家の育成、創業支援)	5	0	5	4	社会福祉法人経営改革推進事業	12	0	12
⑦	地域工業の活性化	6	0	6	5	福祉NPO等運営強化支援事業	12	0	12
⑧	地域商業の活性化	16	0	16	6	民生(児童)委員の活動等	838	0	838
⑨	総合支援事業(情報提供ネットワーク等)	516	0	516	7	地域福祉振興事業補助	302	0	302
⑩	企業支援(制度融資)	6,779	0	6,779	27 -	社会福祉事業に対する助成	1,757	0	1,757
19	計量検定所	96	0	96	1	東京都社会福祉事業団に対する補助	410	0	410
20 -	文化振興施設の運営等	2,285	0	2,285	2	民間社会福祉施設設備改善整備費補助	24	0	24
1	江戸東京博物館	665	0	665	3	東京都社会福祉総合学院に対する整備費補助	124	0	124
2	写真美術館	318	0	318	4	社会福祉・医療事業団借入金利子補助	1,199	0	1,199

No.	事業名	都案	区案	都案-区案	No.	事業名	都案	区案	都案-区案
28 -	生活保護事業等	13,473	0	13,473	37 -	児童等の環境づくり	814	0	814
1	行旅病人・行旅死亡人取扱費都負担金	70	0	70	1	子育てひろば事業補助	40	0	40
2	生活保護費都負担金	13,403	0	13,403	2	子ども家庭在宅サービス事業補助	30	0	30
29 -	山谷対策・路上生活者対策等	1,850	0	1,850	3	母子福祉貸付資金繰出金	744	0	744
1	山谷対策	997	0	997	38 -	保育事業	17,530	0	17,530
2	城北福祉センター健康相談室運営費	160	0	160	1	保育所運営費都負担金	10,115	0	10,115
3	路上生活者対策等	693	0	693	2	保育所地域活動事業	72	0	72
30	福祉のまちづくり				3	延長保育対策	250	0	250
	リフト付タクシー等整備事業	22	0	22	4	民間社会福祉施設サービス推進費補助(保育所)	5,881	0	5,881
31 -	保護施設の運営・整備等	1,804	0	1,804	5	保育室等運営費の補助	1,212	0	1,212
1	被保護者世帯に対する都加算	1,679	0	1,679	39 -	児童福祉施設等の運営・整備	14,208	0	14,208
2	保護施設の整備助成	125	0	125	1	地区児童館等活動事業費補助	21	0	21
32 -	ケア・リビングの推進	792	0	792	2	児童相談所の運営・整備	3,797	0	3,797
1	シルバニアの整備	166	0	166	3	児童養護施設の運営・整備	2,682	0	2,682
2	痴呆性高齢者グループホーム整備	265	0	265	4	保育所整備費補助	193	0	193
3	ケアハウス整備費補助	361	0	361	5	児童厚生施設整備費補助	50	0	50
33 -	地域における日常生活の支援	1,161	0	1,161	6	母子生活支援施設整備費補助	25	0	25
1	介護予防・地域支え合い事業	955	0	955	7	児童養護施設整備費補助	96	0	96
2	介護サービス適正実施指導事業	36	0	36	8	母子の保護委託	482	0	482
3	高齢者緊急通報システムの整備	141	0	141	9	児童の保護委託	6,862	0	6,862
4	高齢者火災安全システム事業	20	0	20	40 -	障害者のための相談事業等	38	0	38
5	痴呆介護研修事業	9	0	9	1	身体障害者相談員及び知的障害者相談員の活動	21	0	21
34 -	高齢者のための相談等	351	0	351	2	知的障害児等相談支援事業	17	0	17
1	在宅介護支援センター事業補助	324	0	324	41 -	障害者への医療等の給付	23	0	23
2	高齢者安心電話事業	27	0	27	1	更生医療の給付	3	0	3
35 -	高齢者の生きがいと社会参加	8,780	0	8,780	2	進行性筋萎縮症者療養等給付事業	20	0	20
1	老人クラブ運営費補助	51	0	51	42 -	障害者の就労の促進	131	0	131
2	シルバニアパスの交付	8,729	0	8,729	1	盲人ホーム運営費補助	6	0	6
36 -	老人福祉施設等の運営・整備	13,792	0	13,792	2	知的障害者福祉工場の運営費補助	18	0	18
1	軽費老人ホーム運営費補助	324	0	324	3	区市町村障害者就労支援事業	107	0	107
2	老人ホーム建設費補助	2,926	0	2,926	43 -	障害者福祉サービスの充実	4,483	0	4,483
3	老人デイサービスセンター等整備費補助	439	0	439	1	全身性障害者介護人派遣事業補助	1,470	0	1,470
4	介護老人保健施設整備費補助	3,972	0	3,972	2	心身障害者(児)ホームヘルプサービス事業補助	1,464	0	1,464
5	特別養護老人ホーム経営支援事業	1,954	0	1,954	3	在宅身体障害者シヨートステイ事業	20	0	20
6	民間社会福祉施設サービス推進費補助(老人福祉施設)	1,253	0	1,253	4	身体障害者デイサービス事業補助	174	0	174
7	老人ホームの運営	1,972	0	1,972	5	身体障害者福祉ホーム運営費補助事業	7	0	7
8	老人保護費都負担金	952	0	952	6	身体障害者自立支援事業	3	0	3
					7	知的障害者デイサービス事業補助	68	0	68

単位：百万円

No.	事業名	都案	区案	都案-区案	No.	事業名	都案	区案	都案-区案
8	知的障害者生活寮	185	0	185	47 -	手当・医療費助成	27,494	0	27,494
9	重度心身障害者(児)日常生活用具給付等事業	74	0	74	1	重度手当の支給	4,591	0	4,591
10	心身障害者(児)緊急保護事業	250	0	250	2	老人医療費助成	13,074	0	13,074
11	重度身体障害者等緊急通報システム事業補助	5	0	5	3	心身障害者医療費助成	9,829	0	9,829
12	身体障害者(児)補装具の給付	6	0	6	48 -	病院等	19,757	19,071	686
13	児童デイサービス事業	44	0	44	1	病院会計支出金(都立病院の運営)	16,757	18,457	△ 1,700
14	小規模通所授産施設運営費補助	191	0	191	2	地域病院の運営	557	614	△ 57
15	重度知的障害者生活寮事業	29	0	29	3	リハビリテーション病院の運営	348	0	348
16	盲ろう通訳・介助人派遣事業	12	0	12	4	老人医療センターの運営	2,095	0	2,095
17	自閉症・発達障害支援センター事業	9	0	9	49 -	地域保健	3,861	0	3,861
18	手話通訳者派遣・養成事業	29	0	29	1	保健所設置市又はその市長の事務のうち都が処理しているもの			
19	在宅重症心身障害児対策				①	食品衛生法関係	73	0	73
		137	0	137	②	狂犬病予防法関係	82	0	82
		289	0	289	③	建築物における衛生的環境の確保に関する法律関係	16	0	16
		17	0	17	2	小児疾病等医療費公費負担			
44 -	障害者の生活環境の改善	269	0	269	①	育成医療、療養給付	67	0	67
1	点字図書館運営費補助	109	0	109	②	小児慢性疾患医療費公費負担	854	0	854
2	身体障害者用自動車改造費助成事業	6	0	6	3	母子保健指導事業	234	0	234
3	障害者休養ホーム事業	106	0	106	4	公害保健対策(大気汚染医療費助成)	1,229	0	1,229
4	聴覚障害者情報提供施設運営費補助	18	0	18	5	健康安全研究センター	1,306	0	1,306
5	重度身体障害者(児)住宅設備改善費給付事業	30	0	30	50 -	精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務	8,073	0	8,073
45 -	心身障害者(児)施設の運営・整備	15,748	0	15,748	1	精神障害者の地域生活支援	2,567	0	2,567
1	心身障害者福祉センター	981	0	981	2	措置入院等	4,489	0	4,489
2	障害者福祉会館	38	0	38	3	精神保健福祉センター管理運営	1,017	0	1,017
3	障害者スポーツセンター	493	0	493	51	墓地・埋葬等に関する法律に関する事務			
4	身体障害者福祉工場	220	0	220	人骨等処理	2	0	2	
5	心身障害者(児)施設等の整備助成	1,222	0	1,222	特別区事務処理特例交付金	2,569	0	2,569	
6	身体障害者施設の運営及び管理委託	2,502	0	2,502	公債費会計繰出金	257,656	148,296	109,360	
7	知的障害者(児)施設の運営及び管理委託	8,571	0	8,571	用地会計繰出金	16,531	5,911	10,620	
8	知的障害者通所療養の運営及び管理委託	239	0	239	退職手当	26,487	16,298	10,189	
9	心身障害者施設用地取得費貸付等事業	355	0	355	人事関係の管理事務	8,577	3,615	4,962	
10	心身障害者(児)施設の各所整備	290	0	290	その他管理事務	34,703	17,686	17,017	
11	肢体不自由児施設等の運営	837	0	837	◆財調基金充等分(区案のみ)	△ 22,407		22,407	
46 -	心身障害者(児)の保護委託	8,904	0	8,904					
1	身体障害者の保護委託	819	0	819					
2	知的障害者の保護委託	4,523	0	4,523					
3	心身障害児の保護委託	1,901	0	1,901					
4	肢体不自由児等の保護委託	1,661	0	1,661					
	一般財源所要額合計	1,196,350	680,254	516,096					

都が行う「大都市事務」についての考え方（区側資料）

1 課題の基本認識

- 平成 12 年の都区制度改革施行時に解決しきれなかった、改正自治法の原則に則った都区の役割分担と財源配分の整理を行う。
- 都が限定的に行う大都市事務の具体的な整理により、役割分担の明確化と、役割分担に基づく安定的な財源配分を確立する。

〈課題解決の目的 ⇒ 都区制度改革の趣旨の完遂〉

- ・住民に対する都区の行政責任の明確化
- ・基礎自治体である区の行財政基盤の強化と、都が広域的課題に専念できる体制強化
- ・都区の真のパートナーシップ確立による住民福祉の向上と大都市東京の発展

2 都区の法的位置づけと役割分担の原則

- 平成 10 年の自治法改正により、都区の法的位置づけと役割分担の原則が規定された。

〈法的位置づけ〉

都 = 広域の地方公共団体 特別区 = 基礎的な地方公共団体

〈都の役割〉

都は、「府県」と「市」の 2 重の性格を払拭し、純然たる広域の地方公共団体として、「府県事務」の他、通常の地域では市町村の役割とされる事務の一部を処理する。その事務は、自治法第 281 条の 2 第 1 項（後記のとおり）後段に規定されるものに限定されることとなった。

〈特別区の役割〉

特別区は、特別区優先の原則の下に、都が処理することとされるものを除き、地方公共団体の事務を幅広く包括的に担う。

3 都が行う大都市事務の整理の考え方

- 自治法の役割分担の原則に則って、特別区の区域を通じて都が一体的に処理する必要がある「市町村事務（大都市事務）」の範囲を明確にする。
（※都が大都市特有の課題に対応するものには、「大都市事務」のほか、「府県事務」もあり、両者を明確に区分することが必要となる。）

〈自治法上の「大都市事務」の要件と整理の流れ〉

- ① 一般的に市町村が行う事務であるか否か
⇒ 法令の規定、全国市町村の実施状況、特別区の区域の特殊性等を踏まえて判断
- ② 都が一体的に処理することが必要と認められる事務であるか否か
⇒ 特別区相互間の連携又は都による調整機能の発揮のみでは対応できないものであることを前提に判断

自治法第 281 条の 2 第 1 項

都は、特別区の存する区域において、特別区を包括する広域の地方公共団体として、第 2 条第 5 項において都道府県が処理するものとされている事務及び特別区に関する連絡調整に関する事務のほか、同条第 3 項本文において市町村が処理するものとされている事務のうち、人口が高度に集中する大都市地域における行政の一体性及び統一性の観点から当該区域を通じて都が一体的に処理することが必要であると認められる事務を処理するものとする。

4 都から示された内容の問題点

- (1) 基本的な考え方の問題点

- 政令指定都市を想定した架空の議論や「大都市事務」の拡大解釈は、自治法の趣旨を逸脱するもの。都区間の協議経緯にも反する。
- 「大都市事務」の役割を強調するあまり、他をはるかに上回る行財政能力を有する府県としての都の役割が不明確になっている。

(2) 個別の提示事務の主な問題点

- 「政令指定都市の事務」「区に対する補助金」「事務処理特例交付金」は、明らかに都の「府県事務」である。
- 都内市町村区域では「府県事務」として実施しているものがあるなど、大都市事務とする根拠に欠けるものが多い。

5 提示事務の分析結果

- 都の「大都市事務」は、都から提示された約1兆2千億円に対し、区側の分析結果は約7千億円で、都が留保する大都市一般財源約1兆円を大きく下回るものとなった。

項 目	事務数	一般財源所要額 (単位：億円)		
		都 案	区 案	都案—区案
大都市事務 (一部を含む) とするもの	3 3	9, 183	6, 803	2, 378
法令留保事務	4	4, 175	4, 171	4
法令留保事務以外	2 4	1, 568	938	628
総係的管理経費	5	3, 440	1, 918	1, 522
財調基金充当分	—	0	△224	224
府県事務とするもの	2 0 3	2, 781	0	2, 783
「政令指定都市」が行う事務等	1 0 1	973	0	995
その他	1 0 2	1, 808	0	1, 788
合 計	2 3 6	11, 964	6, 803	5, 161

※ 1つの事務を複数の項目に分類したものを含むため、実際の提示事務数(232)よりも、事務数の総計は多くなっている。

<大都市一般財源>

(単位：億円)

項 目	都 案	区 案	都案—区案
調整3税等	14, 772	14, 772	0
調整3税等を除く大都市一般財源	3, 608	3, 156	452
合 計	18, 380	17, 928	452
都が留保する大都市一般財源	10, 699	10, 246	452

※ 調整3税等は、市町村民税法人分、固定資産税、特別土地保有税のほか、たばこ税調整額及び交付金調整額を加えたもの。

※ 都が留保する大都市一般財源 = 調整3税等×48% + 調整3税等を除く大都市一般財源

6 今後の検討課題

- (1) 都区の合意形成手続きの整備
都区の役割分担の協議方法、都による一体的処理の必要性に係る判断基準の整備等
- (2) 都が行う事務のあり方の整理
現に都が実施している事務について、法適合性や財源との整合性を確保する方法、都区間の分担見直し等
- (3) 大都市事務の恒常的な明確化のしくみづくり
予算説明資料の常備等

都が行う「大都市事務」の考え方・範囲（区側資料）

I 総括表

単位：百万円

項 目	大都市事務一般財源所要額		
	都 案	区 案	都案－区案
1 法令上市町村が実施する事務（都が法令により実施）	417,504	417,076	428
2 法令等により都道府県が実施する事務のうち政令指定都市等が実施する事務	99,469	0	99,469
① 法令等により政令指定都市が実施する事務	98,244	0	98,244
② 法令等により別途特別区が相当部分を担っている事務	552	0	552
③ 法令等により政令で定める市が行うことができる事務（②を除く）	673	0	673
1 + 2 の 計	516,973	417,076	99,897
3 任意共管事務	335,423	93,779	241,644
① 都案・区案ともに全額「大都市事務」としているもの	11,498	11,498	0
② 都案では5大市比率、区案では全国市町村比率により、一部を「大都市事務」としているもの	54,930	39,239	15,691
③ 都案では全額「大都市事務」、区案では一部を「大都市事務」としているもの	90,178	43,042	47,136
④ 都案では一部を「大都市事務」、区案では全額「府県事務」としているもの	92,800	0	92,800
⑤ 都案では全額「大都市事務」、区案では全額「府県事務」としているもの	86,017	0	86,017
4 大都市事務に付随する事務	343,954	191,806	152,148
① 公債費会計繰出金	257,656	148,296	109,360
② 用地会計繰出金	16,531	5,911	10,620
③ 退職手当	26,487	16,298	10,189
④ 人事関係の管理事務	8,577	3,615	4,962
⑤ その他管理事務	34,703	17,686	17,017
5 その他（財調基金充当分を控除）	0	△ 22,407	22,407
合 計	1,196,350	680,254	516,096

II 各分類項目の考え方

- ※ 都区資料（案）「提示事務分類表」に基づいて作成。
- ※ 事業名は略称。

1 法令上市町村が実施する事務（都が法令により実施）

市町村税に係る徴収事務、水道、下水道、消防	計 4 事務
-----------------------	--------

- 都 案：一般財源所要額 417, 504 百万円
- 区 案：一般財源所要額 417, 076 百万円

■ 区側の見解

法令上「市町村事務」であり、特別区の区域においては、法令により都が行うものとされているものであることから、「大都市事務」とする。

ただし、水道法に基づく事務のうち水源開発分は、広域的事務であることから、「府県事務」として除外する。

2 法令等により都道府県が実施する事務のうち政令指定都市等が実施する事務

〈①～③に共通する区側の見解〉

法令等により都道府県が実施する事務のうち、政令指定都市や中核市、あるいは政令で定められた市等が行う事務は、各特別区が行う場合も含めて、自治法第2条第3項ただし書きの「当該市町村の規模及び能力に応じて処理することができる」事務に該当するものである。自治法が規定する都が行う「大都市事務」の範囲は、第2条第3項本文の「一般的に市町村が行う事務」であり、第2条第3項ただし書きの事務は除外されていることから、ここに区分された事務は、都が行う「大都市事務」には含まれない。

① 法令等により政令指定都市が実施する事務

道路（特例都道分除く）、河川、生活保護費都負担金、保育所運営費都負担金、児童相談所、特別区事務処理特例交付金（保健所設置市の事務を除く）等 計 101 事務

- 都 案：一般財源所要額 98, 244 百万円
区 案：一般財源所要額 0 百万円

■ 区側の見解

法令又は国制度上「府県事務」とされているものであり、政令指定都市等の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。

【政令指定都市の事務を「大都市事務」とする都の考え方の問題点】

- 他に例を見ない大都市地域の特殊な実態を踏まえた都区制度を無視し、特別区の区域をひとつの「市」と仮定した議論は、制度論として矛盾。
- 政令指定都市の事務は、政令で指定されない限り、「府県事務」。
- 制度改革前の検討で、都側自身が当初提示した政令指定都市の事務を取り下げた協議経緯を踏まえないもの。
- 大都市事務の役割や市町村財源の規模のみを強調し、他をはるかに凌駕する府県財源を有しながら、府県の役割の観点が欠落。

② 法令等により別途特別区が相当部分を担っている事務

市町村の建築主事の手続、保健所設置市の事務（3 事務）、特別区事務処理特例交付金（保健所設置市の事務） 計 5 事務

- 都 案：一般財源所要額 552 百万円
区 案：一般財源所要額 0 百万円

■ 区側の見解

法令上、基本的に都道府県が行う事務であり、特別区が相当部分を別途担っているとしても、「一般的に市町村が処理する事務」ではないことから「府県事務」である。

なお、都が当分の間行くとされる保健所設置市の事務は、将来的には特別区に移管されるべきものであるが、移管されてはじめて「市の事務」となるのであり、都が行っている以上は、自治法の原則に照らして「府県事務」である（平成 17 年 3 月 30 日第 9 回大都市事務検討会において示した考え方を変更）。

③ 法令等により政令で定める市が行うことができる事務（②を除く）

大気環境改善指導、大気環境監視対策、土壌・地下水汚染対策、水環境対策 計 4 事務

- 都 案：一般財源所要額 673 百万円
区 案：一般財源所要額 0 百万円

■ 区側の見解

法令上都道府県が行うものとされている事務であり、政令で定める市の特例が適用されない特別区の区域においては、都が行う「府県事務」である。

3 任意共管事務

① 都案・区案ともに全額「大都市事務」としているもの

都市改造、特別区清掃事業臨時特例交付金	計 2 事務
---------------------	--------

- 都 案：一般財源所要額 11, 498 百万円
区 案：一般財源所要額 11, 498 百万円

■ 区側の見解

都市改造の内容となる土地区画整理事業は、全国的に市町村がほとんどを実施しているものであることから、「大都市事務」とする。

特別区清掃事業臨時特例交付金は、「大都市事務」とする法令上の根拠に欠けるものであるが、清掃事業の円滑な移管を図るための経過措置的性格を有するものであることから、特例的な対応期間中は「大都市事務」とする。

② 都案では5大市比率、区案では全国市町村立比率により、一部を「大都市事務」としているもの

都市開発資金会計繰出金、公園、住宅、病院会計繰出金、地域病院	計 5 事務
--------------------------------	--------

- 都 案：一般財源所要額 54, 930 百万円
区 案：一般財源所要額 39, 239 百万円

■ 区側の見解

「一般的に市町村が行う事務」の範囲という自治法上の「大都市事務」の要件に照らし、全国的な道府県と市町村の分担関係に応じて、一部を「大都市事務」とする。

③ 都案では全額「大都市事務」、区案では一部を「大都市事務」としているもの

工業用水道事業、中央卸売市場、道路、街路、首都高速道路公団出資、交通、都市防災施設整備、東京港、霊園、看護専門学校 等	計 17 事務
-------------------------------------------------------------	---------

- 都 案：一般財源所要額 90, 178 百万円
区 案：一般財源所要額 43, 042 百万円

■ 区側の見解

○全国的な道府県と市町村の分担関係に基づき按分するもの

- ・工業用水道事業、看護専門学校

○特別区の区域における特殊性を踏まえて按分するもの

- ・中央卸売市場

供給圏が首都圏に及ぶ広域的市場を除き、特別区の区域内への供給比率（取扱金額比率）に応じて、一部を「大都市事務」とする。

- ・道路、街路（特例都道分）

国道・都道府県道は、法令上都道府県が管理するものとされている「府県事務」である。しかし、特例都道（主要地方道を除く）は、起終点が23区内にあり、特別区の区域内交通を処理する役割を担っていることから、当該道路に係る分を「大都市事務」とする。

※ 特例都道のうち主要地方道は広域的な幹線道路であるため「府県事務」であり、今回の分類では、「法令等により政令指定都市が実施する事務」に区分すべきである。

- ・首都高速道路公団出資、集中的な渋滞対策、違法駐車対策の推進、交通、東京港、霊園

これらの事務については、全国的な道府県と市町村の実施状況を踏まえつつ、極度の広域的な交通集中という事情をはじめ、事業の性格・沿革等、特別区の区域における特殊性を勘案して、「府県事務」と「大都市事務」の双方が等分の役割を担うものとする。

・都市防災施設整備

区が実施する事業に対する補助金の部分は、「府県事務」である。

特別区の区域内を対象に、災害時の避難体制を一体的に確保する避難場所の見直し事業部分について、「大都市事務」とする。

④ 都案では一部を「大都市事務」、区案では全額「府県事務」としているもの

首都圏メガロポリスの圏域づくり、外環及び周辺まちづくり調査等、都市整備7事務 自動車交通量対策、ディーゼル車対策融資あっせん等、大気汚染対策5事務 アジア大都市ネットワーク21 国際展示場、地域中小企業振興センター、各種中小企業対策等、産業対策13事務 江戸東京博物館、写真美術館、東京体育館等、文化・スポーツ振興施設11事務 東京国際フォーラム 大学、高等学校、工業高等専門学校 リハビリテーション病院、老人医療センター	計43事務
------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	-------

■ 都 案：一般財源所要額 92,800百万円

区 案：一般財源所要額 0百万円

■ 区側の見解

○全国的にほとんどが都道府県において実施されていることから「府県事務」とするもの

・高等学校

○区が基本的な役割を担って実施していることから、都の事務を「府県事務」とするもの

・文化・スポーツ振興施設11事務、地域中小企業振興センター、各種中小企業対策

これらの事務は、区が行っている事務が「基礎自治体の事務」であり、別途都が広域的に行っているものは「府県事務」である。

○事業の性格、広域性、規模・機能等の面から「府県事務」とするもの

・都市整備7事務、大気汚染対策5事務

都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。

・アジア大都市ネットワーク21

国際交流事業は区においても実施しており、区の実施事務が「基礎自治体の事務」である。都の事業は一般的に市町村が処理する事務としてはふさわしくない規模であり、また、23区のみを対象としたものとは言えないことから「府県事務」である。

・国際展示場、東京国際フォーラム

都全域を対象とした広域施設であり、国際的な規模と機能を備えた総合的施設であることから、「府県事務」である。

・大学、工業高等専門学校

都全域を対象とした広域施設であり、また、高度・専門性を有する教育施設であることから「府県事務」である。

・リハビリテーション病院、老人医療センター

一般病院では対応困難な患者に対して、高度・専門医療等を行うことを目的とし、施設配置を含めて、都全域を対象に広域的観点から運営されるものであることから「府県事務」である。

⑤ 都案では全額「大都市事務」、区案では全額「府県事務」としているもの

と場会計繰出金、動物園、既設都営住宅移管、公衆浴場対策 住宅市街地総合整備事業、都市再生緊急整備事業等、都市整備4事務 東京港廃棄物処理場建設、廃棄物処理（一般廃棄物） 道路沿道環境対策、騒音振動対策 私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業 福祉情報提供事業、福祉情報総合ネットワーク等、地域福祉の推進6事務 東京都社会福祉事業団に対する補助等、社会福祉事業に対する助成4事務 山谷対策、城北福祉センター健康相談室、路上生活者対策 リフト付タクシー等整備事業、被保護者世帯に対する都加算 高齢者安心電話事業、シルバーパスの交付 特別養護老人ホーム経営支援、民間社会福祉施設サービス推進費補助（老人福祉施設） 老人ホーム、児童養護施設、 民間社会福祉施設サービス推進費補助（保育所）、知的障害児等相談支援事業、 在宅重症心身障害児対策（訪問事業）、障害者休養ホーム事業 障害者福祉会館、障害者スポーツセンター等、心身障害者（児）施設の運営・整備9事務 重度手当、老人医療費助成、心身障害者医療費助成 公害保健対策（大気汚染医療費助成）	計 51 事務
----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------	---------

■ 都 案：一般財源所要額 86, 017 百万円

区 案：一般財源所要額 0 百万円

■ 区側の見解

○区市町村に対する補助金等（区市町村経由の民間補助や都区共同事業の都負担金等を含む）であることから「府県事務」とするもの

- ・住宅市街地総合整備事業、土地区画整理事業助成、都市再生緊急整備事業等、私立幼稚園等園児保護者負担軽減事業、路上生活者対策、被保護者世帯に対する都加算

○区が基本的な役割を担って実施していることから、都の事務を「府県事務」とするもの

- ・山谷対策、城北福祉センター健康相談室

これらの事務は、区が行っている事務が「基礎自治体の事務」であり、都が行っているものは「府県事務」である。

○「大都市事務」とするのでは、都内市町村の区域と整合性がとれないことから「府県事務」とするもの

- ・動物園、地域福祉の推進6事務、社会福祉事業に対する助成4事務、リフト付タクシー等整備事業、高齢者安心電話事業、シルバーパスの交付、特別養護老人ホーム経営支援、民間社会福祉施設サービス推進費補助（老人福祉施設）、在宅重症心身障害児対策（訪問事業）、障害者休養ホーム事業、重度手当、老人医療費助成、心身障害者医療費助成

○事業の性格、広域性、規模・機能等の面から「府県事務」とするもの

- ・と場会計繰出金
- ・老人ホーム、児童養護施設、心身障害者（児）施設の運営・整備9事務
都全域を対象にした施設であり、広域的観点から運営されるものであることから、「府県事務」である。
- ・公衆浴場対策、道路沿道環境対策、騒音振動対策、公害保健対策（大気汚染医療費助成）
都全域を対象として、広域的な観点から実施されるものであることから、「府県事務」である。また、騒音振動対策事業等は、区においても実施している。
- ・既設都営住宅移管
都営住宅の区移管において、引き渡し側である都の責任で行われる準備経費は、「府県財源」で対応すべきものである。
- ・東京港廃棄物処理場建設、廃棄物処理（一般廃棄物）

一般廃棄物に係る事務は区の事務であり、区の経費負担により広域自治体である都に最終処分を委託するものであることから、都が行う事務は「府県事務」である。

4 大都市事務に付随する事務

公債費会計繰出金、用地会計繰出金、退職手当、人事関係の管理事務、その他管理事務 計5事務

- 都 案：一般財源所要額 343, 954 百万円
- 区 案：一般財源所要額 191, 806 百万円

5 その他

財調基金充当分を大都市事務経費から控除

- 都 案：控除額 0 百万円
- 区 案：控除額 22, 407 百万円

■ 区側の見解

財調基金取り崩し額（169, 490 百万円）について、都案では全額「府県事務」に充当としているが、財調基金は用途が特定された特定財源ではない。また、財調基金の積み立てには大都市財源も充てられ、大都市事務経費に含まれている。

大都市事務に係る経費として算入しながら、用途はすべて「府県事務」とすることは適切でないため、大都市事務に係る事業費の割合に応じて、取り崩し額の一部を大都市事務経費に充当するものとする。

都が行う「大都市事務」・都から示された内容の問題点(区側資料)

(1) 基本的な考え方の問題点

主 な 問 題 点	問 題 と な る 理 由 等
<p>①自治法の趣旨から逸脱</p> <p>◆自治法上、限定的である「都が行う大都市事務」の範囲を拡大解釈</p> <p>◆特別区の区域に「政令指定都市」を想定した架空の議論</p> <p>◆制度改革前の都区協議の経緯に反した、提示事業数の3倍増</p>	<p>●「都が行う大都市事務」は、一般的に市町村が行う事務のうちで、大都市地域における行政の一体性、統一性を確保するために都が一体的に処理する必要が認められる場合に限って行われるものというのが、自治法上の原則である。 この法の原則を前提とせずに、「大都市事務」を主張することは、あたかも都が任意に「市町村財源」を使えるかのような誤解を与えるものである。</p> <p>●他に例のない巨大都市地域であるがゆえに、政令指定都市制度ではなく、都区制度が設けられているという前提を外した、架空の議論である。</p> <p>●架空の想定に基づき、都が実施する政令指定都市の水準の事務をすべて「大都市事務」とする主張は、「都が行う大都市事務」の範囲を、一般的に市町村が行う事務の範囲とする自治法の原則を大きく逸脱する考え方である。</p> <p>●制度改革前の検討は、都区の役割分担の原則等に係る自治法改正を踏まえて行われたものであり、12年度以降、役割分担の原則等に係る自治法改正はない。にもかかわらず、当時、都側自身も示さなかった事業を多数盛り込み、提示事業数を大幅に増加することは、自治法改正の趣旨に反することはもちろん、都区間の協議経緯の信義則にも反する。</p>
<p>②不明確な「府県事務」としての役割</p> <p>◆「府県事務」として担うべき役割の観点が欠落</p> <p>◆「大都市事務」と「府県事務」のバランスを欠いている</p>	<p>●「大都市事務」としての規模や役割の大きさのみを強調し、他の道府県をはるかに上回る行財政能力を有する都が、「府県事務」として担うべき役割の大きさや内容には触れられていない。</p> <p>●行政の一体性・統一性を確保する役割は、「府県事務」としても担うべきものがあるはずなのに、「大都市事務」と「府県事務」を合理的に区分する考え方が示されていない。</p> <p>●都が有する「府県財源」は、「市町村財源」の2倍以上の規模であるにもかかわらず、特別区の区域では、「市町村財源」の使途の方が「府県財源」の使途よりも、はるかに多くなるという逆の提示となっている。</p> <p>●このようなバランスを欠いた考え方は、特別区の住民が都の「府県財源」を負担している規模からして、負担に見合う行政サービスという面からも問題がある。</p>

(2) 個別の提示事務の主な問題点

主 な 問 題 点	問 題 と な る 理 由 等
<p>①政令指定都市の事務を「大都市事務」とするのは法制度からの逸脱</p> <p>例) 生活保護費都負担金、児童相談所、河川、都道府県道 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 現行都区制度と全く異なる政令指定都市制度を、特別区の区域に持ち込む架空の議論は、制度論として無理があるのみならず、都区制度を設けた自治法の趣旨にも反する。 ● 法令上政令指定都市の事務とされるものは、法令で指定されない限り「府県事務」。したがって、特別区の区域では、都が「府県事務」として行うべきものである。 ● 制度改革前の検討でも、当初都側が提示していた「政令指定都市が法制度に基づいて行っている事務」を、検討過程で取り下げた経緯があり、今回の提示は、こうした経緯を踏まえないものである。
<p>②「府県財源」で対応すべき補助金及び事務処理特例交付金</p> <p>例) 土地区画整理事業助成、都市再生緊急整備事業 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 区の実施事業に対する補助金・負担金や、区を経由した民間への補助金は、当然「府県財源」を充当すべき「府県事務」の役割である。 ● 法令等により、国、都道府県、区市町村の負担割合が定まっている補助金・負担金は、当然「府県財源」を充当すべき「府県事務」の役割である。 ● 区市町村が特例的に「府県事務」を処理し、その財源を都道府県が措置する制度である事務処理特例交付金は、当然「府県財源」を充当すべき「府県事務」の役割である。
<p>③整合性のとれない提示事務</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 同一事務を、特別区の区域では「市の事務」、都内市町村の区域では「府県事務」とするのは、事務の考え方として整合性がとれない。
<p>◆ 同一事務でありながら、都内市町村区域では「府県事務」</p> <p>例) シルバーパスの交付、老人医療費助成 等</p> <p>◆ 「基礎自治体の事務」を、都区で重複して行うとするのは、制度上矛盾</p> <p>例) 文化・スポーツ振興施設、各種中小企業対策 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 区が基本的な役割を担って実施している事務は、区が行っている部分が「基礎自治体の事務」であり、都が広域的に行っているものは「府県事務」である。 ● 特別区が優先して住民に身近な事務を担い、都は限定的に「基礎自治体の事務」を行うのが都区制度の趣旨であるから、重複して「基礎自治体の事務」を行うとするのは矛盾がある。
<p>④ 根拠が曖昧な「大都市事務」の選別</p> <p>例) 各種都市整備事業、各種環境対策、各種福祉関係の補助金 等</p>	<ul style="list-style-type: none"> ● 「大規模な市であれば行っている」との記載が多いが、一般的に市町村が処理する事務の範囲というのが自治法上の前提であるから、「大都市事務」とする理由とはならない。 ● 「本来市の事務」「身近な事務であり市の事務」という記載が多いが、なぜそう言えるのか、根拠が示されていない。 ● 福祉関係の事務等、都内市町村の区域では「府県事務」として行っているながら、「本来市の事務」とするのは、そもそも矛盾である。

都が行う「大都市事務」をめぐる都区の考え方の相違

平成 17 年 8 月 22 日 都区財政調整協議会資料から抜粋

■ 都の考え方

- 都が行う大都市事務を「市町村が一般的に処理する事務」とする自治法の規定は一般原則であり、実際の範囲は、大都市東京における膨大な行政需要や税収の大きさ等を考えると、少なくとも政令指定都市が行う事務と同じ領域まで含まれる。
- 都に配分された財源は、都の一般財源であり、地方税法上も、都税の使途は一般の市町村事務の範囲に限定されない。都は独立した自治体としての責任において、大都市の一体性・統一性確保の観点から、大都市のための事務を行う。
- 政令市等の事例から市自らが実施すべきものは、都が行う大都市事務である。

■ 区の考え方

- 都区制度改革の目的は、それまで曖昧であった都区の役割分担を明確化することであり、そのための法改正が行われた。都の大都市事務の範囲について、都独自の判断で法と異なる運用が許されるとすれば、法で原則を定めた意味がなくなり、都区制度改革の意義は有名無実化する。
- 東京都は、広域的な地方公共団体として、通常の府県事務のほか、特別区の区域を通じて都が一体的に処理する必要がある事務に限って、一般的に市町村が行う事務の一部を担う。
- 都区制度は、政令指定都市制度では対応できない大都市東京の実態を踏まえて、複数の基礎自治体と広域自治体の分担により大都市行政に対応する制度であり、その分担関係を一般原則として軽視し、政令指定都市との比較を持ち込むのは、制度論として矛盾する。
- 大都市東京特有の膨大な行政需要や税収の大きさは、府県のレベルも同じ。法令上の府県事務にまで都が行う大都市事務の範囲を広げる考え方は、都の府県としての役割を放棄するものである。
- 市町村財源の一部が都に所属しているのは、特別区相互間の財源調整のほか、都が行う大都市事務の財源とするためであり、その使途は、自治法の分担原則に基づく事務の範囲に限られる。
- 政令市等の事例から市自らが実施すべきものを大都市事務とするという考え方は、都を市とみなすものであり、制度改革以前の発想である。

都区協議会での区長会会長発言（平成18年2月16日）

私から、区側委員を代表して申し上げます。

今回の18年度財調に関する協議は、平成12年都区制度改革の積み残し課題である主要5課題の解決を図ることが最大の焦点でありました。

これは、改正自治法に定められた都区の役割分担原則に応じた財源配分を実現する課題であり、都区制度の根本問題の解決を目指したものであります。

今回の協議結果は、平成15年以来、都区検討会や財調協議会での協議、またトップ交渉を積み重ねながら、調整することができず、一時は決裂にまで至った中を、再度のトップ交渉によってようやく決着点を見出したものであります。

内容的には、5課題のそれぞれについて解決がついたものではなく、改正された自治法の解釈にまで及ぶ見解の相違が解消されないまま、多くを今後の検討に委ねることとなりました。今回の協議結果とここに至った経緯については、平成12年都区制度改革の趣旨からも、また主要5課題を確認した経緯からも、区側として決して納得しているものではございません。

区長会はもとより、これまで一致して取組んできた区議会議長会等において、この決着点に対する大変厳しいご意見もありましたが、都議会のご支援も考慮して、ぎりぎりの交渉結果として、やむを得ず受け入れたものであることをご理解いただきたいと思えます。

この機会に、今回の決着に関する区側の認識を申し上げたいと思えます。

第1に、最大の課題でありました、「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」については、都区の認識の相違を踏まえ、今後の都区のあり方に関する検討の中でより根本的かつ真剣に協議していかなければならないと思えます。

第2に、清掃、学校改築、都市計画交付金等の具体的課題については、過去の積み残し分を今回の200億円の措置で清算するものと理解し、5課題としての位置づけは終了することになりますが、それぞれ今後の課題が多く残されておりますので、都区のあり方に関する検討の中で、改めて解決を図ることとしたいと思えます。

第3に、三位一体改革の影響への対応については、交渉の中で都から提案いただいた2%では不足するとの区側の主張を受けて、「合意できるよう努力する」との確認に至ったものでありますので、平成19年度において、確実に少なくとも3%の実現をしていただきたいと思えます。

第4に、平成19年度に行われる見直しにより、今後新しい方向が出されるまでの間の暫定的な配分率が定められることとなります。この結果、大きな変動が無い限り、この配分率をもとに都区それぞれが責任ある財政運営を行っていくものであることを踏まえまして、23区間の配分は、特別区が主体的に調整できる仕組みを構築する協議を進めていただきたいと思えます。

また、都区財政調整の調整税は、都区の共有財源でありますので、固定資産税の軽減措置等の方針を決定するに際しては、必ず特別区と事前に協議されるよう、改めて強くお願いしておきます。

最後に、今後は、都区のあり方に関する検討組織の中で、将来に向けた課題の検討と合わせて、未解決の様々な課題に取り組んでいかなければなりません。

今回の協議の経過をかえりみますと、都区の信頼関係回復のためには、相当な努力が必要であることを申し上げておきたいと思えます。

以上の考え方を申し述べ、第1号から第4号までの協議案（18年度財調、17年度再調整に関する協議案）を了承することといたします。

主要5課題の整理に関する特別区長会会長コメント

本日の都区協議会において、平成18年度都区財政調整等に関して都区が合意いたしました。この中で、かねて懸案であった都区財政調整「主要5課題」についても整理を行いました。

「主要5課題」は、都区の財源配分にかかわる問題として、平成12年の都区制度改革時の積み残しとなっていたものです。

23区は、平成15年以来、2年有余にわたり、都との間で具体的な協議を行ってきました。しかし、都区間の主張の隔たりは大きく、事務的な調整で合意を見出すことが困難な事態となった昨秋以降、区長会の会長である私と2人の副会長が23区を代表し、東京都の副知事との間で厳しい折衝を続けてまいりました。

こうした経緯を経て、去る1月16日の区長会において、都から回答があったわけですが、これまでの協議の経緯からしても、区側の考え方とは大きく隔たる内容であり、受け入れできない旨回答し、一時は決裂の状態となりました。

しかし、その後、再度折衝の機会を持つことができ、今後の協議で財源配分に関する整理が図られるまでの間の暫定的な配分率については、三位一体改革の影響を踏まえて、平成19年度に都区が合意できるよう努力することで、協議のとりまとめを行うこととなったものです。

区側としては、平成19年度からは、少なくとも配分率が55%になるものと受け止めております。

今回の合意によって、過去の問題としての「5課題」は終了することになりますが、個々の課題そのものが解決されたわけではなく、今後課題を残すこととなりました。

これまでの協議の経緯に照らして、このような整理とならざるを得なかったことは不満であります。今回の協議を通じて、都区の認識の隔たりが極めて大きいことが浮き彫りになったことから、都区のあり方について、あらためて議論を行う必要があります。その議論の中で、課題の解決を目指すしかないと判断したものであります。

いずれにしても、都区制度の根本に係わる問題である「都区の役割分担原則に応じた財源配分の実現」の課題をはじめ、改めて重い課題を背負うこととなりました。

特別区は、基礎自治体としての自覚と責任のもとに、今後の協議に真摯に臨んでいく所存ですので、皆様のご理解をお願いいたします。

平成18年2月16日

特別区長会会長 高橋 久二

主要 5 課題の協議経緯（『都政研究』掲載内容）

◇都区財政調整主要 5 課題に関する協議状況について（平成 17 年 12 月号）

現在、都区間において、都区財政調整をめぐり、「主要 5 課題」と言われる課題についての協議が行われている。

この問題は、平成 12 年都区制度改革の際に、整理しきれなかった積み残しの財源問題として、平成 17 年度までに解決することが都区協議会において確認されたものである。

これらの課題を予定どおり今年度中に解決するために、残された期間は、ごくわずかであるが、都区間の協議は難航している。平成 15 年 3 月に開始された 3 つの都区検討会での協議は、2 年 4 か月、延べ 25 回に及んだが、その結果は、各課題に対する都区双方の見解の相違を併記しただけのものに終わった。その後、協議のレベルを都区財政調整協議会（都側は部長級、区側は助役等が構成員。以下「財調協議会」と表記する。）に上げて、本年 8 月から 10 月まで、6 回にわたって集中的に議論した結果においても、一部具体的な需要等の検討を行うことの合意は得たものの、財源問題に関する基本的な認識を一致させることはできていない。

以下、本年 10 月 28 日にまとめられた財調協議会での集中的な議論の結果を中心に協議の状況を説明する。

1 財調協議会での集中議論の結果

都区検討会の検討結果を踏まえて、財調協議会では、5 つの協議課題が設定された。

（1）大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分の課題

協議課題 1 は、「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」をどのように整理するかである。

①都区制度の根本問題

この課題は、改正された自治法の原則のもとで、都が行う大都市事務の範囲を明確にし、これに基づいて、都区双方の役割分担に応じた財源配分を行う課題であり、都区制度の根本問題である。

通常の府県と市町村との関係と異なり、法の規定に基づいて、都と区の役割分担と財源配分を双方の協議によって定める必要があるという、大都市制度としての都区制度特有の課題である。

この都区関係を法律上明確化したのが平成 12 年改革であり、従来あいまいであった都区の地方公共団体としての性格付け、双方の役割分担及び財源配分の原則が自治法に規定された。とりわけ、特別区を「基礎的な地方公共団体」に位置づけ、基礎自治体の事務は、基本的に特別区が担うものとされ、一体的に処理する必要のある「市町村事務」に限って都が行うことができるものとされた。この改正を踏まえて、限定的に行われる都の「市町村事務」（これを都が行う「大都市事務」と呼んでいる。以下「大都市事務」と表記する。）の範囲を明確にし、それに必要な市町村財源を都に留保することで、都区間の役割分担と財源配分の明確化を図ることが必要となったのである。

②都区の見解に大きな隔たり

今回の財調協議会のとりのまとめでは、都区が連携・協力して東京の行政を担っていくためには、大都市東京における都区の役割分担のあり方を整理することが重要であることについては、認識が一致した。

しかし、特別区の区域における具体的な大都市事務の範囲については、都区双方の考え方に大きな隔たりが残されたままである。今後の整理の方法についても、区側は、少なくとも法令上府県事務とされている事務を大都市事務の範囲から除外した上で協議すべきとしているのに対し、

都側は、大都市東京（特別区の区域）における都区の役割分担のあり方を将来に向けて再検討し、整理するための協議を引き続き行うべきとし、とりまとめを行うことができなかった。

都が行う大都市事務の範囲に関する都区双方の主張の差を数字で見ると、平成 15 年度の事業で分析した結果であるが、都区検討会の中で、都から提示された大都市事務は 232 事業、約 1 兆 3 千億円である。しかし、都の提示をもとに区が分析した結果は、33 事業、約 6 千 8 百億円にとどまるというものであり、実に 5 千億円以上の差が生じることとなった。

これを、都に留保されている市町村財源約 1 兆円（都区の見解が異なる部分がある）と差し引きすると、都の考え方からすれば、1 千 2 百億円の財源が不足し、その分府県財源を充てているということになり、区の考え方からすれば、3 千 4 百億円分、府県事務に市町村財源を充てているということになる。

③最大の争点は政令指定都市の事務

この中で、最大の争点となっているのが、政令指定都市が行っている事務等の扱いであり、法令上都においては府県事務とされている事務であるにもかかわらず、大都市事務にカウントすべきであると都が主張しているものである。

都区制度改革に関する自治法改正が行われた平成 10 年度当時、都が行う大都市事務の範囲は、「市町村が一般的に処理するものとされている事務のうち、改正法の趣旨に即して都が一体的に処理することが必要であると認められる事務」であり、法令上府県事務と規定されている政令指定都市の事務等を都が行う大都市事務の範囲から除外することについては、都区間の認識が一致していた。

ところが、今回の協議の中で都は、他の政令指定都市をはるかに上回る大都市実態を持つ特別区の区域の需要や財源の状況に照らして、少なくとも特別区の区域において行われる大都市事務の総体は、政令指定都市が行う事務以上でなければならず、そこに市町村財源を充ててしかるべきだという考え方を採るに至っている。

都区制度の下における法律上の役割分担原則よりも、都区制度とは全く異なる政令指定都市制度の例を優先するという理屈であるが、この考え方を前提に、その総体の事務について、都と区のいずれが担うべきかを議論すべきであり、区への新たな事務移管がないまま、財源だけを区に渡せという議論はおかしい、というのが都の主張の要旨である。

しかし、法律上府県事務であるものまで大都市事務の範囲に含めた上で、都区いずれが分担するかという議論はそれこそおかししいし、まして都が行う大都市事務を明確にするための協議をしているはずなのに、区への事務移管がなければ財源配分もありえないというような主張は、いかなるものであろうか。

結局、本来、都と区が一致して求めた法改正によって定められた原則に基づき、その具体化を図るための協議であるにもかかわらず、法の解釈そのものが分かれて入り口の議論に終始せざるを得なかったのが、これまでの状況である。

結果として、具体的に都が行う大都市事務の範囲を明確化する議論や 18 年度の配分割合の決定方法、今後の都区制度の合理的な運用に関する議論に入れず、大きな宿題を残したままとなっている。

もちろん、現に過去の経緯の中で都が市町村財源を用いて実施している事業があり、これをいわずらに否定すべきでないことは、区側としても十分認識している。しかし、法令上の府県事務まで大都市事務の範囲に含めるというような、制度を踏み越えた議論を容認するわけにはいかない。都には、本来の府県としての役割もそのための府県財源もある。そして何よりも、都と区の分担関係は、都の任意の考えではなく、法律によって律するものであり、それこそが平成 12 年改革の最も大きな意義であったはずである。

少なくとも法解釈は一致させ、法令上の府県事務を外した上で、具体的で現実的な解決策を見出していくことが必要であるというのが、区側の主張である。

実際、仮に他の具体的な課題が整理できたとしても、この問題を何らかの形で解決しなければ、財源問題に関する都区の最終的な合意を図ることができない。都と区の見解の相違を踏まえた解

決策を早急に見出す必要がある。

(2) 平成 18 年度の財源配分の定め方

協議課題 2 は、平成 18 年度の都区の財源配分をどのように定めるかである。

この課題については、「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」のとりまとめができなかったことから、全体として整理するには至っていない。

(3) 清掃関連経費の取扱い

協議課題 3 は、清掃関連 4 経費及び 4 経費以外の清掃関連経費の需要と財源をどのように扱うかである。

この課題は、平成 12 年の移管時に、都が引き続き執行することとした、既発債償還経費（都が移管前に整備した清掃工場等に係るもの）等 4 経費 745 億円の財源の取扱い及び移管後に生じた区側の清掃関連経費の財源問題である。

この課題については、清掃関連 4 経費のうち、身分切替となる都清掃派遣職員の退職手当を新たな需要として財源配分に反映することでは、認識が一致した。

その他の事項については、都は、都の既発債償還経費、清掃事業臨時特例交付金 1 号交付金（清掃派遣職員の人件費等の不足分）及び同 2 号交付金（還元施設整備費補助）の 3 つの経費については、区に引き継がないこととし、4 経費とは別の経費である灰溶融処理経費、中継施設改築等経費、清掃工場の建替・プラント更新等に要する経費については、需要を算定していく考えを示した。一方、区は、都の既発債償還経費の負担のあり方を含め、都側の経費負担が無くなっていくことを踏まえて、4 経費の財源を区側の需要に振り向けていくべきとし、意見は一致しなかった。

これは、清掃事業に関して移管後に生じた区側の需要の存在については、都区双方の認識がようやく一致したことを意味する。今後は、区側の清掃関連需要について、具体的な検討を進めていくこととなった。

なお、身分切替となる職員の退職手当の部分のみ「財源配分」という文言が使われているが、これは、必然的に区側に生じる需要として直ちに財源配分に反映する性格のものであるという趣旨であり、その他の課題（小中学校改築経費等も含めて）についても、需要を算定していく過程の中で、区側の財源配分割合に反映していく場合もあること、また、区側の需要の中には、地元還元施設整備経費が含まれることが、財調協議会の場で確認されている。

一方で、都の既発債償還経費の負担の問題や、都が清掃関連 4 経費を負担してきた財源の取扱いについては一致できておらず、今後に課題を残している。

(4) 小中学校改築経費等の取扱い

協議課題 4 は、小中学校改築経費等の需要と財源をどのように扱うかである。

この課題は、今後 20 年間で 900 校（全体の 7 割に相当）に及ぶ小中学校が、建築後 50 年を超過し、次々と改築時期を迎える事態に対処するための財源問題である。

かなり以前から深刻な問題として協議の俎上に上っていたが、引き続きの課題として今日まで残されている。区の改築実態からすれば、平均的に 1 校あたり 30 億円の経費が必要となる。改築経費の現行算定額は、大規模改修経費も含め 23 区全体で 280 億円程度であり、積算単価が低く、起債の償還費が算定されず、さらにこれから迎える改築需要のピーク期に合わせた算定となっていないため、到底現実的に対応できるものとはなっていない。

この課題については、今後、小中学校の改築経費等について、学校数、単価、起債償還経費等の具体的な算定内容を協議していくことについて認識が一致した。積算内容をめぐる都区間の見解はなお相当離れているが、ようやく具体的な算定内容の検討に入ることとなった。

(5) 都市計画交付金のあり方

協議課題5は、都市計画交付金のあり方をどうするかである。

この課題は、もともと基礎自治体が行う都市計画事業の財源である都市計画税が、特別区の区域では都税とされている中で、特別区が行う都市計画事業の財源を確保する観点から、都独自の制度として設けられている都市計画交付金を、都と区の事業実施状況に見合っただけで配分する方途を検討する課題である。

この課題については、都市計画交付金と都区財政調整での算定を通じて、特別区の都市計画事業が円滑に行われるよう、今後とも都市計画交付金と都区財政調整で算定する枠組みの中で改善を図ることについて認識が一致した。

実際の協議の中では、「そもそも配分という考え方はなじまず、また現行制度の下でも財調算定と合わせれば支障はない」とする都の見解と、「都区間で著しいアンバランスがある都市計画税の充当状況を改善すべき」とする区の見解が対立し、改善の具体化が進まなかった。結果としては、認識の相違が埋まったわけではないが、少なくとも何らかの改善を図ることについては、一致したところである。

2 今後の協議に向けて

都区制度については、特別区の区域を基盤とする特異な大都市制度として、長い歴史を持つが、昭和40年改革以降は、都から区への事務権能の移管をはじめ、区の自治権が順次拡充され、平成12年の改革で、はじめて両者の性格付けと分担関係を法律上明確にする画期的な改革が行われた。

従って、長年取組んだ運動の成果である法改正によって、ようやく明らかにされた都区の役割分担原則に基づく財源配分の問題が解決されない限り、平成12年都区制度改革は未完のままであるというのが区側の思いである。

一方、都区協議が難航している状況も影響していると思われるが、今日の急激な社会経済の動きを踏まえて、単に現行制度を前提とした議論だけでなく、都区制度の将来像を含めた幅広い議論が必要であるとの考え方が都区双方の関係者から出されている。都においては、都知事の都議会第3回定例会での所信表明、東京自治制度懇談会の設置、新たな指針の策定等の動きがあり、区においては、特別区制度調査会が都区制度そのものの転換を求める報告を出している。

こうした議論は、地方制度調査会の道州制や大都市制度の検討とあいまって、今後加速されることになるであろう。区長会も、将来の制度のあり方について検討していくことを確認している。

しかし、そうした議論も、平成12年改革の積み残し課題を解決してはじめて、可能となるものであり、何よりも、自治法で定められた都区制度に即した役割分担を確認したうえで、その中でお互いに現実に即した知恵を出し合い、課題解決に向け、真摯に協議すべきである、というのが、区長会の基本認識である。

いずれにしても、都と区が、大都市東京の自治を担うパートナーとして、連携して解決すべき課題は山積している。都区間の見解の相違はいまだに大きい、一刻も早い解決が迫られている。

◇都区財政調整主要5課題に関する協議結果について（平成18年3月号）

平成18年2月16日に開かれた都区協議会において、平成18年度都区財政調整に関する都区の合意が成立した。

この中で、平成12年都区制度改革の際に、引続き都区が協議すべき主要課題として確認した「主要5課題」についても、今後の取扱いを確認して、決着が図られることとなった。

しかし、決着といっても、それぞれの課題が解決したわけではない。むしろ、都区制度の理解について、都区双方の認識に法の解釈そのものにまで及ぶ根本的な相違があることが明らかになり、より深刻な課題を浮かび上がらせることとなった。以下、今回の5課題に関する協議結果に

ついて、説明する。

1 トップ交渉の経緯

この問題に関する都区財政調整協議会での集中的な議論を経ても都区の見解が大きく分かれたままとなった経緯については、本誌 05 年 12 月号に掲載したとおりである。その後、平成 18 年度都区財政調整に関する協議に引継がれたものの、議論は平行線をたどった。

一方、事務レベルでの調整が困難となったことを受けて、昨年 11 月以降、区長会の一任を受けて区長会の正副会長が横山副知事と 6 回にわたりトップ交渉を行った。

交渉の中で、双方の立場を踏まえ、第 1 に、都区制度を将来的にどうするかという課題を、行政区域の問題も含めて、検討組織を設けて 18 年度から検討していく。大都市事務の問題も最終的にはその中で整理していく。第 2 に、それまでの間の暫定措置としての配分率を定めて、新しい方向がでるまでは、余程のことが無い限り、安定させる。第 3 に、暫定的な配分率については、数字の積み上げではなく、政治的な判断として大枠を合意し、その中で清掃経費や学校改築経費等の具体的な問題を整理する。という枠組みのもとで、具体的な解決策を探ることとなった。

区側は、この確認に基づき、当面の暫定的な配分率について、都の論理でも、区の論理でもない合意を目指したのであるが、都側は、「大都市事務の問題は今後の都区のあり方に関する検討の中で議論するのだから、今回については事務移管も無く配分率を見直すことはあり得ない。財調は税收と区の需要を差し引きして配分を決めるのであり、税收が伸びている中ではその他の課題も現行の 52% の中で処理できる。」という都の論理による主張に終始した。

これに対し、区側は、「大都市事務の問題を今後の検討に委ねるとしても、他の課題は、平成 12 年改革のときに 52% の財源配分に反映されなかった積み残しの課題であり、また、単年度の税收の伸びを理由に、都が区側の需要を一方向的に査定して過不足を判断する考え方は、区を内部団体視する、制度改革以前の発想である。都区双方の立場を踏まえた配分率での解決が必要である」と主張したが、受け入れられなかった。

区長会は 12 月 27 日に臨時総会を開き、①都区のあり方に関する検討の中で大都市事務の問題を整理していくこと、②それまでの間の暫定措置としての配分率を定め、その中で具体的な問題を整理すること、③三位一体改革の影響を配分率に加算すること、を方針として確認し、引続き正副会長に交渉を一任した。

区長会正副会長は、都議会、とりわけ都区制度に関する議員連盟を持っている自民党に支援要請を行いながら、年明けにかけて、都と交渉にあたった。

こうした経緯を経て、本年 1 月 12 日の区長会拡大役員会に示された都の回答は、5 課題については、配分率の引上げを一切行わず、平成 18 年度限りの一時金の交付で済ませ、しかも 500 億円を超える減収が見込まれる三位一体改革の影響への対応として平成 19 年度に 2% (約 300 億円) のみ引上げるというものであり、区側が受け入れられる内容ではなかった。

この都案は、1 月 16 日の区長会総会にも同じ案で示され、その場で区側が受け入れられない旨表明することとなった。

この経緯については、区長会が一方向的に拒否したとの誤解を都側の関係者に生じさせたようであるが、実際は、交渉の過程で、区長会の正副会長は、繰返し、都の提案内容では区長会の了承が得られないとして、妥協案も示し、また 19 年度に向けて再度協議する提案もしている。これは、都議会筋への説明でも同様である。しかし、拡大役員会で都案の了承が得られなかったことを受けた知事への再考の申し入れも、都は受け入れなかったのである。

こうして都区の協議は不調となったが、配分率による妥協案も継続協議の申し入れも拒否された区側としては、都の再提案を待つしかなかった。

1 月 18 日には都が財調協議についての合意を経ないまま予算原案を公表し、都区の協議は昭和 54 年度財調以来の決裂状態となった。その後、しばらくして 17 年度再調整を急遽とりまとめることとなり、その過程で、18 年度財調については、第 1 回都議会定例会に条例改正提案できない旨言及があったのであるが、その直後に、都側から 2 月 16 日に都区協議会を開いて打開を図りた

い旨の打診があり、急転直下、2回にわたって区長会会長と横山副知事の再度のトップ交渉が再会され、都案の一部が修正されることとなった。

これを受けて、区長会は2月10日に臨時総会を開き、今後の取組みに関する確認を行った上で、都議会の支援も考慮し、ぎりぎりの交渉結果としてやむを得ず受け入れることとし、2月16日の都区協議会で合意に至ったのである。

2 主要5課題に関する交渉結果

主要5課題に関する交渉結果は、以下のとおりである。

- 今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし、協議が整い次第、このための検討組織を都区共同で設置する。都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論にしたがい整理を図る。
- 平成18年度都区財政調整協議において、清掃関連経費及び小中学校改築に係る課題を整理することとし、都は財政調整交付金とは別に200億円の特別交付金を平成18年度に限り設ける。特別区都市計画交付金については、対象事業に市街地再開発事業（再開発組合等への助成）を追加する。
- 「三位一体改革の影響」への対応として都から提案された調整率の2%アップ（19年度以降）については、影響の全体像を見極め、平成19年度財調協議において合意できるよう努力する。

3 5課題の決着に関する区側の認識

今回の決着に関する区側の認識は、都区協議会の中で次のように表明されている。

「第1に、最大の課題であった「都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」については、都区の認識の相違を踏まえ、今後の都区のあり方に関する検討の中でより根本的かつ真剣に協議していかなければならない。

第2に、清掃、学校改築、都市計画交付金等の具体的課題については、過去の積み残し分を今回の200億円の措置で清算するものと理解し、5課題としての位置づけは終了することになるが、それぞれ今後の課題が多く残されているので、都区のあり方に関する検討の中で、改めて解決を図ることとしたい。（注：この点に関しては、清掃関連経費では、都発行の起債償還費の都負担が平成26年度までになくなる問題、また、小中学校改築経費では、今回償還費相当分を追加算定することとなったが、改築単価や改築規模等の改善が行われていない問題、さらに、都市計画交付金では、対象事業が1事業増えたが、交付金の総額等実質的な改善が図られていない問題等がある。）

第3に、三位一体改革の影響への対応については、交渉の中で都から提案を受けた2%では不足するとの区側の主張を受けて、「合意できるよう努力する」との確認に至ったものであるので、平成19年度において、確実に少なくとも3%の実現をしていただきたい。

第4に、平成19年度に行われる見直しにより、今後新しい方向が出されるまでの間の暫定的な配分率が定められることとなる。この結果、大きな変動が無い限り、この配分率をもとに都区それぞれが責任ある財政運営を行っていくものであることを踏まえて、23区間の配分は、特別区が主体的に調整できる仕組みを構築する協議を進めていただきたい。

また、都区財政調整の調整税は、都区の共有財源であるので、固定資産税の軽減措置等の方針を決定するに際しては、必ず特別区と事前に協議されるよう、改めて強くお願いしておく。」

4 今後の課題

特別区は、都との2年有余にわたる厳しい協議、区長会、議長会一丸となった都、都議会への要請活動、全ての区議会における決議、各区議会の単独またはブロック単位での要請行動、区長会と都のトップ交渉等、あらゆる手段を講じて課題の解決を目指してきた。

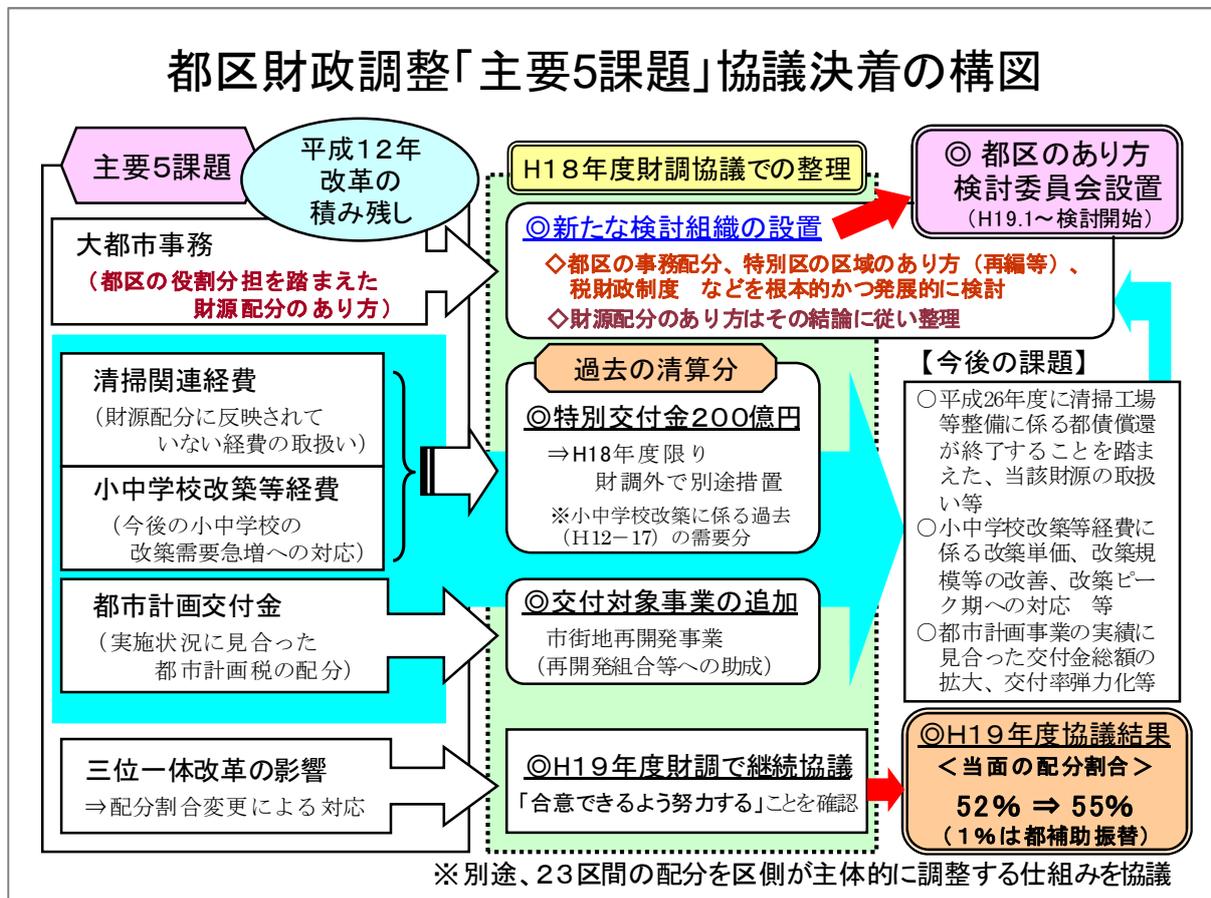
唯一残した手段と言え、総務省の関与を求めることであつたかもしれないが、それによって自治的解決の道を閉ざすことのリスクを背負うよりは、都区の協議による課題解決の道を残すことを選択したのが、今回の決着であつたと言える。

いずれにしても、都区共通の認識と共同の取り組みにより、長い年月をかけてようやく法改正を実現し、その改正法で定められた役割分担原則に基づいて「市」の事務の分担に応じた「市」の財源の配分を整理するはずであつたのが、逆に都区の見解の決定的な相違を明らかにし、むしろ法の趣旨と異なる主張（議論に府県事務を持ち込み、都が区の需要と収入を査定して配分を決めるとする主張）に固執する都の対応が、制度そのものに対する不信感を強める結果となつたのは、皮肉なことであり、なんともやりきれない思いである。

区長会の高橋会長は、都区協議会の席上、「今回の協議の経過をかえりみますと、都区の信頼関係回復のためには、相当な努力が必要であることを申し上げておきたいと思ひます」と述べ、また都区協議会終了後のコメントの中で、「これまでの協議の経緯に照らして、このような整理とならざるを得なかつたことは不満であります、今回の協議を通じて、都区の認識の隔たりが極めて大きいことが浮彫りになつたことから、都区のあり方について、あらためて議論を行う必要があり、その議論の中で、課題の解決を目指すしかないと判断したものであります」と述べている。

都区は、今回の協議を通じて、ともに重い課題を背負つた。これを新しい都区関係を築く好機とできるかどうかは、双方の今後の取り組みにかかっている。

(※特別区長会事務局次長（当時） 志賀徳壽)



区立児童相談所に係る都区財政調整配分割合を巡るいくつかの論点

令和2年度都区財政調整方針 R2.1.28 都区協議会

都区財政調整は、基準となる財政上の需要と収入の差を普通交付金とする仕組みであり、都区間の配分割合は、中期的には安定的なものを定める必要がある。

しかしながら、配分割合に関しては、児童相談所の運営に関する都区の連携・協力を一層円滑に進めていく観点から、今回、特例的な対応として、特別区の配分割合を令和2年度から0.1%増やし、55.1%とする。

今回の特例的な対応により変更した分も含め、令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議することとする。

(令和2年度の算定)

配分割合 0.1%分 1,841 百万円

児童相談所関連需要算定額 4,863 百万円

(参考) 区立児童相談所の財調算定を巡る都議会質疑の概要 (令和2年第1回定例会)

<自民党の主張>

- 今回の都区間配分の変更は、都区財政調整制度の運用に当たり、丁寧に歴史を積み重ねてきた都行政、都議会の先人たちの努力を無にし、都区財調制度の根幹を破壊する暴挙だ。
- 昨年度の時点では、都の主張は、一括して移管することを都区合意した清掃事業、保健所と同様のものとは考えておらず、配分割合を変更する理由には当たらない、財調算定すること自体検討する状況にないとしてきたのに、今回根拠もなく急転直下で方針を覆した。
- 最終的に、都区間の協議で決める事項であることは承知しているが、都区間の配分変更は、都の財政運営に直接影響するものであり、都内部の関係局の議論はもとより、都議会とも慎重に協議検討した上で判断すべき事項だ。
- 児相を設置する区が再来年度以降増えるが、それでも0.1%の中で見るということは、あまりにも雑な決着だった。
- 都区財調の配分割合は、都区のあり方検討で、事務配分、特別区の区域、税財政制度について最終的に整理したうえで改めて検討することになっていたはずである。55%に引き上げた際に区域のあり方もセットで行うと言っていた約束はどこに行ったのか。
- 実績に基づいて算定する基準財政需要額と収入額の差の不足分を配分するのが都区財調の考え方である。一部の区がみずから手を挙げて個別に事業を開始する話をなぜ配分率の引き上げで財源措置するのか。児童相談所を設置したい区に対して都の財政支援が必要であれば、配分率の変更ではなく、個別補助金で対応すべき
- 令和4年度の協議は、今回の0.1%も含めてゼロベース(白紙に戻す)で協議し、配分割合のなし崩し的なさらなる引き上げではなく、都区財調の本来のルールに戻して協議すること。

<都の答弁>

- 1区設置ごとに都区の配分割合を変更すべきとする特別区側の主張と、設置予定の半数、11区の実績を見て議論すべきとする都側の主張が対立し、協議は平行線となったが、初の区立の児童相談所の設置を控え、その運営に関し、都区の連携協力を一層推進する必要がある中で、協議がまとまらないことは避けるべきとの考え方から、都区双方が歩み寄り、特例的な対応として、特別区の割合を0.1%増やすことで合意したものである。
- この特例的対応による0.1%分も含め、来年度開設する3区の通年の実績が明らかになる令和4年度に、配分割合のあり方について、改めて協議をしていくこととしている。このことをゼロベースと捉えるということであればそういうことになる。
- 都側の考え方の基本は、役割分担の変更が配分割合に直ちに連動するものではなく、児童相談所の算定経費が合理的かつ妥当な水準であるかどうかは、区の設置が一定数に達した段階で初めて検討、分析が可能であり、現時点では判断がつかないというものである。
- 地方交付税における取扱いと同様、児童相談所運営経費を補助金ではなく、一般財源による都区財政調整の基準財政需要額の算定対象とした。

(参考) 平成11年当時の都の考え方 (11.9.17 第21回税財政検討会)

「財調の仕組みは、改革後においても、区の側の需要と収入を計って必要額を都が交付するものであり、財調制度における都区間配分は、区の財源が足りていれば良く、残る財源は都に留保されてしかるべきものである。都に留保されている大都市事務やその経費を区側に示してその当否を特別区側と議論するようなことは、都として全く考えていない。都に留保された財源は都の一般財源であって、知事の予算編成権や都議会の議決権の範囲を越えるものではなく、区のチェックを受ける考え方は持っていない。」

◇設置区数、規模からみて配分割合を変更する必要はない？

- 特別区による児相の設置は、児相設置自治体の拡大をめざす児童福祉法改正の趣旨に即したものであり、今後も準備の整った区から順次設置していくことが予定されている。
設置区においては、都から当該区に権限が移譲され、児童相談行政に関する都区の役割分担が大幅に変更されることとなるものであり、設置区数が順次増加していくこと、また、所要額が無視できない規模であることを踏まえて、配分割合の変更によって対応すべきである。
- 仮に配分割合を変更せずに対応した場合、設置区の需要増分が特別区全体の他の事務の需要減をもたらし、設置区以外の区にも影響を及ぼすこととなり、不合理である。
- 地方交付税においても、児童相談所設置市となった場合は、当該府県の需要額を減額し、設置市の需要額を増加させることにより、関連経費の財源が移転する措置が採られる。

◇配分割合を変更するには、需要と収入の差で不足するかどうかを見ることが必要？

- 現行の都区制度への改正を行った平成10年地方自治法改正時の国会審議で、国は、都区間の財源配分は、事務分担に応じて行うものであり、事務の変動あるいは移管が行われる場合には、それに応じて都区間で適正に協議がされ、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されると答弁している。

(参考) 平成 10 年地方自治法改正時の都区間配分に関する考え方

(H10. 4. 7 衆議院地方行政委員会での自治省財政局長答弁から抜粋)

- ・「都に留保される事務につきましては、本来的には市町村税をもって充てられるべき性格のものでございまして、したがって、そのために都と区の間で財源配分を適切に行う必要がございます。」[二橋財政局長 (衆 H10. 4. 7 中島武敏)]
- ・「いわゆる調整三税の調整割合を定めるといことが都分と特別区分とのシェアを分けることになるわけですが、これにつきましては両者間で十分な話し合いを行って、あくまでもその基本となりますのは実際に行います事務分担に応じてその財源の配分を行うということでございますので、そういう実際に分担する事務分担を前提として十分な話し合いを行っていただきたい、その結果で調整割合を定めていくということになるかと思えます。」[二橋財政局長 (衆 H10. 4. 7 太田昭宏)]
- ・「今後の事務の変動あるいは移管ということが行われます場合には、それにに応じて都区間で適正に協議がされて、必要な財源が調整割合の変更という形で担保されていく」[二橋財政局長 (衆 H10. 4. 7 石井紘基)]

○配分割合は、自治法上の都区の役割分担に基づく市町村財源の都区間配分（都が行う「市」の事務の財源を都に留保）であり、各区の基準財政需要額と基準財政収入額の算定は、配分割合で得られる総額をもとに区間配分を行うための手法である。

(参考) 都区間財源配分関連規定 (抜粋)

<地方自治法>

第 282 条 都は、都及び特別区並びに特別区相互間の財源の均衡化を図り、並びに特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保するため、政令で定めるところにより、条例で、特別区財政調整交付金を交付するものとする。

2 前項の特別区財政調整交付金とは、(中略：調整三税等)の合算額に条例で定める割合を乗じて得た額で特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように都が交付する交付金をいう。

<地方自治法施行令>

第 210 の 11

2 普通交付金の総額は、交付金総額に一定の割合 (次項において「普通交付金に係る割合」という。) を乗じて得た額とする。

第 210 の 12 普通交付金は、地方自治法第 281 条第 2 項の規定により特別区が処理することとされている事務の処理に要する経費につき、地方交付税法 (昭和 25 年法律第 211 号) 第 11 条から第 13 条までに規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政需要額 (次項及び第 210 の 15 において「基準財政需要額」という。) が、

(中略：特別区が課する税及び特別区に交付・譲与される交付金、譲与金について、地方交付税で 75% でカウントされるものを 85% としたうえで、地方交付税法第 14 条に) 規定する算定方法におおむね準ずる算定方法により算定した財政収入額 (次項及び第 210 条の 15 において「基準財政収入額」という。) を超える特別区に対して、次項に定めるところにより交付する。

○役割分担の変更がある場合には、配分割合の変更により財源を移転し、総体の財源を確保したうえで、必要な額を交付（算定）する必要がある。

役割分担の変更に伴う配分割合の変更がなければ、特別区の側は役割が増えたにもかかわらず、財源が増えない結果、全体として財源が不足し、他の経費の財源を圧迫することとなる一方、都の側は役割が減じたにもかかわらず、財源はそのままとなり、不均衡が生じる。

そもそも、調整税等の一定割合の額は、特別区の共有財源であり、固有財源と言いうものである。特別区の需要を都の判断で積み上げて、配分割合の過不足を云々するのは、区を内部団体視する発想である。

○需要と収入の差で配分割合の是非を判断するとすれば、毎年の税収の増減等に応じて、すべての需要の是非を争うことになることから、これを避けるために、都区間配分と区間配分を区別し、都区間配分は、一定の変更事由が生じた場合に限り変更を行うことで、配分割合を中期的に安定的なものとするのが、平成12年改革時の都区合意の趣旨である。

(参考) 配分割合の変更に関する都区合意と経緯

「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する」 (H12.3.28 都区協議会「都区制度改革実施大綱」)

※以後、区側は、変更事由に該当する状況の有無を確認しながら毎年の協議を実施

・平成12年度 44→52% (清掃事業の移管ほか)

・平成19年度 52→55%

(三位一体改革の影響2%、都補助事業の区自主事業化1%)

・令和2年度 55→55.1%

(区設児童相談所に係る特例的対応 ※令和4年度に改めて協議)

○現に、平成19年財調の協議において、三位一体改革の影響による2%増と合わせて、都の補助事業を区の自主事業化する役割分担変更に伴う1%増を実施し、変更事由に基づく配分割合の変更を行った実績がある。

(参考) 平成19年都区財政調整方針 H19.1.31 都区協議会

1 三位一体改革による特別区民税の減収及び国庫補助負担金削減の影響に係る都区財政調整上の対応については、配分率を2%アップすることとする。

2 都区のあり方検討が開始され、東京都から特別区への更なる事務移管等の方向が出されたことを踏まえ、先行的に東京都の補助事業の一部を特別区の自主事業とし、配分率を1%アップすることにより、特別区の自治の拡充に資する。

※このほか、交付金総額に対する特別交付金の割合を2%から5%に変更

◇令和2年度に0.1%を増やしたのは児童相談所の設置が理由ではない？

○令和2年度に配分割合を0.1%増加させたのは、特別区の児童相談所設置に伴う対応についての協議の結果であり、その時点では実績が未定の段階であったため、特例的措置としたものである。その上で、令和4年度に改めて協議することとしたのは、区の実績を踏まえた配分割合とする趣旨である。

◇都区のあり方検討で整理がつくまでは配分割合の変更は行わない約束では？

○都区のあり方検討の結果に委ねたのは、平成12年改革時の積み残し課題であり、平成18年までに行われた主要5課題の協議でも解決できなかった「都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方」についてであって、平成12年改革時の配分割合の妥当性を問うものである。

○平成12年以降の税財政制度改革や役割分担変更等により、配分割合変更事由が生じた場合に配分割合の見直しを行う必要があるのは、都区制度改革実施大綱（H12.3.28）で確認したとおりである。

平成19年度に、三位一体改革の影響や都補助事業の一部区自主事業への切替えへの対応で配分割合を3%アップしたのも同様の趣旨である。

(参考) H18.1.31 都区協議会でのとりまとめ

1 今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし、協議が整い次第、このための検討組織を都区共同で設置する。

都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論にしたがい整理を図る。

2 平成18年度都区財政調整協議において、清掃関連経費及び小中学校改築に係る課題を整理することとし、都は財政調整交付金とは別に200億円（注：小中学校改築に係る過去（H12-17）の需要分）の特別交付金を平成18年度に限り設ける。

特別区都市計画交付金については、対象事業に市街地再開発事業（再開発組合等への助成）を追加する。

3 「三位一体改革の影響」への対応として都から提案された調整率の2%アップ（19年度以降）については、影響の全体像を見極め、平成19年度財調協議において合意できるよう努力する。

特別区の児童相談所に係る配分割合協議の主な争点
(令和5年度都区財政調整に関する令和4年度の協議)

○都区双方の基本的主張

＜都の考え方＞

配分割合の変更を協議するのは、役割分担の大幅な変更があり、財源不足が生じることが要件となるが、今回のケースはいずれも当てはまらない。

＜区の考え方＞

都区財政調整の配分割合は、都が市町村事務とされるものの一部を担っていることを踏まえて、都区の役割分担に応じて市町村税源を分け合うためのものであり、特別区の所要額の積み上げによって定めるものではなく、都区間の役割分担に応じて定め、役割分担の変更に応じて変更されるべきものである。

特別区の児童相談所設置により都区間の役割分担が大幅に変更されることに伴い、平成12年都区制度改革時の都区合意事項に従い、配分割合を変更し、設置区の所要額に見合う特別区の財源を確保すべきである。

◇配分割合についての考え方

基本的事項	都の主張	区の主張
①都が一般的には市が処理する事務の一部を処理しているという都区の役割分担を踏まえて、市町村税源をもとに都と特別区との間の財源配分を行うものである。 (自治法逐条解説内容)	(言及無し)	平成12年改革によって整理された配分割合の大原則であり、都が認めた限りで特別区の財源を保障すれば足りるとする内部団体的取扱いを払拭するものである。
②配分割合を定める際には、都区の役割分担の状況を慎重に吟味する必要があり、中期的には安定的な割合を定めるべきことに留意する必要がある。 (自治法逐条解説内容)	この考え方により財源を配分すべきである。	配慮すべきではあるが、①を前提とした運用上の留意点である。
③平成12年都区制度改革時の都区合意事項である、「配分割合は中期的に安定的なものとし、大規模な税財政制度の改正があった場合、都と特別区の事務配分または役割分担に大幅な変更があった場合、その他必要があると認められる場合に変更する」ものである。	<ul style="list-style-type: none"> ・配分割合を変更する際の原則は、③と④であり、都区で協議して決めるものである。 ・今回のケースは、③は大幅でなく、現行の配分割合で財源不足は生じないので④にも該当しない。 ・平成19年度の配分割合変更は、都区財政調整方針に変更事由の記載がなく、都区の協議の結果合意した事実以外には無い。 	<ul style="list-style-type: none"> ・③④それぞれが配分割合変更の要件となるものであるが、同時に満たす必要は無い。 ・今回のケースは③であり、④は該当しない。 ・先例としても、平成19年度の配分割合の変更は、都区財政調整方針に記載のとおり、税財政制度の改正と役割分担の変更を事由としたものである。 ・現行配分割合で足りるとするのは、原則を違えて内部団体視する発想である。
④地方自治法施行令210条の14に規定する「普通交付金の総額が引き続き財源不足額合算額と著しく異なることとなる場合」には、配分割合を変更するものである。		

◇特別区の児童相談所設置が大幅な役割分担の変更に当たるかどうか

<都の主張>

特別区の児童相談所設置は、現時点で、都と特別区の事務配分又は役割分担の大幅な変更に該当するものではない。また、設置区の需要はすでに措置しており、今後も措置可能であるので、財源保障はされているため、特例的対応以前の配分割合で対応可能である。

<区の主張>

特別区の児童相談所設置自体が大幅な役割分担の変更に加え、設置区数が順次増加していくこと、また所要額が無視できない規模であることも踏まえれば、平成12年都区制度改革時に都区で合意した配分割合の変更事由に該当するものであり、配分割合を変更し、特別区全体の設置区の所要財源を保障したうえで、各設置区の需要を保障すべきである。

特別区の固有財源である現行の財源配分のもとでの算定内容を持ち出して、配分割合を変更しなくとも区の財政運営に支障は生じないと主張することは、都が認める範囲で特別区の財源を保障すれば足りるとする、特別区を内部団体視した考え方であり、法の原則を違え、長年の都区の取組みによって実現した都区制度改革の成果を無にするもので、到底容認できない。

都が否定する根拠	都の主張に対する区の反論
①児童福祉法に基づく児童相談所の設置は都道府県に義務付けられており、特別区は政令で指定された場合のみ設置可能となっていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・特別区は、政令指定されることで、都から権限が移り、都と同様に児童相談所の設置が義務づけられることになる。 ・児童相談所は、児童相談行政の中核を担う機関であり、都から特別区に権限が移譲されることは、それ自体大幅な役割分担の変更にたるもの。 ・しかも、特別区による児童相談所の設置は、児童相談所設置自治体の拡大をめざす児童福祉法改正の趣旨に即したものであり、今後も設置区の増加が予定されている。
②特別区のエリアにおける児童相談所の設置が、令和4年度末時点で7区が区立児童相談所を設置しており、他の16区は、都の児童相談所がその役割を担っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・配分割合を変更するのは、設置区の所要額についてであり、たとえ設置区に限られていたとしても、設置区における役割分担の大幅な変更がある以上、都区の役割分担が大幅に変更されていることに変わりはない。 ・しかも、設置区は、令和5年度に三分の一、令和8年度に半数を超え、その後も増える予定。都が主張する特別区のエリア全体という観点でも、大幅な役割分担の変更にあたると言える。
③都は特別区の求めに応じて、子ども家庭支援センターに都立児童相談所のサテライトオフィスを現在4区3か所に設置しており、来年度以降も設置を進めていく予定であること。	<ul style="list-style-type: none"> ・都の指摘は、都の児童相談所の管轄区域の施策のことであり、特別区が児童相談所を設置した地域のことではない。当然、当該区の経費について特別区が財源移譲を求めているものでもない。したがって、そもそも議論の対象外である。
④児童相談所設置市に設置が義務付けられている児童自立支援施設を区が設置しておらず、本来特別区が担う業務についてもその一部を都が担っていること。	<ul style="list-style-type: none"> ・児童自立支援施設については、対象児童を措置する法的責任を果たすために委託という手段を用いたのであって、それも含めて、政令指定申請を行い、都の副申と国の政令指定があったものである。児童相談所設置区は、その他の権限と合わせて、法的責任は全て果たしている。 ・そもそも、数多くの児童相談所関連事務のうちの一つを委託で処理していることをもって、大幅な役割分担の変更には当たらないほど都が担っていると主張すること自体不適切である。

都区のあり方検討の経緯

- ◆ 主要 5 課題の整理についての都区合意事項により、都区のあり方検討に係る今後の検討の大枠と検討体制について検討

◇ 都区合意事項（H18.2.16 都区協議会）

今後の都区のあり方について、事務配分、特別区の区域のあり方（再編等）、税財政制度などを根本的かつ発展的に検討することとし、協議が整い次第、このための検討組織を都区共同で設置する。

都区の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方については、この検討を行う中で、その結論にしたい整理を図る。

◇ 都区のあり方に関する検討会（H18.5～10.5 回開催）

<構成メンバー>

都側：三副知事、総務局長 区側：特別区長会正副会長、同事務局長

<検討会とりまとめ結果>

- ・都区の事務配分
大都市の一体性確保のために都が行う必要があるとされた事務を除き、都から特別区への事務移管を更に進めるべきである。
- ・特別区の区域
再編を含む区域のあり方について、議論が必要である。
- ・税財政制度
税財政制度のあり方については、今後の検討課題の議論の推移を踏まえて最終的に整理する。

- ◆ 都区のあり方検討に係る検討体制及び都区のあり方に関する検討の方向について
区長会で確認

◇ 区の検討体制（H18.12.15 区長会総会）

区長会専門部会を活用。助役会、企画・財政担当部長会には、検討委員会、区長会の検討状況を報告し、意見をそれぞれの検討に反映

◇ 区としての検討の方向（H19.6.15 区長会総会）

- ・当面、現行制度の下でなしうる根本的な都区関係の改革を検討
- ・事務配分：基礎自治体優先の原則を踏まえ都が実施する事業を例外なく検討
- ・区域のあり方：都が示す考え方を参考に、特別区が主体的に判断
- ・税財政制度：事務移譲に応じた財源移譲及び特別区の主体性の強化等を目指す

<都区のあり方に関する検討の方向>

検討の基本的枠組み

- 当面、現行法制度の下でなしうる根本的な都区関係の改革を検討する。
- 現行法制度自体の改革については、都区双方の今後の検討を踏まえて別途検討する。

都区の事務配分について

- 基礎自治体優先の原則を踏まえ、都が実施しなければならないもの以外は特別区が担うことを基本に、都が実施する事業を例外なく検討し、都区の役割分担のあり方を整理する。

○事務の移譲に当たっては、移譲の方法、実施時期等について、地域の実情に応じ弾力的な対応を図る。

○移譲事務の実施方法、実施体制等については、特別区が主体的に判断する。

税財政制度について

○都区の事務配分の見直しに伴う事務移譲に応じて、当該事務の執行に充てられていた金額と等しい財源を移譲する。

○財源移譲の方法は、事務の性格に応じ、特別区財政調整交付金の配分率の変更又は事務処理特例交付金の交付による。

○都区財政調整制度の運用については、簡明化、特別区の主体性の強化等の観点から改善を進める。

区域のあり方

○都区の事務配分のあり方を踏まえ、都が示す考え方を参考に、特別区が主体的に判断する。

◆ 都区のあり方検討委員会及び幹事会の設置

◇ 都区協議会（H18.11.14）において、都区のあり方検討委員会及び幹事会を設置

<構成メンバー>

○検討委員会

都側：副知事（3名）、総務局長

区側：特別区長会正副会長、同事務局長

（会長は知事が指名する副知事、副会長は区長会会長）

○幹事会

都側：総務局長、行政部長等7名

区側：区長会3名、副区長会2名、企画・財政担当部長会1名、区長会事務局次長

（座長は大都市制度部会長、副座長は総務局長）

<検討項目>

- (1) 都区の事務配分に関する事
- (2) 特別区の区域のあり方に関する事
- (3) 都区の税財政制度に関する事
- (4) 前各号のほか、都区のあり方に関して検討が必要な事項

◇ 第1回都区のあり方検討委員会及び幹事会開催（H19.1.31）

幹事会の検討事項、検討委員会・幹事会のスケジュール等について確認

（検討期間は、概ね2年間）

<検討委員会正副会長、幹事会座長のあいさつ>

・検討委員会会長（都副知事）

相応の事務移管が進んでいる現在、さらに事務移管を進めるためには、これまで全く議論されてこなかった区域のあり方、そのことを併せて議論をすることが必要

・検討委員会副会長（区長会会長）

今回はさらに都区のあり方を再検討し、できるだけ事務を特別区に移譲する。その結果として、移譲した事務に必要な機能や能力も当然体制として必要だとなったときに、区の再編問題も議論の俎上に乗るだろうという筋書きになった。

・幹事会座長（大都市制度部会長）

幹事会での検討は、その定義に基づき、都から区へ更なる権限移譲を進めることを前提に、その受け皿となる特別区の区域や税財政の問題も含めて、抜本的な議論を行っていくものである。

◇ 事務配分の検討の流れ (H19.7.24 第3回幹事会)

- ①可能な限り全ての事務を網羅した「都の事務リスト」を作成
- ②「検討対象事務を選定するための基準」により、「検討対象事務のリスト」を作成
- ③「移管すべき事務を選定するための基準」により、「移管すべき事務のリスト」を作成

◇ 検討対象事務を選定するための基準 (H19.7.24 第3回幹事会)

- ・府県事務を含め幅広く選定
- ・都議会に関する事務、都全体の組織運営等に関する事務、国や他の自治体との連絡調整に関する事務、特別区以外の区域のみで行っている事務を除き、すべての事務を対象
- ・都の事務を分類し、分類に応じて選定
- ※ 法令に基づく事務のうち、他府県においても市が処理していない事務(⑥の事務)については、都と特別区が指定した事務を対象

◇ 移管すべき事務を選定するための基準 (H19.9.19 第5回幹事会)

- ・基本的方向
都は、広域自治体として、大都市東京のさらなる発展を支えるための施策の展開に出来る限り特化
特別区は、基礎自治体として、より幅広く地域の事務を担う
- ・具体的な事務配分
 広域的、事業効果・事業効率、専門性の確保等7事項を総合的に勘案して整理

＜移管すべき事務を選定するための基準＞

- 1 都区の事務配分の見直しは、特別区の区域において、都は、特別区を包括する広域自治体として大都市東京のさらなる発展を支えるための施策の展開にできる限り特化し、特別区は、大都市東京の基礎自治体としてより幅広く地域の事務を担うことを基本に、都民区民に対する行政サービスをより充実させていくという観点から行われなければならない。
- 2 具体的な事務配分は、検討対象事務リストに掲げられた事務について、次の事項を総合的に勘案して整理する。
 なお、議論の状況によっては、国に法改正を求めていくことも視野に入れて検討する。
 - (1)各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。
 - (2)都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。
 - (3)人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
 - (4)事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
 - (5)大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。
 - (6)法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。
 - (7)その他特段の事情があるかどうか。

◇ 検討対象事務リストの整理 (H19.9.19 第5回幹事会)

▽法令に基づく事務 336 項目 ▽任意共管事務 108 項目 ▽合計 444 項目

◇ 都区の事務配分に関する「基本的方向」とりまとめのイメージ（H19. 9. 19 第 5 回幹事会）

① 検討対象事務を「移管すべき事務を選定するための基準」を基に検討

② 検討の結果に応じ、「基本的方向」のとりまとめ（検討対象事務の方向付け）を行い、
▽ 区へ移管する方向で検討する事務 ▽ 移管の是非を引き続き検討する事務
▽ 都に移管する方向で検討する事務 に仕分け

※ 任意共管事務の検討に当たり、法令事務とは異なり、役割分担の視点での議論が必要なことから、方向付けを 4 つに変更（「移管の是非を引き続き検討する事務」 → 「都区の役割を見直す方向で検討する事務」、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」）（H21. 12. 22 第 23 回幹事会）

③ 平成 21 年 4 月を目途に具体化の検討を開始

◆ 都側から、「事務配分と区域のあり方の検討はセットで検討すべき。現行の区割での事務配分は、平成 12 年に結論が出ている。」との発言

< 都側の発言要旨 >

- ・ 将来的に効率的にいい行政サービスを提供していくためには、器の整理は避けて通れない。ターゲットを区域に絞って、それを意識しながら事務配分を考えていくことが、効率的な行政が出来る方法だ。（H19. 10. 10 第 3 回検討委員会）
- ・ 12 年の段階で現状の区割りに対する事務配分はもう検討を終了しているという意識を持っている。区割りの案のたたき台をどう作るのか、どのようなシミュレーションをしていくのか。その議論の過程の中である程度姿が見えたときに、事務もこれだけの規模でこれだけできるのではないかというセット論になっていく。（H20. 4. 18 第 4 回検討委員会）

< 区側の発言要旨 >

- ・ 事務配分の問題だけでは再編に直結する必然性は出てこない。それぞれの区がどういう生き方をするかという問題であり、それぞれの区の住民の思いを抜きに、簡単に何かまとまっていくような問題にはなり得ない。（H19. 10. 10 第 3 回検討委員会）
- ・ 確かに区域の議論もするというのを都区で合意したが、ただ、その順序は、あくまでも具体的な事務配分の検討をして、税財政の検討をして、その上で区域の再編なりが必要であれば、その次の議論であるというのが、この都区のあり方検討に臨む区長会の一貫した前提である。（H20. 6. 26 第 13 回幹事会）

◆ 具体的な事務配分の検討開始。上下水道の事務の検討を巡り議論が紛糾

◇ 評価をする上での区長会のスタンス

まずは、区が受けるという姿勢で幹事会に臨む（H19. 11. 16 第 5 回専門部会合同会議）

◇ 検討の経過

○ 第 7 回幹事会（H19. 11. 22）

区側は、複数区による共同処理を行えば区が担える事務であり、都でなければ出来ない理由がなければ、まずは区へ移管する方向で検討すべきと主張し、都側は、事業全体を一体的に処理することが必要な事務であり、移管するならばそのメリットを示すべきと主張して整理できず、次回再度検討することになった。

○ 第 8 回幹事会（H19. 12. 17）

議論が平行線のまま整理できず、都区双方が引き続き調査研究を行ったうえで、全体を再度調整する際に整理を行うことに。

※ 第 4 回検討委員会の開催が延期となる。第 10 回幹事会（H20. 3. 19）で今後の検討の進め方を確認

○第4回検討委員会（H20.4.18）

幹事会から平成19年度の検討状況の報告を受けて、都側から、「分権だからどうこうというのではなくて、基本的には都民・区民にとってどういう形が一番いいのかという観点から検討すべきだ」との発言。区側は「分権化の方向をどのように考えるかということであり、基礎自治体に馴染むことは特別区に移譲して、東京都は東京都でなければということに特化していくべきだという合意から、始まっている」と発言

○第22回幹事会（H21.7.30）

上下水道の事務について改めて検討した結果、都区の検討の方向が一致せず「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理

◆ 都側が、事務配分の検討の説明の中で、「特別区が人口50万人程度以上に再編された場合を想定して事務の掘り起こしを行った」と発言

◇ 検討の経過

○第11回幹事会（H20.4.24）

「特別区が人口50万程度以上に再編された場合、どんな事務が移管できるかという前提を置いて、事務の掘り起こしを行った。したがって、ここで「区へ移管する方向で検討する事務」という評価をしているが、ここで言う「区」とは、現在の区割りではなく、人口50万程度の区を想定している」との発言があり、このことを巡り議論が紛糾

○第9回専門部会合同会議（H20.5.9）

都側の50万人発言への区への対応について検討。次回の幹事会で、区長会としての基本的な考え方を改めて示し、その上で、お互いに考え方に相違があっても、区側のスタンスで444の事務を粛々と検討することについて確認

○第14回幹事会（H20.7.13）、第15回幹事会（H20.9.3）

区側から、検討対象事務総括表の脚注（「都の評価は特別区が人口50万人以上の規模となった場合の評価」）について、削除するか修正するよう申し入れ

○第16回幹事会（H20.10.2）

検討対象事務総括表の脚注を「都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない」と修正

◆ 都側の50万人発言で区長会が硬直化。区域のあり方に係る都側の質問について、幹事会での回答を保留

◇ 都側から「検討の視点」や「論点メモ」、区側から「参考論点」等を示して意見交換を行ったが、事務配分の検討の中で「特別区が人口50万程度以上に再編された場合、どんな事務が移管できるかという前提を置いて、事務の掘り起こしを行った。」という発言を受け、区長会の態度が硬直化。区域のあり方に係る都側の質問について、幹事会での回答を保留する事態に

◇ 検討の経過

○第6回幹事会（H19.10.29）

都側から、「特別区の区域のあり方に係る検討の視点」として、生活圏の拡大、行財政基盤強化、行政改革推進、税源偏在是正の4つが示され、意見交換

<都が示した「検討の視点」>

- 生活圏拡大の視点
⇒生活圏に比べ区域が狭いため行政サービスの受益と負担が不一致
- 行財政基盤強化の視点
⇒事務の効率的な執行等の必要性から規模拡大の要請が働く
- 行政改革推進の視点
⇒人口規模が小さい場合や区域が狭い場合、行政運営が非効率
- 税源偏在是正の視点
⇒特別区の行財政基盤を強化するためには税源偏在の是正が必要

○第7回幹事会 (H19. 11. 22)

都側から、前回の幹事会で出された意見をもとに、「特別区の区域のあり方に関する論点メモ」について説明があった。区側は、各区長の意見もいろいろあり、区側の立場で考え方を一つにまとめるためには、まだ収斂されていない。今日は、資料の説明を受けることにとどめたいとして、意見交換は行われなかった

<都が示した「論点メモ」の項目>

- 1 特別区の再編
 - (1) 区域問題の性格
 - (2) 住民意識
 - (3) 特別区の特異性
 - (4) 規模 (①規模の上・下限、バラつき ②住民自治との関係 ③規模の指標)
 - (5) 区域再編の必要性
(①相互連携・相互補完との関係 ②区域再編の必要性 ③住民にとってのメリット)
 - (6) 区域再編と税源偏在
- 2 都区制度
 - (1) 都区制度の是非 (2) 特別区の位置付け
- 3 道州制への対応
- 4 大都市制度
 - (1) 特別区の姿 (2) 特別区の名称 (3) 首都性 (4) 適用地域

○第6回専門部会合同会議 (H19. 12. 10)

都側から幹事会へ出されている検討の視点や論点を中心とした様々な資料が、相当偏った内容の資料であることから、今年度の幹事会のとりにまとめ前に、当面、議論を客観化させるため、「特別区の区域のあり方に関する参考論点」を提出することを確認

○第8回幹事会 (H19. 12. 17)

区側から、「特別区の区域のあり方に関する参考論点」を提出

<参考論点の位置づけ>

区側の一定の考え方をとりまとめたものではなく、これまで幹事会の場で、区側の構成員が発言した内容を基に、いくつかのテーマに分けてまとめたもの。今後の議論の素材として参考までに作成

<区が示した参考論点（例）>

- 生活圏に比べて区域が狭いと言っても、特別区だけの問題ではなく、東京圏全体の問題であり、生活圏と行政区域を一致させるとすれば、基礎自治体の再編よりも広域自治体のあり方を議論すべきではないか。
- 特別区は、一定の規模や行財政能力を有しており、都区財政調整制度による財源の均衡化も含めて考えれば、今後の分権改革の中で基礎自治体に期待される役割を担えるだけの受け皿を持っており、通常言われている合併のメリットは働きにくいのではないか。
- 特別区の区域はひとつの大都市地域として形作られてきた沿革から、個々の区域ごとに見れば財源が偏在しているのは当然のことであり、再編によって偏在を是正することはできないのではないか。
- 財源偏在を是正する手段として都区財政調整制度があり、特別区の区域全体で受益と負担のバランスを保ちつつ、行政水準の均衡化が図れているのではないか。
- 基礎自治体の行政は、住民の身近なところでより多くのサービスを効率的に提供することが基本であり、行財政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の方策も含めれば、区域の再編が不可欠とは言えないのではないか。
- そもそも特別区の区域は、ひとつの大都市地域を単一の基礎自治体で担うことが困難であることから、住民自治の観点を重視して複数の基礎自治体をおいているのであり、規模を拡大して身近な自治を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないか。

○第11回幹事会（H20.4.24）

都側から、都が示した「特別区の区域のあり方に関する論点」と、区が示した「特別区の区域のあり方に関する参考論点」を対比した「特別区の区域のあり方に関する考え方（検討の素材）」が示され、区の参考論点の中から対比できなかったものについて、次回幹事会で区側の見解を示すよう要求

○第9回専門部会合同会議（H20.5.9）

区域のあり方の問題は、検討委員会や区長会で決定することではなく、住民自らが地域において考える問題であり、やるとすれば論点整理ぐらいなら構わないというスタンスで臨むことを確認。次回の幹事会では、都側の質問に対する回答を保留し、次回の合同会議で改めて対応について議論

○第12回幹事会（H20.5.29）

都側から、区域のあり方に係る都側の質問に対する回答を催促

○第10回専門部会合同会議（H20.6.16）

幹事会での都側の出方が、区域の問題と事務配分をセットで議論していること、また、マスコミの報道等でも、再編の議論をしているかの印象をもたれることもあり、慎重に対応することが必要。今回も対応を見送ることを確認

○第13回幹事会（H20.6.26）

区域のあり方に係る都側の質問に対し、区側が対応を見送っていることについて、都側から回答を求める強い要請

○第11回専門部会合同会議（H20.7.16）

都側の質問に対する回答については、都側メンバーが大幅に変更になったことから、当日の様子を見て対応。幹事会に出席しているメンバーに一任

○第 14 回幹事会 (H20. 7. 31)

前任の都側幹事が、都側の区域に関する質問への回答を強く迫ったことについて、状況に応じて話し合いをしていきたいという前向きな回答があったことから、区側から「特別区の区域のあり方に関する都からの質問事項に関連する「参考論点」抜粋」を席上で配布し、都側の質問に回答。参考として「特別区の区域のあり方に関する主要論点」を添付。

資料の説明の中で、「区域の再編の問題については、それぞれの区や地域のあり方に関わるものであり、23区が統一的な見解を持ち得る性格の問題ではないというのが区側の基本的な立脚点である。今回の都区のあり方検討を通じて、都区の役割分担のあり方を整理した上で、それぞれの区が基礎自治体として自らのあり方を構築する中で、区域の問題についても主体的に判断することになるもの」と区側の基本的な考え方を示した。

○第 12 回専門部会会議 (H20. 8. 8)

区域のあり方に関する検討に臨むスタンスを確認。都側は、再編の議論を進めようとするが、区側はそれに与せず、都側からの資料、説明に対しコメントしないというスタンスで対応

○第 15 回幹事会 (H20. 9. 3)

都側から、「都からの質問事項への区側の回答に対する都の意見」及び「区側から示された『特別区の区域のあり方に関する主要論点』に対する都の意見」が示され、意見交換。その中で都側から、区の立場で、今の区の規模や地域は不変であっていいと思っているのかとの問いかけ

<区側の意見>

- ・ 都区のあり方検討が始まった経緯は、平成 12 年改革の積み残しの課題として、引き続き協議していくという中で起きている。区側のスタンスは、再編しなければ事務移管はないということではなく、現行制度の中で都が広域的な事務に特化すべきであって、住民に身近な事務は基礎自治体である特別区に移管する方向で検討しようということになっている。

したがって、事務配分を検討し、その結果として小規模では住民の信託に応えられないということであれば、再編ということについても議論することはやぶさかではない。しかし、人口 50 万人でなければ駄目だとなると、再編先にありきという議論になる。

※ 区長会総会 (H20. 9. 16) で、大都市制度部会長 (幹事会座長) からの発言

都区間で、あり方検討に入る上での認識の違いがかなりあり、なかなか難航している。もう一度都と区長会で仕切り直しをしていただいた方がいいのではないかと。

⇒ 区長会会長：区域の問題は、最初区長会で受けて立った時の認識と、都がその後言い出したことは大分違うと率直に感じている。(検討委員会の) マスコミがいる場ではいろいろ差し障りがあるので、副知事とざっくばらんな話をしてみたいと思っている。そのことは了解してくれているようだが、もう少し待ってくれということである。

◆ 区側から、税財政制度に関する検討の視点を提示。都側は、今の段階では時期尚早、いずれしかるべき検討の時期にと回答

○第 13 回幹事会 (H20. 6. 26)

区側から、都区のあり方検討の中で議論が必要と思われる基本的事項を示し、事務配分の検討状況等の推移を見ながら検討する必要があると説明。都側は、今の段階ではまだ検討する時期には来ていない、いずれしかるべき検討の時期が来れば、検討すると発言

＜税財政制度について区が示した論点＞

- 財源の移譲に関する指針の整理
 - (1) 事務移譲に応じた財源の移譲
(当該事務の執行に充てられていた金額と等しい財源の移譲)
 - (2) 事務の性格に応じた財源移譲の方法
(財調交付金配分率、事務処理特例交付金、都市計画交付金)
- 財源移譲後に想定される課題の整理
 - (1) 特別区の主体性の強化
(協議のあり方、政策税制協議、調整税の会計上の取扱い)
 - (2) 法令改正を伴う事項の検討
(税源移譲、税制改正等を踏まえた財調制度の見直し等)

◆ 東京の自治のあり方について、都と区市町村共同で調査研究が必要との認識で一致

◇ 検討の経過

○第16回幹事会 (H20. 10. 2)

区域のあり方に係る考え方について意見交換する中で、「都は、将来、どんな姿になりたいのかが見えない。都は具体的に将来どういう姿になるのか。都は、道州制も含めて広域的な都市経営という観点でどんな姿になろうとしているのか」という区側の質問に対し、都側から「都は、都区制度と市町村制度が併存しているので、将来の都の姿を問われても、明快な答えがなかなか出せない。この問題は、都だけで、また、区や市町村だけで検討できるものではなく、三者でこういうテーブルについて大いに議論する必要」があるとの認識が示された。

○第15回専門部会合同会議 (H20. 11. 14)

幹事会の検討状況のとりまとめに向けて、今後の検討の方向について検討。特別区の区域のあり方については、地方分権や道州制等、様々な外的要因があることから、その状況を踏まえながら、都と区市町村も含めた調査研究の場を設け、その結果を受けて改めて検討

○第6回検討委員会 (H21. 2. 2)

＜都区のあり方検討委員会幹事会検討事項について＞抜粋

2 特別区の区域のあり方について

特別区の区域のあり方については、引き続きの課題とするが、当面、都区のあり方検討とは別に、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待って、必要に応じ議論する。

◆ 区へ移管する方向で検討する事務(53項目)について、東京都との事務配分の具体化に向けた検討の事前準備として、課題等を整理

◇ 検討の経過

○第22回専門部会合同会議 (H21. 12. 16)

既に検討の終わっている法令事務のうち、「区へ移管する方向で検討する事務」と整理した事務について、任意共管事務の検討と並行して具体化に向けた検討が始められないか都に打診したところ、具体化に向けた検討は、検討対象事務の全ての検討が終了した後に行いたいとの回答。

合同会議の中で、「区に移管する方向」で都区で合意したものについては、区長会としての議論を進めてはどうかとの発言があり、事務局で検討するように指示

○第 24 回専門部会合同会議 (H22. 4. 16)

事務配分の検討の方向付け終了後の具体化の検討に備え、区に移管する方向で都区が一致した事務を対象として、幹事会での検討の結果を土台に、移管を検討するにあたって想定される課題と解決の方向性等について整理を行い、事前準備を行うことを確認。副区長会に検討下命

○第 28 回専門部会合同会議 (H22. 10. 15)

具体化に向けた検討に備えた課題と解決の方向性について整理した結果を、実質的な検討を行った企画・財政担当部長会から報告

◆ 児童相談所設置など児童福祉法に関する事務について、具体化に向けた検討を他の事務に先行して始めることを提案

◇ 検討の経過

○第 24 回専門部会合同会議 (H22. 4. 16)

事務配分の検討が進まない中で、県費教職員の人事権や児童相談所の設置など、優先度を付けて準備することが必要との意見

○第 25 回専門部会合同会議 (H22. 5. 14)

都区のあり方検討委員会の今年度取りまとめ時に、教職員の人事権及び児童相談所の設置権限の移譲を重点に、平成 23 年度から具体化の検討に入ることを求めることで確認

○第 26 回専門部会合同会議 (H22. 6. 16)

区長会役員会 (H22. 6. 10) の中で、「現実には起きている事象に対応すべき課題として児童相談所の問題に取り組むための方法を考える必要がある」との意見があったことを踏まえて、児童相談所の設置事務の取り扱いを再検討。

児童相談所については、現に様々な問題が起こっていることから、早期に検討が必要なことを都に申し入れることとし、幹事会の場で対応

○第 25 回幹事会 (H22. 6. 29)

区側から、児童相談所のあり方について、例外的に他の事務に先行して検討することを提案。都側からは、「児童相談所と区の連携の重要性を改めて痛感している。こういった悲劇が繰り返されないようにするために、都と区で協議する必要性は大いにある。区側の提案の趣旨を受け止め、所管である福祉保健局にも改めて相談したい」との回答

○第 28 回専門部会合同会議 (H22. 10. 15)

都側から検討体制について提案。その考え方を受けて今後具体的な実施方法等を調整

<趣旨>

・都区のあり方検討委員会幹事会で行われた児童相談所についての議論について、「移管」の評価に際して都区それぞれが付した条件・課題について検証・整理

<検証項目>

- ・都区それぞれが「移管」の条件としたものについての課題の整理
- ・虐待問題の深刻化など情勢の変化を踏まえた「移管」の方向性の確認
- ・現在の都区の役割分担における当面の課題と改善の方向性の確認 など

○第 31 回専門部会合同会議 (H23. 1. 14)

幹事会の検討状況のとりまとめについて、都の内部調整が難航。検討に入ることを確認している児童相談所の検討について、具体的な進め方を都と相談できていない状況であるが、行政部としては、年度内に検討開始できるように努力をしたいとの意向。今後、都と調整。

○第 28 回幹事会 (H23. 1. 19)

事務配分の検討が終了し、都側から、今後の進め方について発言があった中で、「児童相談所の問題は、緊急を要することなので、出来るだけ早く検討体制等を都区間で調整して、実務的な課題の整理から始めることを確認している。是非その方向でやっていきたい」との考えが示された。

○区長会総会（H23. 3. 16）

都側から、児童相談所の検討の枠組みが示され、区側の検討メンバーの人選及び検討会開始時期等についての報告。

<区側の検討会メンバー>

福祉主管部長会第4部会と児童主管課長会から各5名、企画・財政担当部長会から1名、区長会事務局から3名で人選

<検討組織>

基本的に、幹事会からは切り離れた位置づけとし、部課長級の体制でスタートし、具体の検討については課長級の部会を設けて検討

<検討開始時期>

当初3月下旬に検討を開始することで調整していたが、その後東日本大震災の発生もあり、都が都議会の対応を含めた内部事情で、統一地方選後に延期

※ 都の内部調整等が整い都区の検討が始められるまでの間、都区間の検討の事前準備として、区側の検討会メンバーが、児童相談所の移管を受ける際の課題と対応の方向性について整理

○区長会総会（H23. 9. 16）

都の内部調整及び震災対応のため、都区のあり方検討を含む都との調整が未了。この状況を打開すべく正副会長等と総務局長が会談。その中で、児童相談所のあり方に関する検討については、都区のあり方検討の枠組みとは切り離して別途協議の場を設け、トップレベルで検討の進め方を整理することに

<都区のあり方検討から切り離すということの趣旨>

都区のあり方検討の枠組みの中では、区域の再編がネックになって進まないので、その枠組みから切り離すことで、この児童相談所のあり方について区域再編の議論を前提としない検討を行うということ

○第13回検討委員会（H23. 12. 19）

<都区のあり方検討委員会確認事項>

2 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討について

昨今の都内における児童虐待死事件等の発生や児童虐待相談対応件数の急増は、非常に憂慮すべき事態である。児童相談行政のあり方については、それを担う都と区が協力し、都区間の連携や体制等について、幅広く検討すべき課題となっている。

このため、この都区のあり方検討委員会とは切り離して、今後の検討の進め方等について都区間で協議し、別途整理していく必要がある。

◆ **幹事会の平成22年度検討状況のとりまとめにあたり、都の内部調整が難航したことから、都区のあり方検討が休止状態に**

◇ 検討の経過

○第31回専門部会合同会議（H23. 1. 14）

12月27日に予定していた都区のあり方検討委員会幹事会は、都の内部調整が間に合わず、1月19日に延期。区側としては、事務配分の方角づけが今回で終了するため、来年度から具体化の検討に入るように求めてきたところだが、都では都議会も含め、否定的な見方もあり調整が長引いている状況。

19日の幹事会では事務配分について一通りの整理を終わらせ、都の内部調整がついた段階でもう1回幹事会を開催して、今年度の検討状況の取りまとめ。

検討委員会については、1月24日に予定をしていたが、幹事会で取りまとめが行われるまでの間、延期

○第 28 回幹事会 (H23. 1. 19)

任意共管事務の検討を終了し、当初予定していた検討対象事務 444 項目の検討が終了

<事務配分の検討結果>

- ・ 区に移管する方向で検討する事務 53 項目
- ・ 都区の役割を見直す方向で検討する事務 30 項目
- ・ 都区の役割の見直しの是非を検討する事務 101 項目
- ・ 都に残す方向で検討する事務 184 項目
- ・ 検討対象外の事務 75 項目

※ 固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、都市計画税及び事業税の賦課徴収に関する事務は、税財政制度のあり方に係る課題として整理

<事務配分の検討状況 (例) >				
事 務 名		評 価		
		都評価	区評価	結果
一般的に市が実施	都市計画に関する事務(特定街区で面積が1ha を超えるものなど)	都	区	継
	上水道の設置・管理に関する事務	都	都区	継
	公共下水道の設置・管理に関する事務	都	区	継
	消防に関する事務	都	区	継
特定の市が実施	延床1万㎡超の建築物に係る建築確認等の事務	都	区	継
政令指定都市等が実施	児童相談所設置など児童福祉に関する事務	区	区	区
	指定区間外国道管理などに関する事務(特例都道を含む)	都区	都区	継
	県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務	区	区	区
	一級河川の管理などに関する事務	都区	都区	継
他県で市に移譲している例あり	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務	都	都	都
	病院の開設の許可などに関する事務	都	都	都
	介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務	区	区	区

(注)「評価」欄の「都」「区」は役割分担の方向。「都区」は当該事務を分担して担う方向。「結果」欄の「継」は都区の見解の相違又は役割分担の考え方を調整する必要から引続き検討するものとして整理したもの。

<都側から今後の進め方について発言>

- ・ 事務配分の方向付の整理が終了し、検討の節目にきた段階だと考えている。今後の進め方について、もう少し時間をかけて検討したいので、幹事会のとりまとめ及び検討委員会への報告は延期させていただきたい。

都区のあり方検討委員会の問題は、事務配分の問題だけでなく、非常に重たいテーマなので、期限の問題も含めて、いつまでに都区の調整を終えて、次のステージに入っていくのかといったことも、緊密に相談しながら進めていければと思っている。

◆ 幹事会の平成 22 年度検討状況のとりまとめ及び検討委員会への報告に向けた調整

◇ 検討の経過

○区長会総会 (H23. 9. 16)

1 月 19 日に開催された第 28 回幹事会以降、今後の取扱いを巡って行われている都の内部調整を待っている状況。平成 22 年度の検討状況のとりまとめ、検討委員会への報告が未終了。この状況を打開すべく正副会長等と総務局長との会談が行われ、その結果に沿って都との調整を進めることで確認

＜総務局長との会談の結果を受けて整理した内容＞

- 幹事会の平成 22 年度の検討状況を検討委員会に報告する。
 - ・事務配分 444 項目の検討の方向付けを整理
 - ・事務配分の具体化に関する検討委員会からの下命事項（「具体化を行うための実務レベルの検討体制を検討する」H22. 2. 8 第 7 回検討委員会）については、今後の課題
 - ・児童相談所のあり方について、別途検討の経緯を踏まえた実務レベルの検討を行う必要があることで認識が一致
- 検討委員会において、幹事会の報告を了承し、当面、児童相談所のあり方について、これまでの検討の経緯を踏まえた具体的な検討に入ることを確認する。
 - ・児童相談所のあり方に関する検討については、都区のあり方検討の枠組みとは切り離して別途協議の場を設け、トップレベルで検討の進め方を整理する。
- 東京の自治のあり方研究会の調査研究は継続する。

事務局：検討委員会から幹事会への下命事項として、事務配分の具体化に関する実務レベルの検討体制を検討するようになっていたが、東京都が、これ以上事務配分の議論を進めるためには、区域の議論抜きには考えられないとしていることもあり、現状では今後の課題として残して、いずれ再開できる環境が整うのを待たざるを得ないということである。

児童相談所のあり方については、別途実務レベルの検討を行う必要があると、幹事会で認識が一致したというとりまとめになろうかと思っている。当面、児童相談所のあり方について、これまでの検討の経緯を踏まえた、具体的な検討に入ることを確認するということである。

○第 29 回幹事会（H23. 11. 24）

平成 22 年度の検討状況のとりまとめについて検討

＜都区の発言＞

区側：足掛け 5 年をかけて、事務配分の検討対象 444 項目について検討の方向付けを行った。この結果については都区双方の真摯な議論によるものであり、重く受け止めなければならない。都区双方が一致したものについては、早期に実現できるよう協力をお願いしたい。

都側：この間、事務配分や特別区の区域などについて、まさに喧々諤々の議論を行い、都区双方にとって本当に実りの多い議論ができたのではないかと。

その中で、都区双方が合意に至ったもの、至らなかったもの、大きな課題として残っているものなどがあるが、一方で都区のあり方検討とは別に、市町村も交えて東京の自治のあり方研究会を始めることができた。

今後、東京都を巡る状況は、国の進めていく地方自治制度改革の中の一番大きな目玉、課題になっていくのではないかと。今後も都区で様々な課題について協議し、言い方は強過ぎるかもしれないが、国に決して流されることがないようにしていきたいと思っている。

○第 13 回検討委員会（H23. 12. 19 書面による開催）

＜都区のあり方検討委員会確認事項＞

- 1 都区のあり方検討委員会幹事会平成 22 年度検討状況報告について
都区のあり方検討委員会幹事会座長から報告のあった、都区のあり方検討委員会幹事会の平成 22 年度の検討状況については、これを了承する。
- 2 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討について
昨今の都内における児童虐待死事件等の発生や児童虐待相談対応件数の急増は、非常に憂慮すべき事態である。児童相談行政のあり方については、それを担う都と区が協力し、都区間の連携や体制等について、幅広く検討すべき課題となっている。
このため、この都区のあり方検討委員会とは切り離して、今後の検討の進め方等について都区間で協議し、別途整理していく必要がある。

【参考】

- ◇ 東京の自治のあり方研究会 H21. 11. 5～H27. 3. 24（研究会 15 回、部会 5 回開催）
- ◇ 児童相談所のあり方等児童相談行政に関する検討会 H24. 2. 13～
＜検討課題＞①現行の役割分担の下での課題と対応策 ②児童相談行政の体制のあり方（検討会 6 回、部会 10 回開催）

都区のあり方に関する検討会における「とりまとめ結果」(H18.10)

1 地方制度改革と東京の自治

(1) 今回の検討の目的

都と特別区は、東京、ひいては日本の将来を展望し、都区の新たな役割分担や効率的な行政の実現を図り、互いに協力して、東京の自治のあるべき姿を確立する。

(2) 東京富裕論への対抗

都と特別区は、東京の財源の狙い撃ちや都心区の直轄化論に対して、協力して対抗する。

(3) 検討の枠組み

この検討の枠組みは次のとおりとする。

ア 二層制を前提とする。

イ 現行都区制度を出発点として議論を行う。

ウ 事務配分及び税財政制度については、議論の状況によって、国に法改正を求めていくこともあり得る。

2 都区の事務配分

(1) 検討の基本的方向

大都市の一体性確保のために都が行う必要があるとされた事務を除き、都から特別区への事務移管を更に進めるべきである。

(2) 移管対象事務の選定基準

移管対象事務の選定基準は、今回の検討目的に照らして、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

(3) 具体的な事務移管の是非を判断する基準

具体的な事務移管の是非の判断基準は、今回の検討目的に照らして、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

(4) その他

ア 都の事務を特別区に移管する場合、特別区全体で一部事務組合又は広域連合を作って移管の受け皿とする考え方はとらない。

イ この検討においては、全区が対象となる事務移管は、全区が均しく受けることを原則とする。

3 特別区の区域

(1) 検討の基本的方向

再編を含む区域のあり方について、議論が必要である。

(2) 区域のあり方に関する検討の視点

区域のあり方に関する検討の視点は、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

4 税財政制度

税財政制度のあり方については、今後の検討課題の議論の推移を踏まえて最終的に整理する。

第5回都区のあり方に関する検討会 議事要旨

日 時 平成18年10月20日（金）午後1時30分から
場 所 都庁7階会議室
出席者 横山副知事、大塚副知事、関谷副知事、大原総務局長
西野会長、多田副会長、煙山副会長、鎌形事務局長

会議の概要

(1) これまで行われた都区のあり方に関する検討会における検討内容を、地方制度改革と東京の自治、都区の事務配分、特別区の区域、税財政制度の各検討項目ごとに整理を行った。

① 地方制度改革と東京の自治

◇今回の検討の目的

都と特別区は、東京、ひいては日本の将来を展望し、都区の新たな役割分担や効率的な行政の実現を図り、互いに協力して、東京の自治のあるべき姿を確立する。

<主な意見>

- ・ この検討会、今後設置される幹事会の検討目的についての、基本的な共通認識を持ちたい。少なくとも、この特別区のエリアが、日本のダイナモとしての日本のあり方を牽引していくという気構えで検討していくという趣旨だ。
- ・ 大きな視点で行財政を考えていく、経済全体への影響力を東京が担っていくという気概はトータルに持てるが、もっと身近な、将来の都区のあり方が主要テーマではなかったのかと言われたときに、東京のあるべき姿がその中に包含されていると説明できればいい。

◇東京富裕論への対抗

都と特別区は、東京の財源の狙い撃ちや都心区の直轄化論に対して、協力して対抗する。

<主な意見>

- ・ 東京の財源の狙い撃ちや、都心区の直轄化論に対して、これについては協力して対抗する。こういう意見については、共通認識だと考えている。
- ・ これは、地方制度調査会の議論の中で出た意見等に対し、東京都あるいは特別区を通しての意思をまとめるという理解でいいか。

◇検討の枠組み

この検討の枠組みは次のとおりとする。

ア 二層制を前提とする。

イ 現行都区制度を出発点として議論を行う。

ウ 事務配分及び税財政制度については、議論の状況によって、国に法改正を求めていくこともあり得る。

<主な意見>

- ・ 現行制度の中でしか検討しないということではない。議論の推移によっては、国に対し現行法改正を求めていくことも議論の流れの中ではあり得るということだ。
- ・ 一番偏在が激しい住民税をどうするという議論は出てくる。偏在を出来るだけ均等化し、需要にあった形にするためには、国も含んだ議論を展開することは必要だ。
- ・ 法改正を絡めていくと、なかなか整理がつかない。現行制度をきちんと踏まえたうえでの整理が終わってから、どうするかという議論に移るべきだ。現行制度を詰めきった上での次の段階として議論すべきだ。

②都区の事務配分

◇検討の基本的方向

大都市の一体性確保のために都が行う必要があるとされた事務を除き、都から特別区への事務移管を更に進めるべきである。

<主な意見>

- ・ 大都市の一体性を確保する事務とは何かという議論は決着していないが、あくまで一体性確保を行うべき事務を除いては、更にその事務移管を進めるべきだという基本的な考え方だ。
- ・ 一体性確保のために都が行う事務については、一定例外的なものというのが特別区の考え方だ。
- ・ 現在の都区関係の基本というのは、23区エリアの一体的統一的に処理する仕事は、東京都がやるという枠組みが大前提になっている。そのこと自体も議論の対象にすることは、現行の都区制度を議論の出発点にすること自体が崩れてしまう。
- ・ 今確認すべきことは、一体性を確保すべきで都が行う必要がある事務を除いては、可能な限り区に移管していきましょうということである。
- ・ その考え方に落差が多少でてくると、あれもこれも東京都の事務だということになりかねない。積極的に事務移管をしていく方向だという、積極姿勢を見せる方がいい。
- ・ 誰が判断するかという捉え方をすると、都が必要があるかないかの判断をすればいいと取られかねない。この場を通じて必要があるとされた事務を除くということになる。
- ・ 移管対象となる事務をどの範囲まで検討すべきかは、府県事務、市町村事務という枠組みに捉われずに、幅広く考える。当然、すべての事務の洗い出しを行う。

◇移管対象事務の選定基準

移管対象事務の選定基準は、今回の検討目的に照らして、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

<主な意見>

- ・ 十分に協議を要する話だ。幹事会を作るのだから、そこにまかせればよい。
- ・ 住民に身近な事務、地域におけるきめ細かな事務、対人サービス等を物差しとして基準を設けて、移管対象事務を選定していくこととしてはどうか。
- ・ 住民に身近な事務といった基準が、基準になるかどうか。そういう基準だけを示して検討してくれと言っても、わかったという基準にはなりにくい。実態に即して幹事会で整理した案を検討会にフィードバックしてもらい、その是非を確認しながらいく方が、現実的なものが出てくる。
- ・ 住民に身近な事務や対人サービスは、基礎的自治体の大事な事務ではあるが、基幹的な方針の決定や街づくり等も自治体としての基本的な業務だ。
- ・ 正式には、幹事会に下ろしてそこで選定基準を作り、検討委員会でオーソライズするというつもりだが、何も言わないで幹事会に下ろすかどうかだ。
- ・ 今回の検討の目的の中に、都区の役割分担云々が入っている。それを幹事会に下せばよい。

◇具体的な事務移管の是非を判断する基準

具体的な事務移管の是非の判断基準は、今回の検討目的に照らして、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

<主な意見>

- ・ 移管対象事務の選定と同様、幹事会で全部検討して、それを検討委員会に上げてもらい、オーソライズする。

◇その他

ア 都の事務を特別区に移管する場合、特別区全体で一部事務組合又は広域連合を作って移管の受け皿とする考え方はとらない。
イ この検討においては、全区が対象となる事務移管は、全区が均しく受けることを原則とする。

<主な意見>

- ・ 全部でなく、5～6区でやる分には構わない。事情によっては、地域によって違いがおきてもいいと思う。
- ・ 対象がないものは構わないが、しかし、対象が明らかにありながら、やりたいところだけやるというのでは、制度は作れない。一部残るといふなら構わないが、全体の事業量が100あるうち、70はやらない30だけ移管というのでは、これは難しい。
- ・ 条件的に整っているときとそうじゃないときがある。全部に行き渡っているものはある程度素直に受けられる。しかし、一体的に23区が受けると個々の区の問題になる。
- ・ 個別移管の問題とは全然別だ。全体としての移管の議論をしている訳なので、ここは全区が対象となる事務というものは、全区が均しくやる事務を対象に議論する。

③特別区の区域

◇検討の基本的方向

再編を含む区域のあり方について、議論が必要である。

<主な意見>

- ・ 再編を含む区域のあり方について、議論するという共通認識を持ちたい。
- ・ 区域についての議論は避けるわけではないが、最初から区域のあり方を検討していくことを前提にすることはできない。
- ・ あくまでも、区域の再編を含んだ議論も、この検討会がするということだ。
- ・ いままで23区長会では、この議論というものは一切したことがない。議論の素材であるという理解をしている。

◇区域のあり方に関する検討の視点

区域のあり方に関する検討の視点は、幹事会が検討し、その結果を受け、検討委員会で整理する。

<主な意見>

- ・ 都区の事務の役割分担が決まってくれば、受け皿を決めなくてはいけないという議論になる。事務も決まっていなくて、23区変われと言われても素直にはならない。事務配分、役割分担の話を進めれば、自分たちの責任や果たすべき役割が自ずと決まってくる。そこでは、再編の議論もあり得るだろう。今直ちに再編の方向はどうかという議論は、方向性を定めることになり入りすぎだ。
- ・ 特別区全体の今の状況として、これがベストな大都市行政のあり方なんだ、あるいは都区のあり方なんだとは思っていないはずだ。やはり、少しズレてきてるなという認識は、総論としては持っていると思う。
- ・ 区域の議論を避けないということは了解だ。しかし、今の区域割がおかしいということは、誰もが持っているはずだということになると、それは少し違う。
- ・ 今の段階では、区域の問題を議論することは避けないという認識でよい。それぞれの区長さんの大勢が納得する理屈が立たないと表には出ない問題だ。
- ・ 区域の問題についてどういう視点で検討するのか、検討会の中で都側から示した「特別区を取り巻く環境の変化」「都区間の事務の再配分と区域の関係」「効率的な行政運営」等がある。少なくとも、それぐらいは幹事会に示してはどうか。

- ・ 税源の偏在も入れられると、なかなか難しい。23区が、一つの家庭みたいなもので、台所もあれば客間もある。勉強部屋もあれば家内手工業をやる働く場もある。それが23区だ。
- ・ 23区がいくつになるとか、どことどこが合区するという話を、今するのではなく、そういうこともあり得るとのことだ。

④税財政制度

税財政制度のあり方については、今後の検討課題の議論の推移を踏まえて最終的に整理する。

<主な意見>

- ・ 税財政制度のあり方については、事務配分や区域の問題について方向性が整理された後に、その方向性を踏まえて検討する。
- ・ 事務配分と区域の問題を解決してから税財政というふうに捉えると、趣旨が違う。事務配分の方向性の整理を踏まえて、区域と税財政という形になる。
- ・ 税財政の問題を最後にするという主張は共通であった。税財政制度の議論を一番最後にするということは、まず内容をやって、それに適合した、それに見合った財源を議論することだ。

(2) 今回の整理を踏まえて、今後のスケジュール等について取りまとめが行われた。

- ① 検討課題の整理については、文言的な整理は一応合意したということでもとめる。本日の検討結果について、事務局に整理をさせるが、具体的な文章表現については、座長と副座長に一任する。
- ② 今後のスケジュールは、この検討結果を11月の区長会総会で説明し、了解が得られれば、持ち回りの都区協議会を開催し、この検討会を改組した検討委員会と、その下に置かれる幹事会の設置を決定していく。
- ③ 新たに都区のあり方に関する検討委員会において、今回の検討の方向の大枠に基づいて議論を深めていく。

都区のあり方検討委員会幹事会 平成22年度検討状況報告

都区のあり方検討委員会会長
佐藤 広 殿

このことについて、別添資料のとおり報告します。

平成23年12月6日

都区のあり方検討委員会幹事会座長
山崎 昇

都区のあり方検討委員会幹事会 平成22年度の検討状況

検討委員会の下命に基づき、以下のとおり検討を行った。

1 都区の事務配分について

(1) 平成21年度までの検討状況

① 平成19年度

- 都から特別区への事務移管の検討対象となる事務を選定するための基準（検討対象事務を選定するための基準）を定め、これに基づき、都の事務の中から、検討対象事務を選定した。また、移管すべきと考えられる事務を選定するための基準（移管すべき事務を選定するための基準）を定めた。
- 事務配分に関する「基本的方向」のとりまとめについて、そのイメージを整理した。具体的には、「区へ移管する方向で検討する事務」「都に残す方向で検討する事務」「移管の是非を引き続き検討する事務」という3つの方向付けを行うこととし、その結果を踏まえて、さらに具体化に向けた検討を行っていくという考え方で整理した。
- これらにより、都区の具体的な事務配分の検討に着手した。
- 検討対象事務リスト1①及び②の事務については、検討の結果、事前の準備及び調整がさらに必要であることから、同リスト1③の事務から検討を行うこととした。

② 平成20年度

- 検討対象事務444項目のうち、286項目を具体的に検討した。
- このうち、区では事務が発生しない事務や事務処理特例制度により既に区が実施している事務など、検討の対象とならない事務が65項目あったため、検討対象外とした。
- 検討の結果、「区へ移管する方向で検討する事務」50項目、「都に残す方向で検討する事務」100項目、「移管の是非を引き続き検討する事務」71項目と整理した。なお、「移管の是非を引き続き検討する事務」と整理したものの中には、都区双方が担うべき事務など、一部考え方の一致した事務が36項目含まれている。

- これにより、平成19年度に検討したものも含め、事務配分の検討の方向付けを行うに至っていない事務は、158項目となった。
- 事務配分の検討に際し、都は、都区の事務配分の検討と特別区の区域のあり方の検討はセットで検討すべきであるとし、「都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。」とした。
- これに対し、区は、事務配分の検討は、もともと区域のあり方を前提とするものではなく、事務配分の検討の結果として区域のあり方の検討が必要になる場合がありうるとしても、あらかじめ一定規模への再編を想定した議論はおかしいとの考えを示した。
- 第6回都区のあり方検討委員会において、「検討対象とした444項目の事務について、基本的な方向付けを行うべく、引き続き検討を行う。その際、平成21年度中に国会に提出される予定になっている新分権一括法案の動きを踏まえる。また、具体化を行うための実務レベルの検討体制を検討する。」こととされた。

③平成21年度

- 「法令に基づく事務」について、49項目（平成19年の第7回・第8回幹事会で検討し、保留となっていた「上水道の設置・管理に関する事務」および「公共下水道の設置・管理に関する事務」の2項目を含む。）を具体的に検討した。
- このうち、事務処理特例制度により既に区が実施している事務が1項目あったため、検討対象外とした。
- 検討の結果、「区へ移管する方向で検討する事務」3項目、「都に残す方向で検討する事務」22項目、「移管の是非を引き続き検討する事務」23項目と整理した。なお、「移管の是非を引き続き検討する事務」と整理したものの中には、都区双方が担うべき事務など、一部考え方の一致した事務が4項目含まれている。
- これにより、「法令に基づく事務」336項目のうち、「固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、都市計画税及び事業所税の賦課徴収に関する事務(地方税法)」1項目を除いた335項目について、検討の方向付けが終了した。
- 「任意共管事務」の検討にあたり、区に移管する方向のほかに、都区の役割分担で実施すべき事務が多く存在することが見込まれることから、

「基本的方向」とりまとめの選択肢を、「区へ移管する方向で検討する事務」「都に残す方向で検討する事務」「都区の役割を見直す方向で検討する事務」「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」の4つに変更することとした。

- 「任意共管事務」の検討対象108項目のうち、6項目を具体的に検討し、「都に残す方向で検討する事務」1項目、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」5項目と整理した。
- これらにより、平成21年度の検討までの段階で、事務配分の検討の方向付けを行うに至っていない事務は、103項目となった。
- 具体化を行うための実務レベルの検討体制については、「任意共管事務」の多くが検討未了であることから、具体的な検討は行わなかった。
- 第7回都区のあり方検討委員会において、「検討対象とした444項目の事務について、基本的な方向付けを行うべく、引き続き検討を行う。また、具体化を行うための実務レベルの検討体制を検討する。検討にあたっては、地方分権改革に係る動向を踏まえる。」こととされた。

(2) 平成22年度の検討状況

- 「任意共管事務」について、102項目を具体的に検討した。
- このうち、事業が終了した事務など、検討の対象とならない事務が9項目あったため、検討対象外とした。
- 検討の結果、「都に残す方向で検討する事務」61項目、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」32項目と整理した。
- 「任意共管事務」の検討にあたり、「基本的方向」とりまとめの選択肢を3つから4つに変更（「移管の是非を引き続き検討する事務」を、「都区の役割を見直す方向で検討する事務」と「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」に区分）したため、既に検討が終了していた「法令に基づく事務」のうち、「移管の是非を引き続き検討する事務」と整理した94項目について、検討の方向付けの再整理を行った。
- 「固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、都市計画税及び事業所税の賦課徴収に関する事務（地方税法）」については、「税財政制度のあり方」に係る課題として整理した。
- 以上の結果、当初予定していた検討対象444項目の方向付けは終了し、「区へ移管する方向で検討する事務」53項目、「都に残す方向で検討

する事務」184項目、「都区の役割を見直す方向で検討する事務」30項目、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」101項目、「検討対象外の事務」75項目及び「税財政制度のあり方」に係る課題とした事務1項目となった。

○具体化を行うための実務レベルの検討体制の検討には至らなかった。

2 特別区の区域のあり方について

(1) 平成21年度までの検討状況

① 平成19年度

○都が、特別区の区域のあり方に係る「検討の視点」を示し、この視点についての議論を経て、都は、特別区の区域のあり方に関する「論点メモ」を示し、一方、区も特別区の区域のあり方に関する「参考論点」を示し、今後、都区双方から出された論点等を踏まえ、さらに議論を進めることとした。

② 平成20年度

○都は、「再編を含む区域のあり方について、議論が必要である」という都区の合意に基づいて、真摯に議論する必要があると主張し、「論点メモ」や、「参考論点」についての都の考え方や区に対する質問などを整理した「検討の素材」等を提示するとともに、区民の日常生活圏の拡大状況、諸外国の大都市制度との比較、民間研究機関等が提言している区域再編案とその再編案に基づくシミュレーションを提示し、最近の地方自治を巡る動きなどに関する資料も提示した。

○一方、区は、都からの質問に対し、区域の再編の問題は、それぞれの区や地域のあり方に係わるものであり、23区が統一的な見解を持ちうる性格の問題ではなく、今回の都区のあり方検討を通じて、都区の役割分担のあり方を整理した上で、それぞれの区が基礎自治体としての自らのあり方を構築する中で主体的に判断するものであるとの考えを示した。

○議論の中で、将来の都制度や東京の自治のあり方を明らかにしていくことが重要であり、学識経験者も含め、都と区市町村共同で調査研究することが必要であるとの認識が、都区双方から示された。

○第6回都区のあり方検討委員会において、「特別区の区域のあり方については、引き続きの課題とするが、当面、都区のあり方検討とは別に、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と

区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待って、必要に応じ議論する。」こととされた。

③平成21年度

○都から、分権改革関連の動き等に関する資料が提示され、また、都が行った都と区の制度的変遷に関する調査研究の内容（特別区の区域の沿革について）の紹介があった。なお、平成20年度の合意に基づき、将来の都制度や東京の自治のあり方に関する都と区市町村共同の調査研究について、平成21年11月に「東京の自治のあり方研究会」が設置された。

○第7回都区のあり方検討委員会において、「特別区の区域のあり方については、引き続きの課題であり、『東京の自治のあり方研究会』の結果を待って、必要に応じ議論する。」こととされた。

(2) 平成22年度の検討状況

○都から、都区制度・分権改革関連の動き等に関する資料が提示され、意見交換を行った。また、「東京の自治のあり方研究会」の報告があった。

3 税財政制度について

(1) 平成21年度までの検討状況

①平成20年度

○区は、税財政制度に関する論点を示したが、具体的な議論には至らず、第6回都区のあり方検討委員会において、「今後の検討課題の議論の推移を踏まえて整理する。」こととされた。

②平成21年度

○具体的な議論を行う状況に至らず、第7回都区のあり方検討委員会において、「今後の検討課題の議論の推移を踏まえて整理する。」こととされた。

(2) 平成22年度の検討状況

○具体的な議論を行う状況に至らなかった。

4 その他

○第25回幹事会において、区から「都が所管する児童相談所と区が所管

する子ども家庭支援センターの連携不足等から、あってはならない事故が発生しており、児童相談所のあり方について一刻も早く検討に入る必要がある」との提案があった。これに対し都は、第28回幹事会において「児童相談所の問題については、緊急を要するということで、できるだけ早く検討体制等について都区間で協議して、実務的な課題の整理から始めていきたい」との考えを示した。

都区のあり方検討委員会幹事会 平成22年度の検討状況 参考資料

(頁)

【参考 1】 都区のあり方検討委員会幹事会 会議経過	236
【参考 2】 都区のあり方検討委員会幹事会 会議概要	239
【参考 3】 都区の事務配分に関する検討状況	261
【参考 4】 検討対象事務を選定するための基準	307
【参考 5】 検討対象事務リストの概要	309
【参考 6】 移管すべき事務を選定するための基準	310
【参考 7】 都区の事務配分に関する「基本的方向」とりまとめのイメージ	311
【参考 8】 特別区の区域のあり方、都区制度・分権改革関連の動き等に関する幹事会提出資料（一覧）	312
【参考 9】 特別区の区域のあり方に係る検討の視点について（都側資料）	322
【参考 10】 特別区の区域のあり方に関する論点（都側資料）	323
【参考 11】 特別区の区域のあり方に関する参考論点（区側資料）	325
【参考 12】 税財政制度に関する論点（区側資料）	329

都区のあり方検討委員会幹事会 会議経過

回数	開催日	議題
第1回	平成19年 1月31日(水)	・検討委員会・幹事会のスケジュールについて *都区のあり方検討委員会との合同開催
第2回	6月26日(火)	・検討経過の確認 ・都区を取り巻く状況等について ・事務配分の検討の方向について
第3回	7月24日(火)	・事務配分の検討の流れについて ・検討対象事務を選定するための基準について ・移管すべき事務を選定するための基準について
第4回	8月29日(水)	・移管すべき事務を選定するための基準について ・都の事務のリストについて ・次回の議題について ・その他
第5回	9月19日(水)	・移管すべき事務を選定するための基準について ・検討対象事務リストの整理について ・都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて ・今後の具体的な事務配分の検討の進め方について ・その他
第6回	10月29日(月)	・第3回都区のあり方検討委員会への報告の結果について ・特別区の区域のあり方の視点について ・その他
第7回	11月22日(木)	・具体的な事務配分の検討について ・特別区の区域のあり方について ・その他
第8回	12月17日(月)	・具体的な事務配分の検討について ・特別区の区域のあり方について ・その他
第9回	平成20年 1月22日(火)	・都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて
第10回	3月19日(水) (書面による会議)	・都区のあり方検討に関する今後の進め方について ・都区のあり方検討委員会への報告内容の変更について
第11回	4月24日(木)	・都区のあり方検討委員会の構成員の異動について ・第4回都区のあり方検討委員会について ・具体的な事務配分の検討について ・特別区の区域のあり方について ・その他
第12回	5月29日(木)	・具体的な事務配分の検討について ・特別区の区域のあり方について

回数	開催日	議題
第13回	6月26日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事務配分の検討について ・特別区の区域のあり方について ・税財政制度について ・その他
第14回	7月31日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・都区のあり方検討委員会の委員及び構成員の異動について ・具体的な事務配分の検討について ・特別区の区域のあり方について
第15回	9月3日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事務配分の検討について ・特別区の区域のあり方について
第16回	10月2日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事務配分の検討について ・特別区の区域のあり方について
第17回	11月13日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事務配分の検討について ・特別区の区域のあり方について
第18回	12月17日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事務配分の検討について ・特別区の区域のあり方について ・都区のあり方検討委員会幹事会 平成20年度の検討状況のとりまとめについて
第19回	平成21年 1月20日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事務配分の検討について ・都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて
第20回	4月27日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・都区のあり方検討委員会幹事会の構成員について ・第6回都区のあり方検討委員会について ・事務配分の検討について ・分権改革関連の動きについて
第21回	6月29日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・都区のあり方検討委員会の委員の異動について ・具体的な事務配分の検討について ・都区制度・分権改革関連の動き等について
第22回	7月30日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・都区のあり方検討委員会幹事会の構成員の異動について ・具体的な事務配分の検討について ・都区制度・分権改革関連の動き等について
第23回	12月22日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の事務配分の検討の進め方について ・具体的な事務配分の検討について ・都区制度・分権改革関連の動き等について ・都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて
第24回	平成22年 5月31日(月)	<ul style="list-style-type: none"> ・都区のあり方検討委員会の委員の異動及び幹事会の構成員の異動について ・第7回都区のあり方検討委員会について ・具体的な事務配分の検討について ・都区制度・分権改革関連の動き等について

回数	開催日	議題
第25回	6月29日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事務配分の検討について ・都区制度・分権改革関連の動き等について
第26回	8月31日(火)	<ul style="list-style-type: none"> ・都区のあり方検討委員会の委員の異動及び幹事会の構成員の異動について ・具体的な事務配分の検討について ・都区制度・分権改革関連の動き等について
第27回	10月27日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・具体的な事務配分の検討について ・都区制度・分権改革関連の動き等について
第28回	平成23年 1月19日(水)	<ul style="list-style-type: none"> ・事務配分の検討について
第29回	11月24日(木)	<ul style="list-style-type: none"> ・都区のあり方検討委員会の委員の異動及び幹事会の構成員の異動について ・都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて

都区のあり方検討委員会幹事会 会議概要

(1) 第1回幹事会 (H19. 1. 31 開催) *都区のあり方検討委員会との合同開催

- 検討委員会・幹事会のスケジュールについて
今後の具体的な検討の進め方等について確認をした。
- <資料>
 - 【資料1】都区のあり方検討委員会設置要綱
 - 【資料2】都区のあり方検討委員会 委員名簿
 - 【資料3】都区のあり方検討委員会幹事会 構成員名簿 (案)
 - 【資料4】都区のあり方検討委員会幹事会の検討事項について (案)
 - 【資料5】都区のあり方検討委員会・幹事会 スケジュール (案)

(2) 第2回幹事会 (H19. 6. 26 開催)

- 検討経過の確認
検討経過について確認をした。
- <資料>
 - 【資料1】都区のあり方検討委員会関連資料
- 都区を取り巻く状況等について
都区双方の資料に基づき、情報交換を行った。
- <資料>
 - 【区側資料1】地方分権改革関連の動き
 - 【都側資料1】最近の都区を取り巻く状況
- 事務配分の検討の方向について
都区それぞれの考え方を提示し、議論を行った。
今回は、今回の議論を踏まえ、事務配分についてさらに議論を深めることとした。
- <資料>
 - 【区側資料2】「移管対象事務の選定基準」、「具体的に事務移管の是非を判断する基準」の捉え方及び整理の方向について
 - 【区側資料3】役割分担に関連する資料
 - 【都側資料2】移管対象事務の選定基準について

(3) 第3回幹事会 (H19. 7. 24 開催)

- 事務配分の検討の流れについて
事務配分の検討の流れについて取りまとめを行った。
- <資料>
 - 【資料1】事務配分の検討の流れ等について (案)
- 検討対象事務を選定するための基準について
検討対象事務を選定するための基準について取りまとめを行った。また、都側が都の事務リスト (イメージ) を示した。

次回、都側が都の事務リストを提示し、議論を行うこととした。

<資料>

【資料2】検討対象事務を選定するための基準（案）

【都側資料1】都の事務のリスト（イメージ）

○移管すべき事務を選定するための基準について

都区それぞれの考えを提示し、議論を行った。

今回は、今回の議論を踏まえ、「移管すべき事務を選定するための基準」について、さらに議論を深めることとした。

<資料>

【都側資料2】移管すべき事務を選定するための基準について（案）

【区側資料1】移管すべき事務を選定するための基準について（案）

（4）第4回幹事会（H19.8.29開催）

○移管すべき事務を選定するための基準について

「移管すべき事務を選定するための基準」について議論を行い、表記の一部修正を行うこととした。

<資料>

【資料1】移管すべき事務を選定するための基準について（案）

○都の事務のリストについて

都が現在行っている事務のリストを提示し、次回、このリストをもとに、前回とりまとめた「検討対象事務を選定するための基準」により、検討対象事務のリストを整理することとした。

<資料>

【資料2】都の事務のリスト

○次回の議題について

次回の議題について議論を行い、今回は区域のあり方について情報交換を行った上、10月の検討委員会後に議題とすることとした。

<資料>

【資料3】次回の都区のあり方検討委員会幹事会の議題について（案）

○その他

東京富裕論をめぐる状況について、都側が示した資料により情報交換を行った。

<資料>

【都側資料】第11回地方分権改革推進委員会資料

（5）第5回幹事会（H19.9.19開催）

○移管すべき事務を選定するための基準について

「移管すべき事務を選定するための基準」についてとりまとめを行った。

<資料>

【資料1】移管すべき事務を選定するための基準について（案）

○検討対象事務リストの整理について

「検討対象事務を選定するための基準」に基づき、検討対象事務リストの整理を行

った。なお、都区それぞれが指定した事務を検討対象事務とすることになっている「⑥上記以外の府県事務」について、区側が指定した 145 事務を検討対象事務とすることとした。

<資料>

【資料 2】 検討対象事務リスト（案）

【区側資料】 「⑥上記以外の府県事務」に係る検討対象事務の指定について

○都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて

10 月 10 日に開催される都区のあり方検討委員会への報告内容を確認した。

<資料>

【資料 3】 都区のあり方検討委員会への報告内容（案）

○今後の具体的な事務配分の検討の進め方について

2 年後の「基本的方向」とりまとめのイメージ、検討スケジュール等について議論を行い、今後の検討の進め方を整理するとともに、とりまとめのイメージを都区のあり方検討委員会に報告することとした。

【資料 4】 都区の事務配分に関する「基本的方向」とりまとめのイメージ（案）

【資料 5】 具体的な事務配分の検討スケジュール（案）

【資料 6】 検討対象事務評価シート（案）

○その他

市町村合併をめぐる状況等について、都側が示した資料により情報交換を行った。

<資料>

【都側資料】 市町村合併をめぐる状況等について

（6）第 6 回幹事会（H19. 10. 29 開催）

○第 3 回都区のあり方検討委員会への報告の結果について

座長が、10 月 10 日（水）に開催された都区のあり方検討委員会において、幹事会における検討状況を報告し、了承された旨を報告した。

<資料>

【資料】 第 3 回都区のあり方検討委員会の検討結果

○特別区の区域のあり方の視点について

特別区の区域に係る検討の視点として、都側が、日常生活圏の拡大、行財政基盤強化、行政改革推進、税源偏在是正の 4 つを示し、この視点について議論を行った。

<資料>

【都側資料 1】 特別区の区域のあり方に係る検討の視点について

○その他

①地方税収格差問題について

地方税収格差問題をめぐる国への反論等について、都区双方から説明を行った。

②その他

12 月の幹事会で検討を予定していた「消防に関する事務」については、都側の申し出により 4 月の幹事会で検討することとした。

<資料>

【都側資料 2-1】 都市と地方の共倒れを招く「法人二税の格差是正策」に反論する<概要>

【都側資料 2-2】 都市と地方の共倒れを招く「法人二税の格差是正策」に反論する

【区側資料 1】 「東京富裕論」 への反論

【区側資料 2】 特別区財政の現状と課題

(7) 第 7 回幹事会 (H19. 11. 22 開催)

○具体的な事務配分の検討について

事務配分の検討に入る前に、都側が、平成 12 年改革における役割分担を明確にする事務事業の実施状況を報告した。次に、上水道、公共下水道に関する事務について、議論を行った。都側は、両事務ともに、事業全体を一体的に処理することが必要な事務であり、「都に残す方向で検討する事務」とすべきとし、区側は、複数区による共同処理を行えば区が担える事務であり、「区に移管する方向で検討する事務」とすべきとした。区側は、都でなければできない理由がなければ、まずは区に移管する方向で検討すべきであるとし、都側は、移管するならばそのメリットをまず示すべきであるとし、再度議論をすることとした。

<資料>

【都側資料 1】 都区制度改革実施大綱 (平成 12 年 3 月 28 日都区協議会決定) の「役割分担を明確にする事務事業」の実施状況について

【資料 1】 検討対象事務評価シート

【資料 2】 都区の事務配分の検討のための論点整理

○特別区の区域のあり方について

都側が、前回の区域のあり方の視点についての議論をもとに、今後検討すべきと考えられる論点のメモを示し、次回以降検討することとした。

<資料>

【都側資料 2】 第 6 回幹事会 (10 月 29 日) における主な意見・指摘等

【都側資料 3】 特別区の区域のあり方に関する論点メモ

○その他

①「東京自治制度懇談会 議論の整理」について

11 月 20 日に出された「東京自治制度懇談会 議論の整理」の概要について、都側が説明を行った。

<資料>

【都側資料 4-1】 「東京自治制度懇談会 議論の整理」の概要

【都側資料 4-2】 東京自治制度懇談会 議論の整理～地方自治制度改革の課題と方向性について～

②その他

12 月の幹事会で検討を予定していた「固定資産税、市町村民税法人分などの賦課徴収に関する事務」については、都側からの申し出により、税財政制度を検討する際にあわせて検討することとした。

(8) 第 8 回幹事会 (H19. 12. 17 開催)

○具体的な事務配分の検討について

事務配分の検討に入る前に、検討対象事務評価シートについて、様式を変更することとした。

次に、上水道・公共下水道に関する事務について、検討を行い、議論の結果、全体

を再度調整する際に整理を行うこととした。

引き続き、都市計画決定に関する事務など7項目の事務について、区側が、いずれも「区に移管する方向で検討する事務」とすべきとの考え方を示した。これらについては、今後、都側が考え方を提示するのを待って検討を行うこととした。

<資料>

【資料1】改定：検討対象事務評価シート

【資料2-1】検討対象事務評価シート（前回継続分）

【資料2-2】検討対象事務評価シート

○特別区の区域のあり方について

区側が、区域のあり方に関する参考論点を示した。都区双方の資料を踏まえた取扱いは、次回整理を行うこととした。

<資料>

【区側資料1】特別区の区域のあり方 関連資料

【区側資料2】特別区の区域のあり方に関する参考論点

○その他

①第二次特別区制度調査会報告『『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想』について

12月11日に出された、第二次特別区制度調査会報告『『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想』の概要について、区側が説明を行った。

<資料>

【区側資料3-1】第二次特別区制度調査会報告『『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想』概要版

【区側資料3-2】第二次特別区制度調査会報告『『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想』

②その他

次回は、検討委員会への検討状況の報告のとりまとめを行うこととした。

(9) 第9回幹事会（H20.1.22開催）

○都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて

都区のあり方検討委員会への報告内容を確認した。

<資料>

都区のあり方検討委員会幹事会 平成19年度の検討状況（案）

(10) 第10回幹事会（H20.3.19書面による会議）

○都区のあり方検討に関する今後の進め方について

幹事会の都区のあり方検討に関する今後の進め方について確認した。

<資料>

都区のあり方検討に関する今後の進め方について（案）

○都区のあり方検討委員会への報告内容の変更について

第9回幹事会で確認された都区のあり方検討委員会への報告内容の変更について確認した。

<資料>

都区のあり方検討委員会幹事会 平成19年度の検討状況（案）

(11) 第11回幹事会（H20.4.24開催）

○都区のあり方検討委員会幹事会の構成員の異動について

人事異動により都側構成員に異動があったため、新たな構成員の紹介を行った。

<資料>

【参考資料】都区のあり方検討委員会幹事会構成員名簿（平成20年4月1日現在）

○第4回都区のあり方検討委員会について

座長が、4月18日（金）に開催された都区のあり方検討委員会において、平成19年度の幹事会での検討状況と都区のあり方検討に関する今後の進め方について報告し、了承された旨を報告した。

<資料>

【資料1】第4回都区のあり方検討委員会の検討結果

○具体的な事務配分の検討について

「特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務」など9項目について、都区双方の考え方を示して議論を行った。

その際、都側から、都の評価は特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価であるとの説明があった。

- ・今後、具体化する上で都区双方から出された留意点等を踏まえる必要があるが、「区へ移管する方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

【資料2】検討対象事務評価シート

○特別区の区域のあり方について

都側から、特別区の区域のあり方に関する論点と第8回幹事会で示した区側の参考論点に対する意見が示され、区側は持ち帰ることとなった。

<資料>

【都側資料1】特別区の区域のあり方に関する論点

【都側資料2】特別区の区域のあり方に関する考え方（検討の素材）

○その他

都側から、事務配分の検討に用いる資料について、より検討しやすい様式を工夫したいとの提案があった。都区の事務局で調整し、次回の幹事会から新しい様式で検討を行うこととした。

(12) 第12回幹事会（H20.5.29開催）

○具体的な事務配分の検討について

「民生委員の推薦など民生委員に関する事務」など10項目について、双方の考え方を示して議論を行った。

- ・都区の評価の分かれた「精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務」と、「条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務」及び同事務と一体的に評価することとした「屋外広告物法に

係る事務（③－１１）」の３項目は、「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理した。

- ・その他の７項目については、今後具体化する上で、都区双方から出された留意点等を踏まえる必要があるが、「区へ移管する方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

【資料１】検討対象事務総括表（平成２０年５月幹事会分）

【資料２】検討対象事務評価シート

○特別区の区域のあり方について

都側から、公表されている特別区の再編案の概要や、主に夜間人口を対象とする行政サービスに係る人口千人当たりの職員数及び歳出額を試算し各区比較する資料が示され、質疑を行った。

<資料>

【都側資料１】既に公表されている再編案の例

【都側資料２】主に夜間人口を対象とする行政サービスに係る各区比較（試算）

<参考>特別区の区域のあり方に関する考え方（検討の素材）（平成２０年４月２４日）

（平成２０年４月２４日開催 第１１回都区のあり方検討委員会幹事会：都側資料）

（13）第13回幹事会（H20.6.26開催）

○具体的な事務配分の検討について

「児童相談所設置など児童福祉に関する事務」など２９項目３９事務について、双方の考え方を示して議論を行った。

- ・都区の評価の分かれた「児童相談所設置など児童福祉に関する事務」のうち２事務及び「更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務」など５項目については、「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理した。
- ・「指定区間外国道管理などに関する事務（特例都道を含む）」及び同事務と一体的に評価することとした「軌道敷地の無償道路敷地化などに関する事務」はじめ１５項目については、とりあえず「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理するが、都道のうちどこまでを区が担うかの議論であり、いままでの「引き続き検討」とニュアンスが違う部分があるので、一致点が見出せないかどうか改めて整理することとした。
- ・その他の７項目及び「児童相談所設置など児童福祉に関する事務」のうち８事務については、今後具体化するうえで、都区双方から出された留意点を踏まえる必要があるが、「区へ移管する方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

【資料１】検討対象事務総括表（平成２０年６月幹事会分）

【資料２】検討対象事務評価シート

○特別区の区域のあり方について

都側から、特別区の昼夜間人口比率や就業・通学者の自区内完結率の状況を他都市と比較した資料や、東京都自治制度懇談会報告と特別区制度調査会報告を比較した資料や、この報告に対する意見をまとめた資料が示され、質疑を行った。

<資料>

【都側資料１】特別区などの昼夜間人口比率

- 【都側資料 2】特別区などの就業・通学者の状況
- 【都側資料 3】東京自治制度懇談会と特別区制度調査会の報告比較
- 【都側資料 4】東京自治制度懇談会報告及び特別区制度調査会報告に関する意見

○税財政制度について

区側から、税財政制度に関する論点が示された。

<資料>

- 【区側資料】税財政制度に関する論点

○その他

都側から、区域のあり方の検討の参考として、幹事会に識者を招いて意見を聞く機会を設けたらどうかとの提案があったが、区側は必要が生じた際に対応を考えることとしたいとしたことから、当面は見送ることとした。

また、都側から、6月19日の日経新聞の記事について、都が50万人以上の再編案を示したとの内容は事実と反するものであり、また、区側が五輪に協力拒否するかのような誤解を招く内容であるとの紹介があった。

(14) 第14回幹事会（H20.7.31開催）

○都区のあり方検討委員会の委員及び幹事会の構成員の異動について

人事異動により都側構成員に異動があったため、新たな構成員の紹介を行った。

<資料>

- 【資料 1-1】都区のあり方検討委員会委員名簿（平成20年7月1日現在）
- 【資料 1-2】都区のあり方検討委員会幹事会構成員名簿（平成20年7月16日現在）

○具体的な事務配分の検討について

「都市計画決定に関する事務（特定街区で面積が1haを超えるものなど）」など21項目33事務について、双方の考え方を示して議論を行った。

- ・都区の評価の分かれた「都市計画決定に関する事務」など10項目及び「住宅街区整備事業の認可などに関する事務」のうち1事務と「被災市街地復興支援地域内の建築行為許可などに関する事務」のうち1事務については、「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理した。
- ・区へ移管する事務の内容について、都区の意見が一致しなかった「住宅改良区域内の建築行為の許可などに関する事務」など4項目及び「被災市街地復興支援地域内の建築行為許可などに関する事務」のうち1事務については、とりあえず「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理するが、別途整理の仕方を工夫することとした。
- ・その他の5項目及び「住宅街区整備事業の認可などに関する事務」のうち1事務については、今後具体化するうえで、都区双方から出された留意点を踏まえる必要があるが、「区へ移管する方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

- 【資料 2】検討対象事務総括表（平成20年7月幹事会分）
- 【資料 3】検討対象事務評価シート

○特別区の区域のあり方について

都側から、東京商工会議所が行った特別区の再編に関するアンケートについての資料や、自由民主党道州制推進本部の第3次中間報告の概要及び特別区に関する部分を

抜粋した資料が示され、区側から、4月の幹事会において都側から出された質問に対する考え方が示され、質疑を行った。

<資料>

【都側資料1】特別区の再編に関するアンケートについて

【都側資料2】自由民主党道州制推進本部 第3次中間報告について

【区側資料】特別区の区域のあり方に関する都からの質問事項に関連する「参考論点」抜粋

(15) 第15回幹事会（H20.9.3開催）

○具体的な事務配分の検討について

「県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」など17項目19事務について、双方の考え方を示して議論を行った。

- ・都区の評価の分かれた「特定周辺整備地区の指定などに関する事務」など6項目については、「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理した。
- ・「中央卸売市場の開設などに関する事務」など2項目について、都側は、「都に残す方向で検討する事務」と評価し、区側は、その事務の一部に区が担うべきものがあると評価し、都区の評価は一致しなかった。また、「一級河川の管理などに関する事務」については、都区の評価は一致したが、区へ移管する事務の内容についての都区の考え方が一致しなかった。以上の3項目については、とりあえず「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理するが、別途整理の仕方を工夫することにした。
- ・その他の8項目については、今後具体化するうえで、都区双方から出された留意点を踏まえる必要があるが、「区へ移管する方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

【資料1】検討対象事務総括表（平成20年9月幹事会分）

【資料2】検討対象事務評価シート

○特別区の区域のあり方について

都側から、諸外国の大都市制度を比較する資料が示された。また、前回の幹事会で、4月に開催された幹事会において都側から示された質問に区側が回答した内容と、参考として示した「特別区の区域のあり方に関する主要論点」に対する都の意見が示され、質疑を行った。

<資料>

【都側資料1】諸外国の大都市制度

【都側資料2-1】都からの質問事項への区側回答に対する都の意見

【都側資料2-2】区側から示された「特別区の区域のあり方に関する主要論点」に対する都の意見

(16) 第16回幹事会（H20.10.2開催）

○具体的な事務配分の検討について

総括表の脚注に記載の「50万以上の規模になった場合」という都の評価の表記について、「都の評価は、特別区が人口50万人以上の規模となった場合を想定した評価である。ただし、これをもって移管の前提条件とするものではない。」と修正する旨説

明があった。

「組合の設立の認可などに関する事務」など17項目について、双方の考え方を示して議論を行った。

- ・都区の評価の分かれた「高度化事業計画の認定などに関する事務」など7項目については、「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理した。
- ・「協業組合の事業転換認可などに関する事務」について、都側は、「都に残す方向で検討する事務」と評価し、区側は、その事務の一部に区が担うべきものがあると評価し、都区の評価は一致しなかった。また、「組合の設立の認可などに関する事務」については、組合の事業活動の範囲に応じて役割分担をすることで、都区の評価は一致したが、そのような分類が現在の3つの区分にはない。そのため、以上の2項目について、とりあえず「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理するが、別途整理の仕方を工夫することにした。
- ・その他の8項目については、「都に残す方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

【資料1】 検討対象事務総括表（平成20年10月幹事会分）

【資料2】 検討対象事務評価シート

○特別区の区域のあり方について

都側から、再編案の主な基本類型に加え、財団法人森記念財団と浅見泰司教授他による特別区の再編案の概要や、東京商工会議所が発表した提言「東京23区部を一体とする新たな『東京市』へ」が参考資料として示され、質疑を行った。

<資料>

【都側資料1-1】 再編案の主な基本類型

【都側資料1-2】 東京・「6特別市+自主区」まちづくり会議構想
(財団法人 森記念財団 平成11年6月)の概要

【都側資料1-3】 東京23区の再編(浅見泰司・中野英夫・小林庸至)の概要
『都政研究 平成14年8月号』

【参 考 資 料】 道州制と大都市制度のあり方

～東京23区部を一体とする新たな「東京市」へ～

(17) 第17回幹事会（H20.11.13開催）

○具体的な事務配分の検討について

「賃貸住宅の建設・管理に関する事務」など16項目20事務について、双方の考え方を示して議論を行った。

- ・今回検討した事務のうち、都区の評価の分かれた「賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」など3項目のうち各1事務と「地下水採取の許可などに関する事務」など2項目については、「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理した。
- ・「官庁又は公署の嘱託による登記に関する事務」など3項目については、道路及び河川の事務に関連する事務であり、既に検討した道路及び河川の事務と同様の方向で整理した。また、「都市計画事業の施行の認可などに関する事務」など3項目については、区への移管を検討すべき事務があること、「鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務」は、都に残す方向で検討する事務があることで都区の評価が一致した

が、その範囲について都区の考え方が一致しなかった。これらについては、とりあえず「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理し、別途、整理の仕方を工夫することとした。

- ・それ以外の、都区の評価が「区」ということで一致した1項目のうち2事務と3項目のうち各1事務については、「区へ移管する方向で検討する事務」として整理し、「都」ということで一致した3項目については、「都に残す方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

【資料1】 検討対象事務総括表（平成20年11月幹事会分）

【資料2】 検討対象事務評価シート

○特別区の区域のあり方について

都側から、道州制に関する国の動き及び東京商工会議所の提言に関する新聞報道が紹介され、意見交換を行った。

<資料>

【都側資料】 地方自治に関する最近の新聞報道について

(18) 第18回幹事会（H20.12.17開催）

○具体的な事務配分の検討について

「食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務」など14項目について、双方の考え方を示して議論を行った。

- ・今回検討した事務のうち、都区の評価の分かれた「食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務」など3項目については、「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理した。
- ・「認定製造業者等への立入検査などに関する事務」など2項目については、都に残す方向で検討する事務があることで都区の評価が一致したが、その範囲について都区の考え方が一致しなかった。これらについては、とりあえず「移管の是非を引き続き検討する事務」として整理し、別途、整理の仕方を工夫することとした。
- ・それ以外の、都区の評価が「区」ということで一致した6項目については、「区へ移管する方向で検討する事務」として整理し、「都」ということで一致した3項目については、「都に残す方向で検討する事務」として整理した。
- ・これまでの検討で検討対象外となる事務、また、⑥の事務のうち、検討対象から外れるものや、事務の性質や関連する事務のこれまでの整理経過などから基本的方向の整理ができる事務について、都区の事務局で調整した上で次回の幹事会で確認し、今年度の検討結果として整理することとした。

<資料>

【資料1】 検討対象事務総括表（平成20年12月幹事会分）

【資料2】 検討対象事務評価シート

○特別区の区域のあり方について

都側から、財団法人森記念財団と浅見泰司教授他による特別区の再編案について、シミュレーション結果と行政圏等との関係の資料が示され、質疑を行った。

<資料>

【都側資料】 既存の再編案と行政圏等との関係

○都区のあり方検討委員会幹事会 平成20年度の検討状況のとりまとめについて
今年度における幹事会の検討状況のとりまとめについて、骨子（案）の検討を行った。本日の検討を踏まえ、次回の幹事会で今年度の検討状況のとりまとめについて検討することとした。

なお、骨子(案)については、幹事会構成員限りとし、非公開の扱いとした。

<資料>

【資料3】都区のあり方検討委員会幹事会 平成20年度の検討状況のとりまとめ 骨子（案）
<幹事会構成員限り>

○その他

都側から、分権改革・道州制等に係る提言等について紹介があり、意見交換を行った。

<資料>

【参考資料1】道州制の導入に向けた第2次提言（概要、本文）
（2008年11月18日 （社）日本経済団体連合会）

【参考資料2】地方分権改革推進委員会 第2次勧告（概要、本文、決議）
（平成20年12月8日 地方分権改革推進委員会）

(19) 第19回幹事会（H21.1.20開催）

○具体的な事務配分の検討について

検討対象事務リストの①から⑤の事務で「検討対象外とする事務」、⑥の事務で「検討対象外とする事務」と「実質的な検討を省略する事務」について議論を行った。

- ・①から⑤の事務のうち42項目を検討対象外の事務とし、⑥の事務のうち、23項目を検討対象外の事務、88項目を実質的な検討を省略する事務（区へ移管する方向で検討する事務2項目、都に残す方向で検討する事務86項目）として整理した。

<資料>

【資料1】都区の事務配分に関する検討状況

○都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて

都区のあり方検討委員会への報告内容を確認した。

<資料>

【資料2】都区のあり方検討委員会幹事会 平成20年度の検討状況（案）

(20) 第20回幹事会（H21.4.27開催）

○都区のあり方検討委員会幹事会の構成員について

4月1日付で都側構成員の職名に変更があったため、「幹事会構成員名簿」により確認を行った。

<資料>

【参考資料】都区のあり方検討委員会幹事会構成員名簿（平成21年4月1日現在）

○第6回都区のあり方検討委員会について

座長が、2月2日（月）に開催された都区のあり方検討委員会において、平成20年度の幹事会での検討状況について報告し、平成21年度における幹事会の検討事項が示された旨を報告した。

<資料>

【資料1】第6回都区のあり方検討委員会の検討結果

○事務配分の検討について

(1) ⑥の事務（145項目）の整理について

検討対象事務リストに掲げられた⑥の事務（145項目）のうち、1月の幹事会で検討対象外とし、又は基本的な方向付けを行ったもの（111項目）について、都区双方の事務局で整理した資料により確認を行った。

<資料>

【資料2】⑥の事務（145項目）の整理について（案）

(2) ⑥の事務のうち未検討の事務（34項目）の整理について

⑥の事務のうち、未整理となっている34項目の事務について、都区双方の検討を踏まえ、検討対象外とするもの1項目、実質的な検討を省略するもの4項目（都に残す方向の事務1項目、引続き検討する事務3項目）、1つの項目のうち一部検討対象外とするもの2項目、1つの項目のうち一部実質的な検討を省略するもの10項目（都に残す方向で整理）を確認し、残りの事務（29項目）について、幹事会で検討することとした。

<資料>

【資料3】【⑥の事務】未検討の事務（34項目）の整理について（案）

(3) 具体的な事務配分の検討について

「建設業の許可などに関する事務」など23項目について、都区双方の考え方を示して議論を行った。

- ・今回検討した事務のうち、都区の評価が分かれた「高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務」など3項目については、「移管の是非を引続き検討する事務」として整理した。
- ・「重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務」など2項目については、都に残す方向で検討する事務があることで都区の評価が一致したが、その範囲について都区の考え方が一致しなかった。これらについては、とりあえず「移管の是非を引続き検討する事務」として整理し、別途、整理の仕方を工夫することとした。
- ・それ以外の、都区の評価が「都」ということで一致した18項目については、「都に残す方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

【資料4】検討対象事務総括表（平成21年4月幹事会分）

【資料5】検討対象事務評価シート

○分権改革関連の動きについて

都側から、地方分権に関する動きとして、「都市州」制度の創設をうたった大都市制度構想研究会の提言や、道州と基礎自治体の役割等を述べた日本・東京商工会議所の提言について情報提供があり、意見交換を行った。

<資料>

- 【都側資料1】大都市制度構想提言「日本を牽引する大都市」について
(平成21年2月 横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会)
- 【都側資料2】地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について
(平成21年4月16日 日本・東京商工会議所)

○その他

都側から、都と区の制度的変遷に関する調査研究を行ったので、幹事会で紹介したいとの申出があり、将来の区域のあり方についての議論に踏み込まないことを前提に、次回の幹事会で説明を受けることとした。

(21) 第21回幹事会 (H21.6.29開催)

○都区のあり方検討委員会の委員の異動について

特別区長会の役員改選及び副知事の就退任に伴う都区のあり方検討委員会委員の異動について、委員名簿により確認を行った。(新会長は、菅原副知事)

<資料>

- 【資料1】都区のあり方検討委員会委員名簿 (平成21年6月23日現在)

○具体的な事務配分の検討について

「食品衛生に関する事務(花き市場を除く)」など13項目について、都区双方の考え方を示して議論を行った。

- ・今回検討した事務のうち、都区の評価が分かれた「食品衛生に関する事務(花き市場を除く)」など8項目については、「移管の是非を引続き検討する事務」として整理した。
- ・「狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務」など2項目については、「区に移管する方向で検討する事務」として整理した。
- ・それ以外の、都区の評価が「都」ということで一致した3項目については、「都に残す方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

- 【資料2】検討対象事務総括表 (平成21年6月幹事会分)
- 【資料3】検討対象事務評価シート

○都区制度・分権改革関連の動き等について

都側から、都が行った都と区の制度的変遷に関する調査研究から、明治期から現在までの特別区の区域の沿革について紹介があった。また、市町村合併を含めた基礎自治体のあり方等を述べた第29次地方制度調査会の答申について情報提供があった。

<資料>

- 【都側資料1】特別区の区域の沿革について
—「都と区の制度的変遷に関する調査研究」より—
- 【都側資料2】今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申について
(平成21年6月16日 地方制度調査会)

○その他

都側から、任意共管事務の検討について事務局で調整中であるが、8月の幹事会での検討開始は難しい状況にあり、今後の調整内容を踏まえ、次回の幹事会で報告する旨の説明があった。

(22) 第22回幹事会（H21.7.30開催）

○都区のあり方検討委員会幹事会の構成員の異動について

都側の人事異動に伴い幹事会構成員に変更があったため、新任構成員の紹介を行った。

<資料>

【資料1】 都区のあり方検討委員会幹事会構成員名簿（平成21年7月16日現在）

○具体的な事務配分の検討について

「上下水道の設置・管理に関する事務」など8項目12事務について、都区双方の考え方を示して議論を行った。

- ・第7回、第8回の幹事会で検討を行い保留となっていた「上下水道の設置・管理に関する事務」など2項目4事務については、都区双方の論点整理を踏まえ、「移管の是非を引続き検討する事務」として整理した。
- ・また、都区の評価が分かれた「感染症の予防・まん延防止に関する事務」など5項目7事務については、「移管の是非を引続き検討する事務」として整理した。
- ・それ以外の、都区の評価が「区」ということで一致した1項目1事務については、「区へ移管する方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

【資料2】 検討対象事務総括表（平成21年7月幹事会分）

【資料3】 上下水道に関する論点整理

【資料4】 検討対象事務評価シート

【都側資料1】 東京の消防について

○都区制度・分権改革関連の動き等について

都側から、都が行った都と区の制度的変遷に関する調査研究から、昭和7年の東京市域拡張について紹介があった。

<資料>

【都側資料2】 特別区の区域の沿革について

—「都と区の制度的変遷に関する調査研究」より—

○その他

都側から、任意共管事務の検討について、検討方法やスケジュールを、都の内部で調整中であり、本日のところは示せないが、年内には幹事会での検討を再開できるよう引き続き努力する旨の説明があった。

(23) 第 23 回幹事会（H21. 12. 22 開催）

○今後の事務配分の検討の進め方について

今後検討する任意共管事務は、都区いずれかが担うべきもの以外に、都区が一定の役割分担に基づき担うべきものが多く存在すると考えられることから、事務配分に関する「基本的方向」とりまとめの選択肢について、これまでの3つから、「区へ移管する方向で検討する事務」「都区の役割を見直す方向で検討する事務」「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」「都に残す方向で検討する事務」の4つに見直すことになった。

なお、法令に基づく事務についても、改めて4つの方向付けで整理し直すことになった。

<資料>

【資料1】 都区の事務配分に関する「基本的方向」とりまとめのイメージ（案）

○具体的な事務配分の検討について

- ・「治安対策に関する事務（防犯ネットワーク支援など）」など6項目について、都区双方の考え方を示して議論を行った。
- ・今回検討した事務のうち、都区の評価が分かれた「治安対策に関する事務（防犯ネットワーク支援など）」など5項目については、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」として整理した。
- ・それ以外の、都区の評価が「都」ということで一致した1項目については、「都に残す方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

【資料2】 検討対象事務総括表（平成21年12月幹事会分）

【資料3】 検討対象事務評価シート

○都区制度・分権改革関連の動き等について

都側から、都が行った都と区の制度的変遷に関する調査研究から、昭和22年の区域再編について紹介があった。また、義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大等に関し提言した地方分権改革推進委員会第3次勧告・第4次勧告、平成21年12月15日に閣議決定された地方分権改革推進計画、道州制導入の意義等を述べた経済同友会の「地域主権型道州制の導入に向けて（中間報告書）」及び第1回東京の自治のあり方研究会の会議概要について情報提供があった。

<資料>

【都側資料1】 特別区の区域の沿革について

—「都と区の制度的変遷に関する調査研究」より—

【都側資料2】 地方分権改革推進委員会 第3次（概要、本文）・第4次勧告（概要、本文）
（平成21年10月7日、11月9日 地方分権改革推進委員会）

【都側資料3】 地方分権改革推進計画（平成21年12月15日 閣議決定）
（推進計画、第1回地域主権戦略会議 資料4・資料5-2）

【都側資料4】 地域主権型道州制の導入に向けて<中間報告書>（概要、本文）
（平成21年10月9日 社団法人 経済同友会）

【資料 4】第1回東京の自治のあり方研究会 会議概要（会議概要、議事要旨）

○都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて

都区のあり方検討委員会へ報告するため、平成21年度の検討状況のとりまとめを行った。

<資料>

【資料5】都区のあり方検討委員会幹事会 平成21年度の検討状況（案）

(24) 第24回幹事会（H22.5.31開催）

○都区のあり方検討委員会の委員の異動及び幹事会の構成員の異動について

副知事の就退任に伴う都区のあり方検討委員会委員の異動及び都側の人事異動等に伴う幹事会構成員の異動について紹介があり、委員名簿及び構成員名簿で確認を行った。

<資料>

【資料1-1】都区のあり方検討委員会委員名簿（平成22年4月1日現在）

【資料1-2】都区のあり方検討委員会幹事会構成員名簿（平成22年4月1日現在）

○第7回都区のあり方検討委員会について

座長が、2月8日（月）に開催された都区のあり方検討委員会において、平成21年度の幹事会での検討状況について報告し、平成22年度における幹事会の検討事項が示された旨を報告した。

<資料>

【資料2】第7回都区のあり方検討委員会の検討結果

○具体的な事務配分の検討について

「国際交流の推進に関する事務」など8項目11事務について、都区双方の考え方を示して議論を行った。

- ・今回検討した事務のうち、「市民活動の促進に関する事務」など2項目2事務と「消費生活対策に関する事務（消費生活センター事業、公衆浴場対策など）」のうち1事務については、都と区の評価が一致しなかったため、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」として整理した。
- ・それ以外の、都区の評価が「都」ということで一致した5項目7事務と「消費生活対策に関する事務（消費生活センター事業、公衆浴場対策など）」のうち1事務については、「都に残す方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

【資料3】検討対象事務総括表（平成22年5月幹事会分）

【資料4】検討対象事務評価シート

○都区制度・分権改革関連の動き等について

都側から、平成21年11月に内閣府に設置された地域主権戦略会議の動き、橋下徹大阪府知事が提唱している大阪府市再編構想、道州制下における東京のあり方等を述べた経済同友会の「道州制移行における課題－財政面から見た東京問題と長期債務

負担問題一」、道州制導入における東京圏の課題等を述べた西尾勝氏の「道州制ビジョン：東京圏をどうするのか」及び第2回・第3回東京の自治のあり方研究会の会議概要について情報提供があったが、時間の都合により次回の幹事会で説明することとした。

<資料>

【都側資料1】国の地域主権戦略会議の動き

(概要、第5回会議 資料1・資料2・参考資料1)

【都側資料2】大阪府市再編構想について

【都側資料3】道州制移行における課題

－財政面から見た東京問題と長期債務負担問題－ (概要、本文)

(平成22年5月19日 公益社団法人 経済同友会)

【都側資料4】道州制ビジョン：東京圏をどうするのか (概要、講演レジュメ)

(平成21年11月11日 財団法人東京市政調査会理事長 西尾 勝)

【資料5-1】第2回東京の自治のあり方研究会 会議概要 (会議概要、議事要旨)

【資料5-2】第3回東京の自治のあり方研究会 会議概要 (会議概要)

(25) 第25回幹事会 (H22.6.29開催)

○具体的な事務配分の検討について

「都市基盤調査などに関する事務」など13項目23事務について、都区双方の考え方を示して議論を行った。

- ・今回検討した事務のうち、「みどりの新戦略の推進に関する事務 (民間による公園づくりの推進など)」など8項目10事務と「都市基盤調査などに関する事務」のうち1事務、「都市防災施設整備に関する事務 (避難場所・避難道路の見直し、防災密集地域総合整備、住宅市街地総合整備など)」のうち2事務、「公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務」のうち2事務及び「東京港の整備・管理に関する事務」のうち1事務については、都と区の評価が一致しなかったため、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」として整理した。
- ・それ以外の、都区の評価が「都」ということで一致した1項目1事務と「都市基盤調査などに関する事務」のうち1事務、「都市防災施設整備に関する事務 (避難場所・避難道路の見直し、防災密集地域総合整備、住宅市街地総合整備など)」のうち1事務、「公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務」のうち3事務及び「東京港の整備・管理に関する事務」のうち1事務については、「都に残す方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

【資料1】検討対象事務総括表 (平成22年6月幹事会分)

【資料2】検討対象事務評価シート

○児童相談所のあり方について

区側から、例外的に他の事務に先行して児童相談所のあり方を検討することについて提案があった。

○都区制度・分権改革関連の動き等について

都側から、平成22年6月22日に閣議決定された地域主権戦略大綱、橋下徹大阪府知事が提唱している大阪府市再編構想、道州制下における東京のあり方等を述べた経済同友会の「道州制移行における課題－財政面から見た東京問題と長期債務負担問題－」、道州制導入における東京圏の課題等を述べた西尾勝氏の「道州制ビジョン：東京圏をどうするのか」及び第2回・第3回東京の自治のあり方研究会の会議概要について情報提供があった。

<資料>

【都側資料1】地域主権戦略大綱（平成22年6月22日閣議決定）（概要、本文）

【都側資料2】大阪府市再編構想について

【都側資料3】道州制移行における課題

－財政面から見た東京問題と長期債務負担問題－（概要、本文）
（平成22年5月19日 公益社団法人 経済同友会）

【都側資料4】道州制ビジョン：東京圏をどうするのか（概要、講演レジュメ）

（平成21年11月11日 財団法人東京市政調査会理事長 西尾 勝）

【資料3-1】第2回東京の自治のあり方研究会 会議概要（会議概要、議事要旨）

【資料3-2】第3回東京の自治のあり方研究会 会議概要（会議概要、議事要旨）

※ 都側資料3、都側資料4、資料3-1及び資料3-2のうち会議概要は、第24回都区のあり方検討委員会幹事会資料（H22.5.31）と同一。

(26) 第26回幹事会（H22.8.31開催）

○都区のあり方検討委員会の委員の異動及び幹事会の構成員の異動について

都側の人事異動に伴う都区のあり方検討委員会委員及び幹事会構成員の異動について紹介があり、委員名簿及び構成員名簿で確認を行った。

<資料>

【資料1-1】都区のあり方検討委員会委員名簿（平成22年7月1日現在）

【資料1-2】都区のあり方検討委員会幹事会構成員名簿（平成22年7月16日現在）

○具体的な事務配分の検討について

「都市高速鉄道の建設助成に関する事務」など15項目20事務について、都区双方の考え方を示して議論を行った。

- ・今回検討した事務のうち、「地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務（カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど）」など6項目7事務と「自動車公害対策に関する事務（ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など）」のうち1事務及び「新しい福祉の基盤づくりに関する事務」のうち1事務については、都と区の評価が一致しなかったため、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」として整理した。
- ・それ以外の、都区の評価が「都」ということで一致した7項目8事務と「自動車公害対策に関する事務（ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など）」のうち2事務及び「新しい福祉の基盤づくりに関する事務」のうち

1 事務については、「都に残す方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

【資料2】 検討対象事務総括表（平成22年8月幹事会分）

【資料3】 検討対象事務評価シート

○都区制度・分権改革関連の動き等について

都側から、平成22年1月に総務省に設置された地方行財政検討会議の検討状況及び第4回東京の自治のあり方研究会の会議概要について情報提供があった。

<資料>

【都側資料】 地方行財政検討会議について

（概要、構成委員名簿、地方自治法抜本改正に向けての基本的な考え方）

【資料4】 第4回東京の自治のあり方研究会 会議概要（会議概要、議事要旨）

○その他

都側から、前回の幹事会で区側から提案のあった児童相談所の取扱いについて、現在、庁内各関係部署と調整を行っており、次回の幹事会までのなるべく早い時期に考えを示したいとの発言があった。

(27) 第27回幹事会（H22.10.27開催）

○具体的な事務配分の検討について

「低所得者等への援護に関する事務」など12項目について、都区双方の考え方を示して議論を行った。

- ・今回検討した事務のうち、「低所得者等への援護に関する事務」など9項目については、都と区の評価が一致しなかったため、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」として整理した。
- ・それ以外の、都区の評価が「都」ということで一致した3項目については、「都に残す方向で検討する事務」として整理した。

<資料>

【資料1】 検討対象事務総括表（平成22年10月幹事会分）

【資料2】 検討対象事務評価シート

○都区制度・分権改革関連の動き等について

都側から、平成22年4月に大阪府に設置された大阪府自治制度研究会「中間とりまとめ」の概要及び第5回東京の自治のあり方研究会の会議概要について情報提供があった。

<資料>

【都側資料】 大阪府自治制度研究会「中間とりまとめ」（平成22年9月22日）の概要
～大阪にふさわしい新たな大都市制度を目指して～
（研究会設置要綱、中間とりまとめ概要版・本文）

【資料3】 第5回東京の自治のあり方研究会 会議概要

○その他

都側から、前々回の幹事会で区側から提案した児童相談所の協議について、今後、検討方法や検討体制などの詳細について、引き続き事務的に調整したいとの発言があった。

(28) 第 28 回幹事会 (H23. 1. 19 開催)

○事務配分の検討について

「中小企業対策に関する事務」など 8 項目 11 事務について、都区双方の考え方を示して議論を行った。

- ・今回検討した事務のうち、「農業の振興に関する事務」など 3 項目 4 事務と「中小企業対策に関する事務」のうち 2 事務については、都と区の評価が一致しなかったため、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」として整理した。
- ・それ以外の、都区の評価が「都」ということで一致した 4 項目 5 事務については、「都に残す方向で検討する事務」として整理した。
- ・また、任意共管事務のうち、「東京オリンピックの招致に関する事務」など 9 項目について、事業が終了していることなどの理由から「検討対象外の事務」として整理し、「都市外交の推進に関する事務 (アジア大都市ネットワーク 21 など)」など 42 項目 60 事務については、事務の性質や関連する事務のこれまでの整理の経過を踏まえ、「実質的な検討を省略する事務」として整理した。(「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」7 項目、「都に残す方向で検討する事務」36 項目 53 事務)
- ・さらに、既に検討が終了している法令事務のうち、「移管の是非を引き続き検討する事務」と整理した 94 項目について、「都区の役割を見直す方向で検討する事務」30 項目と「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務」64 項目に再整理するとともに、これまでの検討の中で、事業内容の実態にあわせて名称を変更した項目について、一覧表の形で確認を行った。

以上の結果、任意共管事務の検討が終了し、当初予定していた検討対象事務 444 項目の方向付けが終了した。

事務配分の検討結果

- | | |
|---------------------------|--------|
| ・ 区に移管する方向で検討する事務 | 53 項目 |
| ・ 都区の役割を見直す方向で検討する事務 | 30 項目 |
| ・ 都区の役割の見直しの是非を引き続き検討する事務 | 101 項目 |
| ・ 都に残す方向で検討する事務 | 184 項目 |
| ・ 検討対象外の事務 | 75 項目 |

なお、「固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、都市計画税及び事業所税の賦課徴収に関する事務 (地方税法)」については、「税財政制度のあり方」に係る課題として整理した。

<資料>

【資料1】 検討対象事務総括表（平成23年1月幹事会分）

【資料2】 検討対象事務評価シート

【資料3】 任意共管事務「検討対象外の事務及び実質的な検討を省略する事務」一覧

【資料4】 法令事務の検討で「引き続き検討」と区分した事務の再整理について（案）

【資料5】 検討対象事務リスト 新旧対照表（項目名変更）

【資料6】 都区の事務配分に関する検討状況

○その他

今年度の幹事会の検討状況のとりまとめについては、改めて幹事会を開催して整理を行ったうえで、検討委員会に報告することとした。

(29) 第29回幹事会（H23.11.24開催）

○都区のあり方検討委員会の委員の異動及び幹事会の構成員の異動について

人事異動等に伴う都区のあり方検討委員会委員及び幹事会構成員の異動について都区双方から紹介があり、委員名簿及び構成員名簿で確認を行った。

<資料>

【資料1-1】 都区のあり方検討委員会委員名簿（平成23年7月16日現在）

【資料1-2】 都区のあり方検討委員会幹事会構成員名簿（平成23年9月16日現在）

○都区のあり方検討委員会への報告内容のとりまとめについて

都区のあり方検討委員会へ報告するため、平成22年度の検討状況のとりまとめを行った。

<資料>

【資料2】 都区のあり方検討委員会幹事会 平成22年度の検討状況（案）

都区の事務配分に関する検討状況

(第28回都区のあり方検討委員会幹事会まで)

H23.1.19 現在

区 分	検討対象項目	方向性整理						検討対象外と整理
		区	役割の検討	是非の検討	都	その他		
1 法令に基づく事務	336	270	<5> 53	<2> 30	64	122	1	66
① 一般には市に属する事務で、法令により都が処理することとされている事務	6	6			5		1	
② 建築主事設置市及び保健所設置市の事務で、法令により都が処理することとされている事務	6	6	1		5			
③ 法律により一定の要件を満たす市が処理できるとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれているものの、政令により具体の指定を受けていない事務	11	9	7		2			2
④ 法律により一定の要件を満たす市が処理できるとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれていないもの	92	78	<5> 34	<2> 22	22			14
⑤ 府県事務で、他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務	77	51	8	8	19	16		26
⑥ 上記以外の府県事務	144	120	3		11	106		24
2 任意共管事務	108	99			37	<10> 62		9
合 計	444	369	<5> 53	<2> 30	101	<10> 184	1	75

- (注)・< >の数字は、「是非の検討」とした事務を含む項目の数を内書き。
 ・「役割の検討」は、「都区の役割を見直す方向で検討」の略。
 ・「是非の検討」は、「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」の略。
 ・「その他」は、「税財政制度のあり方」に係る課題として整理したもの。

事務名		事業概要		幹事会	評価		
					都	区	結果
1 法令に基づく事務							
①一般には市に属する事務で、法令により都が処理することとされている事務							
① - 1	都市計画決定に関する事務(特定街区で面積が1haを超えるものなど) (都市計画法、同法施行令)			8回 14回			
1	(1)	大規模な特定街区に関する都市計画決定	特定街区で面積が1haを超えるものに関する都市計画決定を行う。		都	区	是非
	(2)	水道等に関する都市計画決定	水道、電気供給施設、ガス供給施設、下水道、市場及びと畜場に関する都市計画決定を行う。		都	区	是非
	(3)	大規模な再開発等促進区を定める地区計画等に関する都市計画決定	再開発等促進区を定める地区計画又は沿道再開発等促進区を定める沿道地区計画でそれぞれの促進区が面積が3ヘクタールを超えるものについて都市計画決定を行う。		都	区	是非
① - 2	上水道の設置・管理に関する事務 (水道法)			7回 8回 22回			
1	(1)	取水・導水・浄水施設などの設置・維持管理などに関する事務	<水源～給水所> ○水道水源林の管理○水源施設の設置・管理○取水・導水施設の設置・管理○浄水場の設置・管理○送水施設の設置・管理○水質管理(水源・浄水場) *水道法で規定する水道用水供給事業に関する事務を想定 <給水所～家庭など> ○給水所の設置・管理○配水施設の設置・管理○給水装置の検査○水質管理(給水栓)○水道の使用にかかる受付(開始・中止)○使用水量の算定○水道料金、下水道料金の徴収 *水道法で規定する水道事業(上記の取水・導水・浄水施設の設置・維持管理などに関する事務を除く)に関する事務を想定		都	都区	是非
	(2)	配水施設などの設置・維持管理、料金徴収などに関する事務			都	区	是非
① - 3	公共下水道の設置・管理に関する事務 (下水道法、地方自治法の一部を改正する法律)			7回 8回 22回			
1	(1)	住民の用に供する下水道(枝線管きよなど)の設置・管理に関する事務	<家庭など～幹線管きよ> ○下水道(枝線管きよなど)の設置・管理・下水道の再構築、浸水対策、合流式下水道の改善を含む○排水設備に関する事務○再生水事業○水質規制事務○汚水排出量の認定○下水道料金の徴収 *下水道法で規定する流域関連公共下水道に関する事務を想定 <幹線管きよ～水再生センター> ○幹線管きよなどの設置・管理○ポンプ所の設置・管理○水再生センターの設置・管理○再生水供給施設の設置・管理○地球温暖化対策 *下水道法で規定する流域下水道に関する事務を想定		都	区	是非
	(2)	幹線管きよなど・終末処理場の設置・管理に関する事務			都	区	是非

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
①	- 4	感染症の予防・まん延防止に関する事務 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	8回 22回	都	区	是非
①	- 5	消防に関する事務 (消防組織法)	22回			
		(1) 消防本部に関する事務			区	
	1	(2) 消防署に関する事務		都	区	是非
		(3) 消防団に関する事務			区	
①	- 6	固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税、都市計画税及び事業所税の賦課徴収に関する事務 (地方税法)	--	「税財政制度のあり方」に係る課題として整理		
②建築主事設置市及び保健所設置市の事務で、法令により都が処理することとされている事務						
②	- 1	延床1万㎡超の建築物にかかる建築確認等の事務 (建築基準法、同法施行令)	8回 14回			
	1	(1) 延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る建築主事の事務		都	区	是非
		(1) 延べ面積が1万㎡を超える建築物等に係る特定行政庁の事務		都	区	是非
		(2) 中間検査に係る特定工程の指定		都	区	是非
		(3) 特殊建築物の敷地の位置の許可		都	区	是非
	2	(4) 用途地域の指定のない区域内の建築物に係る建築制限		都	区	是非
		(5) 特例容積率の限度の指定等		都	区	是非
		(6) 被災市街地における建築制限等		都	区	是非

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
② - 2	食品衛生に関する事務(花き市場除く) (食品衛生法、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令)	市場内に流通する鮮魚介類、加工品、青果物等の安全確保を目的として、違反食品や不良食品の製造・流通を防止するため、監視指導・検査などを行う。	8回 21回	都	区	是非
② - 3	狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務 (狂犬病予防法、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令)	狂犬病の発生を予防し、そのまん延を防止し、及びこれを撲滅することにより、公衆衛生の向上及び公共の福祉の増進を図るため、犬の抑留処分又は狂犬病発生時の犬のけい留命令、けい留されていない犬の薬殺等の措置を行う。	8回 21回	区	区	区
② - 4	特定建築物に関する届出受理などの事務 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律、地域保健対策強化のための関係法律の整備に関する法律の施行に伴う特別区の事務等に関する経過措置に関する政令)	事務所、店舗、学校、旅館、興行場等、11用途の延床面積3,000㎡以上(学校教育法第1条に規定する学校は8,000㎡以上)の建築物について、飲料水、空気環境などの環境衛生上の維持管理が適正に行われるよう、立入検査等の監視指導や講習会を行う。	8回 21回	都	区	是非
② - 5	と畜場の規制に関する事務 (と畜場法)	と畜場(食用に供する目的で牛、馬、豚、めん羊、山羊をとさつし、又は解体するために設置された施設)の設置の許可、許可の取消しを行う。衛生的で安全な食肉を消費者に供給するために、獣医師の資格を持つ検査員が、牛、豚等について1頭ごとに検査を行い、食肉の適否を判定する。	8回 21回	都	区	是非
② - 6	引取業者の登録などに関する事務 (使用済自動車の再資源化等に関する法律) ※⑥-33から区分変更	使用済自動車の引取業者・フロン類回収業者の登録、解体業・破砕業の許可及び事業者に対する立入検査の実施等による指導監督を行う。	21回	都	区	是非
③法律により一定の要件を満たす市が処理できることとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれているものの、政令により具体の指定を受けていない事務						
③ - 1	特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務 (計量法)		11回			
	1	(1) 特定計量器に係る定期検査に関する事務		区	区	区
		(2) 勧告などに関する事務(立入検査)		区	区	区
③ - 2	汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務 (水質汚濁防止法)	水質汚濁防止法に基づき、排出水の排出の規制及び水質の汚濁の状況の監視等を行う。	11回	区	区	区
③ - 3	ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務(工場に係るものを除く) (大気汚染防止法)	大気汚染防止法に基づき、ばい煙の排出の規制等、粉じんに関する規制、大気汚染の状況の監視等に関する事務を行う。	11回	区	区	区

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価			
				都	区	結果	
③	- 4	公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務 (特定工場における公害防止組織の整備に関する法律)	特定工場における公害防止組織の整備に関する法律に基づき、相当量のばい煙・汚水・粉じん・騒音振動・ダイオキシン類を発生させる特定事業者(製造業、電気・ガス・熱供給業)からの公害防止管理者等の選任届の受理などに関する事務を行う。	11回	区	区	区
③	- 5	ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務 (ダイオキシン類対策特別措置法)	ダイオキシン類対策特別措置法に基づき、ダイオキシン類の排出の規制等及びダイオキシン類による汚染の状況に関する調査等に関する事務を行う。	11回	区	区	区
③	- 6	土壌汚染状況調査の実施の命令などに関する事務 (土壌汚染対策法)	土壌汚染対策法に基づき、土壌汚染状況調査、指定地域の指定等及び土壌汚染による健康被害の防止措置に関する事務を行う。	11回	区	区	区
③	- 7	犬及びねこの引取りに関する事務 (動物の愛護及び管理に関する法律)	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、犬及びねこの所有者からの要請あるいは負傷動物の発見者からの通報等に基づいて犬及びねこ等を引取る事務等を行う。	11回	区	区	区
③	- 8	診療報酬の審査及び支払などに関する事務 (公害健康被害の補償等に関する法律)	疾病の認定、療養の給付、診療報酬の審査・支払に関する事務を行う。	19回	対象外		
③	- 9	対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)		15回			
	1	(1) 対象建設工事受注者に対する特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、対象建設工事における特定建設資材廃棄物の再資源化等の適正な実施が行われるように、①発注者からの申告の受付、②工事受注者への助言又は勧告、③工事受注者への命令、④工事受注者に対する報告徴収、⑤工事現場等への立入検査に係る事務を行う。		都	区	是非
	2	(1) 対象建設工事受注者などに対する特定建設資材の分別解体等の実施に関する助言又は勧告などに関する事務	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、特定の建設資材について、その分別解体等の適正な実施が行われるように、①対象建設工事の届出及び通知の受理、②工事受注者などへの助言又は勧告、③工事受注者などへの命令、④工事受注者などに対する報告徴収、⑤工事現場等への立入検査に係る事務を行う。		都	区	是非
③	- 10	(事務を特定する政令が定められていない) (特定水道利水障害の防止のための水道水源水域の水質の保全に関する特別措置法)	※事務を特定する政令が定められておらず、対象となる事務がない。	19回	対象外		
③	- 11	(事務を特定する政令が定められていない) (屋外広告物法)	※「④-19」と一体的に評価	12回	都	区	是非

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
④法律により一定の要件を満たす市が処理できるとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれていないもの						
④ - 1	児童相談所設置など児童福祉に関する事務 (児童福祉法、少年法、児童虐待の防止等に関する法律)		13回			
1	(1) 児童福祉に関する審議会その他合議制の機関(児童福祉審議会)の設置に関する事務	児童福祉法第8条第1項に基づき設置した東京都児童福祉審議会の運営 ①知事の諮問に答えること②調査審議した事項について、関係行政機関に意見を具申すること③個々の児童福祉行政に関し意見を述べること④児童福祉文化財につき推薦、勧告すること		都	区	是非
2	(1) 児童相談所設置などに関する事務	児童福祉法、少年法、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童相談所の設置を行い、18歳未満の児童に関する相談及び市町村支援に関する事務を行う。		区	区	区
3	(1) 里親の認定などに関する事務	児童福祉法に基づき、里親希望者に対し、里親として適当であるかを調査し、適当であるものを里親として認定する。		区	区	区
4	(1) 児童委員の指揮監督及び研修に関する事務	児童福祉法に基づき、児童委員の指揮監督及び研修を行う。		区	区	区
5	(1) 指定療育機関の指定などに関する事務	児童福祉法に基づき、結核り患児童の医療に係る療育の給付事務を委託する病院(以下「指定療育機関」という。)の指定等を行う。		都	区	是非
	(2) 慢性疾患の児童等に対する事業などに関する事務	児童福祉法第21条の5の規定に基づき、慢性疾患にかかっていることにより長期にわたり療養を必要とする児童等の健全な育成を図るため、当該疾患の治療方法に関する研究に資する医療の給付を行う。		区	区	区
6	(1) 障害児施設給付費等の支給などに関する事務	児童福祉法に基づき、障害児施設給付費、高額障害児施設給付費及び特定入所障害児食費等給付費並びに障害児施設医療費の支給を行う。		区	区	区
7	(1) 児童自立生活援助事業の届出などに関する事務	児童福祉法に基づき、①児童自立生活援助事業の届出に関する事、②児童自立生活援助事業に係る検査等に関する事、③児童自立生活援助事業の届出等に関する事制限又は停止に関する事。		区	区	区
	(2) 児童福祉施設の設置の認可などに関する事務	児童福祉法に基づき、児童福祉施設の設置の認可を行う。		区	区	区
8	(1) 認可外保育施設への指導監督などに関する事務	児童福祉法に基づき、認可外保育施設への指導監督等を行う。		区	区	区
④ - 2	民生委員の推薦など民生委員に関する事務 (民生委員法)		12回			

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名			事業概要	幹事会	評価		
					都	区	結果
1	(1)	民生委員の定数等の決定及び委嘱・解職に関する推薦などの事務	○民生委員の定数及び民生委員協議会の区域の決定 ○民生委員の委嘱・解嘱に係る推薦及び具申 ○民生委員、民生委員推薦会、民生委員協議会に関する経費の支出		区	区	区
	(2)	民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する事務	民生委員法に基づき、民生委員の指揮監督及び指導訓練に関する計画の樹立・実施を行う。		区	区	区
④ - 3		更生相談所設置など身体障害者の福祉に関する事務 (身体障害者福祉法)	身体障害者福祉法に基づき、①身体障害者更生相談所の設置、②身体障害者相談員への相談、援助の委託③身体障害者手帳の交付、④盲導犬等の貸与、⑤身体障害者生活訓練等事業等に対する監督等を行う。	13回	都	区	是非
④ - 4		保護施設設置など生活保護に関する事務 (生活保護法)		12回			
1	(1)	生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助などに関する事務	生活保護法に基づき、生活保護施設の設置の認可その他の監督指導及び費用の補助を行う。		区	区	区
	(2)	指定医療機関等の指定及び監督等に関する事務	生活保護法の規定に基づき、医療扶助のための医療を担当させる機関、介護扶助を担当させる機関並びに出産扶助のための助産を担当する助産師及び医療扶助のための施術を担当するあん摩マッサージ指圧師・柔道整復師等の指定及び監督等を行う。		区	区	区
④ - 5		行旅病人等に関する費用弁償に関する事務 (行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件(勅令))	「行旅病人死亡人等ノ引取及費用弁償ニ関スル件」(勅令)に基づき、区市町村が行った行旅病人の救護に要した費用及び死亡人の埋葬等に要した費用を弁償する。	12回	区	区	区
④ - 6		施設届出受理など社会福祉事業に関する事務 (社会福祉法)	社会福祉法に基づき、第一種社会福祉事業に係る届出の受理、許可等、第二種社会福祉事業に係る届出の受理などに関する事務を行う。	13回	区	区	区
④ - 7		更生相談所設置など知的障害者の福祉に関する事務 (知的障害者福祉法)	知的障害者福祉法に基づき、①知的障害者更生相談所の設置、②知的障害者相談員への相談、援助の委託等の事務を行う。	13回	都	区	是非
④ - 8		資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務 (母子及び寡婦福祉法)	○母子及び寡婦福祉法に基づき、配偶者のない女子で現に児童を扶養している者又はその扶養している児童に対し、必要な目的に応じ、母子福祉資金を貸付けし、償還事務を行う。 ○資金の種類(12種類) 事業開始、事業継続、技能習得、修業、就職支度、医療介護、生活、住宅、転宅、結婚、修学、就学支度	12回	区	区	区
④ - 9		居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務 (老人福祉法、地域における公的介護施設等の計画的な整備等の促進に関する法律)		12回			

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名			事業概要	幹事会	評価		
					都	区	結果
1	(1)	居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務	老人福祉法に基づき、老人居宅生活支援事業の開始の届出受理などの事務を行う。		区	区	区
	(2)	老人福祉施設の届出受理など老人福祉に関する事務	老人福祉法に基づき、老人デイサービスセンター、老人短期入所施設等の設置の届出受理などの事務を行う。		区	区	区
④ - 10		指定養育医療機関の指定など母子保健に関する事務 (母子保健法)	母子保健法に基づき、知事等は開設者の同意を得て、養育医療を担当させる機関を指定する。	12回	区	区	区
④ - 11		自立支援医療費の支給等(育成医療及び精神通院医療)など障害者の自立支援に関する事務 (障害者自立支援法)		13回			
1	(1)	自立支援医療費の支給及び指定自立支援医療機関の指定等に関する事務	障害者自立支援法に基づき、①自立支援医療費(育成医療・精神通院医療)の支給、②自立支援医療機関の指定等の事務を行う。		都区	区	役割
	(2)	障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収等に関する事務	障害者自立支援法に基づき、①地域生活支援事業の実施に関する事、②障害福祉サービス事業者等の開始、障害者支援施設の設置等に関する事、③障害福祉サービス事業者等からの報告の徴収、事業の停止等の事務を行う。		都	区	是非
④ - 12		食品衛生法に基づく公衆衛生上の措置基準策定に関する事務 (食品衛生法)	食品衛生法に基づき、公衆衛生上講ずべき措置の基準を定める条例制定などの事務を行う。	18回	都	区	是非
④ - 13		墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務 (墓地、埋葬等に関する法律)	墓地、埋葬等に関する法律に基づき、死体の埋葬又は火葬を行う者がいないとき又は判明しないときは、死亡地の市町村長が、これを行わなければならない。この場合、費用を都が弁償する。	12回	区	区	区
④ - 14		興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務(付加基準の条例化) (興行場法、旅館業法、公衆浴場法)	興行場、旅館及び公衆浴場の営業に際し、公衆衛生上必要な制限を付加する規準を定める。	19回	対象外		
④ - 15		精神保健福祉センター設置など精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	○精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づき、①精神保健福祉センターの設置、②精神医療審査会の設置、③指定病院の指定、④精神障害者等の指定医による診察等、⑤精神障害者保健福祉手帳の交付等の事務を行う。 ○発達障害者支援法に基づき、発達障害者支援センターの設置運営(委託)等の事務を行う。	12回	都	区	是非
④ - 16		事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など) (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき、結核指定医療機関の指定・指導、結核指定医療機関の診療報酬の審査・決定などの事務を行う。	13回	区	区	区

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名			事業概要	幹事会	評価			
					都	区	結果	
④	-	17	土地試掘許可など都市計画に関する事務 (都市計画法)		14回			
	1	(1)	市街地開発事業等予定区域の区域内における建築等の許可に関する事務	市街地開発事業等予定区域の区域内において、①土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可②国が行う行為に係る当該国の機関との協議を行う。		都	区	是非
	2	(1)	都市計画施設等の区域内における建築等の規制に関する事務	都市計画法に基づき、都市計画施設の区域又は市街地開発事業の施行区域内における建築等の規制を行う。		都	区	是非
	3	(1)	都市計画事業の施行区域内における建築等の許可に関する事務	都市計画法に基づき、都市計画事業施行区域内における、①土地の形質の変更又は建築物の建築等に係る許可②事業施行者に対する意見の聴取③国が行う行為に係る当該国の機関との協議を行う。		都	区	是非
④	-	18	組合施行者に対する監督など土地区画整理事業に関する事務 (土地区画整理法)	土地区画整理法に基づき、公共施設の整備改善及び宅地の利用増進を図るための土地区画整理事業を、組合等が施行する場合の事業認可などに関する事務。	14回	都	区	是非
④	-	19	条例による屋外広告物に関する制限など屋外広告物の規制に関する事務 (屋外広告物法)	屋外広告物法及び東京都屋外広告物条例等に基づき、屋外広告物の形状及び掲出方法についての基準を定め、その基準に基づき屋外広告物の許可、指導及び取締りの事務を行う。	12回	都	区	是非
④	-	20	指定区間外国道管理などに関する事務(特例都道含む) (道路法)	道路法に基づき、指定区間外国道(特例都道を含む。)に係る道路区域の決定・供用開始、築造・維持補修、占用許可等の道路管理に関する事務を行う。	13回	都区	都区	役割
④	-	21	県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律)		15回			
	1	(1)	県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、県費負担教職員の任免等に係る事務を行う。		区	区	区
	2	(1)	県費負担教職員の研修などに関する事務	地方教育行政の組織及び運営に関する法律に基づき、県費負担教職員の研修を行う。		区	区	区
④	-	22	特定工場の新設届出受理などに関する事務 (工場立地法)	工場立地法に基づき、特定工場の新設、変更の届出等に関する事務を行う。	13回	区	区	区
④	-	23	住宅改良区域内的の建築行為の許可などに関する事務 (住宅地区改良法)	住宅地区改良法に基づき、住宅地区改良事業区域内における建築行為の許可などに関する事務を行う。	14回	都区	区	役割
④	-	24	保全区域内的の建築物新築届出受理などに関する事務 (首都圏近郊緑地保全法)	近郊緑地保全区域内における建築物その他の工作物の新築、改築又は増築等の行為に係る届出受理等に関する事務を行う。	19回	対象外		
④	-	25	ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務 (大気汚染防止法)	大気汚染防止法に基づき、ばい煙の排出の規制等、粉じんに関する規制、大気の汚染の状況の監視等に関する事務を行う。	11回	区	区	区

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名			事業概要	幹事会	評価			
					都	区	結果	
④	-	26	再開発事業計画認定などに関する事務 (都市再開発法)	都市再開発法に基づき、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新が必要な区域において、民間事業者等の活力の一層の活用を図り、市街地の再開発を促進することを目的とした、再開発事業計画の認定などに関する事務を行う。	14回	都区	区	役割
④	-	27	都市計画施設区域内の土地有償譲渡の届出受理などに関する事務 (公有地の拡大の推進に関する法律)	公有地の拡大の推進に関する法律に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を促進するため必要な土地の先買いに関する届出、申出の受理、買取協議の通知、買い取らない旨の通知等の事務を行う。	14回	都	区	是非
④	-	28	保全区域内の建物建築届出受理などに関する事務 (都市緑地法)	都市緑地法に基づき指定された特別緑地保全地区における建築物建築、土地の形質変更等の行為の許可事務、土地所有者から土地の買入れ申し出があった際の土地の買入れ等を行う。	14回	都	区	是非
④	-	29	土地の権利移転届出受理などに関する事務 (国土利用計画法)	国土利用計画法に基づき、土地の有効利用による適正な土地利用の推進を実現するため、土地取引の活性化及び円滑化を図り、合理的な土地取引規制事務を行う。	14回	都	区	是非
④	-	30	住宅街区整備事業の認可などに関する事務 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法)		14回			
	1	(1)	住宅街区整備事業施行地区内における建築行為等の制限などに関する事務	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づく、住宅街区整備事業の認可、住宅街区整備事業の施行地区内における施行の障害となる建築行為等の許可などに関する事務		都	区	是非
	2	(1)	都心共同住宅供給事業の計画の認定などに関する事務	大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法に基づき、事業の実施に関する計画の認定、同変更認定、認定の取消し、認定事業者の地位の承継の承認、認定事業者に対する改善命令等を行う。		区	区	区
④	-	31	農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務 (農住組合法)	農住組合法に基づき、農住組合の設立等に係る各種認可、農住組合の監督に係る各種事務、事業の実施に伴う交換分合の認可等を行う。	13回	区	区	区
④	-	32	特定周辺整備地区の指定などに関する事務 (産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律)	産業廃棄物の処理に係る特定施設の整備の促進に関する法律に基づき、特定整備地区の指定及び施設整備方針の策定等を行う。	15回	都	区	是非
④	-	33	賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務 (特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律)		17回			
	1	(1)	都が事業者を募集した住宅に係るもの	特定優良賃貸住宅の建設・管理の適正を確保するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、供給計画の認定等を行う。		都	区	是非

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名			事業概要	幹事会	評価		
					都	区	結果
2	(1)	区が事業者を募集した住宅に係るもの	特定優良賃貸住宅の建設・管理の適正を確保するため、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に基づき、供給計画の認定等を行う。		区	区	区
④	-	34	被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務 (被災市街地復興特別措置法)	14回			
1	(1)	被災市街地復興推進地域内の建築行為許可などに関する事務	被災市街地復興特別措置法に基づき、被災市街地復興推進地域内において、都市計画に定められた日までに、土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築をしようとする者の許可などに関する事務を行う。		都区	区	役割
2	(1)	被災市街地復興推進地域内における監視区域の指定に関する事務	被災市街地復興特別措置法に基づき、被災市街地復興推進地域内において、地価が急激に上昇した場合等において、国土利用計画法第27条の6第1項の規定により監視区域の指定に努める。		都	区	是非
④	-	35	防災街区計画整備組合の合併の認可などに関する事務 (密集市街地における防災街区の整備に関する法律)	14回	都区	区	役割
④	-	36	大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務 (大規模小売店舗立地法)	13回	区	区	区
④	-	37	高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務 (高齢者の居住の安定確保に関する法律)	17回			
1	(1)	高齢者向け賃貸住宅供給計画認定などに関する事務	高齢者向け優良賃貸住宅の供給・管理の適正を確保するため、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、供給計画の認定等を行う。		区	区	区
2	(1)	終身賃貸事業の認可などに関する事務	高齢者に適した良好な居住環境が確保され高齢者が安定的に居住することができる賃貸住宅を設けるため、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、終身賃貸事業の認可等を行う。		区	区	区
④	-	38	軌道敷地の無償道路敷地化などに関する事務 (軌道法)	13回	都区	都区	役割
④	-	39	当せん金付証券発売などに関する事務 (当せん金付証券法)	19回			対象外

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
④ - 40	不在者投票に係る障害認定などに関する事務 (公職選挙法)	公職選挙法施行令に基づき、身体に重度の障害がある者に係る郵便による不在者投票のための障害程度を書面により証明する。	15回	都	区	是非
④ - 41	重要文化財の現状変更許可などに関する事務 (文化財保護法)	文化財保護法に基づき、重要文化財に関する軽微な現状変更又は保存に影響を及ぼす行為の許可、及びその取り消し並びに停止命令を行う。	15回	区	区	区
④ - 42	社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務 (社会福祉法)	社会福祉法に基づき、社会福祉法人の設立に関する申請を受けて法人認可の要件が充足されているかどうか審査して認可する事務を行う。	15回	区	区	区
④ - 43	有線電気通信設備設置状況資料提出などに関する事務 (有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律)	有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の管理者として、総務大臣に対し、資料の提供その他の協力を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 44	道路管理上の措置の意見陳述などに関する事務 (道路運送法)	道路運送法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、道路管理上の措置の意見陳述などに関する事務を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 45	議会の同意による公安委員会委員推薦などに関する事務 (警察法)	議会の同意を得て、都道府県公安委員会の委員の推薦を行う。	19回	対象外		
④ - 46	地方道路公社の県道等新設許可同意などに関する事務 (道路整備特別措置法)	道路整備特別措置法に基づき、首都高速道路株式会社及び地方道路公社等が建設する高速道路や一般国道等の新設又は改築等に対する同意に関する事務を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 47	国道管理施設の管理方法決定などに関する事務 (高速自動車国道法)	高速自動車国道法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、共用高速自動車国道管理施設の管理の方法及び管理費用の分担について国土交通大臣又は高速道路株式会社と協議を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 48	路外駐車場管理者からの報告などに関する事務 (駐車場法)	路外駐車場の設置に係る届出の受理、路外駐車場管理者からの報告徴収等に関する事務を行う。	19回	対象外		
④ - 49	自動車交通禁止の際の意見陳述などに関する事務 (道路交通法)	道路交通法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、公安委員会に対する意見の陳述や免許等に関する手数料を定める条例制定等の事務を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 50	宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務 (宅地造成等規制法)	宅地造成等規制法に基づき、宅地造成に伴いがけ崩れ等の災害が生ずるおそれが大きい市街地又は市街地となろうとする土地の区域を「宅地造成工事規制区域」として指定し、区域内で行われる宅地造成に関する工事について災害防止のための必要な規制を行う。	14回	区	区	区

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
④ - 51	踏切道の改良などに関する事務 (踏切道改良促進法)	踏切道改良促進法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、立体交差化計画等に係る鉄道事業者との協議、踏切道の改良の実施、実施に要する費用に係る鉄道事業者との協議及び当該費用負担を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 52	指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務 (建築物用地下水の採取の規制に関する法律)	建築物用地下水の採取の規制に関する法律に基づき、政令で指定された地域内において、揚水設備により建築物用地下水を採取しようとする者の許可に関する事務を行う。	15回	区	区	区
④ - 53	建設完了後の占用予定者に対する占用許可などに関する事務 (共同溝の整備等に関する特別措置法)	共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、共同溝の建設及び管理に関する規程等を整備し、共同溝の建設整備を行なうとともに、共同溝の道路占用許可等の事務を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 54	特定支援事業に係る指定法人の指定などに関する事務 (中小企業支援法)	中小企業支援法に基づき、東京都が行う中小企業支援事業の実施に関する計画を定め、各中小企業支援策を実施する。また、東京都に代わって特定支援事業を行わせる法人(各都道府県に一つ)を指定し、その法人にその事業の適正かつ確実な実施を行わせるのに必要な措置を取る。	13回	都	区	是非
④ - 55	実施計画の策定・提出などに関する事務 (交通安全施設等整備事業の推進に関する法律)	交通安全施設等整備事業の推進に関する法律に基づき、交通事故が多発している道路その他特に交通安全を確保する必要がある道路について、国道、都道、区道の道路管理者が一体となり総合的計画を策定し、交通安全施設等整備事業を実施する。	13回	都区	都区	役割
④ - 56	流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務 (流通業務市街地の整備に関する法律)	流通業務市街地の整備に関する法律に基づき、流通業務市街地の整備に当たり、流通業務地区を都市計画決定し、あわせて公共施設に関する都市計画の策定等の事務を行う。	14回	区	区	区
④ - 57	非課税証明書の発行などに関する事務 (登録免許税法)	登録免許税法施行規則第3条により、社会福祉法人からの証明申請に基づき、当該建物等が社会福祉事業の用に供するものか東京都が確認している事項に基づき、確認し証明書を発行(非課税証明書ではない。)する。	15回	区	区	区
④ - 58	従たる事務所の設置などに関する事務 (地方公務員災害補償法)	地方公務員に対する災害補償の実施及び災害を受けた職員の社会復帰の促進等に関する事務を行う。	19回	対象外		
④ - 59	都市計画区域内の開発行為許可などに関する事務 (都市計画法)	都市計画法に基づき、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るための土地利用、都市施設の整備及び市街地開発事業に関する計画の決定を行う。	14回	都	区	是非

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
④ - 60	地方障害者施策推進協議会設置などに関する事務 (障害者基本法)	障害者に関する施策の総合的かつ計画的な推進について必要な事項を調査審議する地方障害者施策推進協議会の設置等に関する事務を行う。	19回			対象外
④ - 61	都道府県交通安全対策会議参加などに関する事務 (交通安全対策基本法)	都道府県交通安全対策会議の委員となり、又は委員となるべき職員を指名する。	19回			対象外
④ - 62	中央卸売市場の開設などに関する事務 (卸売市場法)	卸売市場法に基づき生鮮食料品等の円滑な供給を確保し、都民の消費生活の安定に資するため、東京都が東京都全域を開設区域とする中央卸売市場を開設するとともに、市場の取引業務及び施設使用の適正化等に関する事務を行う。	15回	都	都区	是非
④ - 63	道路占用許可などに関する事務 (石油パイプライン事業法)	石油パイプライン事業法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、道路内に設置される石油パイプラインの道路占用許可(道路法)を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 64	有線テレビジョン放送施設設置状況資料提出などに関する事務 (有線テレビジョン放送法)	有線テレビジョン放送法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、総務大臣に対し、資料の提供その他の協力をを行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 65	都市モノレール建設への配慮などに関する事務 (都市モノレールの整備の促進に関する法律)	都市モノレールの整備の促進に関する法律に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、都市モノレールの建設に対し配慮する。	13回	都区	都区	役割
④ - 66	貸付金償還免除などに関する事務 (災害弔慰金の支給等に関する法律)	災害弔慰金の支給等に関する法律に基づき、区市町村が条例により実施する災害援護資金の貸付に要する経費の負担を行う(指定都市は都道府県ではなく国から貸付を受ける)。	15回	区	区	区
④ - 67	動物取扱業者の登録などに関する事務 (動物の愛護及び管理に関する法律)	動物の愛護及び管理に関する法律に基づき、動物取扱業者の登録などに関する事務を行う。	15回	区	区	区
④ - 68	道路交通騒音障害防止促進などに関する事務 (幹線道路の沿道の整備に関する法律)	幹線道路の沿道の整備に関する法律に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、道路交通騒音障害防止促進などに関する事務などを行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 69	道路への敷設申請に係る意見陳述などに関する事務 (鉄道事業法)	鉄道事業法及び鉄道線路の道路への敷設の許可手続を定める政令に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、鉄道路線を道路に敷設する許可を受けようとする場合に意見を述べる。	13回	都区	都区	役割

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
④ - 70	国土交通大臣の宅地開発事業計画認定に係る意見聴取に応じることなどに関する事務 (大都市地域における優良宅地開発の促進に関する緊急措置法)	宅地開発事業計画認定に係る国土交通大臣への意見陳述等の事務を行う。	19回			対象外
④ - 71	市街化調整区域内における認定市民農園建築物新築等の許可などに関する事務 (市民農園整備促進法)	市街化調整区域内の認定市民農園建築物の新築等の許可等の事務を行う。	19回			対象外
④ - 72	占用予定者への占用許可などに関する事務 (電線共同溝の整備等に関する特別措置法)	電線共同溝の整備等に関する特別措置法に基づき、道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。)の管理者として、電線共同溝の整備計画、電線共同溝への占用許可等に関する事務を行う。	13回	都区	都区	役割
④ - 73	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構の開発行為協議などに関する事務 (日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律施行令)	(独)鉄道建設・運輸施設整備支援機構が開発行為等を行う場合に協議を行う。	19回			対象外
④ - 74	中核的支援機関認定などに関する事務 (中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律)	中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律に基づき、新事業支援機関として、経営革新、地域産業資源を活用して行う事業環境の整備などを行う。	13回	都	区	是非
④ - 75	特定建築物の基準適合報告などに関する事務 (高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律)	高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律に基づき、特定路外駐車場設置の届出等に関する事務を行う。	13回	区	区	区
④ - 76	マンション建替組合の設立の認可などに関する事務 (マンションの建替の円滑化等に関する法律)	マンションの建替の円滑化等に関する法律に基づき、マンション建替組合設立認可、個人施行における事業認可、権利変換計画認可等の認可事務等、組合理事長の氏名等の届出受理及び公告事務等を行う。	14回	区	区	区
④ - 77	事業者等からのポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分の状況に関する届出の受理などに関する事務 (ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法)	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法に基づき、東京都PCB廃棄物処理計画を策定し、PCBを保管している事業者から、毎年度、PCBの保管及び処分の状況に関する届出を受理し、公表する。	15回	都	区	是非
④ - 78	救援の実施などに関する事務 (武力攻撃事態等における国民保護のための措置に関する法律)	都内において武力攻撃事態(外国からの武力攻撃が発生した事態)や緊急対処事態(大規模なテロ等が発生した事態)に至った際には、都及び被災した区市町村等は国民保護法に基づき、住民の避難や被災した住民への救援の実施など各種国民保護措置を実施することとなる。この国民保護措置は、国からの指示に基づき実施する第1号法定受託事務であり、都と区市町村の役割分担が明確に規定されている。	15回	都	都区	是非

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価			
				都	区	結果	
④	- 79	交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務 (都市鉄道等利便増進法)	都市鉄道等利便増進法に基づき、交通結節機能の高度化に向け、交通結節機能高度化構想の作成、協議会の設置等の事務を行う。	14回	区	区	区
④	- 80	供給計画の(変更の)認定及び通知などに関する事務 (高齢者の居住の安定確保に関する法律)	高齢者向け優良賃貸住宅の供給・管理の適正を確保するため、供給計画の認定等に関する事務を行う。	19回	対象外 (④-37で検討)		
④	- 81	地域住宅計画に記載された配慮入居者への特定優良賃貸住宅の全部又は一部の賃貸の承認などに関する事務 (地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法)		17回			
	1	(1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの	地域における多様な需要に応じた公的賃貸住宅等の整備等に関する特別措置法に基づき、認定事業者(特定優良賃貸住宅の所有者等)が一定期間以上入居資格を有する者を確保できない特定優良賃貸住宅を地域住宅計画に記載した配慮入居者に賃貸する場合の承認等を行う。		都	区	是非
	2	(1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの		区	区	区	
④	- 82	雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務 (特定都市河川浸水被害対策法)	特定都市河川浸水被害対策法に基づき、雨水浸透阻害行為をしようとする者に対する許可事務及び保全調整池の指定事務を行う。	14回	区	区	区
④	- 83	構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務 (構造改革特別区域法)	構造改革特別区域法により、老人福祉法に基づく特別養護老人ホームの設置者からの施設設置認可申請に対し、法令に従った要件を具備しているか審査認可の事務を行なう。	15回	区	区	区
④	- 84	一級河川の管理などに関する事務 (河川法)	河川法に基づく、一級河川(指定区間内)・二級河川の管理	15回	都区	都区	役割
④	- 85	監視区域の指定などに関する事務 (多極分散型国土形成促進法)	国土利用計画法第27条の6第1項の適用による監視区域の指定等に関する事務を行う。	19回	対象外		
④	- 86	特定物資の価格の動向及び需給の状況に関する調査などに関する事務 (生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律)	生活関連物資等の買占め及び売惜しみに対する緊急措置に関する法律に基づき、特定物資の価格動向及び需給の状況に関する調査、特定物資の売渡しに関する指示などに関する事務を行う。	15回	都	区	是非
④	- 87	特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認に関する事務 (建築物の耐震改修の促進に関する法律)		17回			
	1	(1) 都が事業者を募集した住宅に係るもの	建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、住宅の耐震改修の実施に伴い仮住居を必要とする者(特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律に規定する資格を有する者を除く。)に特定優良賃貸住宅を賃貸することに対する承認を行う。		都	区	是非
	2	(1) 区が事業者を募集した住宅に係るもの		区	区	区	

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
④ - 88	第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務 (中心市街地の活性化に関する法律)	中心市街地の活性化に関する法律に基づき、内閣総理大臣の認定を受けた基本計画に定められた中心市街地区域の、第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務を行う。	13回	区	区	区
④ - 89	基本方針の策定及び変更に係る意見の申出などに関する事務 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、国による基本方針の策定及び変更に係る意見の申出、一般廃棄物処理施設の許可、産業廃棄物の多量排出事業者の処理計画の受理、産業廃棄物処理業の許可並びに産業廃棄物処理施設の許可などに関する事務を行うほか、立入検査・行政処分などを行う。	15回	都	区	是非
④ - 90	監視区域の指定に関する事務 (大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法)	大都市地域における宅地開発及び鉄道整備の一体的推進に関する特別措置法第9条に基づき、同意特定地域内において、国土利用計画法第27条の6第1項の適用による監視区域の指定に努める。	14回	都	区	是非
④ - 91	拠点整備促進区域内における建築行為等の許可などに関する事務 (地方拠点都市地域の整備及び産業業務施設の再配置の促進に関する法律)	拠点整備促進区域内における土地の形質の変更又は建築物の新築、改築若しくは増築に係る許可等に関する事務を行う。	19回	対象外		
④ - 92	景観行政団体の事務などに関する事務 (景観法)	景観法及び東京都景観条例等に基づき、景観形成の方針や行為の制限に関する事項などを景観計画に定め、この計画に基づき建築物等の建築など一定の行為について、届出を義務づけ、指導及び助言等の事務を行う。	14回	都	区	是非
⑤府県事務で、他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務						
⑤ - 1	官庁又は公署の嘱託による登記に関する事務 (不動産登記法)	国有財産法に基づき、国道及び一級河川等について第一号法定受託事務として管理又は執行した事業に伴い、買収した土地等の国有財産で国土交通大臣の所管に属するものの登記を嘱託する等の事務を行う。	17回	都区	都区	役割
⑤ - 2	都市計画事業の施行の認可などに関する事務 (都市計画法)	都市計画法に基づき、国の機関、都道府県、市町村以外の者が都市計画事業を施行しようとする場合の施行の認可などに関する事務を行う。	17回	都区	区	役割
⑤ - 3	第一種市街地再開発事業の施行の認可などに関する事務 (都市再開発法)	都市再開発法に基づき、老朽化木造建築物の密集、土地利用の細分化、不十分な公共施設等都市機能が低下している市街地において、建築物及び建築敷地の整備並びに公共施設の整備等を行うことにより、土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図ることを目的とする第一種市街地再開発事業についての施行の認可などに関する事務を行う。	17回	都区	区	役割

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
⑤ - 4	施行者に対する地区編入承認などに関する事務 (土地区画整理法)	公共施設等の整備改善及び宅地の利用増進を図るための土地区画整理事業を(独)都市再生機構等が施行する場合の事務を行う。	19回	対象外 (④-18で検討)		
⑤ - 5	急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕などに関する事務 (急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律)	急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律に基づき、標識の維持修繕や急傾斜地崩壊防止施設の維持修繕に関する事務を行う。	17回	都	都	都
⑤ - 6	管理協定の認可などに関する事務 (都市緑地法)	都市緑地法に基づき、特別緑地保全地区等の土地所有者と緑地管理機構が、緑地の管理について管理協定を締結するときの認可等に関する事務を行う。	17回	都区	区	役割
⑤ - 7	造成敷地等に関する権利の処分の制限などに関する事務 (流通業務市街地の整備に関する法律)	流通業務市街地の整備に関する法律に基づき、流通業務施設整備に関する基本方針の策定等の事務を行う。	14回	都区	区	役割
⑤ - 8	河川工事の施工などに関する事務 (河川法)	一級河川(指定区間内)・二級河川の管理に係る事務の一部を行う。	19回	対象外 (④-84で検討)		
⑤ - 9	水道施設の改善の指示などに関する事務 (水道法)	水道事業者(給水人口5万人以下)・水道用水供給事業者(1日の最大給水量25,000m ³ 以下)からの報告徴収、立入検査等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 10	国道及び都道の土地に係る境界確定などに関する事務 (道路法)	道路法の規定により指定市が管理する道路(指定区間外国道及び都道府県道をいう。以下同じ。)の用に供されている都道府県有財産である土地に係る境界確定に関する事務を行う。	17回	都区	都区	役割
⑤ - 11	土地の試掘の許可などに関する事務 (大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法)	住宅街区整備事業の施行地区内における施行の障害となる建築行為等の許可等に関する事務を行う。	19回	対象外 (④-30で検討)		
⑤ - 12	他人の占有する土地への立入りなどに関する事務 (国有財産法)	国有財産法に基づき、国土交通省所管の国有地の管理のうち、国有財産の調査・測量のための他人の占有する土地への立入り、境界確定の協議及び境界の決定等に関する事務を行う。	17回	都区	都区	役割
⑤ - 13	優良宅地の認定などに関する事務 (租税特別措置法)	優良な宅地等の供給に資する土地の譲渡に係る認定・証明事務等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 14	組合の設立の認可などに関する事務 (中小企業等協同組合法)	中小企業等協同組合法に基づき、中小企業の組織化を推進し、組織を通じて経済的基盤の確立と環境の整備等を図るため、協同組合等の設立認可や決算関係書類の受理などに関する事務を行う。	16回	都区	都区	役割
⑤ - 15	協業組合の事業転換認可などに関する事務 (中小企業団体の組織に関する法律)	中小企業団体の組織に関する法律に基づき、中小企業者やその他の者が協同して経済事業を行うために必要な組織又は中小企業者やその営む事業の改善発達を図るために必要な組織を設けることにより、公正な経済活動の機会を確保し、国民経済の健全な発展のため、協業組合の事業転換や設立の認可などに関する事務を行う。	16回	都	都区	是非

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名	事業概要	幹事会	評価			
			都	区	結果	
⑤ - 16	特定商工業者の該当基準引上げの許可などに関する事務 (商工会議所法)	特定商工業者の該当基準引上げの許可、商工会議所に対する報告徴収等の事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 17	商工会の設立の認可などに関する事務 (商工会法)	商工会の設立の認可、商工会に対する報告徴収等の事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 18	基盤施設計画の認定などに関する事務 (商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律)	商工会・商工会連合会・商工会議所が策定した基盤施設計画・連携計画の認定等の事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 19	高度化事業計画の認定などに関する事務 (中小小売商業振興法)	中小小売商業振興法に基づき、高度化事業の種類ごとに定められた者が作成した高度化事業計画(商店街整備計画、店舗集団化計画、共同店舗等整備計画、商店街整備等支援計画)が法施行令で定める基準に適合するものである旨の認定他を行う。	16回	都	区	是非
⑤ - 20	適正計量管理事業所の指定などに関する事務 (計量法)	計量法に基づき、事業者の申請に基づき、自主的な計量管理の推進を図るため、計量器を使用する事業者で一定の要件を有すると知事等が認められた事業所を、適正計量管理事業所として指定する。	11回	区	区	区
⑤ - 21	農地の転用の許可などに関する事務 (農地法)	農地の転用の許可、農地又は採草放牧地の権利移動の許可等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 22	土地改良事業の変更等に係る認可などに関する事務 (土地改良法)	土地改良事業計画の変更等に係る認可に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 23	認定製造業者等への立入検査などに関する事務 (農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律)	農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律に基づき、製造業者等への立入検査などの事務を行う。	18回	都	都区	是非
⑤ - 24	宅地等供給事業の承認などに関する事務 (農業協同組合法)	農業協同組合法に基づき、農業協同組合の宅地等供給事業規程の設置、変更および廃止の承認等の事務を行う。	16回	都	都	都
⑤ - 25	権利の交換分合の認可に関する事務 (農住組合法)	農住組合が作成する交換分合計画に対する認可に関する事務を行う。	19回	対象外 (④-31で検討)		
⑤ - 26	組合の事業に対する認可などに関する事務 (水産業協同組合法)	水産業協同組合法に基づき、水産業協同組合組織・運営の適正化を図るため、設立に関する認可や事業規定類の認可等に関する事務を行う。	16回	都	都	都
⑤ - 27	信託事業の承認などに関する事務 (森林組合法)	森林組合が作成する信託規程等の承認等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 28	地域森林計画対象民有林の開発行為の許可などに関する事務 (森林法)	地域森林計画の対象となっている民有林における開発行為の許可等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 29	分収林契約締結のあっせんなどに関する事務 (分収林特別措置法)	申し出に基づく分収林契約締結のあっせん等に関する事務を行う。	19回	対象外		

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
⑤ - 30	林業経営改善計画の認定などに関する事務 (林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法)	林業を営む者等が作成する林業経営改善計画等の認定等に関する事務を行う。	19回			対象外
⑤ - 31	診療簿及び検案簿の検査及び報告に関する事務 (獣医師法)	獣医師法に基づき、獣医師が診療(検案)した場合に記載、保存することが義務付けられている診療簿(検案簿)の検査及び獣医師の現況届出(法22条の届出)の受理、進達に関する事務を行う。	16回	都	区	是非
⑤ - 32	診療施設の使用制限の命令などに関する事務 (獣医療法)	獣医療法に基づき、飼育動物診療施設(動物病院)開設に関する届出受理、動物病院の構造設備、施設の管理者が構造設備、医薬品等の管理及び飼育動物の収容について遵守すべき事項について、立入検査等による指導、監督等に関する事務を行う。	16回	都	区	是非
⑤ - 33	ふ化業者の登録などに関する事務 (養鶏振興法)	養鶏振興法に基づき、鶏ふ化業者の施設が農林水産省の定める基準に適合しているものであることを確認し、登録する。	16回	都	都	都
⑤ - 34	畜産業者の管理基準違反に対する勧告などに関する事務 (家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律)	家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律に基づき、畜産農家の家畜排せつ物の管理状況等についての検査等に関する事務を行う。	16回	都	都	都
⑤ - 35	輸出水産物製造事業場の登録などに関する事務 (輸出水産物の振興に関する法律)	輸出水産物の振興に関する法律に基づき、輸出水産業者等の登録などに関する事務を行う。	16回	都	都	都
⑤ - 36	農用地区域内の開発行為の許可などに関する事務 (農業振興地域の整備に関する法律)	農用地区域内における開発行為の制限、監督処分等に関する事務を行う。	19回			対象外
⑤ - 37	果樹園経営計画の認定に関する事務 (果樹農業振興特別措置法)	果樹農業振興計画に係る区域内における生産者が作成した果樹園経営計画の認定に関する事務を行う。	19回			対象外
⑤ - 38	就農計画の認定などに関する事務 (青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法)	青年等の就農促進のための資金の貸付等に関する特別措置法に基づき、新たに就農しようとする青年等又は当該青年等をその営む農業に就業させようとする者が、農業の技術又は経営方法を実地に習得するための研修等の計画を作成した場合における認定等に関する事務を行う。	16回	都	都	都
⑤ - 39	基金の業務の受託者に対する立入検査などに関する事務 (独立行政法人農業者年金基金法)	独立行政法人農業者年金基金法に基づき、独立行政法人農業者年金基金が行う農業者年金事業及び付帯業務について、基金からの受託者(農協)に対する立入検査業務等を行う。	16回	都	都	都
⑤ - 40	導入計画の認定などに関する事務 (持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律)	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律に基づき、持続性の高い農業生産方式の導入に関する計画の認定等に関する事務を行う。	16回	都	都	都
⑤ - 41	生産出荷近代化計画の提出及び公表などに関する事務 (野菜生産出荷安定法)	生産出荷近代化計画の作成及び提出、公表等に関する事務を行う。	19回			対象外

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑤ - 42 地下水採取の許可などに関する事務 (工業用水法)	工業用水法に基づき、政令で定める地域において、井戸により地下水を採取してこれを工業の用に供しようとする者の許可に関する事務を行う。	17回	都	区	是非
⑤ - 43 火薬類販売業の許可などに関する事務 (火薬類取締法)	火薬類取締法に基づき、製造、販売、貯蔵、輸入、消費、廃棄及びその取扱いについて申請の受付、審査、立入検査、許可証交付などの事務を行う。	22回	都	区	是非
⑤ - 44 ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務 (ガス事業法)	ガス事業法に基づき、事業者等への立入検査やガス用品の提出命令などの事務を行う。	22回	区	区	区
⑤ - 45 第一種製造者に係る製造の許可などに関する事務 (高圧ガス保安法)	高圧ガス保安法に基づき、高圧ガスの製造、貯蔵、販売、消費等の取扱いの規制などに関する事務を行う。	22回	都	区	是非
⑤ - 46 液化石油ガス販売事業者の登録などに関する事務 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律に基づき、液化石油ガス販売事業者の登録や、保安機関の認定等に関する事務を行う。	22回	都	区	是非
⑤ - 47 電気用品の提出命令などに関する事務 (電気用品安全法)	電気用品販売業者への立入検査、電気用品の提出命令等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 48 販売事業者に対する立入検査などに関する事務 (消費生活用製品安全法)	消費生活用製品安全法に基づき、一般消費者の生命・身体に危害を及ぼすおそれが多い製品(特定製品)の販売事業者に対する立入検査等を行う。	18回	区	区	区
⑤ - 49 指示に従わない販売業者の公表などに関する事務 (家庭用品品質表示法)	家庭用品品質表示法に基づき、都内販売業者が、適正な表示を行っているか否かについて立入検査等を行い、表示事項の不表示、遵守事項違反に対しては必要な指導、指示、公表を行う。	16回	都	区	是非
⑤ - 50 標準価格等の表示等の指示などに関する事務 (国民生活安定緊急措置法)	国民生活安定緊急措置法に基づき、特に価格の安定を図るべき特定物資に関する標準価格等の表示の指示などの事務を行う。	16回	都	区	是非
⑤ - 51 特定物資の売渡しに関する指示などに関する事務 (生活関連物資等の買占め及び売借しみに対する緊急措置に関する法律)	特定物資の価格動向及び需給の状況に関する調査、特定物資の売渡しに関する指示等に関する事務を行う。	19回	対象外 (④-86で検討)		
⑤ - 52 特定非営利活動法人の設立の認証などに関する事務 (特定非営利活動促進法)	特定非営利活動促進法に基づき、特定非営利活動法人に関する設立等の認証申請書の受理・認証、届出書類等の受理及び法人指導・監督などに関する事務を行う。	16回	都	区	是非
⑤ - 53 排出量等の届出経由及び意見付与などに関する事務 (特定化学物質の環境への排出量の把握及び管理の改善の促進に関する法律)	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律に基づき、化学物質の排出量等のデータについて、対象事業者から国への届出の経由事務を行う。また、国から提供される電子ファイル化されたデータについて、地域の特性を加味して、集計、公表する。	17回	都	区	是非
⑤ - 54 掘削工事場所等への立入検査などに関する事務 (温泉法)	温泉法に基づき、温泉をゆう出させる目的で行う土地の掘削の工事の場所、温泉の採取の場所又は温泉利用施設への立入検査及び質問に関する事務を行う。	17回	都	都	都

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
⑤ - 55	鳥獣の捕獲等の許可などに関する事務 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律に基づき、野生鳥獣の捕獲の許可等に関する事務を行う。	17回	都	都区	是非
⑤ - 56	特別地域内での工作物の新築などの許可などに関する事務 (自然公園法)	特別地域内における工作物の新築、改築、又は増築などの行為に係る許可等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 57	採取計画の認可などに関する事務 (砂利採取法)	採取計画の認可と災害防止、指導等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 58	採取計画の認可などに関する事務 (採石法)	採取計画の認可と災害防止、指導等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 59	指定届出機関の指定などに関する事務 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	感染症の発生の状況及び動向の把握を行うために、感染症の発生の状況の届出を担当させる病院等の指定等の事務を行う。	18回	都	都	都
⑤ - 60	事業者登録などに関する事務 (建築物における衛生的環境の確保に関する法律)	清掃事業者等の登録等の事務を行う。	21回	都	区	是非
⑤ - 61	照射録の検査に関する事務 (診療放射線技師法)	必要があると認めるときに、照射録を提出させ、又は職員に検査させる事務を行う。	21回	都	都	都
⑤ - 62	広告事項の許可などに関する事務 (歯科技工士法)	歯科技工所等に係る広告事項の許可の事務を行う。	18回	区	区	区
⑤ - 63	看護師等確保推進者変更命令などに関する事務 (看護師等の人材確保の促進に関する法律)	看護師等確保推進者が必要な職務を遂行しない場合、その変更を命ずる事務を行う。	21回	都	都	都
⑤ - 64	病院の開設の許可などに関する事務 (医療法)	病院の開設許可などの事務を行なう。	18回	都	都	都
⑤ - 65	原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律に基づく健康診断の実施などに関する事務 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)	被爆者に対する健康診断の実施や、必要な指導を行う。	18回	都	区	是非
⑤ - 66	業務の停止などに関する事務 (あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師等に関する法律)	法律改正以前から業務を行っているいわゆる「みなし免許者」に対する業務停止命令等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 67	高度管理医療機器等の販売業許可などに関する事務 (薬事法)	高度管理医療機器等の販売業許可などの事務を行う。	18回	都	都	都
⑤ - 68	特定毒物研究者の許可などに関する事務 (毒物及び劇物取締法)	特定毒物研究者の許可などの事務を行う。	18回	都	都区	是非
⑤ - 69	受胎調節実地指導員の指定などに関する事務 (母体保護法)	受胎調整の実地指導員の指定などに関する事務を行う。	18回	都	区	是非

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑤ - 70 浄化槽工事業者に対する指示に関する事務 (浄化槽法)	浄化槽設置工事について、生活環境の保全及び公衆衛生上必要があると認める場合において、当該浄化槽工事業者に対し、必要な指示をする。	17回	都	都	都
⑤ - 71 児童手当受給資格認定などに関する事務 (児童手当法)	小学校修了前の児童を養育する父母等に対する手当の支給等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 72 有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務 (老人福祉法)	老人福祉法に基づき、有料老人ホームに対する報告徴収や立入検査などの事務を行う。	18回	区	区	区
⑤ - 73 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務 (介護保険法)	介護保険法に基づき介護老人保健施設等の設置者からの施設開設許可申請等に対し、法令に従った要件を具備しているか審査許可の事務を行なう。	18回	区	区	区
⑤ - 74 指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務 (障害者自立支援法)	障害者自立支援法に基づき、指定障害福祉サービス事業者等の指定、変更の届出及び公示に関する事務などを行う。	18回	区	区	区
⑤ - 75 更生医療の給付などに関する事務 (戦傷病者特別援護法)	更生医療給付及び補装具の支給及び修理に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑤ - 76 一般旅券の消印及び還付に関する事務 (旅券法)	旅券法に基づき、旅券の申請受付、交付等の事務を行う。	16回	都	区	是非
⑤ - 77 発掘に関する指示及び命令などに関する事務 (文化財保護法)	文化財保護法により埋蔵文化財について、その調査のために土地を掘削する場合の届出の受理などの事務を行う。	18回	区	区	区

⑥上記以外の府県事務

⑥ - 1 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の策定などに関する事務 (都市計画法)	①都道府県が定める都市計画のうち以下のもの 都市計画区域の整備、開発及び保全の方針に関する都市計画・区域区分に関する都市計画・都市再開発方針に関する都市計画 ②都道府県都市計画審議会の設置 ③開発審査会の設置 ④都市計画事業認可(区施行)等	19回	都	都	都
⑥ - 2 一級河川(指定区間)、二級河川の管理などに関する事務 (河川法)	都道府県知事は、一級河川以外の水系に係る河川で公共の利害に重要な関係のあるものについて、関係区市町村の意見を聞き、二級河川の指定等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 3 土砂災害防止のための工事、指定地等の管理などに関する事務 (砂防法)	砂防工事は原則として都道府県知事が行う。	19回	対象外		
⑥ - 4 海岸保全計画の策定などに関する事務 (海岸法)	都道府県知事は「海岸保全基本計画」を定め、主務大臣に報告する。	19回	対象外		
⑥ - 5 国の都市公園の設置及び管理に要する費用の負担などに関する事務 (都市公園法)	都府県の区域を越える公園及び緑地の整備事業に係る負担金の納付を行う。	19回	対象外		

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
⑥ - 6	港務局の設立の認可などに関する事務 (港湾法)	都道府県知事は、港湾を管理運営する港務局を設立における認可を行う。	19回	対象外		
⑥ - 7	公有水面埋立の許可などに関する事務 (公有水面埋立法)	埋立をしようとする者は、都道府県知事(港湾区域においては港湾管理者)の免許を受けなければならない。	19回	都	都	都
⑥ - 8	市町村公共下水道事業計画の承認などに関する事務 (下水道法)	流域別下水道整備総合計画の策定、公共下水道管理者(二以上の市町村を跨ぐ公共下水道)としての事務、流域下水道管理者としての事務、政令で定める都道府県の許可、指示など	19回	都	都	都
⑥ - 9	区市町村施行の市街地再開発事業の認可などに関する事務 (都市再開発法)	①事業計画(設計の概要)の認可及び国土交通大臣、関係区市町村長へ関係図書の送付②権利変換計画及び管理処分計画の認可③特定建築者の決定の承認④区市町村施行者に対する報告、勧告等⑤区市町村施行者に対する是正の要求⑥管理規約(建物の区分所有等に関する法律の特例)の同意	19回	都	都	都
⑥ - 10	都道府県等が実施する土地区画整理事業に係る事務 (土地区画整理法)	都道府県が土地区画整理事業を施行することができる。	19回	対象外 (C-15で検討)		
⑥ - 11	建築審査会の設置などに関する事務 (建築基準法)	建築基準法に規定する各種許可の前提としての同意及び建築基準法第94条第1項の審査請求に対する裁決についての議決等を行う附属機関である建築審査会の事務局として、毎月の審査会開催に関する事務、審査請求に係る事務等を行っている。	20回	都	都	都
⑥ - 12	建設業の許可などに関する事務 (建設業法)	建設業法に基づき、建設業(28業種)の許可及び建設業者の指導監督などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 13	二級建築士・木造建築士の試験などに関する事務 (建築士法)	建築士法では、一級建築士、二級建築士及び木造建築士の制度を定めている。都は、建築士法に基づき、二級建築士及び木造建築士の試験、建築士及び建築士事務所の登録等の事務を行っている。また、建築士及び建築士事務所の業務の適正化を確保するため、建築士法に基づき指導監督等に関する事務を行っている。	19回	都	都	都
⑥ - 14	市町村に対する準景観地区の指定の同意などに関する事務 (景観法)	市町村が準景観地区を指定する際、都道府県知事に協議し同意を得る必要がある。	19回	都	都	都
⑥ - 15	宅地造成に関する工事の許可などに関する事務 (宅地造成等規制法)	宅地造成工事規制区域内での工事についての許可の事務を行う。	19回	対象外 (④-50で検討)		
⑥ - 16	土砂災害警戒区域の指定などに関する事務 (土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律)	土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律に基づき、土砂災害から住民の生命を守るため、土砂災害のおそれがある区域についての危険の周知、警戒避難体制の整備、住宅等の新規立地の抑制などに関する事務を行う。	20回	都	都	都

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑥ - 17 高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などに関する事務 (高齢者の居住の安定確保に関する法律)	高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者の居住の安定確保に関する法律に基づき、高齢者の居住の安定の確保を図るため高齢者円滑入居賃貸住宅の登録などの事務を行う。	20回	都	区	是非
⑥ - 18 事業主体に対する指導監督などに関する事務 (公営住宅法)	都は、区市町村が、公営住宅整備事業などの基幹事業に対する取組を進めると同時に、地域の実情に応じた様々な住宅施策を実施することができるよう、区市町村の取組を支援(地域住宅計画の共同作成、国費・都費に関する事務等)する。	19回	都	都	都
⑥ - 19 宅地建物取引主任者の試験などに関する事務 (宅地建物取引業法)	宅地建物取引主任者資格試験に関する事務は、宅地建物取引業法第16条の2の規定に基づき、指定試験機関である(財)不動産適正取引推進機構に委任している。①宅地建物取引業者の免許の交付、取消、変更、監督等②宅地建物取引主任者の試験、宅地建物取引業審議会	19回	都	都	都
⑥ - 20 不動産鑑定業者の登録などに関する事務 (不動産の鑑定評価に関する法律)	不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、不動産の鑑定評価に関する法律に基づき、不動産鑑定業の登録及び都内に主たる事務所を置く大臣登録業者に関する経由事務などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 21 不動産特定共同事業の許可などに関する事務 (不動産特定共同事業法)	不動産特定共同事業法に基づき、不動産事務所の設置許可及び都内に主たる事務所を置く大臣許可の業者に関する経由事務などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 22 都道府県国土利用計画の策定などに関する事務 (国土利用計画法)	都道府県国土利用計画の策定、変更などの事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 23 土地開発公社の定款の認可などに関する事務 (公有地の拡大の推進に関する法律)	市町村が設立する土地開発公社に係る認可などの事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 24 公害防止計画の作成などに関する事務 (環境基本法)	法第17条に基づく法定計画として、現に公害が著しい地域等について公害防止を目的とする地域計画であり、環境大臣の指示により東京地域公害防止計画を策定する。策定に係る庁内関係部署・区市等との調整、環境省との協議、毎年の現況調査等の事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 25 公害審査会の設置などに関する事務 (公害紛争処理法)	公害審査会は、民事上の公害紛争を裁判外で迅速かつ適正に解決することを目的として都道府県に設置されている(知事の附属機関)。	19回	都	都	都
⑥ - 26 窒素酸化物総量削減計画の策定などに関する事務 (自動車から排出される窒素酸化物及び粒子状物質の特定地域における総量の削減等に関する特別措置法)	自動車NOx・PM法に基づき、二酸化窒素及び浮遊粒子状物質に係る環境基準を平成22年度までに全ての測定局で達成することを目標として、ディーゼル車規制など単体対策の推進のほか、TDMや道路ネットワークの整備などの施策の実施により、NOx・PMの総量を削減する計画を策定する。	19回	都	都	都

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
⑥ - 27	上乗せ基準の設定などに関する事務 (大気汚染防止法)	大気汚染を防止するため、条例でより厳しい基準を定めることができる。	19回	都	都	都
⑥ - 28	上乗せ基準の設定などに関する事務 (水質汚濁防止法)	水質汚濁防止対策を推進するため、上乗せ排水基準の設定及び水質汚濁防止法対象外の項目や施設に対し、条例により規制を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 29	温泉の掘削、動力装置の許可などに関する事務 (温泉法)	温泉をゆう出させる目的で行う土地を掘削、増掘又は動力の装置に係る許可、立入検査等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 30	上乗せ基準の設定などに関する事務 (ダイオキシン類対策特別措置法)	ダイオキシン類対策特別措置法による規制基準値では良好な環境が維持できない場合、自治体の条例によりダイオキシン類対策特別措置法で定める基準値より厳しい基準値を定める事が出来る。ダイオキシン類対策特別措置法の規制対象以外についても規制対象とする場合もある。	19回	都	都	都
⑥ - 31	廃棄物再生事業者の登録に関する事務 (廃棄物の処理及び清掃に関する法律)	廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づき、廃棄物再生事業者の登録の事務を行う。	20回	都	区	是非
⑥ - 32	解体工事業者の登録などに関する事務 (建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律)	建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律に基づき、解体工事業者の登録などに関する事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 33	引取業者の登録などに関する事務 (再掲)	※②-6へ区分変更				
⑥ - 34	第一種フロン類回収業者の登録などに関する事務 (特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律)	特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づき、特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律に基づき、フロン類の回収業者等の登録、フロン類の破壊業者の許可及び事業者に対する立入検査の実施などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 35	浄化槽検査機関の指定などに関する事務 (浄化槽法)	浄化槽工事業者の登録及び水質検査を行う検査機関の指定等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 36	都道府県自然環境保全審議会の設置などに関する事務 (自然環境保全法)	自然保護条例及び自然環境関連法令に基づく案件を審議する本審議会及び各部会(計画、規制、鳥獣、温泉部会)の開催(本審議会年3回程度、部会年15回程度)及び運営管理、委員の選任及び解任、委員報酬等の支払い等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 37	国定公園に関する公園事業の執行などに関する事務 (自然公園法)	国定公園の保護又は利用のための施設に関する事業を行う。	19回	対象外		
⑥ - 38	鳥獣保護事業計画の策定などに関する事務 (鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律)	国の定める基本指針に基づき、鳥獣保護事業計画及び特定鳥獣保護管理計画の策定等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 39	製造保安責任者試験等の実施などに関する事務 (高圧ガス保安法)	製造保安責任者試験、販売主任者試験の実施に関する事務を行う。	19回	都	都	都

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑥ - 40 液化石油ガス設備士試験の実施などに関する事務 (液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律)	液化石油ガス設備士試験の実施に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 41 火薬類取扱保安責任者に係る試験などに関する事務 (火薬類取締法)	丙種火薬類製造責任者試験、火薬類取扱保安責任者試験の実施に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 42 猟銃製造業者等の許可などに関する事務 (武器等製造法)	武器等製造法に基づき猟銃等の製造、販売事業について、法令に定めた技術基準に適合しているか否かを審査し、適合している場合は許可を行う。また、猟銃等の保管・取扱が適正に確保されているか等の立入検査・指導を実施している。	19回	都	都	都
⑥ - 43 電気工事士免状の交付などに関する事務 (電気工事士法)	電気工事士法第4条に基づく、第一種電気工事士免状及び第二種電気工事士免状の交付を行う。また、免状の紛失等に伴う免状の再交付、氏名変更に伴う免状の書換え事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 44 電気工事業者の登録などに関する事務 (電気工事業者の業務の適正化に関する法律)	電気工事業者の業務の適正化に関する法律に基づき、一般家庭、商店等及びビル、工場等の電気工作物の保安を確保するため、電気工事業者を営む者の登録、各種届出書の受理及び電気工事業者の業務の規制などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 45 電気用品販売業者の立入検査などに関する事務 (電気用品安全法)	電気用品販売事業者に対する立入検査などの事務を行う。	19回	対象外		
⑥ - 46 都道府県老人福祉計画の策定などに関する事務 (老人福祉法)	市町村老人福祉計画の達成に資するため、各区市町村を通ずる広域的な見地から、老人福祉事業の供給体制の確保に関する計画の策定等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 47 介護保険審査会の設置などに関する事務 (介護保険法)	介護保険審査会の設置及び介護支援専門員の登録・試験・研修に関する事務、都道府県介護保険事業支援計画の策定等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 48 都道府県医療費適正化計画の策定などに関する事務 (高齢者の医療の確保に関する法律)	国の医療費適正化基本方針に即して、5年ごとに都道府県における医療費適正化を推進するための計画策定、後期高齢者医療審査会の設置、保険医療機関等の指導等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 49 市町村が設置する障害者支援施設に対する監督などに関する事務 (障害者自立支援法)	適正な事業運営及び施設運営を図ることを目的として、特別区が設置した障害者支援施設の長に対して、都道府県知事が報告の徴収や立入検査、事業の停止や廃止を命ずること。	19回	都	都	都
⑥ - 50 身体障害者更生相談所の設置などに関する事務 (身体障害者福祉法)	市町村の更生援護の実施に関して、市町村相互間の連絡調整や必要な援助等を行うこと。	19回	対象外		
⑥ - 51 知的障害者更生相談所の設置などに関する事務 (知的障害者福祉法)	市町村の更生援護の実施に関して、市町村相互間の連絡調整や必要な援助等を行うこと。	19回	対象外		

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑥ - 52 精神科病院の設置などに関する事務 (精神保健及び精神障害者福祉に関する法律)	精神科病院を設置すること。都では都立松沢病院を設置している。市町村に対する必要な援助及び市町村相互間の連絡調整を行うこと。	19回	都	都	都
⑥ - 53 保育士試験の実施などに関する事務 (児童福祉法)	保育士試験を実施し、保育士証の交付及び保育士登録簿の整備などを行う。	19回	都	都	都
⑥ - 54 婦人相談所の設置などに関する事務 (売春防止法)	「東京都女性相談センター」を設置し、婦人相談員による相談業務及び一時保護などを行う。	19回	都	都	都
⑥ - 55 不妊手術又は人工妊娠中絶の結果の届出の受理などに関する事務 (母体保護法)	不妊手術又は人工妊娠中絶を行った医師に義務付けられている都道府県知事に対する届出を受理する。	19回	対象外		
⑥ - 56 児童手当に要する費用の負担などに関する事務 (児童手当法)	児童を養育する者に対し区が支給する児童手当の費用について、区からの申請に基づき国の法定負担分の交付申請などを行う。	19回	都	都	都
⑥ - 57 児童扶養手当に要する費用の負担などに関する事務 (児童扶養手当法)	父と生計を同じくしていない児童に対し区が支給する児童扶養手当の費用について、区からの申請に基づき国の法定負担分の交付申請などを行う。	19回	都	都	都
⑥ - 58 受給資格及び手当の額の認定などに関する事務 (特別児童扶養手当等の支給に関する法律)	特別児童扶養手当の受給資格及び手当の額について、手帳又は医師の診断書に基づき障害の程度を認定する。なお、認定事務は東京都心身障害者福祉センターで行っており、申請者から提出された診断書に基づき、東京都の医師が審査し認定している。	20回	都	区	是非
⑥ - 59 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務 (就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律)	認定こども園の認定などを行う。	21回	区	区	区
⑥ - 60 市町村が行う同法の施行に関する事務についての監査などに関する事務 (生活保護法)	市町村が行う生活保護事務について検査、指示及び助言を行い、より適正かつ効率的に運営できるよう指導援助する。	19回	都	都	都
⑥ - 61 国民健康保険の保険者に対する指導などに関する事務 (国民健康保険法)	保険者が行う国保事業が健全に運営されるよう、報告の徴収及び実地検査、必要な指導等を行う。また、国保組合・国保連の設立認可、保険医療機関等の指導、国保審査会の設置等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 62 都道府県福祉人材センターの指定などに関する事務 (社会福祉法)	社会福祉事業の従事者確保を目的に設立された社会福祉法人を、都道府県ごとに1ヶ所に限り福祉人材センターとして指定・監督等を行う。また、都道府県地域福祉支援計画(任意)を策定する。	19回	都	都	都
⑥ - 63 被爆者健康手帳の交付などに関する事務 (原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律)	被爆事実を証明できる書類、申請者本人、証明者からの事情聴取や関係資料を基に事実確認し、被爆者健康手帳の交付等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 64 恩給調査進達などに関する事務 (恩給法)	旧軍人・軍属等及びこれらの遺族に関する各種恩給請求の受付、履歴調査並びに進達事務。	19回	都	都	都

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
⑥ - 65	遺族年金等調査進達などに関する事務 (戦傷病者戦没者遺族等援護法)	戦傷病者や戦没者の遺族に対する各種年金や一時金の請求書等の受理、調査、進達事務。	19回	都	都	都
⑥ - 66	人材確保支援計画の策定などに関する事務 (地域保健法)	町村の申出に基づき、地域保健対策を円滑に実施するための人材確保または資質向上の支援に関する計画を定めることができる。	19回	対象外		
⑥ - 67	都道府県健康増進計画の策定などに関する事務 (健康増進法)	国が策定する基本方針を勘案し、都道府県の住民の健康の増進の推進に関する施策についての基本的な計画を策定する。	19回	都	都	都
⑥ - 68	栄養士の免許交付などに関する事務 (栄養士法)	厚生労働大臣の指定した養成施設(都内は31施設)において栄養士として必要な知識及び技能を修得した者に対して免許を交付し、栄養士名簿の整備などを行う。	19回	都	都	都
⑥ - 69	予防接種の実施の指示などに関する事務 (予防接種法)	市町村長は保健所長(特別区の場合は都知事)の指示を受けて、定期予防接種(ジフテリア、百日せき、ポリオ、麻しん、風しん、日本脳炎、破傷風、結核、インフルエンザ)を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 70	クリーニング師免許試験の実施などに関する事務 (クリーニング業法)	クリーニングの業務が適正に行われるよう、営業者が衛生上講ずべき措置の基準を定める条例制定の事務を行う。	21回	都	区	是非
⑥ - 71	条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務 (理容師法)	理容の業務が適正に行われるよう、営業者が衛生上講ずべき措置の基準を定めるなどの条例制定の事務を行う。	21回	都	区	是非
⑥ - 72	条例による衛生上の措置の基準の制定などに関する事務 (美容師法)	美容の業務が適正に行われるよう、営業者が衛生上講ずべき措置の基準を定めるなどの条例制定の事務を行う。	21回	都	区	是非
⑥ - 73	水道事業認可(給水人口が五万人を超えるものを除く)などに関する事務 (水道法)	飲料水の安全を確保するため、水道事業(6事業)、簡易水道事業(15事業)の認可を行うこと。	19回	対象外		
⑥ - 74	調理師試験の実施などに関する事務 (調理師法)	調理師試験、免許の交付、従事者届の受理等を実施。	19回	都	都	都
⑥ - 75	製菓衛生師試験の実施などに関する事務 (製菓衛生師法)	製菓衛生師試験、免許の交付に関する事務等を実施。	19回	都	都	都
⑥ - 76	狂犬病発生時の厚生労働大臣への報告及び隣接都道府県知事への通報などに関する事務 (狂犬病予防法)	狂犬病発生時に、狂犬病のまん延防止を図るため、都道府県知事は、保健所長からの報告を受け、厚生労働大臣へ報告し、かつ隣接都道府県知事へ通報を行うこと。	19回	対象外		
⑥ - 77	動物愛護管理推進計画の策定などに関する事務 (動物の愛護及び管理に関する法律)	環境大臣の定める基本指針に即して、都道府県の区域内における動物の愛護及び管理に関する施策を推進するための計画を定める。	19回	都	都	都
⑥ - 78	医療計画策定などに関する事務 (医療法)	厚生労働大臣の定める基本方針に即して、かつ、地域の実情に応じて、当該都道府県における医療提供体制の確保を図るための計画を定める。また、都道府県審議会を設置する。	19回	都	都	都

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑥ - 79 准看護師試験の実施などに関する事務 (保健師助産師看護師法)	准看護師試験を実施し、免許の交付及び准看護師籍の整備を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 80 歯科衛生士届出の受理などに関する事務 (歯科衛生士法)	歯科衛生士学校養成所が行う主務大臣への申請等の経由事務などを行う。	19回	都	都	都
⑥ - 81 歯科技工士届出の受理などに関する事務 (歯科技工士法)	厚生労働大臣が行う試験を第1号法定受託事務として実施する。免許の申請等の経由及び歯科技工士学校養成所が行う申請等の経由事務などを行う。	19回	都	都	都
⑥ - 82 地方薬事審議会の設置などに関する事務 (薬事法)	一般用医薬品の販売等を担う登録販売者としての資質を確認するための試験及び登録を行う。	21回	都	都	都
⑥ - 83 薬剤師届出の受理などに関する事務 (薬剤師法)	薬剤師が隔年で厚生労働省大臣に対して行う、業務従事者届の経由を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 84 毒物又は劇物の販売業の登録などに関する事務 (毒物及び劇物取締法)	毒物劇物取扱者試験を実施。	19回	都	都	都
⑥ - 85 麻薬卸売業者などの免許交付などに関する事務 (麻薬及び向精神薬取締法)	麻薬卸売業者等の免許を与え、監督及び麻薬中毒者に対する措置を行う。また、向精神薬卸売業者等の免許を与え、向精神薬試験研究施設設置者の登録を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 86 大麻取扱者の免許交付などに関する事務 (大麻取扱法)	大麻取扱者(大麻栽培者及び大麻研究者)に免許を与え、必要な監督等を実施する。	19回	都	都	都
⑥ - 87 覚せい剤施用機関の指定などに関する事務 (覚せい剤取締法)	覚せい剤施用機関(診療上覚せい剤の施用を必要とする病院又は診療所)及び覚せい剤研究者等を指定し、必要な監督等を実施する。	19回	都	都	都
⑥ - 88 定期健康診断等の実施の指示などに関する事務 (感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律)	市町村長は保健所長(特別区の場合は都知事)の指示を受けて、定期の健康診断を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 89 組織変更の届出の受理などに関する事務 (中小企業団体の組織に関する法律)	商工組合の組織変更の届出等協業組合から事業協同組合への組織変更の届出等	20回	都	都区	是非
⑥ - 90 認可取消に係る清算人の選任などに関する事務 (中小企業等協同組合法)	火災共済協同組合、信用協同組合、協同組合連合会等の認可など組合が解散したときの清算人の選任など都道府県中央会に関する事務	19回	都	都	都
⑥ - 91 決算関係書類の提出受領などに関する事務 (商工會法)	商工会の決算関係書類を確認の上受領する。	19回	対象外		
⑥ - 92 収支決算、事業の状況等の報告徴取などに関する事務 (商工会議所法)	商工会議所の収支決算、事業の状況等の書類を確認の上受領する。	19回	対象外		
⑥ - 93 採石業者の登録などに関する事務 (採石法)	採石業者の登録、採取計画の認可、指導等の事務を行う。	19回	対象外		

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
⑥ - 94	砂利採取業者の登録などに関する事務 (砂利採取法)	砂利採取業者の登録、採取計画の認可、指導等の事務を行う。	19回	対象外		
⑥ - 95	貸金業の登録などに関する事務 (貸金業法)	貸金業法に基づき、資金需要者等の利益の保護を図るため、貸金業の登録や登録業者の指導、立入検査などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 96	旅行業の登録などに関する事務 (旅行業法)	旅行業法に基づき、旅行の安全の確保を図るため、旅行業又は旅行業者代理店の登録などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 97	通訳案内士の登録などに関する事務 (通訳案内士法)	通訳案内士法に基づき、外国人観光客に対する接遇の向上を図るため、通訳案内士の登録などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 98	国際観光ホテルへの立入検査などに関する事務 (国際観光ホテル整備法)	国際観光ホテル整備法に基づき、外客に対する接遇の充実を図るため、国際観光ホテルに対し立入検査などの事務を行う。	20回	都	区	是非
⑥ - 99	農業振興地域整備基本方針の作成などに関する事務 (農業振興地域の整備に関する法律)	農業振興地域整備基本方針の作成、国への協議などに関する事務を行う。	19回	対象外		
⑥ - 100	普及指導センターの設置などに関する事務 (農業改良助長法)	地域の特性に即した農業の振興を図るため普及指導センターの設置等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 101	土地改良区の設立の認可などに関する事務 (土地改良法)	土地改良区の設立、合併、解散に係る認可などに関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 102	買収令書の交付及び縦覧などに関する事務 (農地法)	買収令書の作成、交付、農業委員会への謄本送付などに関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 103	組合の信用事業規程の承認などに関する事務 (農業協同組合法)	農業者の経済的社会的地位の向上を図るため農業協同組合等が行う信用事業規程の承認等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 104	家畜商の免許などに関する事務 (家畜商法)	業務の健全な運営を図るため家畜商の免許の交付等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 105	家畜保健衛生所の設置などに関する事務 (家畜保健衛生所法)	地方における家畜衛生の向上を図るため家畜保健衛生所の設置等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 106	地域森林計画の策定などに関する事務 (森林法)	森林の保続培養と森林生産力の増進とを図るため地域森林計画の策定等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑥ - 107	都道府県連合会の監査規程の承認 (森林組合法)	森林組合連合会の業務又は会計の状況の検査などに関する事務を行う。	19回	対象外		
⑥ - 108	保護水面の指定などに関する事務 (水産資源保護法)	水産資源の保護培養を図るため保護水面の指定や管理、管理計画の策定等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 109	漁船の登録などに関する事務 (漁船法)	漁船の性能向上を図るため漁船の建造、改造の許可や漁船の登録、検認等に関する事務を行う。	19回	都	都	都

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑥ - 110 職業転換給付金の支給などに関する事務 (雇用対策法)	労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上を図るため、職業転換給付金の支給等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 111 障害者雇用支援センターの指定などに関する事務 (障害者の雇用の促進等に関する法律)	障害者の雇用の促進等に関する法律に基づき、障害者の職業の安定を図るため、障害者就業・生活支援センターの指定及び監督などの事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 112 都道府県職業能力開発計画の策定などに関する事務 (職業能力開発促進法)	職業の安定と労働者の地位の向上を図るため職業能力開発計画の策定等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 113 都道府県卸売市場整備計画の策定などに関する事務 (卸売市場法)	農林水産大臣の定める「卸売市場整備基本方針」及び「中央卸売市場整備計画」に即して都道府県卸売市場整備計画を定め、卸売市場の整備を計画的に実施することに関する事務、都道府県卸売市場審議会に関する事務。	19回	都	都	都
⑥ - 114 教育委員会の設置に関する事務 (地方自治法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律)	都道府県は教育委員会を設置する。	19回	都	都	都
⑥ - 115 学校の設置の届出受理などに関する事務 (学校教育法)	市町村の設置する幼稚園、小中学校等は都教委が、私立の幼稚園等は都知事が認可する。	20回	対象外		
⑥ - 116 県費負担教職員の定数の設定などに関する事務 (地方教育行政の組織及び運営に関する法律・公立義務教育諸学校の学級編制及び教職員定数の標準に関する法律)	教職員定数は、都道府県の条例で定める。市町村別・種類ごとの定数は都教委が定める。	19回	区	区	区
⑥ - 117 県費負担教職員の給与の負担などに関する事務 (市町村立学校職員給与負担法)	市町村立学校職員の給与等は都道府県の負担とする。	19回	区	区	区
⑥ - 118 学校給食の開設等の届出受理などに関する事務 (学校給食法)	市町村立小中学校等の学校給食の開設、廃止等の届出を受理する。	19回	都	都	都
⑥ - 119 教員免許状の授与などに関する事務 (教育職員免許法)	教育職員免許状の授与、検定、更新、書換え又は再交付及び授与証明書等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 120 私立学校審議会の設置などに関する事務 (私立学校法)	都道府県知事が所轄する私立学校に関する設置、廃止等を行う場合は、あらかじめ私立学校審議会の意見を聴かなければならない。	19回	都	都	都
⑥ - 121 学校法人からの報告徴収などに関する事務 (私立学校振興助成法)	私立学校振興助成法の規定により助成を受ける学校法人に対して、会計の状況の検査、是正命令等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 122 区市町村立公民館の職員研修などに関する事務 (社会教育法)	公民館職員の研修、法人の設置する公民館の事業停止命令等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑥ - 123 地域生涯学習振興基本構想の作成などに関する事務 (生涯学習の振興のための施策の推進体制等の整備に関する法律)	都道府県内における地域生涯学習振興基本構想の作成、生涯学習審議会の設置に関する事務を行う。	19回	都	都	都

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名	事業概要	幹事会	評価		
			都	区	結果
⑥ - 124 国民体育大会の共同開催などに関する事務 (スポーツ振興法)	国民の心身の健全な発達を図るため国民体育大会等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 125 重要文化財の管理又は修復の指揮監督などに関する事務 (文化財保護法)	文化財保護法に基づき、重要文化財の保存管理又は修理についての指揮監督などの事務を行う。	20回	都	都区	是非
⑥ - 126 銃砲刀剣類の登録などに関する事務 (銃砲刀剣類所持等取締法)	銃砲刀剣類所持等取締法に基づき、美術品若しくは骨とう品として価値のある古式銃砲又は美術品として価値のある刀剣類の登録などに関する事務を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 127 割賦販売事業者に対する立入検査などに関する事務 (割賦販売法)	営業所及び代理店が一の都道府県内のみにある場合に、割賦販売業者等に対する立入検査等を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 128 訪問販売事業者等に対する指示などに関する事務 (特定商取引に関する法律)	不適正な取引を行なっている疑いのある事業者を調査し、必要に応じて事業者指導、行政処分等を行い、不適正取引による消費者被害の未然・拡大防止を図る。	20回	都	都	都
⑥ - 129 消費生活協同組合の設立認可などに関する事務 (消費生活協同組合法)	消費生活協同組合法に基づき、組合設立の認可、検査等を行うほか、東京都生活協同組合連合会と連携を図りながら、管理運営に関する助言指導、管理運営状況等の調査等を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 130 不適正表示の申出の受理などに関する事務 (家庭用品品質表示法)	主たる事務所及び店舗が複数区にある販売業者について、家庭用品の適正表示のための指示、公表等を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 131 公正取引委員会への措置要求などに関する事務 (不当景品類及び不当表示防止法)	不当な景品類・表示による顧客の誘引を防止するため、事業者に対する指示、立入検査等を行う。また、違反行為の是正指導などに従わない場合には、公正取引委員会に対し、措置請求を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 132 宗教法人の認証などに関する事務 (宗教法人法)	宗教法人の設立規則の認証、規則変更、合併・解散の認証、裁判所に対する解散命令の請求などを行う。	20回	都	都	都
⑥ - 133 公益法人の認定などに関する事務 (民法)	公益目的事業を行う一般社団法人又は一般財団法人の公益認定、事業運営に係る監督等を行う。	20回	都	都	都
⑥ - 134 特定非営利活動法人の認証などに関する事務(2以上の市町村の区域内に事務所を設置する特定非営利活動法人に係るものに限る。) (特定非営利活動促進法)	特定非営利活動法人に関する設立等の認証申請書の受理・認証、届出書類等の受理及び法人指導・監督などの事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 135 旅券の作成などに関する事務 (旅券法)	国の発給の指示による一般旅券の作成、及び記載事項の訂正、査証欄の増補等の事務を行う。	20回	都	区	是非
⑥ - 136 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画の策定などに関する事務 (配偶者からの暴力の防止及び保護に関する法律)	国の基本方針に基づき、都道府県の配偶者暴力防止等の基本計画の策定を行う。	19回	都	都	都

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
⑥ - 137	計量器の検定などに関する事務 (計量法)	特定計量器や車両等装置用計量器(タクシメーター)について、法で定める方法により検定や装置検査を行い、技術上の基準に適合するときは合格とし、検定証印や装置検査証印の付与を行う。	20回	都	都区	是非
⑥ - 138	行政書士試験の実施などに関する事務 (行政書士法)	行政書士の業務の適正を図るため行政書士試験の実施等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 139	警察事務などに関する事務 (警察法)	都民の生活安全・治安等の維持	19回	都	都	都
⑥ - 140	公安委員会の設置に関する事務 (地方自治法、警察法)	都道府県知事の所轄の下に公安委員会を設置する。	19回	都	都	都
⑥ - 141	都道府県地域防災計画の作成などに関する事務 (災害対策基本法)	総合的かつ計画的な防災行政の整備及び推進を図るため都道府県地域防災計画の作成等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 142	災害救助の実施などに関する事務 (災害救助法)	災害にかかった者の保護と社会の秩序の保全を図るため災害救助の実施等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 143	自衛隊派遣要請などに関する事務 (自衛隊法)	大規模災害が発生した場合の迅速な救援を行うため自衛隊派遣要請等に関する事務を行う。	19回	都	都	都
⑥ - 144	都道府県税の賦課徴収などに関する事務 (地方税法)	都道府県税の賦課徴収等に関する事務を行う。	19回	対象外		
⑥ - 145	統計調査員の設置などに関する事務 (統計法)	統計制度の改善発達を図るため統計調査員の設置等に関する事務を行う。	19回	都	都	都

(注) 「結果」欄の「役割」は「都区の役割を見直す方向で検討」と方向性を整理したもの
また「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
2 任意共管事務						
【総務分野など】A						
A - 1	都市外交の推進に関する事務(アジア大都市ネットワーク21など)	姉妹友好都市をはじめとした海外諸都市との交流、「アジア大都市ネットワーク21」によるアジアの首都及び大都市との連携等を行う。	28回	都	都	都
A - 2	治安対策に関する事務(防犯ネットワーク支援など)	都民の体感治安を改善するため、不法滞在外国人対策など犯罪のない東京の実現を目指した取組を推進している。また、「東京都安全・安心まちづくり条例」に基づき、安全・安心まちづくり等を推進している。	23回	都	都区	是非
A - 3	青少年施策に関する事務(心の東京革命の推進など)	青少年の自立性と社会性を育成するための環境を整備していくことを基本に、ひきこもり対策などの若者の自立、非行少年の立ち直り支援、東京都青少年・健全育成条例の運用等の取組を行う。	23回	都	都区	是非
A - 4	交通安全対策に関する事務(集中的な渋滞対策、違法駐車対策の推進など)	都内の区域における陸上交通の安全に関する施策を、長期的視野に立ち総合的に推進するための総合調整を行うとともに、交通安全に係る普及啓発や集中的な渋滞対策等を推進している。	23回	都	都区	是非
A - 5	東京オリンピックの招致に関する事務	国際オリンピック委員会に対する招致活動、招致に向けた機運の醸成等を行う。	28回	対象外		
A - 6	東京マラソン事業の補助に関する事務	東京マラソン組織委員会に対する補助等を行う。	28回	対象外		
A - 7	情報基盤の整備に関する事務	区市町村等と連携した電子自治体の構築、地域の情報化の推進等を行う。	28回	対象外		
A - 8	公立大学法人首都大学東京の支援に関する事務	公立大学法人首都大学東京の業務の評価及び支援に関する事務、法人に対する指揮監督に関する事務を行う。	23回	都	都	都
A - 9	防災管理に関する事務	危機管理に係る情報の収集、調査、分析等に関する事務、防災に係る調査などの事務を行う。	23回	都	都区	是非
A - 10	統計に関する事務	統計調査、統計の分析加工、統計情報の提供等を行う。	28回	対象外		
A - 11	人権対策に関する事務	都民一人ひとりの人権が尊重される社会を実現するため、人権施策の企画立案や調整、人権尊重の理念等の普及啓発、研修、人権問題に係る相談などを行う。	23回	都	都区	是非
A - 12	病院事業に関する事務		28回			
1	(1) 都立病院事業に関する事務	都立病院の運営を行う。		都	都	都
2	(1) 公社立病院事業に関する事務	地域病院の運営を行う財団法人東京都保健医療公社に対する指導監督、運営費の補助等を行う。		都	都	都

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
A	- 13	交通事業に関する事務	28回			
	1	(1) 自動車運送事業に関する事務		都	都	都
	2	(1) 軌道事業に関する事務		都	都	都
	3	(1) 新交通事業に関する事務		都	都	都
	4	(1) 懸垂電車事業に関する事務		都	都	都
	5	(1) 高速電車事業に関する事務		都	都	都
A	- 14	工業用水道事業に関する事務	28回	都	都区	是非
A	- 15	と場の管理運営に関する事務	28回	都	都	都
【生活・文化分野】B						
B	- 1	専門相談に関する事務(一般・交通事故・外国人相談)	28回	都	都	都
B	- 2	国際交流の推進に関する事務	24回	都	都	都
B	- 3	市民活動の促進に関する事務	24回	都	都区	是非
B	- 4	男女平等参画推進に関する事務(東京ウィメンズプラザの管理運営など)	24回	都	都	都
B	- 5	消費生活対策に関する事務(消費生活センター事業、公衆浴場対策など)	24回			
	1	(1) 消費生活対策に関する事務		都	都	都
	2	(1) 公衆浴場対策に関する事務		都	都区	是非
B	- 6	私立学校教育の助成に関する事務(保護者負担軽減など)	24回	都	都区	是非

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名			事業概要	幹事会	評価		
					都	区	結果
B	-	7	文化振興に関する事務(江戸東京博物館・写真美術館・現代美術館・東京文化会館の運営など)	24回			
	1	(1)	文化振興に関する事務		都	都	都
	2	(1)	江戸東京博物館などの運営に関する事務		都	都	都
	3	(1)	東京文化会館などの運営に関する事務		都	都	都
B	-	8	スポーツ施設の運営に関する事務	24回	都	都	都
B	-	9	体育振興に関する事務(競技スポーツ基盤整備、広域スポーツセンター、スポーツ団体・大会補助など)	24回	都	都	都
【国土・都市基盤整備分野】C							
C	-	1	建設副産物の再利用の促進に関する事務	28回	都	都	都
C	-	2	都市基盤調査などに関する事務	25回			
	1	(1)	総合治水対策に関する事務		都	都区	是非
	2	(1)	外環に係わるまちづくりの調査に関する事務		都	都	都
C	-	3	みどりの新戦略の推進に関する事務(民間による公園づくりの推進など)	25回	都	都区	是非
C	-	4	都市高速鉄道の建設助成に関する事務	26回	都	都	都
C	-	5	首都高速道路整備事業に対する出資に関する事務	25回	都	都	都
C	-	6	バス事業の助成に関する事務	28回	都	都	都

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価			
				都	区	結果	
C	- 7	新たな鉄道・新交通システムの整備に関する事務	混雑の緩和、速達性の向上、都市構造・都市機能の再編整備への対応等のため、事業者とともに鉄道・新交通システムの整備を推進する。	26回	都	都	都
C	- 8	京急蒲田駅・日暮里駅鉄道駅総合改善事業費の補助に関する事務	国の鉄道駅総合改善事業費補助制度により、鉄道駅の機能向上に係る事業費を補助する。	28回	都	都	都
C	- 9	羽田空港再拡張に関する事務	羽田空港再拡張事業費の無利子貸付、羽田空港の国際化の推進等を行う。	28回	対象外		
C	- 10	地下駅火災対策施設の整備助成に関する事務	国の地下鉄火災対策基準を満たしていない地下駅における火災対策施設の整備に対し、補助を行う。	28回	対象外		
C	- 11	都市開発資金の借入れなどに関する事務	都市計画道路・公園等の区域内の土地の先行取得に必要な資金について、国からの借入れを行うほか、土地区画整理事業等に関して国から資金を借入れ、土地区画整理組合等に対し、事業に要する経費を無利子で貸し付ける。	25回	都	都区	是非
C	- 12	都市防災施設整備に関する事務(避難場所・避難道路の見直し、防災密集地域総合整備、住宅市街地総合整備など)					
	1	(1) 避難場所・避難道路の指定に関する事務	震災時の市街地大火から避難者の安全を確保するため、避難場所・避難道路の指定を行う。	25回	都	都	都
	2	(1) 地域危険度測定調査に関する事務	地震に関する地域の危険度を測定し、その結果を都民に公表する。	28回	都	都	都
	3	(1) 防災都市づくり推進計画の策定などに関する事務	木造住宅密集地域の防災対策を推進するため、防災都市づくり推進計画の策定、防火規制区域の指定を行う。	28回	都	都区	是非
	4	(1) 木造住宅密集地域の整備促進に関する事務	都市の防災性を向上させるため、区が行う木造住宅密集地域整備事業等に対する助成等を行う。	25回	都	都区	是非
	5	(1) 住宅市街地総合整備事業などに関する事務	住宅市街地総合整備事業制度要綱に基づき、当該事業に係る国庫補助の進達等を行う。	25回	都	都区	是非
C	- 13	土地区画整理事業の助成に関する事務	土地区画整理事業に対する補助を行う。	25回	都	都区	是非
C	- 14	街路の整備に関する事務	都市計画道路の整備を行う。	28回	都	都区	是非
C	- 15	都市改造に関する事務		25回			

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名			事業概要	幹事会	評価		
					都	区	結果
1	(1)	土地区画整理事業の施行に関する事務	道路、公園などの公共施設の整備改善と宅地の利用促進を図るため、土地の区画形質の変更及び公共施設の新設又は変更を伴う土地区画整理事業を施行する。(東京都施行は20ha以上又は区施行以外の事業)		都	都区	是非
	(1)	市街地再開発事業の施行に関する事務	市街地における土地の合理的かつ健全な高度利用と都市機能の更新を図るため、市街地再開発事業を施行する。		都	都区	是非
	(1)	沿道一体整備事業の施行に関する事務	沿道の効率的な土地利用、防災機能の向上等を図るため、道路整備と一体的に沿道まちづくりを進める。		都	都区	是非
C - 16		しゃれた街並みづくりの推進に関する事務	都民等の発意を引き出しながら、地域が取り組むまちづくり活動を魅力ある街並みの形成に結び付けるため、「街区再編まちづくり制度」「街並み景観づくり制度」「まちづくり団体の登録制度」の運用を行う。	25回	都	区	是非
C - 17		建築物の耐震改修の促進などに関する事務	耐震化に対する意識啓発、建築物の耐震化促進を行う。	25回	都	都区	是非
C - 18		民間住宅施策の推進に関する事務	総合的なマンション施策、良質で多様な住宅の供給誘導を推進する。	25回	都	都区	是非
C - 19		都営住宅の供給に関する事務	公営住宅法に基づき、都営住宅の建設・管理を行う。	25回	都	都区	是非
C - 20		公園・動物園・霊園の整備・管理に関する事務		25回			
1	(1)	都立公園の整備・管理に関する事務	都市公園法に基づき、都立公園(47公園(平成21年6月1日現在)うち有料公園8庭園)の整備・管理を行う。		都	都区	是非
	(1)	動物園の整備・管理に関する事務	都市公園法に基づき、都立公園内に設置する公園施設として、動物園(動物園及び水族園)の整備・管理を行う。		都	都	都
	(1)	霊園の整備・管理に関する事務	都立霊園(都内8箇所(うち区部4箇所))の整備・管理を行う。		都	都	都
	(1)	青山葬儀所の整備・管理に関する事務	青山葬儀所(斎場)の整備・管理運営を行う。		都	都	都
	(1)	瑞江葬儀所の整備・管理に関する事務	瑞江葬儀所(斎場)の整備・管理運営を行う。		区	都	是非
C - 21		東京港の整備・管理に関する事務		25回			
1	(1)	港湾施設の整備・管理などに関する事務	港湾施設、海岸保全施設の整備・管理を行う。		都	都	都
	(1)	海上公園の整備・管理に関する事務	臨海地域及び水域において海上公園の整備・管理を行う。		都	都区	是非

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価			
				都	区	結果	
【環境・廃棄物分野】D							
D	- 1	環境に係る調査研究に関する事務	東京都環境科学研究所(財団法人東京都環境整備公社)において、環境に係る調査研究を行う。	28回	都	都	都
D	- 2	地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する事務(カーボンマイナス東京10年プロジェクトなど)	気候変動の危機を回避するために、低炭素型社会への早期の移行を実現させていくための地球温暖化・ヒートアイランド対策に関する積極的な施策を行う。	26回	都	都区	是非
D	- 3	環境改善に関する事務(事業者の環境保全活動への支援、騒音振動対策など)		26回			
	1	(1) 事業者の環境保全活動への支援に関する事務	光化学スモッグを起す原因物質であり、また、人体への有害性物質を含む揮発性有機化合物(VOC)に対する中小企業の排出削減に向けた取組への支援を行う。		都	都区	是非
	2	(1) 騒音振動防止対策に関する事務	騒音・振動の課題解決のため、航空機や鉄道の騒音発生源ごとに測定等を行い、騒音・振動の低減化要請等を関係機関に行うなど、騒音振動対策を総合的に行う。		都	都区	是非
D	- 4	自動車公害対策に関する事務(ディーゼル車対策融資あっせん、燃料対策、道路沿道環境対策など)		26回			
	1	(1) 自動車交通量対策に関する事務	自動車利用の抑制等の推進を図る。		都	都	都
	2	(1) 自動車公害発生源対策に関する事務(ディーゼル車対策等)	ディーゼル車対策等の推進を図る。		都	都区	是非
	3	(1) 道路沿道環境対策に関する事務(局地汚染対策)	局地的高濃度汚染の改善に向けた調査・検討を行う。		都	都	都
D	- 5	水環境の保全に関する事務	水環境の改善に向けた取組として、清流復活事業、多摩川水量確保対策事業を行う。	28回	都	区	是非
D	- 6	緑地保全策の推進に関する事務	自然保護条例に基づく緑地保全地域の指定、緑化計画書の届出受理、開発許可等を行う。	26回	都	都区	是非
D	- 7	生物多様性の確保に関する事務(カラス対策など)	生態系のバランスを維持する上で極めて重要である生物多様性の確保を図るため、野生動植物の保護や鳥獣保護等を行う。	26回	都	都区	是非
D	- 8	廃棄物対策に関する事務(埋立処分場の建設整備など)	埋立処分場の管理運営・整備などを行う。	26回	都	都	都

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価		
				都	区	結果
【福祉・保健分野】E						
E - 1	新しい福祉の基盤づくりに関する事務		26回			
	1	(1) 新しい福祉の基盤づくりに関する事務		都	都区	是非
	2	(1) 福祉サービスの利用支援・相談の仕組みづくりなどに関する事務		都	都	都
E - 2	民間施設サービス推進費補助、独立行政法人福祉医療機構借入金利子補助に関する事務		28回	対象外 (E-1で検討)		
E - 3	東京都社会福祉事業団に対する補助に関する事務		28回	都	都	都
E - 4	医学系総合研究所(東京都医学研究機構)の助成等に関する事務		28回	都	都	都
E - 5	福祉サービス第三者評価システムに関する事務		26回	都	都	都
E - 6	救急医療の充実に関する事務		28回	都	都区	是非
E - 7	歯科保健対策の推進に関する事務(心身障害者口腔保健センターの運営など)		28回	都	都	都
E - 8	地域医療対策に関する事務		26回	都	都区	是非
E - 9	医療人材対策に関する事務(看護専門学校の管理運営、開業医小児医療研修など)		26回			
	1	(1) 医療人材の確保に関する事務		都	都	都
	2	(1) 都立看護専門学校の運営に関する事務		都	都	都
E - 10	老人保健に関する事務		28回	都	都	都

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名		事業概要	幹事会	評価			
				都	区	結果	
E	- 11	血液の確保に関する事務	医療にとって必要不可欠な安全な血液製剤を安定的に確保するため、普及啓発等を行う。	26回	都	都	都
E	- 12	医療費助成に関する事務	心身障害者等の保健の向上等を図るため、医療費の一部を助成する。	26回	都	区	是非
E	- 13	健康づくりの推進に関する事務	都民の健康づくりの推進に関する事務を行う。	26回	都	都	都
E	- 14	低所得者等への援護に関する事務					
	1	(1) 低所得者等への援護に関する事務(低所得者対策)	低所得者の安定した生活の確保を図るため、生活福祉資金の貸付、多重債務者生活再生事業等を行う。	28回	都	都	都
	2	(1) 低所得者等への援護に関する事務(生活保護)	生活保護法による被保護者に対して、本人及び世帯の自立の助長を図ることを目的に、被保護者の就労や社会参加を支援する区に対してその経費を全額補助する。	27回	都	区	是非
	3	(1) 低所得者等への援護に関する事務(路上生活者対策)	路上生活者の自立支援を図るため、緊急一時保護センター事業、巡回相談事業、更生施設利用者等自立生活援助事業等を行う。	28回	都	都	都
E	- 15	福祉のまちづくりの推進に関する事務	高齢者や障害者を含むすべての人が、安全、安心かつ快適に暮らし、訪れることができる社会の実現を図るため、ユニバーサルデザインの理念に基づき、建築物や公共交通施設等の都市施設を円滑に利用できるようバリアフリーの基盤整備など、福祉のまちづくりを推進する。	27回	都	都区	是非
E	- 16	国民健康保険組合・国民健康保険団体連合会に対する補助に関する事務	国民健康保険組合及び国民健康保険団体連合会に対し、国民健康保険事業に要する費用の補助を行う。	28回	都	都	都
E	- 17	地域福祉推進事業補助に関する事務	区市町村が実施する福祉サービス等の事業に対し、補助を行う。	28回	都	区	是非
E	- 18	難病対策に関する事務	難病患者や家族の負担軽減を図るため、医療費の助成(審査、認定を含む。)を行う。	28回	都	都	都
E	- 19	山谷対策に関する事務	2区に跨る山谷地域における簡易宿所の居住者等に対して、雇用の安定、社会福祉及び保健衛生の向上などを図るため、東京都山谷対策本部に基づき、総合的な山谷対策事業を推進する。	27回	都	都	都
E	- 20	地域における高齢者の日常生活の支援などに関する事務	地域における高齢者の日常生活を支援する。	27回	都	都区	是非
E	- 21	高齢者の生きがいと社会参加の促進に関する事務	老人クラブへの助成、シルバーパスの交付等を行う。	28回	都	都	都

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名			事業概要	幹事会	評価		
					都	区	結果
E	-	22	老人福祉施設等の整備・管理運営に関する事務				
	1	(1)	都立高齢者施設の運営に関する事務	28回	都	都	都
	2	(1)	老人福祉施設等の整備に関する事務	27回	都	都区	是非
E	-	23	東京都健康長寿医療センターの運営に関する事務	28回	都	都	都
E	-	24	認知高齢者の支援などに関する事務	28回	都	都区	是非
E	-	25	(財)東京都福祉保健財団の助成に関する事務	28回	都	都	都
E	-	26	児童健全育成に関する事務	28回	都	都	都
E	-	27	保育所等に関する事務	27回	都	都区	是非
E	-	28	子育て支援に関する事務	27回	都	都区	是非
E	-	29	ひとり親家庭福祉に関する事務	28回	都	都	都
E	-	30	障害者(児)施設の整備・管理運営に関する事務	28回	都	都	都
E	-	31	地域での居住の安定の確保に関する事務	28回	都	都	都
E	-	32	障害者の地域生活支援サービスの充実に関する事務	28回			
	1	(1)	障害者の相談支援体制の整備に関する事務		都	都	都
	2	(1)	障害者の地域生活を支えるサービス基盤の整備に関する事務		都	都	都
E	-	33	障害者の経済的基盤の整備に関する事務	27回	都	区	是非

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名	事業概要	幹事会	評価			
			都	区	結果	
E - 34	障害者施策推進区市町村包括補助事業に関する事務	区市町村が地域の実情に応じ、創意工夫を凝らして主体的に実施する障害者に対する福祉サービスの充実に資する事業を支援する。	27回	都	区	是非
E - 35	障害者の文化活動の促進に関する事務	東京都障害者福祉会館の運営、東京都障害者総合美術展の開催を行う。	28回	都	都	都
E - 36	障害者のスポーツ・レクリエーション活動の振興に関する事務	東京都障害者総合スポーツセンターの運営、東京都障害者スポーツ大会の開催等を行う。	28回	都	都	都
E - 37	障害者の就労の促進に関する事務	障害者就労支援協議会の運営、雇用にチャレンジ事業等を行う。	28回	都	都	都
E - 38	重症心身障害児(者)の保健医療に関する事務	重症心身障害児(者)の療育体制の整備に関する事務を行う。	27回	都	都	都
E - 39	精神障害者の医療対策に関する事務	精神障害者の医療費の助成や医療体制の確保を行い、精神障害者に対する保健・医療サービスを充実する。	27回	都	都区	是非
E - 40	精神障害者の地域生活支援に関する事務	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第50条に基づき、精神障害者社会適応訓練事業を行う。	28回	対象外 (④-15で検討)		
E - 41	健康安全に関する事務	都民の健康安全に関する事務を行う。	27回	都	都	都

【産業・労働分野】F

F - 1	中小企業対策に関する事務		28回			
1	(1) 創業・起業支援、経営支援など	東京の産業活力を向上させるため、中小企業に対する創業・起業支援、経営支援、技術支援等を行う。		都	都区	是非
2	(1) 金融支援	中小企業の資金調達の円滑化を図るため、制度融資などを行う。		都	都	都
3	(1) その他の中小企業支援	産業交流展の開催、東京都ベンチャー技術大賞の表彰、中小企業情報ネットワーク整備、中小企業向け債券市場の仕組みづくり等を行う。		都	都	都
4	(1) 商店街振興に関する事務	区市町村や商店街の多種多様な取組を支援することにより、地域経済や雇用を支える商店街の活性化を図る。		都	都区	是非
5	(1) 創業支援センターの運営	都が保有する空き庁舎を活用し、創業者やベンチャー企業に対し、インキュバータオフィスとして提供する。		都	都	都
6	(1) 地域中小企業振興センター	地域における中小企業振興の拠点として、都内3箇所を設置している地域中小企業振興センターの運営を行う。		都	都	都

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名			事業概要	幹事会	評価			
					都	区	結果	
7	(1)	国際展示場、東京国際フォーラムなどの運営	都内の中小企業が見本市、会議等に活用できる施設の管理運営を行う(株)東京国際フォーラム及び(株)東京ビッグサイトへの出資等を行う。		都	都	都	
8	(1)	試験研究機関	中小企業の抱える技術的課題を支援するため、試験研究機関を運営する地方独立行政法人東京都産業技術研究センターの支援を行う。		都	都	都	
F	-	2	観光振興に関する事務		28回			
1	(1)	観光プロモーション	東京に広く世界から旅行者を誘致するため、観光プロモーション、イベントの開催、東京観光情報センターの運営等を行う。		都	都	都	
2	(1)	観光まちづくり	広域観光まちづくり支援、水辺の観光資源化の推進、産業を活かした観光ルート整備支援を行う。		都	都	都	
3	(1)	国際ユースホステル	東京国際ホステル施設を民間事業者に貸し付ける。		都	都	都	
4	(1)	都市観光支援事業	東京における観光産業の振興を図るため、財団法人東京観光財団の支援を行う。		都	都	都	
F	-	3	農業の振興に関する事務	高い意欲と戦略的な経営マインドを有する農業者に対し、施設整備等への支援を行い、都市の有利性を活かした農業経営力を強化する。	28回	都	区	是非
F	-	4	(財)しごと財団に対する助成、しごとセンターの運営に関する事務	財団法人東京しごと財団が実施する事業に要する経費の補助、東京都しごとセンターの運営を行う。	28回	都	都	都
F	-	5	若年労働者・高齢者の就業対策に関する事務(シルバー人材センター補助など)	若者ジョブサポーターの組織化などにより若年者の就業を支援するとともに、はつらつ高齢者就業機会創出支援事業などにより高齢者の就業を支援する。	28回	都	都区	是非
F	-	6	技能振興に関する事務(東京都職業能力開発協会の助成など)	東京都職業能力開発協会への助成、東京都優秀技能者(東京マイスター)の表彰等を行う。	28回	都	都	都
F	-	7	労働知識の普及・啓発に関する事務(労働教育、資料・情報の提供など)	労働セミナーの実施などにより、労働知識の普及・啓発を行う。	28回	都	都	都
F	-	8	勤労者福祉対策に関する事務		28回			
1	(1)	勤労者福祉支援事業など	中小企業で働く人々や家内労働者等の福祉向上を図るため、財団法人東京都中小企業振興公社が実施する事業に対する補助を行う。		都	都	都	

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

事務名			事業概要	幹事会	評価			
					都	区	結果	
2	(1)	中小企業従業員融資、家内労働対策	中小企業の従業員等を対象に、生活資金並びに妊娠中、子育て期間中または介護休業期間に要する資金を、中央労働金庫等を通じて融資するほか、家内労働法の普及啓発、家内労働の衛生環境改善に対する助成等を行う。		都	都	都	
【教育分野】G								
G	-	1	中高一貫教育校に関する事務	中高一貫教育校(都立高等学校・附属中学校、中等教育学校)の設置、運営及び廃止に関する事務を行う。	28回	都	都	都
G	-	2	社会教育に関する事務		28回			
	1	(1)	埋蔵文化財調査センター	埋蔵文化財の調査研究、展示等を行う埋蔵文化財調査センターの管理運営を行う。		都	都	都
	2	(1)	社会教育施設管理	都立図書館、ユースプラザの管理運営を行う。		都	都	都
	3	(1)	社会教育推進事業	地域教育推進ネットワーク東京都協議会の運営、放課後子供教室推進事業費等補助等を行う。		都	都	都
	4	(1)	文化財保護事業	東京文化財ウィークの実施、文化財の保存助成等を行う。		都	都	都
G	-	3	学校保健給食に関する事務	学校保健や学校給食に関して、区市町村に対する指導、助言等を行う。	28回	都	都	都
G	-	4	高等学校の整備・運営などに関する事務	高等学校の設置、運営、施設の管理保全等に関する事務を行う。	28回	都	都	都
G	-	5	学校教育指導に関する事務(スクールカウンセラーの配置、語学教育の充実など)		28回			
	1	(1)	学校教育に関する事務	学校教育の充実に向けた様々な事業を行う。		都	都区	是非
	2	(1)	人材育成に関する事務	将来を担う若者や質の高い教員の養成を図る事業を行う。		都	都区	是非
G	-	6	高等専門学校の運営などに関する事務	都立産業技術高等専門学校を設置・運営する公立大学法人首都大学東京の支援を行う。	28回	対象外 (A-8で検討)		

(注) 「結果」欄の「是非」は「都区の役割の見直しの是非を引き続き検討」と方向性を整理したもの

検討対象事務を選定するための基準

都が行っている事務を次のとおり分類し、この分類に応じて、検討対象事務を選定する。

なお、検討対象事務は、特別区への事務移管を積極的に進める観点から、府県事務を含め、幅広く選定するとともに、必要に応じ、検討過程で随時追加することができることとする。

I 都議会に関する事務

⇒ **検討対象外とする。**

(具体例)

- ・ 都議会の運営補助に関する事務
- ・ 都議会との連絡調整に関する事務

II 都全体の組織運営等に関する事務

⇒ **検討対象外とする。**

(具体例)

- ・ 企画、調査、広報広聴に関する事務
- ・ 文書、法務、組織、情報システムに関する事務
- ・ 人事、給与、労務、研修、福利厚生、共済に関する事務
- ・ 予算、決算、経理、営繕、出納、監査に関する事務

III 国や他の自治体との連絡調整に関する事務

⇒ **検討対象外とする。**

(具体例)

- ・ 各省庁との連絡調整に関する事務
- ・ 知事会に関する事務
- ・ 八都县市首脳会議に関する事務
- ・ 政令市等との連絡調整に関する事務
- ・ 都内区市町村に関する連絡調整に関する事務

IV I～III以外の都の事務

1 特別区を含む区域で行っている事務

(1) 法令に基づく事務

① 一般には市に属する事務で、法令により都が処理することとされている事務

⇒ **検討対象事務とする。**

(具体例)

都市計画決定に関する事務、上下水道事務、消防事務

② 建築主事設置市及び保健所設置市の事務で、法令により都が処理することとされている事務

⇒ **検討対象事務とする。**

(具体例)

大規模な建築物の建築確認事務、食品衛生事務、狂犬病予防事務

③ 法律により一定の要件を満たす市が処理できるとされている事務で、特別

区は一定の要件を満たす市には含まれているものの、政令により具体の指定を受けていない事務

⇒ **検討対象事務とする。**

(具体例)

大気環境改善指導事務、土壌・地下水汚染対策事務

④ 法律により一定の要件を満たす市が処理できるとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれていないもの

⇒ **検討対象事務とする。**

(具体例)

- ・ 地方自治法により特例市・中核市・指定都市が処理できるとされている事務
- ・ 個別法により特例市・中核市・指定都市等が処理できるとされている事務

⑤ 府県事務で、他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務(具体的には、事務処理特例制度により各政令指定都市が処理している事務を抽出)

⇒ **検討対象事務とする。**

(具体例)

不動産登記法に関する事務(登記の嘱託)、国有財産法に関する事務(境界確定の協議、調査、境界の決定等)

⑥ 上記以外の府県事務

⇒ **可能な限り府県事務を洗い出した上で、都と特別区がそれぞれ指定した事務を検討対象事務とする。**

(府県事務の具体例)

警察事務、公益法人の設立許可に関する事務

(2) 任意共管事務

⇒ **可能な限り具体的な事務を洗い出した上で、検討対象事務とする。**

(具体例)

公営住宅、都市公園、公立高校の設置・管理に関する事務

2 特別区以外の区域のみで行っている事務

(1) 法令に基づく事務

⇒ **検討対象外とする。**

(具体例)

自然公園の整備・管理に関する事務、保健所の管理・運営に関する事務

(2) 任意共管事務

⇒ **検討対象外とする。**

(具体例)

東京都市町村総合交付金に関する事務、多摩ニュータウン事業に関する事務

検討対象事務リストの概要

1 法令に基づく事務

- ① 一般には市に属する事務で、法令により都が処理することとされている事務
都市計画決定に関する事務、上下水道事務、消防事務など6項目
- ② 建築主事設置市及び保健所設置市の事務で、法令により都が処理することとされている事務
大規模な建築物の建築確認事務、食品衛生事務、狂犬病予防事務など6項目
- ③ 法律により一定の要件を満たす市が処理できるとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれているものの、政令により具体の指定を受けていない事務
大気環境改善指導事務、土壌・地下水汚染対策事務など11項目
- ④ 法律により一定の要件を満たす市が処理できるとされている事務で、特別区は一定の要件を満たす市には含まれていないもの
 - ア 地方自治法に基づくもの
児童福祉に関する事務、民生委員に関する事務など19項目
 - イ 個別法に基づくもの
指定区間外国道管理事務、県費負担教職員の任免に関する事務など73項目
- ⑤ 府県事務で、他府県において事務処理特例制度により市が処理している事務
不動産登記法に関する事務、国有財産法に関する事務など77項目
- ⑥ 上記以外の府県事務
警察事務、公益法人の設立許可に関する事務など144項目

2 任意共管事務

公営住宅、都市公園、公立高校の設置・管理に関する事務など108項目

合 計 4 4 4 項 目

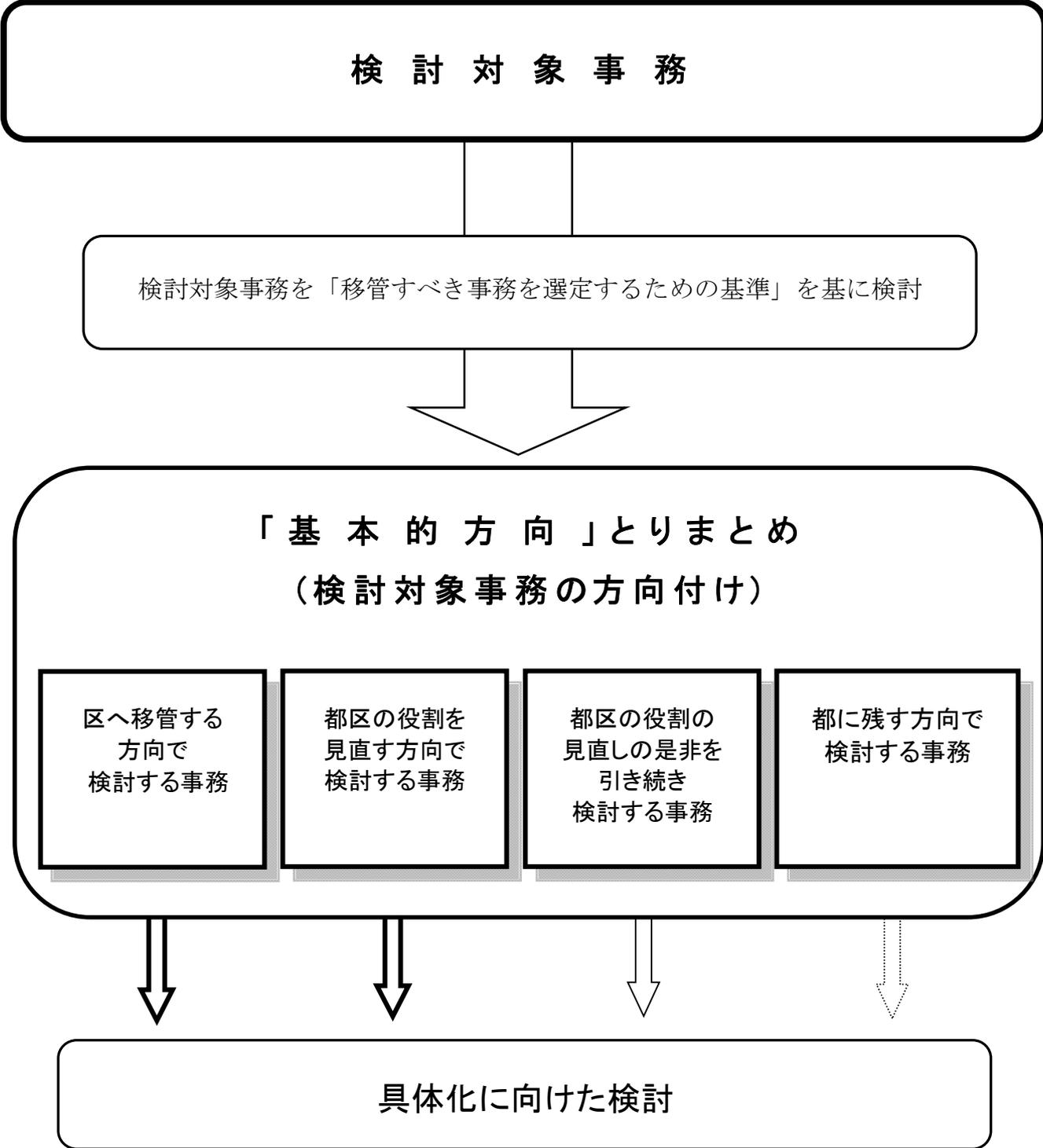
移管すべき事務を選定するための基準

- 1 都区の事務配分の見直しは、特別区の区域において、都は、特別区を包括する広域自治体として大都市東京のさらなる発展を支えるための施策の展開にできる限り特化し、特別区は、大都市東京の基礎自治体としてより幅広く地域の事務を担うことを基本に、都民区民に対する行政サービスをより充実させていくという観点から行われなければならない。
- 2 具体的な事務配分は、検討対象事務リストに掲げられた事務について、次の事項を総合的に勘案して整理する。

なお、議論の状況によっては、国に法改正を求めていくことも視野に入れて検討する。

 - (1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。
 - (2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。
 - (3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
 - (4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。
 - (5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。
 - (6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。
 - (7) その他特段の事情があるかどうか。

都区の事務配分に関する「基本的方向」とりまとめのイメージ



特別区の区域のあり方、都区制度・分権改革関連の動き等に関する 幹事会提出資料（一覧）

○第 2 回幹事会（平成 19 年 6 月 26 日）

【資料】「地方分権改革関連の動き」（区側資料）

最近の地方分権改革関連の動きに関する下記の資料

- ・ 第 27 次地方制度調査会「今後の地方自治制度のあり方に関する答申」（H15. 11. 13）抜粋
- ・ 第 28 次地方制度調査会「道州制のあり方に関する答申」（H18. 2. 28）抜粋
- ・ 地方分権改革推進法の概要について
- ・ 地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方（概要）－地方が主役の国づくり－ 地方分権改革推進委員会（H19. 5. 30）
- ・ 道州制ビジョン懇談会の概要について

【資料】「最近の都区を取り巻く状況」（都側資料）

最近の都区を取り巻く状況に関する下記の資料（大都市の財源狙い撃ちや都心直轄化の議論など、東京都及び特別区の反論）

- ・ 経済財政改革の基本方針 2007～「美しい国」へのシナリオ～（平成 19 年 6 月 19 日 経済財政諮問会議）
- ・ 地方分権改革推進にあたっての基本的な考え方－地方が主役の国づくり－（平成 19 年 5 月 30 日 地方分権改革推進委員会）
- ・ 道州制に関する第 2 次中間報告（平成 19 年 6 月 14 日 自由民主党道州制調査会）
- ・ 大都市狙い撃ちの「財政力格差是正論」への反論＜概要＞（平成 19 年 6 月 1 日 東京都）
- ・ 地方税財政の見直しに対する緊急アピール（平成 19 年 6 月 12 日 4 都府県知事（東京都・神奈川県・愛知県・大阪府））
- ・ 「東京富裕論」への反論～真に見直すべきは国と地方の関係です～【概要】（平成 19 年 6 月 特別区長会）

○第 4 回幹事会（平成 19 年 8 月 29 日）

【資料】「第 11 回地方分権改革推進委員会資料」（都側資料）

東京富裕論に関する第 11 回地方分権改革推進委員会財務省提出資料（平成 19 年 7 月 5 日）

○第 5 回幹事会（平成 19 年 9 月 19 日）

【資料】「市町村合併をめぐる状況等について」（都側資料）

最近の市町村合併をめぐる状況や特別区の区域のあり方に関する下記の資料

- ・ 市町村合併の推進（総務省HPより）

- ・最近の総務省の動き
- ・第22次地方制度調査会答申（抜粋）
- ・大都市制度のあり方（（自治研究（第82巻第5号）現総務省行政局長久元喜造より抜粋）
- ・東京23区の区域の変遷

○第6回幹事会（平成19年10月29日）

【資料】「特別区の区域のあり方に係る検討の視点について」（都側資料）

特別区の区域の現状とこれを踏まえた特別区の区域のあり方に関する検討の視点（「生活圏拡大の視点」「行財政基盤強化の視点」「行政改革推進の視点」「税源偏在是正の視点」）及び各視点等に関連する下記の資料

- ・特別区の人口規模・財政規模の格差拡大
- ・特別区の面積と人口の推移
- ・特別区民の従業・通学状況の変化
- ・自転車駐車場定期利用の状況及び居住地等の内訳（自転車定期利用）
- ・公立図書館の利用者の範囲
- ・行政区域と経済圏が一致しないために不都合が生じていると報道された事例
- ・児童相談所の設置状況
- ・特別区における公立小・中学校の学校数及び教員数
- ・人口千人当たり職員数・歳出額の各区比較
- ・大都市部合併における検証
- ・特別区税収入額の推移、固定資産税収入額の推移
- ・各区の財政調整（平成17年度決算）

【資料】「都市と地方の共倒れを招く『法人二税の格差是正策』に反論する〈概要〉（平成19年10月 東京都）」（都側資料）

【資料】「都市と地方の共倒れを招く『法人二税の格差是正策』に反論する（平成19年10月 東京都）」（都側資料）

【資料】「『東京富裕論』への反論～真に見直すべきは国と地方の関係です～（平成19年6月 特別区長会）」（区側資料）

【資料】「特別区財政の現状と課題（平成19年9月 特別区長会事務局）」（区側資料） 地方税収格差問題をめぐる国への反論等に関する資料

○第7回幹事会（平成19年11月22日）

【資料】「第6回幹事会（10月29日）における主な意見・指摘等」（都側資料）

【資料】「特別区の区域のあり方に関する論点メモ」（都側資料）

第6回幹事会において、特別区の区域のあり方に関して出された意見・指摘等をまとめた資料、その意見・指摘等を体系的に整理した論点メモ及び下記の関連資料

- ・合併のメリット・デメリット
- ・都区制度の概要
- ・第22次地方制度調査会答申（抜粋）
- ・第28次地方制度調査会答申（抜粋）
- ・道州制のあり方に関する意見等
- ・既に提唱されている新しい特別区の名称
- ・首都についての法制度
- ・都市実態の類似性・異質性についての基礎資料

【資料】『東京自治制度懇談会 議論の整理』の概要」（都側資料）

【資料】「東京自治制度懇談会 議論の整理 ～地方自治制度改革の課題と方向性について～」（都側資料）

平成19年11月に公表された「東京自治制度懇談会 議論の整理」

○第8回幹事会（平成19年12月17日）

【資料】「特別区の区域のあり方 関連資料」（区側資料）

第29次地方制度調査会資料等の抜粋及びその他の関連資料

- ・市町村合併の検証をめぐる意見（第29次地制調専門小委会議録より抜粋）
- ・未合併要因に関する調査（第29次地制調第2回専門小委資料抜粋）
- ・地方分権改革推進委員会「中間的なとりまとめ」（H19.11.16）（抜粋）
- ・東京自治制度懇談会「議論の整理」（H19.11）（抜粋）
- ・第二次特別区制度調査会報告（H19.12.11）「都の区」の制度廃止と「基礎自治体連合」の構想（抜粋）
- ・常住地別の従業先・通学先人数の割合
- ・諸指標・性質別歳出に係る比較
- ・合併に関する各種アンケート調査結果（第29次地制調第2回専門小委資料抜粋）
- ・合併後の住民等アンケート調査結果（報道機関が実施したもの）（第29次地制調第3回専門小委資料抜粋）

【資料】「特別区の区域のあり方に関する参考論点」（区側資料）

今後の議論の素材として、参考となる論点を幾つかのテーマに分けて示した資料

【資料】「第二次特別区制度調査会報告『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想 概要版」（区側資料）

【資料】「第二次特別区制度調査会報告『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想」（区側資料）

平成19年12月に公表された「第二次特別区制度調査会報告『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想」

○第 11 回幹事会（平成 20 年 4 月 24 日）

【資料】「特別区の区域のあり方に関する論点」（都側資料）

【資料】「特別区の区域のあり方に関する考え方（検討の素材）」（都側資料）

「特別区の区域のあり方に関する参考論点（第 8 回幹事会区側資料）」を参考に「特別区の区域に関する論点メモ（第 7 回幹事会都側資料）」をブラッシュアップした「特別区の区域のあり方に関する論点」及びこの論点に対応する都の考え方と区側の「参考論点」（第 8 回区側幹事会資料）とを対比するととともに、区側の見解を求めた資料

○第 12 回幹事会（平成 20 年 5 月 29 日）

【資料】「既に公表されている再編案の例」（都側資料）

既に公表されている特別区の区域の再編案の概要

- ・「東京・『6 都市＋自主区』まちづくり会議構想」（（財）森記念財団、平成 11 年 6 月）
- ・「東京改都」（深川保典、中公新書ラクレ 8、平成 13 年 5 月）
- ・「東京二十三区の再編」（浅見泰司・中野英夫・小林庸至、都政研究、平成 14 年 8 月）
- ・「東京都の肖像」（塚田博康、都政新報社、平成 14 年 9 月）
- ・「構想『自治行政学』」（佐々木信夫、地方財務、平成 19 年 7 月）

【資料】「主に夜間人口を対象とする行政サービスに係る各区比較（試算）」（都側資料）

主に夜間人口を対象とする行政サービスを抽出して、これに係る各区の人口千人当たりの職員数及び歳出額を試算し、各区の人口規模との関係を比較する資料

○第 13 回幹事会（平成 20 年 6 月 26 日）

【資料】「特別区などの昼夜間人口比率」（都側資料）

昼夜間人口比率上位 20 団体（常住人口 5000 人以上）における特別区の比率、大阪市との昼夜間人口比率の比較、特別区における昼夜間人口比率の推移などに関する資料

【資料】「特別区などの就業・通学者の状況」（都側資料）

就業・通学者の自区市内完結率について、特別区と旧 5 大市、大阪市や他都市との比較、特別区における自区内就業・通学者の完結率の推移に関する資料

【資料】「東京自治制度懇談会と特別区地方制度調査会の報告比較」（都側資料）

都と特別区の基本的な性格、都と特別区の事務配分、都と特別区の財源配分などの論点について、東京自治制度懇談会「議論の整理」と特別区地方制度調査会「『都の区』の制度廃止と『基礎自治体連合』の構想」の考え方とを対比した資料

【資料】「東京自治制度懇談会報告及び特別区地方制度調査会報告に関する意見」（都側資料）

東京自治制度懇談会報告及び特別区地方制度調査会報告に関して公表されている意見を抜粋してまとめた資料

〔東京自治制度懇談会報告に関する意見〕

- ・「今後の特別区のあり方を考える～都区双方の報告の意味するもの～」(志賀徳壽、るびゅ・さあんとり、平成20年3月)

〔特別区地方制度調査会報告に関する意見〕

- ・「東京自治制度の今後のあり方に関する一考察」(辻琢也、都政研究、平成20年3月)
- ・「自己目的化する特別区に分権議論」(高橋信行、るびゅ・さあんとり、平成20年3月)

○第14回幹事会(平成20年7月31日)

【資料】「特別区の再編に関するアンケートについて」(都側資料)

平成19年7月に東京商工会議所が会員企業に対して実施した「東京圏における広域行政に関するアンケート」について、特別区の再編に関する部分の結果をまとめた資料

【資料】「自由民主党道州制推進本部 第3次中間報告について」(都側資料)

平成20年7月29日に自由民主党道州制推進本部がとりまとめた第3次中間報告について、その概要と特別区に関する記述の部分抜粋した資料

【資料】「特別区の区域のあり方に関する都からの質問事項に関連する『参考論点』抜粋」(区側資料)

第11回幹事会で都側から区側に示された質問に関連する参考論点(「特別区の区域のあり方に関する参考論点(第8回幹事会資料)」)の抜粋及び、参考として、「特別区の区域のあり方に関する参考論点(第8回幹事会資料)」のうち、主要なものを抜粋した「特別区の区域のあり方に関する主要論点」と地方分権改革推進委員会「中間的なとりまとめ」の中で基礎自治体のあり方に関わる基本的な考え方を示した部分を抜粋した「地方分権改革推進委員会で示された基礎自治体のあり方に関する考え方」を示した資料

○第15回幹事会(平成20年9月3日)

【資料】「諸外国の大都市制度」(都側資料)

国の地方自治制度、都市の自治制度、都市を構成する団体の自治制度、地域自治組織について、ロンドン(イギリス)、パリ(フランス)、ニューヨーク(アメリカ)、ソウル(韓国)と東京(日本)とを比較した資料

【資料】「都からの質問事項への区側回答に対する都の意見」(都側資料)

第14回幹事会で区側から出された「特別区の区域のあり方に関する都からの質問事項に関連する『参考論点』抜粋」に対する都の意見

【資料】「区側から示された『特別区の区域のあり方に関する主要論点』に対する都の意見」（都側資料）

第14回幹事会で区側から参考として出された「特別区の区域のあり方に関する主要論点」に対する都の意見

○第16回幹事会（平成20年10月2日）

【資料】「再編案の主な基本類型」（都側資料）

東京都議会の行財政改革基本問題特別委員会における資料「自治制度改革の論点整理（知事本部平成14年4月）」で示された再編統合の類型を基本に、再編案の主な基本類型として、「都心部・中心部を統合する考え方」「中心部・周辺部を統合する考え方」「全区域を統合する考え方」「その他」があることを説明した資料

【資料】「東京・『6都市+自主区』まちづくり会議構想（財団法人 森記念財団 平成11年6月）の概要」（都側資料）

平成11年6月に財団法人森記念財団が公表した「東京・『6都市+自主区』まちづくり会議構想」について、基本認識、検討に当たっての着眼点、再編案、留意点という観点から、その概要を説明した資料

【資料】「東京23区の再編（浅見泰司・中野英夫・小林庸至）の概要『都政研究平成14年8月号』（都側資料）

浅見泰司・中野英夫・小林庸至氏が都政研究平成14年8月号に掲載した「東京23区の再編」について、基本認識、検討に当たっての視点、再編案という観点から、その概要を説明した資料

【資料】「道州制と大都市制度のあり方～東京23区部を一体とする新たな『東京市』へ」（参考資料）

東京商工会議所 政治・行政改革推進委員会が平成20年9月11日に発表した提言

○第17回幹事会（平成20年11月13日）

【資料】「地方自治に関する最近の新聞報道について」（都側資料）

地方自治に関する最近の新聞報道の概要

- ・「道州制論議前倒し」（平成20年11月11日 日本経済新聞夕刊）
- ・「東商提示 道州制へ23区“合併”案」（平成20年11月11日 東京新聞）

○第18回幹事会（平成20年12月17日）

【資料】「既存の再編案と行政圏等との関係」（都側資料）

第16回幹事会で取り上げた「東京・『6都市+自主区』まちづくり会議構想」（財団法人森記念財団平成11年6月）及び「東京23区の再編」（浅見泰司・中野英夫・小林庸至、都政研究平成14年8月号）における再編案（区割り案）について、再編後の特別区がどういう姿になるか、下記の項目についてシミュレーションを行った

結果及び再編後の特別区と行政圏等との関係がどうなるかを図で示した資料

[シミュレーション結果]

- ・再編後の特別区の基本情報（人口、面積、昼夜間人口比率）
- ・再編後の特別区の税収（特別区税、調整税（55%相当分））
- ・再編後の特別区の通勤通学・業務移動圏・私事移動圏完結率

[行政圏等との関係]

- ・二次保健医療圏
- ・都立高校の旧学区
- ・都建設事務所所管区域
- ・労働基準監督署所管区域
- ・ハローワーク管轄区域
- ・警視庁方面本部
- ・東京消防庁消防方面本部
- ・児童相談所管轄区域

【資料】「道州制の導入に向けた第2次提言（2008年11月18日（社）日本経済団体連合会）」（参考資料）

（社）日本経済団体連合会が平成20年11月18日に公表した道州制の導入に向けた提言

【資料】「地方分権改革推進委員会 第2次勧告（平成20年12月8日 地方分権改革推進委員会）」（参考資料）

地方分権改革推進委員会が平成20年12月8日に提出した義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大等を内容とする第2次勧告

○第20回幹事会（平成21年4月27日）

【資料】「大都市制度構想提言『日本を牽引する大都市』について（平成21年2月 横浜・大阪・名古屋3市による大都市制度構想研究会）」（都側資料）

横浜、大阪、名古屋3市による大都市制度構想研究会が公表した「都市州」制度創設を内容とする提言

【資料】「地域活性化に資する地方分権改革と道州制の推進について（平成21年4月16日 日本・東京商工会議所）」（都側資料）

日本・東京商工会議所が平成21年4月16日に発表した道州と基礎自治体の役割等を内容とする提言

○第21回幹事会（平成21年6月29日）

【資料】「特別区の区域の沿革について－『都と区の制度的変遷に関する調査研究』より－」（都側資料）

都が行った都と区の制度的変遷に関する調査研究における明治期から現在までの特別区の区域の沿革に関する資料

【資料】「今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申について（平成 21 年 6 月 16 日 地方制度調査会）」（都側資料）

第 29 次地方制度調査会が平成 21 年 6 月 16 日に提出した市町村合併を含めた基礎自治体のあり方等を内容とする答申

○第 22 回幹事会（平成 21 年 7 月 30 日）

【資料】「特別区の区域の沿革について－『都と区の制度的変遷に関する調査研究』より－」（都側資料）

都が行った都と区の制度的変遷に関する調査研究における昭和 7 年の東京市域拡張に関する資料

○第 23 回幹事会（平成 21 年 12 月 22 日）

【資料】「特別区の区域の沿革について－『都と区の制度的変遷に関する調査研究』より－」（都側資料）

都が行った都と区の制度的変遷に関する調査研究における昭和 22 年の区域再編に関する資料

【資料】「地方分権改革推進委員会 第 3 次勧告・第 4 次勧告（平成 21 年 10 月 7 日、11 月 9 日 地方分権改革推進委員会）」（都側資料）

地方分権改革推進委員会が平成 21 年 10 月 7 日、同年 11 月 9 日に提言した義務付け・枠付けの見直しと条例制定権の拡大等を内容とする第 3 次勧告、第 4 次勧告

【資料】「地方分権改革推進計画（平成 21 年 12 月 15 日 閣議決定）」（都側資料）

平成 21 年 12 月 15 日に閣議決定された地方分権改革推進計画

【資料】「地域主権型道州制の導入に向けて＜中間報告書＞（平成 21 年 10 月 9 日 社団法人 経済同友会）」（都側資料）

社団法人 経済同友会が平成 21 年 10 月 9 日に公表した道州制の意義等を内容とする中間報告書に関する資料

【資料】「第 1 回東京の自治のあり方研究会の会議概要」

平成 21 年 11 月 5 日に開催された第 1 回東京の自治のあり方研究会の会議概要に関する資料

○第 24 回幹事会（平成 22 年 5 月 31 日）

【資料】「国の地域主権戦略会議の動き」（都側資料）

平成 21 年 11 月に内閣府に設置された地域主権戦略会議に関する資料

【資料】「大阪府市再編構想について」（都側資料）

橋下徹大阪府知事が提唱した大阪府市再編構想に関する資料

【資料】「道州制移行における課題－財政面から見た東京問題と長期債務負担問題－

(平成 22 年 5 月 19 日 公益社団法人 経済同友会)」(都側資料)

公益社団法人 経済同友会が平成 22 年 5 月 19 日に公表した道州制下における東京のあり方等を内容とする提言

【資料】「道州制ビジョン：東京圏をどうするのか(平成 21 年 11 月 11 日 財団法人東京市政調査会理事長 西尾勝)」(都側資料)

平成 21 年 11 月 11 日に行われた財団法人東京市政調査会理事長 西尾勝氏の講演に関する資料

【資料】「第 2 回東京の自治のあり方研究会の会議概要」

平成 22 年 2 月 3 日に開催された第 2 回東京の自治のあり方研究会の会議概要に関する資料

【資料】「第 3 回東京の自治のあり方研究会の会議概要」

平成 22 年 5 月 19 日に開催された第 3 回東京の自治のあり方研究会の会議概要に関する資料

○第 25 回幹事会(平成 22 年 6 月 29 日)

【資料】「地域主権戦略大綱(平成 22 年 6 月 22 日 閣議決定)」(都側資料)

平成 22 年 6 月 22 日に閣議決定された地域主権戦略大綱

【資料】「大阪府市再編構想について」(都側資料)

橋下徹大阪府知事が提唱した大阪府市再編構想に関する資料

【資料】「道州制移行における課題－財政面から見た東京問題と長期債務負担問題－(平成 22 年 5 月 19 日 公益社団法人 経済同友会)」(都側資料)

「道州制ビジョン：東京圏をどうするのか(平成 21 年 11 月 11 日 財団法人東京市政調査会理事長 西尾勝)」(都側資料)

「第 2 回東京の自治のあり方研究会の会議概要」

※第 24 回幹事会資料と同一

【資料】「第 3 回東京の自治のあり方研究会の会議概要」

※第 24 回幹事会資料と同一(会議概要のみ)

○第 26 回幹事会(平成 22 年 8 月 31 日)

【資料】「地方行財政検討会議について」(都側資料)

平成 22 年 1 月に総務省に設置された地方行財政検討会議の検討状況に関する資料

【資料】「第 4 回東京の自治のあり方研究会の会議概要」

平成 22 年 7 月 27 日に開催された第 4 回東京の自治のあり方研究会の会議概要に関する資料

○第 27 回幹事会（平成 22 年 10 月 27 日）

【資料】「大阪府自治制度研究会『中間とりまとめ』（平成 22 年 9 月 22 日）の概要～大阪にふさわしい新たな大都市制度を目指して～」（都側資料）

大阪府自治制度研究会が平成 22 年 9 月 22 日に公表した中間とりまとめに関する資料

【資料】「第 5 回東京の自治のあり方研究会の会議概要」

平成 22 年 10 月 21 日に開催された第 5 回東京の自治のあり方研究会の会議概要に関する資料

特別区の区域のあり方に係る検討の視点について

(第 6 回幹事会：都側資料 1 から抜粋)

1 特別区の区域の現状

- 昭和 22 年に現在の 23 区になってから 60 年が経過した。
23 区とした考え方：1 区の面積 10k m²、1 区の人口 20 万人程度、
区部の将来人口 400 万人程度
- この間、特別区は、事務や税財政の権限強化など自治権を拡充し、平成 12 年改革により、基礎的な地方公共団体に位置づけられた。
- しかし、区域の見直し（再編）の必要性については、これまで地方制度調査会の答申で数次にわたり指摘があったものの、手付かずのまま今日に至っている。
- 23 区間の人口や財政規模の格差は、23 区になった昭和 22 年当時と比べて著しく拡大している。
人口：3.97 倍→20.13 倍 財政規模：2.60 倍→5.12 倍

2 検討の視点

(1) 生活圏拡大の視点

- ① 特別区民の生活圏は、昭和 30 年と平成 17 年を比べると、明らかに拡大している。
特別区全体で見ても、勤務先が多いはずの都心区を見ても、自区内での従業・通学者が減少している。
- ② 生活圏に比べ区域が狭いために、行政サービスの受益と負担が一致しない、あるいは行政施策に不都合が生じていると指摘されている事例がある。

(2) 行財政基盤強化の視点

特別区が住民に身近な事務を幅広く担おうとする場合、人口要件や事務の効率的な執行等の必要性から、規模拡大の要請が働くと考えられる。

(3) 行政改革推進の視点

人口規模が小さい場合や区域が狭い場合、行政運営が非効率になっている面があると考えられる。

(4) 税源偏在是正の視点

特別区の行財政基盤を強化するためには、税源の偏在を是正する必要があると考えられる。

特別区の区域のあり方に関する論点

(第11回幹事会：都側資料1から抜粋)

1 特別区の再編

(1) 区域問題の性格

各区の考え方、地域特性等がさまざまな中で、一律に区域の再編を議論することができるか。できない場合、どのように対応すべきか。

(2) 住民意識

特別区の再編に関する住民意識についてどう考えるか。

(3) 特別区の特異性

区域再編を検討するに当たり、特別区には、大都市地域における基礎自治体として、一般の市町村とは異なる、考慮すべき特別な事情があるか。

(4) 規模

① 規模の上・下限、バラつき

特別区の規模の上・下限やバラつきについてどう考えるか。

② 住民自治との関係

特別区の規模と住民自治との関係についてどう考えるか。

③ 規模の指標

特別区の規模の指標として、どのようなものが考えられるか。

(5) 区域再編の必要性

① 相互連携・相互補完との関係

自治体間の相互連携・相互補完と区域再編の関係についてどう考えるか。

② 区域再編の必要性

特別区の区域再編の必要性についてどう考えるか。

③ 住民にとってのメリット

特別区の区域の再編は、住民にとってどのようなメリットがあるか。

(6) 区域再編と税源偏在

特別区の再編を行うとした場合、特別区の区域において税源が偏在していることをどう考えるか。

2 都区制度

(1) 都区制度の是非

今後も都区制度を維持すべきか。

(2) 特別区の位置付け

今回の見直しが行われた場合、特別区の地方自治法上の位置付けについてどう考えるか。

3 道州制への対応

道州制が導入された場合、都区はどうあるべきか。

4 大都市制度

(1) 特別区の姿

特別区はどのような姿を目指すべきか。いわゆるフルセット型の自治体か、あるいは、相互補完型の自治体か。

(2) 特別区の名称

今回の見直しが行われた場合、特別区の名称についてどう考えるか。

(3) 首都性

特別区の区域が事実上の首都の機能を有することについてどう考えるか。

(4) 適用区域

- ・特別区に隣接する市にも大都市制度を適用すべきか。
- ・大都市制度の適用区域を都心部に縮小すべきか。

特別区の区域のあり方に関する参考論点

(第8回幹事会：区側資料2から抜粋)

<区域問題の性格について>

- 区域のあり方については、各区が主体的に判断すべき問題であり、都が示す考え方を参考に議論はするとしても、23区が一致した見解を持つのは困難ではないか。
- 23区それぞれ態様も事情も異なり、考え方や地域性もさまざまであるので、一律に区域の再編を議論することはできないのでないか。
- 区域の問題はそれぞれの自治体が考えることであり、都と23区で合意して取り組む性格のものではないのではないか。

<住民意識について>

- 昭和27年の自治権剥奪から平成12年の基礎的な地方公共団体としての地位獲得に至る長年の自治権拡充運動と、順次獲得した自治権のもとでの住民参加による自治行政の積み重ねにより、区民意識が定着しており、区民から合併を求める積極的な声は出ていないのではないか。
- 都区財政調整制度で、23区均衡の取れた住民サービスが提供しうる仕組みになっていることから、区民は、各区の人口や財政力の格差によるデメリットを感じておらず、再編を現実的な問題として受け止める可能性は低いのではないか。
- 特別区制度は、ある意味で制約される面もあるが、各区が支えあうという点で良い面もあり、都と区は、時代に応じより良い形を求めて知恵を絞って制度を運用してきた。住民の生活圏域は広がっているが、区民は今の状況に不自由を感じていないので、区域の再編を意識していないのでないか。
- 区民が再編の意志を持っていない中で、住民を中心に据えた議論を基本に置かず、仮に区域の再編をしたとしても、区民の意識としてうまく運営していけないのではないか。
- 人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致が存在することと、実際に生活している区民・都民がそれを不適切なものだと意識しているかどうかは一致しないのではないか。
- 行政だけのイニシアチブで合併ができるわけではなく、そこに生活している住民や経済活動をしている事業者のきちんとした理解が前提として必要ではないか。
- 現行の都区制度を前提とした区域の再編は、効率化の視点のみが強調され、住民自治の観点に欠けることになるのではないか。

<特別区制度の特殊性について>

- 大都市地域の中の基礎自治体のあり方と一般的な地域の再編問題とは異なるものがあるのではないか。

- そもそも特別区の区域は、ひとつの大都市地域を単一の基礎自治体で担うことが困難であることから、住民自治の観点を重視して複数の基礎自治体をおいているのであり、規模を拡大して身近な自治を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないか。

<自治体の規模、面積等について>

- 区域が狭小と言っても、基礎自治体の行政は、福祉、教育、生活基盤整備など、住民生活に密着したサービスが基本であり、すでに大規模な人口を抱える区が多い中で、さらに人口規模が大きくなると行政と住民の距離が遠くなり、住民自治の観点から問題が生じるのではないか。
- 区によって事情は異なるが、すでに大規模な人口を抱えている区も多く、住民の自治意識の高さも相まって、一層の地域内分権の強化が課題となっている中で、区の規模を拡大することは住民との距離を広げることになるのではないか。
- 人口規模や財政規模について、合併を必然とするほどの格差があるとは言えないのではないか。
- 都区制度のもとでの再編を行ったとしても、政令指定都市制度が適用されるわけでもなく、大規模化することのメリットは無いのではないか。

<生活圏と区域の関係について>

- 生活圏に比べて区域が狭いと言っても、特別区だけの問題ではなく、東京圏全体の問題であり、生活圏と行政区域を一致させるとすれば、基礎自治体の再編よりも広域自治体のあり方を議論すべきではないか。
- 生活圏が拡大していることは紛れもない事実であるが、このことは、特別区の区域に限ったことではなく、特別区への昼間流入人口が 330 万人あることを見ても、東京圏全体の課題ではないか。
- 東京は、隣接県まで広範囲に市街地が連たんしているので、そもそも住民の日常生活圏と基礎自治体の行政区域を一致させることはできないのではないか。
- 区民の生活圏は幅広く、また特別区の区域以外からも多くの人々が流入してきているので、隣接の区と再編しても住民の生活圏と区域が一致することにはならないのではないか。

<行財政基盤と区域の関係について>

- 必ずしも自治体の規模の大小が行財政基盤の強弱に直接結びつくわけではないのではないか。
- 自治体の規模拡大によらずとも自治体間の連携や相互補完で対応できるのではないか。
- 特別区は、一定の行財政基盤があり、都区財政調整による財源の均衡化も含めて考

えれば、現状においてもより多くの行政を担う能力を持っているのではないか。

<行政改革と区域との関係について>

- 区域の再編は、費用面での効率性だけではなく、自治体における意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかどうかという視点も合わせて考えるべきではないか。
- 行政の効率性は、それぞれの地域事情等を踏まえた取り組み方の問題ではないか。
- 人口規模の小さい区は、昼間流入人口の多い区でもあり、そのための様々な行政需要がある。このことを考慮せずに、単純に住民一人当たりの決算額や職員数で比較するのは無理があるのではないか。

<税源偏在について>

- 特別区の区域はひとつの大都市地域として形作られてきた沿革から、個々の区域ごとに見れば財源が偏在しているのは当然のことであり、再編によって偏在を是正することはできないのではないか。
- 都区制度においては、区間の税源の著しい偏在があるからこそ、それを調整するために都区財政調整制度があるのであり、区域の再編が行われたとしても、財政調整制度を廃止することはできないのではないか。
- 各区の財源の偏在というよりも、一定のエリア間の偏在であり、隣接する区の財政状況はそれ程大差がないので、必ずしも再編で財源が均一化されることにならないのではないか。
- 財源偏在を是正する手段として都区財政調整制度があり、特別区の区域全体で受益と負担のバランスを保ちつつ、行政水準の均衡化が図れているのではないか。

<区域を越える課題への対応について>

- 特別区は、人事行政、福祉事業、清掃事業等の分野で、事務の共同処理や連携により、広域的対応を進めてきた蓄積があり、再編によらずとも区域を越える課題にも対応できるのではないか。

<再編の必要性について>

- 特別区は、一定の規模や行財政能力を有しており、都区財政調整制度による財源の均衡化も含めて考えれば、今後の分権改革の中で基礎自治体に期待される役割を担えるだけの受け皿を持っており、通常言われている合併のメリットは働きの悪いのではないか。
- 基礎自治体の行政は、住民の身近なところでより多くのサービスを効率的に提供することが基本であり、行財政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の方策も含めれば、区域の再編が不可欠とは言えないのではないか。

- 現状で事務、財源上の桎梏となる問題はなく、行財政改革を継続して進めていくことにより、持続的に効率的な行政執行が可能なのではないか。
- 区域の再編が必要であるというのであれば、再編の一般的なメリットの議論ではなく、道州制等の議論も含めて将来の東京を考えたときに、東京の自治をもっと前進させるためにどのような基礎的自治体の姿が必要なのかを、具体的に示すべきではないか。
- 現状において、特別区の区域再編を行わなければならないほどの積極的な事情はないので、今後事務事業の大幅な移管を検討していった先に、その受け皿として必要があれば、それぞれの区の判断で、区域の再編を検討することになるのではないか。

税 財 政 制 度 に 関 す る 論 点

(第 1 3 回幹事会：区側資料から抜粋)

1. 財源の移譲に係る指針の整理

- (1) 事務移譲に応じた財源の移譲
- (2) 事務の性格に応じた財源移譲の方法

2. 財源移譲後に想定される課題の整理

- (1) 特別区の主体性の強化
- (2) 法令改正を伴う事項の検討

特別区の区域のあり方に関する考え方（都から示された論点に沿った整理）

1 特別区の再編	都が示した論点	都の考え方	区が示した参考論点
(1) 区域問題の性格	<p>各区の考え方、地域特性等がさまざまなか中、一律に区域の再編を議論することができるか。できない場合、どのような対応すべきか。</p>	<p>○特別区の区域のあり方は、都区のあり方検討の中で、都区共同で検討を行うことが合意されている。</p> <p>○都区間において、「再編を含む区域のあり方について、議論が必要である」という認識は一致しているところであり、少なくとも大きな方向性や考え方については検討できるものと考ええる。</p>	<p>○区域の再編の問題は、それぞれの区や地域のあり方に関わるものであり、2・3区が統一的な見解を持ち得る性格の問題ではない。都区のあり方検討を通じて、都区の役割分担のあり方を整理したうえで、それぞれの区が基礎自治体として自らのあり方を構築する中で、区域の問題について主体的に判断するものである。</p> <p>○区域のあり方については、各区が主体的に判断すべき問題であり、都が示す考え方を参考に議論はするとしても、23区が一致した見解を持つのは困難ではないか。</p> <p>○23区それぞれ態様も事情も異なり、考え方や地域性もさまざまであるので、一律に区域の再編を議論することはできないのではないか。</p> <p>○区域の問題はそれぞれの自治体が考えることであり、都と23区で合意して取り組む性格のものではないのではないか。</p>
(2) 住民意識	<p>特別区の再編に関する住民意識についてどう考えるか。</p>	<p>○現在、特別区の再編のメリットやデメリットに関する情報をほとんど提供していないため、住民から合併を求める声も出てこないものと考えられる。しかし、こうした中でも、例えば都内の企業から、合併を求める声も挙がっている。</p> <p>○特別区の区域のあり方は、住民生活に深く関わる問題であり、いずれ、再編のメリットやデメリットを明らかにするなど、十分な情報提供を行い、住民や事業者のきちんとした理解を得ていくことが必要である。</p>	<p>○昭和27年の自治権剥奪から平成12年の基礎的な地方公共団体としての地位獲得に至る長年の自治権拡充運動と、順次獲得した自治権のもとでの住民参加による自治行政の積み重ねにより、区民意識が定着しており、区民から合併を求める積極的な声は出ていないのではないか。</p> <p>○都区財政調整制度で、23区均等の取れた住民サービスが提供しうる仕組みになっており、区民は、各区の人口や財政力の格差によるデメリットを感じておらず、再編を現実的な問題として受け止める可能性は低いのではないか。</p> <p>○特別区制度は、ある意味で制約される面もあるが、各区が支えあうという点で良い面もあり、都と区は、時代に応じより良い形を求めて知恵を絞って制度を運用してきた。住民の生活圏域は広がっているが、区民は今の状況に不自由を感じていないので、区域の再編を意識していないのではないか。</p> <p>○区民が再編の意志を持っていない中で、住民を中心に据えた議論を基本に置かずに、仮に区域の再編をしたとしても、区民の意識としてうまく運営していかないのではないか。</p> <p>○人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致が存在することと、実際に生活している区民・都民がそれを不適切なものだと意識しているかどうかは一致しないのではないか。</p> <p>○行政だけのイニシアチブで合併ができるわけではなく、そこに生活している住民や経済活動をしている事業者のきちんとした理解が前提として必要ではないか。</p> <p>○現在の都区制度を前提とした区域の再編は、効率化の視点のみが強調され、住民自治の観点に欠けることになるのではないか。</p>

都が示した論点	都の考え方	区が示した参考論点
<p>(3) 特別区の特異性</p> <p>区域再編を検討するに当たり、特別区には、大都市地域における基礎自治体として、一般の市町村とは異なる、考慮すべき特別な事情があるか。</p> <p>(4) 規模</p> <p>① 規模の上・下限、バラつき</p> <p>特別区の規模の上・下限やバラつきについてどう考えるか。</p>	<p>○ 総務省の研究会在平成19年4月に発表した「大都市部における市町村合併の推進」に掲げられている「大都市部における市町村合併の必要性」は、<u>本来的には特別区にも当てはまるもの</u>と考えている。</p> <p>※ なお、「大都市地域の中の基礎自治体のあり方と一般的な地域の再編問題」とでは、<u>具体的などこがどのよう</u>に異なると考えているのかを明らかにされたい。</p> <p>○ 市に政令市、中核市、特例市という区分が設けられ、人口と事務配分との関係付けが明確になってきた流れを踏まえれば、特別区においても、これと同様の考え方を基本に置くことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の特別区は、一部の市の事務を除き、概ね中核市と同等の事務を処理していることが見ることができ、<u>現行の事務配分の下では、中核市の30万人という規模が、一つの目安になり得る。</u> ・次の規模も一つの目安になり得る。 <ul style="list-style-type: none"> ① 政令市の法令上の規模とされている50万人 ② 現在、暫定的に政令市に移行する規模として認められている70万人 ③ 従来、政令市に移行する規模として認められていた100万人 <p>○ なお、30万人、70万人、100万人といった人口規模は、中核市や政令市に移行する場合の下限としての要件となるが、特別区の場合には、<u>現実には中核市や政令市に移行するわけではないため、より柔軟に、参考値として活用することも考えられる。</u></p> <p>※ 特別区の規模の上・下限やバラつきについて、区側の見解をお聞きたい。</p> <p>○ 自治体の規模の大小と行財政基盤の強弱は、一般的には関連するとされているが、<u>関連しないというのであれば、実証的な説明が必要ではないか。</u></p> <p>○ 自治体間の相互補完、民間活動との連携に加え、<u>区域の再編についても検討することは、都民区民にとつて有益なものではないか。</u></p> <p>○ 特別区は、一定の行財政基盤があり、都区財政調整による財源の均衡があつたとしても、<u>規模の上限下限、バラつきの是非の検討は必要なものではないか。</u></p> <p>○ 広域連合や一部事務組合により事務を行うことは、<u>都民区民からの距離が遠くなり、責任も間接的になるなど、民主的側面において、現行制度には限界があるのではないか。</u></p> <p>○ 検討すべきは、<u>合併を必然とするほどの格差か否かではなく、合併によるメリットとデメリットを比較することではないか。</u></p> <p>○ 特別区の区域を拡大させるべきか否かという検討はあっても、<u>少なくとも特別区の区域は一つの大都市を形成しているため、再編して政令指定都市制度が適用されることはないにしても、バラつきを解消し、大規模化を図ることのメリットを実証的に検討する必要があるのではないか。</u></p>	<p>○ 大都市地域の中の基礎自治体のあり方と一般的な地域の再編問題とは異なるものがあるのではないか。</p> <p>○ そもそも特別区の区域は、ひとつの大都市地域を単一の基礎自治体で担うことが困難であることから、<u>住民自治の観点重視して複数の基礎自治体をおいているのであり、規模を拡大して身近な自治を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないか。</u></p> <p>○ 必ずしも自治体の規模の大小が行財政基盤の強弱に直接結びつくわけではないのではないか。</p> <p>○ <u>自治体の規模拡大によらずとも自治体間の連携や相互補完で対応できるのではないか。</u></p> <p>○ 特別区は、一定の行財政基盤があり、<u>都区財政調整による財源の均衡化も含めて考えれば、現状においても多くの行政を担いうる能力を持っているのではないか。</u></p> <p>○ 特別区は、人事行政、福祉事業、清掃事業等の分野で、事務の共同処理や連携により、広域的対応を進めてきた蓄積があり、再編によらずとも区域を越える課題にも対応できるのではないか。</p> <p>○ 人口規模や財政規模について、<u>合併を必然とするほどの格差があるとは言えないのではないか。</u></p> <p>○ 都区制度のもとでの再編を行ったとしても、<u>政令指定都市制度が適用されるわけでもなく、大規模化することのメリットは無いのではないか。</u></p>

都が示した論点	都の考え方	区が示した参考論点
<p>②住民自治との関係 特別区の規模と住民自治の関係についてどう考えられるか。</p> <p>③規模の指標 特別区の規模の指標として、どのようなものが考えられるか。</p>	<p>○特別区の中で規模の大きい世田谷区等においても、住民自治の実をあげているのであって、規模の拡大が直ちに住民自治に支障をもたらすものではない。 ただ、再編に伴い、住民自治を充実させるための新たな対応を検討することは有意義である。</p> <p>○住民自治の観点からも、基礎自治体のあるべき姿や再編を含む特別区の区域のあり方を考えることも必要なのではないか。</p> <p>【日常生活圏】</p> <p>○広域自治体と対比したときの基礎自治体の最大の特徴は「身近さ」である。このことから、主に日常生活を行っている範囲、「我がまち」意識の及ぶ範囲、行政サービスの受益と負担が一致しやすい範囲などをまとめて、日常生活圏として捉える考え方が、特別区の規模の一つの指標になり得るのではないかと考える。</p> <p>※日常生活圏が特別区の規模の指標にならないとすれば、これに替わるものとしてどのような指標があるか、お示し願いたい。</p> <p>○日常生活圏が拡大したという点は、特別区の区域を検討する際の一つの指標になるのではないか。</p> <p>○考え方や地域性が様々であったとしても、区域の再編を議論することができないということにはならないのではないか。</p> <p>○ご指摘のとおり、費用面での効率性ととともに、住民の生活圏が拡大している現状における住民にとっての適切な意思決定のあり方や行政サービスの向上を図っていくという観点から区域の再編を検討する必要があるのではないか。</p> <p>○受益と負担の観点からも、現在の特別区の意思決定が適切に行われているか、検討する必要があるのではないか。</p> <p>【行財政基盤】</p> <p>○事務権能の拡大に伴い、専門性の確保、事務量の時期的な変動への対応等が必要となる。これらに効率性を確保しつつ対応していくためには、行財政基盤の拡充が求められることとなり、一定程度の規模の拡大が必要になる。</p>	<p>○そもそも特別区の区域は、ひとつの大都市地域を単一の基礎自治体で担うことが困難であることから、住民自治の観点を重視して複数の基礎自治体をおいているのであり、規模を拡大して身近な自治を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないか。</p> <p>○区域が狭小と言っても、基礎自治体の行政は、福祉、教育、生活基盤整備など、住民生活に密着したサービスが基本であり、すでに大規模な人口を抱える区が多い中で、さらに人口規模が大きくなると行政と住民の距離が遠くなり、住民自治の観点から問題が生じるのではないか。</p> <p>○区によって事情は異なるが、すでに大規模な人口を抱えている区も多く、住民の自治意識の高さも相まって、一層の地域内分権の強化が課題となっている中で、区の規模を拡大することは、住民との距離を広げることにはならないか。</p> <p>○現行の都区制度を前提とした区域の再編は、効率化の視点のみが強調される、住民自治の観点が欠けることになるのではないか。</p> <p>【日常生活圏】</p> <p>○生活圏に比べて区域が狭いと言っても、特別区だけの問題ではなく、東京圏全体の問題であり、生活圏と行政区域を一致させるとすれば、基礎自治体の再編よりも広域自治体のあり方を議論すべきではないか。</p> <p>○生活圏が拡大していることは紛れもない事実であるが、このことは、特別区の区域に限ったことではなく、特別区への屋間流入人口が330万人あることを見ても、東京圏全体の課題ではないか。</p> <p>○東京は、隣接県まで広範囲に市街地が連たんしていることで、そもそも住民の日常生活圏と基礎自治体の行政区域を一致させることはできないのではないか。</p> <p>○区民の生活圏は幅広く、また特別区の区域以外からも多くの人々が流入してきているので、隣接の区と再編しても住民の生活圏と区域が一致することにはならないのではないか。</p> <p>○23区それぞれ態様も事情も異なり、考え方や地域性もさまざまであるので、一律に区域の再編を議論することはできないのではないか。</p> <p>○区域の再編は、費用面での効率性だけでなく、自治体における意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかどうかという視点も合わせて考えるべきではないか。</p> <p>【行財政基盤】</p> <p>○必ずしも自治体の規模の大小が行財政基盤の強弱に直接結びつくわけではないのではないか。</p>

都が示した論点	都の考え方	区が示した参考論点
	<p>【事務事業の効率性】 ○多くの事務事業は、いわゆる規模の利益を追求することが可能であり、また、一般的に、合併により行政改革が一気に進むことが知られている。 ○自治体の人口や面積が増えたとあって、自治体における意思決定が適切に行えなくなるものではない。 また、再編に伴い効率化が図られることにより、既存の行政サービスも充実にされることになるが、それ以外にも、再編に伴い事務機能が拡充すれば、行政サービスの向上に結びつく。区域再編の検討において、こうしたことを総合的に勘案すべきであるのは、ご指摘のとおりである。 ○ある事務事業に地域事情を踏まえて取り組んだからといって、それがすなわち効率的な行政であるとは限らない。 ※屋間流入人口の多い区は様々な行政需要があると主張しているが、様々な行政需要とは何か、具体的にお示し願いたい。</p>	<p>【事務事業の効率性】 ○区域の再編は、費用面での効率性だけではなく、自治体における意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかどうかという視点も合わせて考えるべきではないか。 ○行政の効率性は、それぞれの地域事情等を踏まえた取り組み方での問題ではないか。 ○人口規模の小さい区は、屋間流入人口の多い区でもあり、そのための様々な行政需要がある。このことを考慮せずに、単純に住民一人当たりの決算額や職員数で比較するのは無理があるのではないか。 ○屋間流入人口の多い区の行政需要については、その特殊性があらゆる分野に及んでおり、一概に特定できるものではないが、例えば、道路、廃棄物、教育、防災ほか様々なものがある。</p>
<p>①相互連携・相互補完との関係 自治体間の相互連携、相互補完と区域再編の関係についてどう考えるか。</p>	<p>○相互連携・相互補完を活用することを否定するものではないが、都から移管される事務の多くを特別区全域に一部事務組合や広域連合を組成して対応するとすれば、住民に最も身近な自治体が事務を担うべきという考え方に反する。 ○特別区の自治を実質的に充実するため、移管を受ける事務は各区が直接担当することを基本とすべきである。</p>	<p>○自治体の規模拡大によらずとも自治体間の連携や相互補完で対応できるのではないか。 ○特別区は、人事行政、福祉事業、清掃事業等の分野で、事務の共同処理や連携により、広域の対応を進めてきた蓄積があり、再編によらずとも区域を越える課題にも対応できるのではないか。 ○基礎自治体の行政は、住民の身近なところでより多くのサービスを効率的に提供することが基本であり、行政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の連携等の方策も含めれば、区域の再編が不可欠とは言えないのではないか。</p>
<p>②区域再編の必要性 特別区の区域再編の必要性についてどう考えるか。</p>	<p>○特別区は、全体で一つの大都市を形成しているという特徴があるため、特別区相互間においては、一般の市相互間よりも行政サービスにおける均質性がより強く求められる。特別区の人口・財政規模は、昭和25年と平成17年を比較すると、それぞれ3.7倍から20.1倍、2.6倍から5.1倍へと格差が拡大しており、行政サービスの均質性にも影響を与えかねない状況となっている。</p>	<p>○人口規模や財政規模について、合併を必然とするほどの格差があるとは言えないのではないか。 ○特別区は、一定の規模や行政能力を有しており、都区財政調整制度による財源の均質化も含めて考えれば、今後の分権改革の中で基礎自治体に期待される役割を担うだけの受け皿を持っており、通常言われている合併のメリットは働きの悪いのではないか。</p>
<p>(5) 区域再編の必要性</p>	<p>○特別区民の生活圏は、昭和30年と平成17年を比べると、明らかに拡大しており、生活圏に比べて区域が狭いために、行政サービスの受益と負担が一致しない、あるいは行政施策に不都合が生じていると指摘されている事例があり、生活圏拡大の観点から、特別区の区域の再編が必要である。</p>	<p>○生活圏に比べて区域が狭いと言っても、特別区だけの問題ではなく、東京圏全体の問題であり、生活圏と行政区域を一致させるとすれば、基礎自治体の再編よりも広域自治体のあり方を議論すべきではないか。 ○生活圏が拡大していることは紛れもない事実であるが、このことは、特別区の区域に限ったことではなく、特別区への屋間流入人口が330万人ある区を見ても、東京圏全体の課題ではないか。 ○東京は、隣接県まで広範囲に市街地が連綿していることで、そもそも住民の日常生活圏と基礎自治体の行政区域を一致させることはできないのではないか。 ○区民の生活圏は幅広く、また特別区の区域以外からも多くの人々が流入してきているので、隣接の区と再編しても住民の生活圏と区域が一致することにはならないのではないか。</p>

都が示した論点	都の考え方	区が示した参考論点
<p>行財政基盤の強化</p>	<p>○ 現行の規模・区域のままでは、各区が現在よりも多くの事務を担うことは困難である。今後、より広範囲の事務を担っていくためには、専門性の確保やある程度以上の事務の発生件数の確保が必要であり、規模を拡大する必要がある。</p>	<p>○ 必ずしも自治体の規模の大小が行財政基盤の強弱に直接結びつくわけではないのではないかと。 ○ 自治体の規模拡大によらずとも自治体間の連携や相互補完で対応できるのではないかと。 ○ 特別区は、一定の行財政基盤があり、都区財政調整による財源の均衡化も含めて考えれば、現状においてもより多くの行政を担いうる能力を持っているのではないかと。 ○ 現状において、特別区の区域再編を行わなければならないほどの積極的な事情はないので、今後事務事業の大幅な移管を検討していった先に、その受け皿として必要があれば、それぞれの区の判断で、区域の再編を検討することになるのではないかと。</p>
<p>行政改革の推進</p>	<p>○ 全国的に平成の大合併が進み、自治体の数が半減する中で、特別区においては、例えば次のような非効率性が指摘されており、効率的な行政を行うために、再編を検討すべき時期に来ている。 ① 区境の商店街振興や防災対策などにおいて両区の連携が十分でなく、効果的な施策の展開が望まれている。 ② 人口1人当たりの歳出額の格差が5.0倍になっており、財政効率の検証が必要となっている。</p>	<p>○ 区域の再編は、費用面での効率性だけではなく、自治体における意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかどうかという視点も合わせて考えるべきではないかと。 ○ 行政の効率性は、それぞれの地域事情等を踏まえた取り組み方の問題ではないかと。 ○ 人口規模の小さい区は、昼間流入人口の多い区でもあり、そのための様々な行政需要がある。このことを考慮せずに、単純に住民一人当たりの決算額や職員数で比較するのは無理があるのではないかと。 ○ 基礎自治体の行政は、住民の身近なところにより多くのサービスを効率的に提供することが基本であり、行財政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の方策も含めれば、区域の再編が不可欠とは言えないのではないかと。 ○ 現状で事務、財源上の極端となる問題はなく、行財政改革を継続して進めていくことにより、持続的に効率的な行政執行が可能なのではないかと。</p>
<p>③住民にとってのメリット 特別区の区域の再編は、住民にとってどのようなメリットがあるか。</p>	<p>○ 特別区の再編により、受益と負担の一致や行政改革の推進などが期待できるほか、例えば、次のようなメリットが生じる。 ① 各種窓口サービスの住民や勤務地の近くなど多くの場所で利用可能となる。 ② 老朽化した小中学校や図書館などの更新や耐震化等が進む。 ③ 生活の実態に即した小中学校や校区が設定される。 ④ 事業者の立場から各区への届出事務が簡素化される。 ⑤ 再開発や土地区画整理など区境の面的な整備が進みやすくなる。</p>	<p>○ 特別区は、一定の規模や行財政能力を有しており、都区財政調整制度による財源の均衡化も含めて考えれば、今後の分権改革の中で基礎自治体に期待される役割を担えるだけの受け皿を持っており、通常言われている合併のメリットは働きにくいのではないかと。 ○ 基礎自治体の行政は、住民の身近なところにより多くのサービスを効率的に提供することが基本であり、行財政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の方策も含めれば、区域の再編が不可欠とは言えないのではないかと。</p>

都が示した論点	都の考え方	区が示した参考論点
<p>(6) 区域再編と税源偏在 特別区の再編を行うとした場合、特別区の区域において税源が偏在していることをどう考えるか。</p>	<p>○財源が集中する中心区が細分化されているため、極度の受益と負担のアンバランスが生じており、しかも、そのアンバランスが拡大していることから、再編によるアンバランスの一定の解消が望まれる。 ○特別区の再編によっても、特別区の区域に存在する税源の偏在を完全に是正することはできないが、ある程度の是正は可能である。</p>	<p>○特別区の区域はひとつの大都市地域として形作られてきた沿革から、個々の区域ごとに見れば財源が偏在しているのは当然のことであり、再編によって偏在を是正することはできないのではないかと。 ○都区制度においては、区間の税源の著しい偏在があるからこそ、それを調整するために都区財政調整制度があるものであり、区域の再編が行われたとしても、財政調整制度を廃止することはできないのではないかと。 ○各区の財源の偏在というよりも、一定のエリア間の偏在であり、隣接する区の財政状況はそれ程大差がないので、必ずしも再編で財源が均一化されることにならないのではないかと。 ○財源偏在を是正する手段として都区財政調整制度があり、特別区の区域全体で受益と負担のバランスを保ちつつ、行政水準の均衡化が図れているのではないかと。</p>

都が示した論点	都の考え方	区が示した参考論点
<p>2 都区制度</p> <p>(1) 都区制度の是非 今後も都区制度を維持すべきか。</p> <p>(2) 特別区の位置付け 今回の見直しが行われた場合、特別区の地方自治法上の位置づけについてどう考えるか。</p>	<p>○今回の検討では、基本的には都区制度の存続を前提に考えることが合意されている。ただし、道州制の導入等、大きな変革を想定した場合には検討の必要がある。</p> <p>※区側の見解をお聞きしたい。</p>	<p>○区域の再編が必要であるというのであれば、再編の一般的なメリットの議論ではなく、道州制等の議論も含めて将来の東京を考えたときに、東京の自治をもっと前進させるためにどのような基礎的自治体の姿が必要なのかを、具体的に示すべきではないか。</p>
<p>3 道州制への対応</p> <p>道州制が導入された場合、都区はどうあるべきか。</p>	<p>○道州制が導入された場合、都区制度に大きな影響があるので、道州制の導入を視野に入れた検討も行う必要がある。</p>	<p>○今回の検討が基本的に現行の都区制度の下での都区のあり方に関する検討を行うこととしたものであり、地方分権改革や道州制等の動向も踏まえながら検討を行うのは当然としても、都区制度そのものの見直しについては、都区双方の調査研究組織の報告が異なる方向を示していることもあり、今回の検討の枠組みの中で検討するのは困難ではないか。</p>
<p>4 大都市制度</p> <p>(1) 特別区の姿 特別区はどのような姿を目指すべきか。いわゆるフルセット型の自治体か、あるいは相互補完型の自治体か。</p> <p>(2) 特別区の名称 今回の見直しが行われた場合、特別区の名称についてどう考えるか。</p> <p>(3) 首都性 特別区の区域が事実上の首都の機能を有することについてどう考えるか。</p>	<p>○23 区全体が一つの大都市を形成し、その中に特別区が複数存在するという構造になっているため、いわゆるフルセット型の自治体ではなく、相互補完型の自治体を目指すべきである。</p> <p>※区側の見解をお聞きしたい。</p> <p>※区側の見解をお聞きしたい。</p>	
<p>(4) 適用区域 ・特別区に隣接する市にも大都市制度を適用すべきか。 ・大都市制度の適用区域を都心に縮小すべきか。</p>	<p>○首都であるために特別な制度が必要と考えられる範囲はそれほど広くないと考えられる。 ※区側の見解をお聞きしたい。</p> <p>○適用区域の拡大や縮小については、より長期的な視野から検討する必要がある。 ※区側の見解をお聞きしたい。</p>	

区が示した「特別区の区域のあり方に関する主要論点」に対する都の意見

区が示した主要論点（「参考論点」からの抜粋）	都の意見
<p>○区域のあり方については、各区が主體的に判断すべき問題であり、都が示す考え方を参考に議論はするとしても、23区が一致した見解を持つのは困難ではないか。</p>	<p>○区域のあり方について、本検討委員会で検討するということは、都区双方で既に一致しているところであり、最終的には各区が判断するにしても、都区で今後のありべき姿を検討して示していく必要があるのではないかと。 ○23区が一致した見解を持つことは難しくとも、再編を含む区域のあり方について、事務移管が進んだ将来の姿も視野に入れながら、特別区自らが明確なビジョンを持ち、発信していく必要があるのではないかと。</p>
<p>○特別区は、一定の規模や行政能力を有しており、都区財政調整制度による財源の均衡化も含めて考えれば、今後の分権改革の中で基礎自治体に期待される役割を担えるだけの受け皿を持っており、通常言われている合併のメリットは働きのいいのではないかと。</p>	<p>○再編を含む区域のあり方の検討は、事務配分の受け皿としての視点からだけでなく、生活圏の拡大の視点や行政改革推進の視点、さらには平成の大合併が推進したという全国的な状況も踏まえることが必要なのではないかと。 ○区域の再編を行うことにより、一般的な合併のメリットは享受できるのではないかと。個々の区の行政能力は更に高まり、都民・区民へのサービスの向上につながるなど、合併のメリットはあるのではないかと。</p>
<p>○基礎自治体の行政は、住民の身近なところでより多くのサービスを提供することが基本であり、行政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の方策も含めれば、区域の再編が不可欠とは言えないのではないかと。</p>	<p>○より良いサービスを効率的に提供していくために、区域の再編が有効かどうか、都区で検討する必要があるのではないかと。 ○行政運営の創意工夫や自治体間の相互補完、民間活動との連携等の取組みと区域の再編はトレードオフの関係にはなく、効率的な行政執行を実現するため、区域の再編についても検討することは、都民・区民にとって有益なのではないかと。</p>
<p>○現状において、特別区の区域再編を行わなければならないほどの積極的な事情はないので、今後事務事業の大幅な移管を検討していった先に、その受け皿として必要があれば、それぞれの区の判断で、区域の再編を検討することになるのではないかと。</p>	<p>○再編を含む区域のあり方の検討は、事務配分の受け皿としての視点からだけでなく、生活圏の拡大の視点や行政改革推進の視点、さらには平成の大合併が推進したという全国的な状況も踏まえることが必要なのではないかと。 ○事務移管にあたっては、施設の整備や専門人材の確保などのハード・ソフト両面からの体制づくりなど、各区が責任を持って担う受け皿とならうることが必要であり、事務移管と区域のあり方の議論はセットで行うべきではないかと。</p>
<p>○区域の再編は、費用面での効率性だけでなく、自治体における意思決定が適切に行えるかどうか、行政サービスの向上に結びつくかどうかという視点も合わせて考えるべきではないかと。</p>	<p>○地域における意思決定のレベルはその決定される事柄に応じて様々であるべきであり、コミュニティレベルの視点で行うものもあれば、広域的な視点が必要なものもあるのではないかと。 ○費用面での効率性とともに、住民の生活圏が拡大している現状における住民にとっての適切な意思決定のあり方や行政サービスの向上を図っていくという観点から区域の再編を検討する必要があるのではないかと。</p>
<p>○人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致が存在すること、実際に生活している区民・都民がそれを不適切なものだと意識しているかどうかは一致しないのではないかと。</p>	<p>○人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致が存在することを、不適切に感じている区民もいるのではないかと。 ○したがって、人口や財政力の格差や日常生活圏域と区域の不一致に伴う問題点や、区域の再編により、行政サービスの向上に有効かどうかを都区で検討し、そうした情報を区民・都民に対して公表していくことが必要なのではないかと。</p>
<p>○そもそも特別区の区域は、ひとつの大都市地域を単一の基礎自治体で担うことが困難であることから、住民自治の観点を重視して複数の基礎自治体をおいているのであり、規模を拡大して身近な自治を地域内分権に委ねることは、制度的に複雑化を招くのではないかと。</p>	<p>○住民自治の観点からも、基礎自治体のあるべき姿や再編を含む特別区の区域のあり方を考えることも必要ではないかと。 ○現在の特別区の規模はまちまちであり、住民サービスの向上と住民自治の充実という観点から、区域再編の必要性和併せて地域内分権のあり方も検討する必要があるのではないかと。また、小規模な区が総合支所制をとることは、制度の複雑化となるのではないかと。</p>
<p>○特別区は、人事行政、福祉事業、清掃事業等の分野で、事務の共同処理や連携により、広域的対応を進めてきた蓄積があり、再編によらずとも区域を越える課題にも対応できるのではないかと。</p>	<p>○広域連合や一部事務組合により事務を行うことは、都民・区民からの距離が遠くなり、責任も間接的となるなど、民主的側面において、現行制度には限界があるのではないかと。 ○区域の再編により、より良いサービスを効率的に提供することが可能になるのではないかと。</p>

区が示した主要論点（「参考論点」からの抜粋）	都の意見
<p>○現状で事務、財源上の桎梏となる問題はなく、行財政改革を継続して進めていくことにより、持続的に効率的な行政執行が可能なのではないか。</p> <p>○区域の再編が必要であるというのであれば、再編の一般的なメリットの議論ではなく、道州制等の議論も含めて将来の東京を考えたときに、東京の自治をもっと前進させるためにどのような基礎的自治体の姿が必要なのかを、具体的に示すべきではないか。</p>	<p>○今後も、行財政改革を継続して進めていくことはもちろん必要であるが、現状で財源上の桎梏となる問題はないとしても、特別区の地域の財源が国から常に狙われていく中で、区域のあり方の議論は、やはり必要なのではないか。</p> <p>○道州制等の議論を含めて将来の東京を考えたときに、東京の自治をさらに発展させるためには、広域自治体のあるべき姿はどのようなものか、基礎自治体のあるべき姿とはどのようなものか、都区のあり方検討委員会の場においても、都と区は積極的に議論していくべきではないか。その際に、再編の一般的なメリットの議論は無視できないのではないか。</p>
<p>○生活圏に比べて区域が狭いと言っても、特別区だけの問題ではなく、東京圏全体の問題であり、生活圏と行政区域を一致させるとすれば、基礎自治体の再編よりも広域自治体のあり方を議論すべきではないか。</p>	<p>○各区の住民の生活圏が各区の区域を越えて広がっていることは事実であり、受益と負担の一致を図っていくという観点から、特別区の区域の再編について検討する必要があるのではないか。</p>

検討対象事務評価シート (児童相談所の例)

4

法令に基づく事務

事務名	概要及び備考	1 児童相談所設置など児童福祉に関する事務						特 段	考 え 方	総合 評価
		評 価	広 域	効 率	専 門 性	規 模	一 体 性			
2 児童相談所設置などに関する事務										
(1) 児童相談所設置などに関する事務	児童福祉法、少年法、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童相談所の設置を行い、18歳未満の児童に関する相談及び市町村支援に関する事務を行う。	区	△		△		△		○児童に関する専門的な相談、一時保護、措置等を行う児童相談所の設置に関する事務であり、指定都市及び児童相談所設置市に移譲されている事務である。区市町村の区域を越える広域的な連携及び調整、極めて高度な専門性の確保などの対応を考慮する必要があるが、現在、特別区が実施している児童家庭相談と合わせて、児童に関する相談及び支援を一体的に行うことができ、特別区が担う方向で検討すべきである。地域の実情に応じたより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。なお、児童相談所の設置自体を特別区に移譲するには、法改正を含めた検討が必要である。 ○当該事務については、特に虐待が疑われる場合などには、立入調査から一時保護、児童福祉施設への措置といった、一貫した要保護児童対策等を実施することが不可欠であり、専門的、技術的な対応が可能な体制が整備されている必要がある。 ○都においては、区部に7ヶ所、多摩に4ヶ所の計11ヶ所に児童相談所を設置しており、規模のメリットを生かして、専門性の高い人材を確保・育成してきた。近年、虐待件数の増大に伴い、児童相談所の児童福祉司の定数を増やしてきたが、一方ではそれに見合う専門的人材の確保・育成が難しい状況がある。 ○児童相談所業務のうち、特に相談業務は、地域との連携が求められることから、特別区が実施するメリットは大きい。	区
		都			△				○しかしながら、確保すべき人材の総数は、現在よりも多くなると考えられ、すべての区において専門的人材の必要数を常時確保・育成する必要があり、次に、生命に係るような重篤な児童虐待への対応など極めて緊急性を要する事案については、緊密な連携と迅速な確な対応が求められ、区部全体が困難事例にも対処できるよう、相談対応力の強化が必要である。 ○また、児童相談業務においては、実情に応じて、区の区域を越えて親子分離を行うなどの対応が必要であり、区間の広域的な連携体制が必要である。 ○上記に加え、必要に応じて、速やかに児童を保護できる一時保護所の設置等が必須となる。 ○よって、当該事務は、区に移管する方向で検討するが、上に掲げた各課題の解決が前提である。	区

検討対象事務評価個票

〔都〕

4

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名		児童相談所設置などに関する事務	
担当		福祉保健局	
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック		
	理由		
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。			
	チェック		
	理由		
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	△	
	理由		特別区が一定以上の規模になっても、児童相談所長、児童福祉司は、児童福祉法において資格要件が示されており、高い専門性が求められる。
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。			
	チェック	△	
	理由		特別区が一定以上の規模になっても、児童相談所に付設する一時保護所や児童福祉施設の設置・運営について、特別区単体で処理することは効果性の面から課題がある。
(6) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。			
	チェック		
	理由		
(8) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。			
	チェック		
	理由		
(7) その他特段の事情があるかどうか。			
	チェック		
	理由		

＜ 考え方 ＞

○当該事務については、特に虐待が疑われる場合などには、立入調査から一時保護、児童福祉施設への措置といった、一貫した要保護児童対策等を実施することが必要不可欠であり、専門的、技術的な対応が可能な体制が整備されている必要がある。

○都においては、区部に7ヶ所、多摩に4ヶ所に児童相談所を設置しており、規模のメリットを生かして、専門性の高い人材を確保・育成してきた。近年、虐待件数の増大に伴い、児童相談所の児童福祉司の定数を増やしてきたが、一方ではそれに見合う専門的人材の確保・育成が難しい状況がある。

○児童相談所業務のうち、特に相談業務は、地域との連携が求められることから、特別区が実施するメリットは大きい。

○しかしながら、確保すべき人材の総数は、現在よりも多くなると考えられ、すべての区において専門的人材の必要数を常時確保・育成する必要がある。

○次に、生命に係るような重篤な児童虐待への対応など極めて緊急性を要する事案については、緊密な連携と迅速的確な対応が求められ、区部全体が困難事例にも対処できるよう、相談対応力の強化が必要である。

○また、児童相談業務においては、区間の広域的な連携体制が必要である。

○上記に加え、必要に応じて、速やかに児童を保護できる一時保護所の設置等が必須となる。

○よって、当該事務は、区に移管する方向で検討するが、上に掲げた各課題の解決が前提である。

総合評価

都

区

保

検討対象事務評価個票

〔区〕

4

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

事業名 担当局	児童相談所設置などに関する事務 福祉保健局	理由	＜ 考え方 ＞	総合評価			
(1) 各特別区の区域を超える事務のうち、都が広域的な立場から処理することが必要な事務かどうか。		理由 区に移譲した場合においても、一時保護や施設入所に関して広域的な調整や、特に高度な専門的知識及び技術を要する相談への対応に関する技術的援助や助言を行うなどの広域的な対応が必要となる。	<p>○児童相談所を設置し、虐待・障害・不登校などの専門的な相談に応じ、一時保護及び調査・判定に基づく施設入所などの援助を行う等、児童の成長を保障するための事務であり、指定都市及び児童相談所設置市に移譲されている事務である。判断基準に照らして、一時保護や児童福祉施設入所等に関する広域的な調整や特に高度な専門的知識・技術を要する相談に対する援助など、都が担うべき事務もあるが、現在、特別区が実施している児童家庭相談と合わせて子育て支援から要保護児童への対応まで、児童に関する相談及び支援を一体的に行うことができよう。特別区が担う方向で検討すべきである。</p> <p>・区市町村の区域を越えた広域的な対応が必要となる場合もあるが、都区の役割分担及び各区間の連携による対応も含めて考えれば、都による一元的な処理が必要とは言えない。</p> <p>・医師、児童福祉司等の専門技術を持った人材や、効率的な執行体制の確保等が必要であるが、現行の都のノウハウや資源を引継ぐほか、各区間の連携によれば事業の円滑な執行は可能と考えられる。</p> <p>○児童相談所の設置自体を特別区に移譲するには、児童相談所設置市の政令指定を受けるための法改正を含めた検討が必要である。なお、政府の地方分権改革推進要綱（第1次）においては、都道府県と市との協議が整った場合には速やかに指定を行うなど、児童相談所設置市の政令による指定手続等を見直す方針が示されている。</p> <p>○特別区が担うことにより、児童の福祉に関する事務を一貫して実施でききるようになり、住民にわかりやすく、地域におけるより迅速できめ細かな対応が図れることが期待できる。</p> <p>○広域的な対応を要する場合の都区間の役割分担及び各区間の連携の方策、また専門技術を要する人材の確保等については、具体化に向けた検討の中で整理する必要がある。</p>	<table border="1" style="width: 100%; height: 100%;"> <tr> <td style="text-align: center;">都</td> <td style="text-align: center;">区</td> <td style="text-align: center;">保</td> </tr> </table>	都	区	保
都	区	保					
(2) 都から特別区に移管することにより、事業効果や事業効率に著しい支障が生じると考えられる事務かどうか。		理由 チェック					
(3) 人材や施設など専門性の確保の観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由 チェック 医師、児童福祉司等の専門技術を持った人材の確保が必要である。					
(4) 事業規模や施設の規模・配置などの観点から、特別区が処理することが困難な事務かどうか。		理由 チェック					
(5) 大都市東京の安全性、機能性及び快適性の維持向上を図るため、都が一体的に処理することが必要な事務かどうか。		理由 チェック					
(6) 法令の趣旨目的その他法令上の制約等により、移管することができない事務かどうか。		理由 チェック 児童相談所設置市の政令指定を受けるための法改正を含めた検討が必要である。					
(7) その他特段の事情があるかどうか。		理由 チェック					

検討対象事務の内容

大区分 1 中区分 2 小区分 (1)

4

事業名	児童相談所設置などに関する事務
担当	福祉保健局
(事務の概要)	<ul style="list-style-type: none"> 児童福祉法(以下「法」という。)、少年法、児童虐待の防止等に関する法律に基づき、児童相談所の設置を行い、18歳未満の児童に関する相談及び市町村支援に関する事務を行う。
事	<p>(主な事務内容)</p> <ul style="list-style-type: none"> 児童相談所を設置すること(法第12条) 児童相談所の所長を監督すること(法第12条の2) 児童福祉司を置くこと(法第13条) 送致を受けた児童及び相談に応じた児童、その保護者又は妊産婦について児童相談所長が採る措置に関すること(法第26条) 送致のあった児童につき都道府県が採る措置に関すること(法第27条) 保護処分決定を受けた児童につき、都道府県が採る措置に関すること(法第27条の2) 強制的措置を必要とする場合の事件の家庭裁判所への送致に関すること(法第27条の3) 保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合に都道府県が採る措置に関すること(法第28条) 児童委員等をして児童の住所等に立ち入り、必要な調査又は質問をさせること(法第29条) 児童以外の児童を親権を行う者から離して自己の家庭に同居させた者からの届出の受理に関すること(法第30条) 児童等に対する指示又は報告の聴取に関すること(法第30条の2) 児童が満20歳に達するまで都道府県が採ることができざる措置に関すること(法第31条) 児童相談所長をして児童に一時保護を加えさせ、又は適当な者に一時保護を加えさせることを委託させること(法第33条) 家庭裁判所への送致に関すること(少年法第6条) 家庭裁判所からの送致を受けること(少年法第18条) 児童の住所又は居所への立入調査に関すること(児童虐待の防止等に関する法律第9条) 児童虐待を行った保護者に対する指導に関すること(児童虐待の防止等に関する法律第11条) 児童福祉司等の意見の聴取に関すること(児童虐待の防止等に関する法律第13条)
内	
容	<p>(特別区における事務処理の状況)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務に関し、事務処理特例条例等に基づく都区の事務分担は行っていない。 <p>(標記事務の移管・委託等に関する状況):(有・無)</p> <p>無</p> <p>(その他)</p> <ul style="list-style-type: none"> 標記の事務は、原則として都道府県が処理することとされているが、法第59条の4の規定により指定都市及び児童相談所設置市(横須賀市及び金沢市)等においては、当該市が処理するものとされている。

(都における事務処理の状況)

①設置状況

中央児童相談所1ヶ所、地域児童相談所10ヶ所計11ヶ所の体制(区部7ヶ所、多摩4ヶ所)

②平成18年度実績

・相談受理実績
合計 29,777 養護相談6,610件(うち虐待相談3,288件)、保健相談1,425件

・施設入所措置(新規入所) 1,858件(うち乳児院485件、児童養護施設668件、知的障害児施設76件、その他629件)

・施設入所措置(平成18年度末)3,736件(うち乳児院454件、児童養護施設2,827件、知的障害児施設152件、その他303件)

・一時保護状況(新規入所)1,444件

・里親委託の状況 年度末委託児童数357件、年度末里親登録数409件

<一時保護所の定員>

	保護定員
児童相談センター	48
西部一時保護所	32
足立	24
八王子	24
立川	16
計	144

※西部一時保護所(児童相談センター所管)は、平成18年4月1日開設

※墨田児童相談所一時保護所は、西部一時保護所の全面開設に伴い、平成18年3月31日付休所。

都区のあり方検討 移管検討対象事務（53項目）一覧

《法令上都の事務のうち、「区に移管する方向で検討する事務」として都区が一致した事務》

1 生活文化スポーツ局（3項目）

- (1) 「③-1 特定計量器に係る定期検査、勧告などに関する事務」
- (2) 「⑤-20 適正計量管理事業所の指定などに関する事務」
- (3) 「⑤-48 販売事業者に対する立入検査などに関する事務」

2 都市整備局（11項目）

- (1) 「④-30 住宅街区整備事業の認可などに関する事務」
- (2) 「④-33 賃貸住宅の建設・管理に関する計画認定などに関する事務」
- (3) 「④-37 高齢者向け賃貸住宅整備計画認定などに関する事務」
- (4) 「④-50 宅地造成工事規制区域の指定などに関する事務」
- (5) 「④-56 流通業務地区公共施設都市計画決定などに関する事務」 ※
- (6) 「④-75 特定建築物の基準適合報告などに関する事務」
- (7) 「④-76 マンション建替組合の設立の認可などに関する事務」
- (8) 「④-79 交通結節機能高度化構想の作成及び国土交通大臣との協議などに関する事務」
- (9) 「④-81 地域住宅計画に記載された配慮入居者への特定優良賃貸住宅の全部又は一部の賃貸の承認などに関する事務」
- (10) 「④-82 雨水浸透阻害行為の許可、条件の付加などに関する事務」
- (11) 「④-87 特定優良賃貸住宅を特定入居者に賃貸することの承認に関する事務」

3 環境局（8項目）

- (1) 「③-2 汚水等を排出する特定施設の設置届の受理などに関する事務」
- (2) 「③-3 ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務(工場に係るものを除く)」
- (3) 「④-25 ばい煙の排出の規制及び粉じんに関する規制などに関する事務」
- (4) 「③-4 公害防止統括者等の届出の受理などに関する事務」
- (5) 「③-5 ダイオキシン類を発生する特定施設の設置届の受理などに関する事務」
- (6) 「③-6 土壌汚染状況調査の実施の命令などに関する事務」
- (7) 「④-52 指定区域内建築物用地下水採取許可などに関する事務」
- (8) 「⑤-44 ガス事業者などの事業場への立入検査などに関する事務」

4 福祉保健局（22項目）

- (1) 「②-3 狂犬病予防員の設置、犬の登録、犬の捕獲などの事務」
- (2) 「③-7 犬及びねこの引取りに関する事務」
- (3) 「④-67 動物取扱業者の登録などに関する事務」

- (4) 「④-1 児童相談所設置など児童福祉に関する事務」
- (5) 「④-2 民生委員の推薦など民生委員に関する事務」
- (6) 「④-4 保護施設設置など生活保護に関する事務」
- (7) 「④-5 行旅病人等に関する費用弁償に関する事務」
- (8) 「④-13 墓地経営の許可など墓地、埋葬等の規制に関する事務」 ※
- (9) 「④-6 施設届出受理など社会福祉事業に関する事務」
- (10) 「④-8 資金貸付など母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務」
- (11) 「④-9 居宅生活支援事業届出受理など老人福祉に関する事務」
- (12) 「④-83 構造改革特別区区域内の特別養護老人ホーム不足区域における特別養護老人ホーム設置認可申請の審査などに関する事務」
- (13) 「④-10 指定養育医療機関の指定など母子保健に関する事務」
- (14) 「④-16 事務費用補助など結核の予防に関する事務(結核指定医療機関の指定など)」 ※
- (15) 「④-42 社会福祉法人設立に係る定款審査などに関する事務」 ※
- (16) 「④-57 非課税証明書の発行などに関する事務」
- (17) 「④-66 貸付金償還免除などに関する事務」
- (18) 「⑤-62 広告事項の許可などに関する事務」
- (19) 「⑤-72 有料老人ホームの設置者等に対する質問及び立入検査などに関する事務」
- (20) 「⑤-73 介護老人保健施設の開設の許可などに関する事務」
- (21) 「⑤-74 指定障害福祉サービス事業者への勧告などに関する事務」
- (22) 「⑥-59 教育、保育等を総合的に提供する施設の認定などに関する事務」

5 産業労働局（4項目）

- (1) 「④-22 特定工場の新設届出受理などに関する事務」
- (2) 「④-31 農住組合の土地交換分合計画認可などに関する事務」
- (3) 「④-36 大規模小売店舗新設届出受理などに関する事務」
- (4) 「④-88 第一種大規模小売店舗立地法特例区域の指定などに関する事務」

6 教育庁（5項目）

- (1) 「④-21 県費負担教職員の任免、給与決定などに関する事務」
- (2) 「⑥-116 県費負担教職員の定数の設定などに関する事務」
- (3) 「⑥-117 県費負担教職員の給与の負担などに関する事務」
- (4) 「④-41 重要文化財の現状変更許可などに関する事務」
- (5) 「⑤-77 発掘に関する指示及び命令などに関する事務」

（注）網掛けは、事務配分の検討の方向付け終了後に、地方分権一括法等により特別区に移譲されている事務（※は、検討対象事務の一部が移譲されているもの）

(R3.10.1 現在)

事務配分に関する都区の考え方（例）

公共下水道の設置・管理事務

区の考え方（区に移管）

下水道（枝線管きよ等）の設置・管理に関する事務

- 法令上、**特別区の事務**（協議が整うまでは都が実施）
- 区道との一体的な管理や窓口の総合化など、**住民の利便性の向上、事業執行の効率化等**が期待できる。

幹線管きよなど・終末処理場の設置・管理に関する事務（流域下水道）

- 一般的には**府県事務**であるが、現行の処理区単位で複数区による**共同処理**が可能

都の考え方（都が一体的に処理）

- 区部の下水道は、**全体を一体の施設として整備**されており、**処理区ごとに分割すれば効率性が低下し、サービスも低下**
- 共同処理方式では、**住民自治が後退し、効率性、事業効果、専門性も低下**
- 基礎自治体優先の原則のみで判断すべきではなく、**都が一体的に行うことが都民区民の利益に合う**

相違

- ・下水道の流れ：家庭など⇒枝線⇒幹線⇒（ポンプ所）⇒水再生センター⇒川など
- ・区部10処理区、水再生センター13か所等（監理団体への移転、民間への委託化を推進）
- ・都は、多摩26市3町1村の区域で流域下水道事業を実施

事務配分に関する都区の考え方

法令上区への移譲が可能とされている事務（第11回幹事会）

区の考え方（区に移管）

特定計量器、犬・ねこの引取りに関する事務

- 施設の偏在を踏まえつつ、各区間の連携等により対応
- 地域の実情に応じた**効率的できめ細かな対応**が期待できる

汚水、ばい煙、ダイオキシンなど公害関係の事務

- 地域の実情に応じた**迅速できめ細かな対応**が期待できる

方向は一致

都の考え方（区に移管）

特定計量器、犬・ねこの引取りに関する事務

- 区が**一定以上の規模**になることにより、**人材、施設を確保**すれば可能

汚水、ばい煙、ダイオキシンなど公害関係の事務

- 区にも**専門職員**がいるが、**区が一定以上の規模**になることで、**より効果的効率的な執行**が可能

相違

《都の考え方》特別区が人口50万程度以上の規模になった場合、どんな事務が移管できるかという前提において、事務の掘り起こしを行った。政令指定都市並みの規模であれば、支障なく事務の遂行が可能であろうという意味合いである。50万でなければ駄目というわけではなく、規模も要素の一つということである。

東京の自治のあり方研究会「最終報告」(平成27年3月)について

▽東京の自治のあり方研究会の設置

平成21年2月の都区のあり方検討委員会で、「特別区の区域のあり方については、引き続きの課題とするが、当面、都区のあり方検討とは別に、将来の都制度や東京の自治のあり方について、学識経験者を交えた、都と区市町村共同の調査研究の場を設けることとし、その結果を待つて、必要に応じ議論する」ことを確認。同年11月から調整研究を開始

▽部会の設置

2050年までの500m²単位の将来人口分析を実施

▽中間報告で示した3つの論点について、最終報告とりまとめ

- (1) 都と区市町村の役割分担のあり方
- (2) 住民自治(自治の担い手)のあり方
- (3) 効率的・効果的な行財政運営のあり方

1. 人口動向を踏まえた地域ごとの将来の姿と課題

【高齢者の急激な増加と高齢化の進展】

- ◇ 都内では、2030年代中頃以降、急激に高齢化が進展し、2050年には75歳以上人口は倍増。特に区部で急速に高齢化が進展。また、区部では、高齢化の進展の状況にばらつきが大きく、高齢化率が40%以上の地域も存在。
- ◇ 一方、生産年齢人口の減少幅は全国と比べて緩やかであるが、区西部や西多摩、島しょ地域では、2050年までに4割以上減少し、税収入等に大きな影響を及ぼすことが推定。
- ◇ こうした将来の人口構成や財政環境の変化に伴い、今後都内では、現在の行政サービス水準の維持・存続が困難となる地域が発生することが予想。

【高齢者単身世帯と空き家の急増】

- ◇ 2050年における都内の総世帯数に占める割合は、高齢者単身世帯が2割、これに「老世帯」を加えた高齢者のみが居住する世帯が約3割に達する。
- ◇ 2008年時点で約75万戸あった都内の空き家は、約40年後の2050年には倍増し、170万戸を超える見通し。また、空き家率も全ての地域で上昇し、多くの地域で2割超。
- ◇ こうした地域においては、地域での見守り機能が弱くなるほか、治安の悪化等を招き、ひいてはコミュニティの維持・存続が困難となる恐れ。

【東京における少子化の更なる進展】

- ◇ 都内の出生数は、1970年には23万人にのぼったが、現在は11万人に半減。さらに、東京都の合計特殊出生率は1.13で最下位にあり、人口置換水準の2.07を大きく下回る。
- ◇ 人口減少の問題は、「東京対地方」という単純な構図で論じるのではなく、東京をはじめとする大都市において、重点的・集中的に少子化対策を実施することにより、低出生傾向の改善が図られなければ、東京と地方はともに消滅することに。

2. 東京の自治のあり方の方向性

◎ 全国の他地域と比較すると、東京の人口構造は比較的緩やかに変化していくと推計されてい

るため、危機的な状況が迫っていることについて認識が深まることも懸念され、都や区市町村には危機意識を共有しながら、将来に向けた対策を適切に行っていくことが重要。

- ◎ 東京の進むべき方向性を考えるにあたっては、東京と地方が共存し、共に発展していくために、東京がどのような役割と責任を果たしていくことができるのかといった視点も重要。
- ◎ 将来東京が直面することが見込まれる危機的な状況をあらかじめ想定し、厳しい環境にも対応しうる具体的な自治のあり方をただちに検討していく必要。

- ◎ 都内自治体の人口規模は、町村部のほか、5万人規模から50万人を大きく上回る区市町村様々。また、面積規模は、平均30km²程度にとどまっておき、特に区部及びその近隣地域には、市街地が連坦した地域に小規模面積の自治体が数多く存在。今後の東京の自治のあり方を検討するにあたっては、こうした特性を踏まえる必要。

(1) 都と区市町村の役割分担のあり方

- ◎ 事業の性質や各地域が抱える課題等を考慮しながら、今後の都と区市町村の役割分担のあり方について検討する必要。
- ◎ 都内における今後の人口減少社会の到来や少子高齢化の更なる進展を踏まえ、広域自治体として都が、今後どのように対応していくのかについても、検討が求められる。

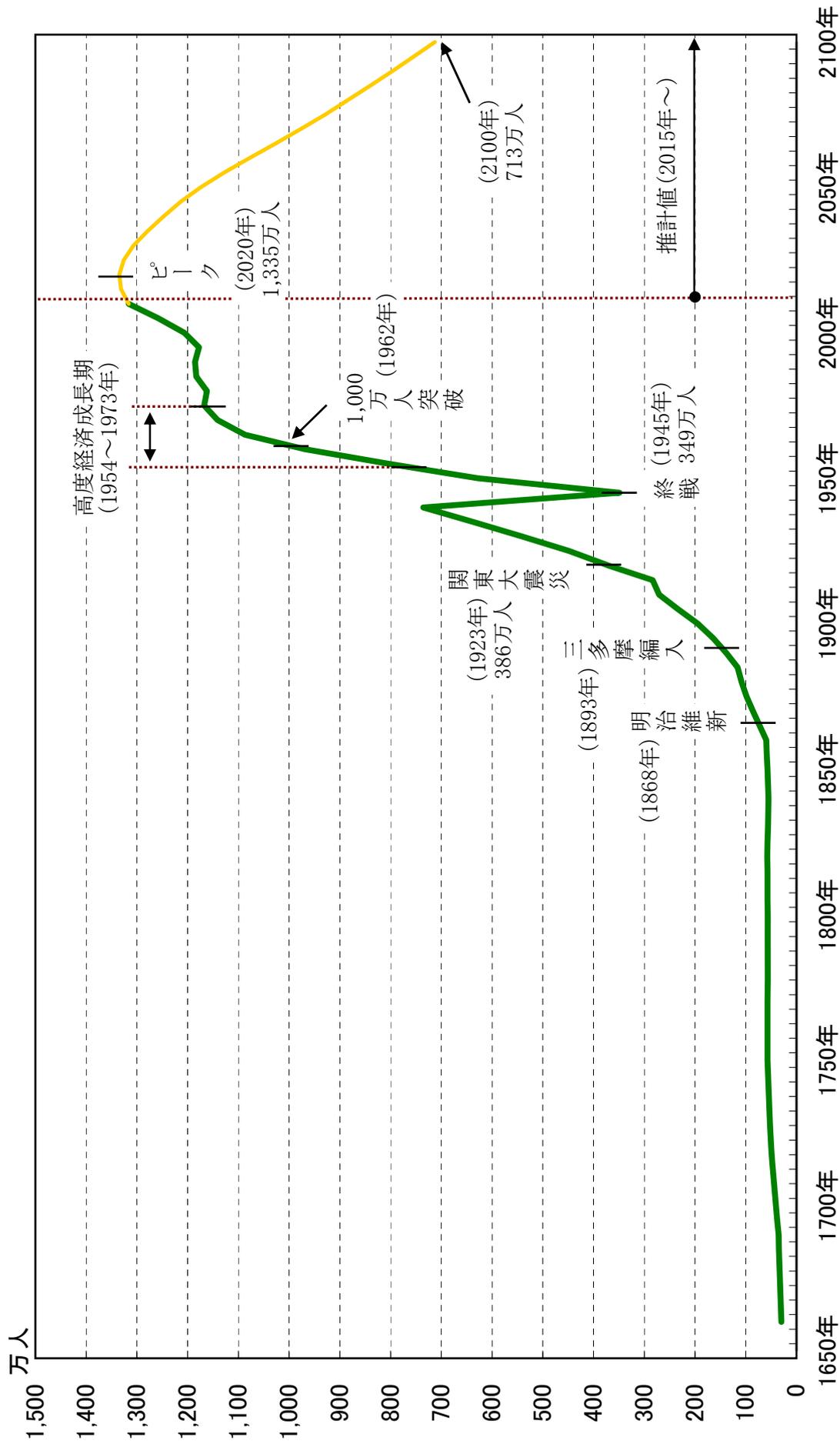
(2) 住民自治(自治の担い手)のあり方

- ◎ 町内会や自治会等の活動を基盤とした既存のコミュニティを再構築していくことはもとより、NPや企業、ボランティア団体などの地域の様々な活動主体との協力によって、新しいコミュニティの形成を支援していく必要。
- ◎ 様々な年代層がそれぞれの課題意識や経験・ノウハウを地域課題の解決に有効に活用し、地域の担い手として活躍できるよう、各区市町村は、多様な支援策をこれまで以上に積極的に講じていくことが重要。

(3) 効率的・効果的な行財政運営のあり方

- ◎ 今後、変化・増大する行政需要に的確に対応し、安定的な行政サービスを提供していくためには、既存の行政体制の維持・存続にとらわれず、早急に見直しを検討していくことが必要。
- ◎ 各区市町村は、将来の状況を直視し、人口動向や財政環境等の変化により、十分な行政サービスが提供できなくなるなど危機的な状況に陥る前から、合併、共同処理制度の活用、基礎自治体間での相互補完や機能分担等、多様な選択肢について、地域特性や住民意思等を踏まえながら、主体的に検討、判断していく必要。
- ◎ 合併・連携それぞれにメリット、デメリットの両面があることを念頭に、地理的状況、人口規模、人口や産業の集積の状況、地域の連坦、面積など、その地域特有の様々な状況を踏まえ、合併・連携等の多様な選択肢の中で、どのような手段がより有効であるのかについて、具体的なデータ等に基づき、関係自治体間で議論していくことが重要。
- ◎ 自治体間における連携が増大していく場合には、既存の体制の維持・存続にとらわれない行政体制のあり方を検討することが求められる。

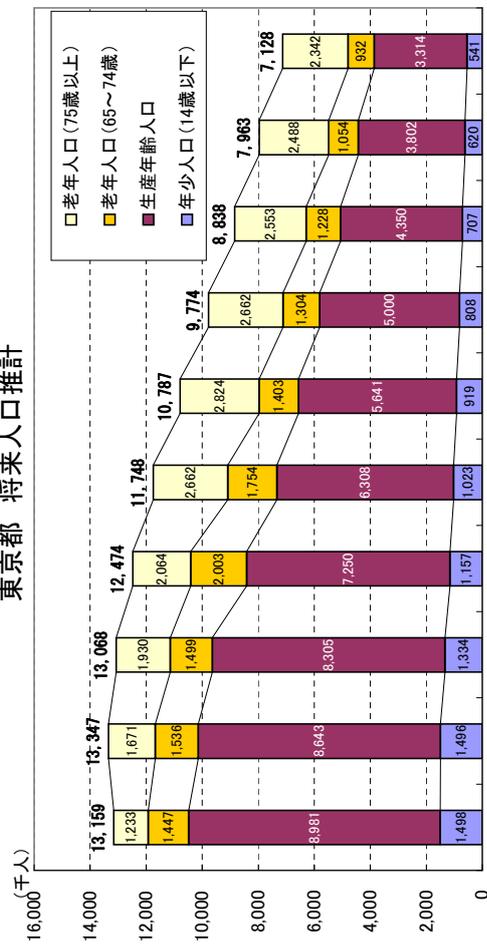
東京の人口の推移



※1867年以前(江戸時代)は『大江戸まるわかり事典』(大石学編・時事通信出版局・2005.7)より作成(ただし江戸の町人口のみ)
 ※1872年~2035年は東京都統計部「東京都の人口(推計)」より作成、ただし2015年~2035年は推計値
 ※2035年以降は「東京の自治のあり方研究会」による推計

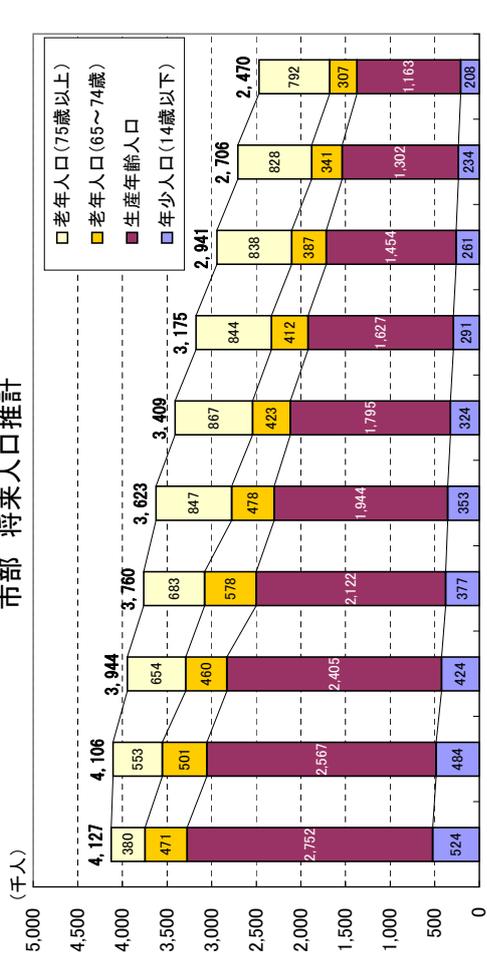
東京の将来人口推計(年齢3区分別)

東京都 将来人口推計



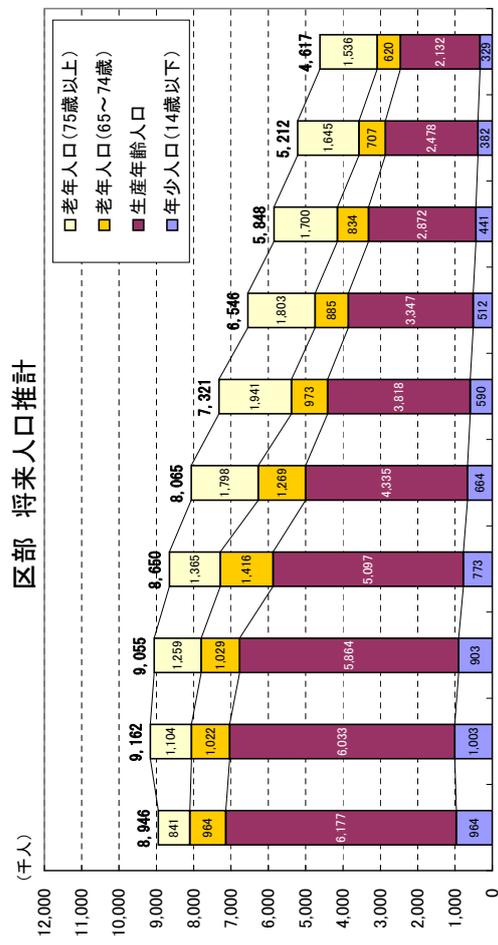
	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	11.4%	11.2%	10.2%	9.3%	8.7%	8.5%	8.3%	8.0%	7.8%	7.6%
生産年齢人口比率	68.2%	64.8%	63.6%	58.1%	53.7%	52.3%	51.2%	49.2%	47.7%	46.5%
老年人口(65~74歳)比率	11.0%	11.5%	11.5%	14.9%	16.1%	14.9%	13.0%	13.3%	13.9%	13.1%
老年人口(75歳以上)比率	9.4%	12.5%	14.8%	16.5%	22.7%	26.2%	27.2%	28.9%	31.2%	32.9%

市部 将来人口推計



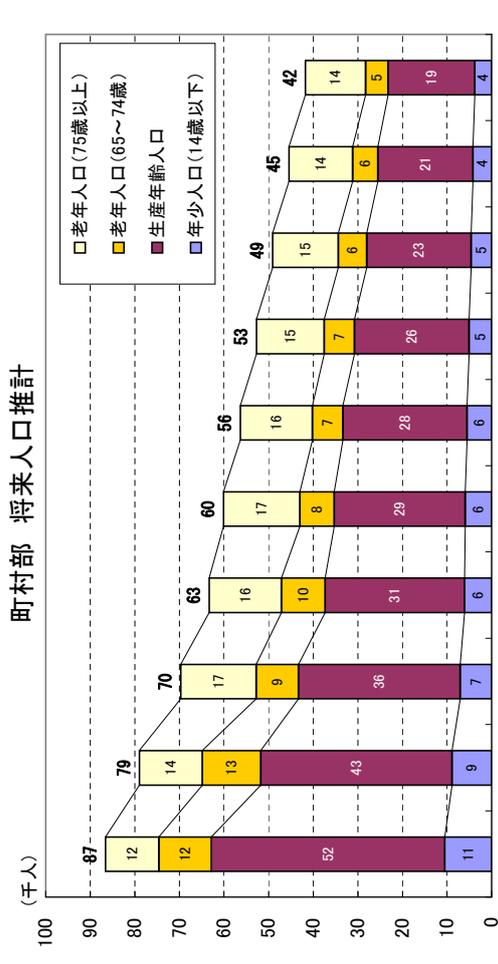
	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	12.7%	11.8%	10.8%	10.0%	9.8%	9.5%	9.2%	8.9%	8.6%	8.4%
生産年齢人口比率	66.7%	62.5%	61.0%	56.4%	53.7%	52.7%	51.3%	49.4%	48.1%	47.1%
老年人口(65~74歳)比率	11.4%	12.2%	11.7%	15.4%	13.2%	12.4%	13.0%	13.2%	12.6%	12.4%
老年人口(75歳以上)比率	9.2%	13.5%	16.6%	18.2%	23.4%	25.4%	26.6%	28.5%	30.6%	32.1%

区部 将来人口推計



	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	10.8%	10.9%	10.0%	8.9%	8.2%	8.1%	7.8%	7.5%	7.3%	7.1%
生産年齢人口比率	69.0%	65.8%	64.8%	58.9%	53.7%	52.1%	51.1%	49.1%	47.6%	46.2%
老年人口(65~74歳)比率	10.8%	11.2%	11.4%	16.4%	15.7%	13.3%	13.5%	14.3%	13.6%	13.4%
老年人口(75歳以上)比率	9.4%	12.0%	13.9%	15.8%	22.3%	26.5%	27.5%	29.1%	31.6%	33.3%

町村部 将来人口推計



	2010年	2020年	2030年	2040年	2050年	2060年	2070年	2080年	2090年	2100年
年少人口比率	12.2%	11.2%	10.1%	9.6%	9.8%	9.8%	9.6%	9.3%	9.2%	9.0%
生産年齢人口比率	60.4%	54.3%	52.0%	49.3%	48.9%	49.4%	48.8%	47.7%	46.9%	46.5%
老年人口(65~74歳)比率	13.6%	16.5%	13.6%	15.5%	12.8%	12.1%	12.9%	13.0%	12.5%	12.1%
老年人口(75歳以上)比率	13.8%	17.9%	24.3%	25.6%	28.5%	28.7%	28.8%	30.0%	31.4%	32.3%

※「東京の自治のあり方研究会」による推計